



サービス重要説明事項

はじめに

この度は、当社サービスをお申し込みいただき誠にありがとうございます。
でございます。

このご案内は、ご加入のお手続きや、設置工事完了後の、月々
のご利用料金のお支払いについての説明となっておりますので、
加入申込書の「お客さま控え」と一緒に保管いただきます
ようお願い申し上げます。

なお、ご契約内容によっては別途「重要説明事項」および
「契約約款・利用規約」がございますので、そちらも併せて
ご確認ください。

本書は定期的に更新をしております。本書の最新版および
各種契約約款・利用規約は当社ホームページに掲載して
おります。

ご不明な点がございましたら、ちゅピCOMお客さまセンター
までご連絡ください。

重要説明事項目次

各種サービスに共通する事項

①ご契約について	3
②初期契約解除制度について	3
③お支払いについて	4
④設置工事について	4
⑤機器について	5
⑥サービス提供条件について	5
⑦各種利用料について	5
⑧セット割引について	5
⑨NHK受信料について	6
⑩コース・パック変更について	6
⑪一時休止・再開について	6
⑫保守・サポートについて	7
⑬解約について	7
⑭機器損害金について	8
⑮最低利用期間	8
⑯住所変更について	9
⑰名義変更について	9
⑱サービスの提供停止・加入契約の解除について	9
⑲停電時について	9
⑳損害賠償について	9
㉑個人情報の取り扱いについて	10

放送サービスに関する事項

ちゅピCOM TV／ちゅピCOM光 TVについて

①コース・パック変更について	11
②有料オプションチャンネルについて	11
③番組ガイドについて	11
④視聴年齢制限について	11
⑤STBについて	11
⑥双方向機能付STBについて	11
⑦画面比率について	12
⑧CASについて	12
⑨リモコンの取り扱いについて	12
⑩降雨減衰について	12
⑪チャンネル編成について	12
⑫STBのバージョンアップについて	12
⑬受信待機について	12
⑭地上デジタル放送の視聴について	12
⑮見守りサービス料金	12

インターネット接続サービスに関する事項

ちゅピCOM NET／ちゅピCOM光 NETについて

①工事までにご用意いただくもの	13
②速度について	13

③利用制限について	13
④他社プロバイダについて	13
⑤アカウント・パスワードについて	13
⑥コース変更について	13
⑦Wi-Fiオプションについて	13
⑧オプションサービスの変更について	14

ちゅピCOM光 NET 1G with auひかり について

①インターネット接続サービスに関する事項	14
②工事に関する事項	14
③機器・損害金について	15
④各種料金について	15

ちゅピCOM スーパーTVサービスに関する事項

①サービスについて	15
②利用料について	15
③最低利用期間について	15
④機器について	16
⑤視聴年齢制限について	16
⑥録画機能について	16
⑦録画制限について	16
⑧CASカードについて	16
⑨アプリケーションについて	17
⑩サービスの休止について	17
⑪解約について	17
⑫個人情報の取り扱いについて	17
⑬KDDI 窓口について	18
ウィルスバスター for au	18

電話サービスに関する事項

ケーブルプラス電話／ケーブルプラス光電話について

①サービス名称・〔区分〕	23
②本サービスを提供する会社	23
③お問い合わせ先	23
④ご留意事項	23
⑤サービス内容	23
⑥契約・お申し込みについて	23
⑦緊急通報（110/118/119）について	23
⑧電話番号の継続利用について	24
⑨本サービスの機能について	25
⑩104番号案内	25
⑪ご利用料金	25
⑫宅内機器について	27
⑬本サービスの解約について	27
⑭本サービスの提供条件を説明する会社	28

⑮ EMTA等について	28
⑯ 付加サービスについて	28
⑰ My auについて	28

ケーブルラインについて

① WMTAについて	30
② 工事費について	30
③ 付加サービスの料金について	30
④ Web明細について	30
⑤ お預かりする個人情報の取り扱いについて	30

ちゅピCOM電気まとめ割に関する事項

① ちゅピCOM電気まとめ割について	31
② ご契約について	31
③ お申し込みからご利用開始について	31
④ 料金請求の開始月について	31
⑤ 名義変更について	31
⑥ 住所変更について	31
⑦ サービスの停止、契約の解除について	31
⑧ 免責について	31
⑨ 個人情報の取り扱い	31

ちゅピCOMモバイルに関する事項

① 利用料について	32
② セット割引について	32
③ プラン・コース変更について	32
④ 加入審査における個人情報の取り扱いについて	32
⑤ SIMカードについて	32
⑥ MNP（携帯電話番号ポータビリティ）について	32
⑦ サービスエリアについて	32
⑧ 利用制限について	33
⑨ データ容量について	33
⑩ 割引通話オプションについて	33
⑪ 通話定額オプションについて	33
⑫ 危険SMS拒否設定について	34

工事に関する事項

① 新規工事について	35
② 変更工事について	35
③ 撤去工事について	35

各種料金について

① 事務手数料	36
② ご利用料金について	36

③ ブロードバンドユニバーサルサービス料、 電話ユニバーサルサービス料および 電話リレーサービス料について	38
④ 各種工事について	39

セット割引料金について

ちゅピCOMサービス セット割引料金	40
ちゅピCOM光サービス セット割引料金	45
ちゅピCOM NET マンションプラン セット割引料金	50
ちゅピCOM光 NET 1G with auひかり セット割引料金	51

尾道局セット割引料金について

ちゅピCOMサービス セット割引料金	53
ちゅピCOM光サービス セット割引料金	55

各種サービス約款・利用規約目次

放送サービス契約約款	61
CATV専用B-CASカード使用許諾契約約款	64
日本放送協会放送受信規約	64
インターネット接続サービス契約約款	68
無線LAN内蔵ケーブルモデムレンタル規約	72
ちゅピCOM スーパーTVサービス利用規約	73
ちゅピCOM電気まとめ割サービス規約	75
ちゅピCOMモバイル加入契約約款	76
ちゅピCOMモバイル販売契約約款	85
テクニカル&リモートサポート利用規約	87
端末延長保証利用規約	89
セキュリティサービス利用規約	92
i-フィルター for マルチデバイス利用規約	93

各種サービスに共通する事項

①ご契約について

- 未成年者のご契約は、親権者（法定代理人）の方の同意が必要となります。ご加入の際、契約内容について親権者にお電話にてご説明いたします。
- ご高齢者のご契約は、お申し込みをお受けした後、再度、契約の意志を確認させていただきます。または、第三者の同意を得ます。
- ちゅピCOMモバイルはご契約の際に、本人確認書類の提示が必要です。
- ちゅピCOMモバイルの音声+データSIMは、同一名義で最大5回線までお申し込みいただけます。
- ちゅピCOMモバイルは未成年者のご契約される場合または未成年者の方がご利用される場合はフィルタリングサービスのご加入が必要です。
※ちゅピCOM NETをご契約の場合、セキュリティサービス（マカフィー for ZAQ）および有害サイトフィルタリング（i-フィルター for ZAQ）を無料でご利用いただけます。
- ちゅピCOMモバイルでインターネットのご利用により、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある有害情報に接する機会が生じる場合がございます。また、インターネットのご利用により以下に例示するような危険性が存在しますので、フィルタリングサービスを利用されない場合や利用を中止される場合は十分にご注意ください。
 - (1) 出会い系サイト、アダルトサイト、暴力的な表現のあるサイト等へのアクセスにより、犯罪等の事件に巻き込まれるケースが多いこと。
 - (2) プロフ、SNS等のサイト上での見知らぬ相手との情報のやりとり等によりトラブルにあう青少年が増えていること。
 - (3) ブログ、掲示板等のサイトへの個人を特定する無責任な書き込みが誹謗中傷・名誉毀損へと繋がり、加害者となりうること。

青少年のフィルタリングサービスへの加入は法律で義務として定められています。
2009年4月1日（水）より、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行されました。

②初期契約解除制度について

- 本契約により締結した放送サービス・インターネット接続サービス（有料放送役務ならびに電気通信役務）・ちゅピCOMモバイル（音声+データSIMおよび通話定額オプション）は初期契約解除制度の対象です。
1. ご契約成立後、加入申込者に対し、契約内容を記載した書面「ご契約内容確認書」を交付します。サービス提供開始日またはこの書面をお客さまが受領した日から起算して8日を経過するまでの間、書面（ハガキでも可）により、その申し込みの撤回または当該契約の解除を行

うことができます。この効力は、書面を発送した時に生じます。

2. この場合、お客さまは、
 - ①損害賠償もしくは解約料その他金銭等を請求されることはありません。
 - ②ただし、本契約の解除までの期間（ちゅピCOMモバイルの場合で携帯電話番号ポータビリティ（以下MNP））転出を希望される場合は、MNP転出が完了するまでの期間）において提供をうけた放送サービス、インターネット接続サービス、ちゅピCOMモバイルの料金、登録事務手数料、ちゅピCOMモバイルの通話料等の従量料金、MNP転出料および既に工事が実施された場合の工事費は請求されます。
※放送サービス、インターネット接続サービスの料金、ちゅピCOMモバイル、登録事務手数料および工事費等の料金については、36 ページ【各種料金について】をご確認ください。
 - ③契約に関連して当社が金銭等を受領している際には当該金銭等（上記②で請求する料金を除く。）をお客さまに返還いたします。
3. ちゅピCOMモバイルのご契約時に新規に電話番号を発行したお客さまにつきましては、初期契約解除でのMNP転出はできません。MNP転出を希望される場合、当社でMNP予約番号を発行します。Dプランをご利用の場合は、MNP予約番号の発行まで4日程度かかります。
※契約前の状態への復帰（MNP転出元事業者・変更前機種への復帰等）を当社が保証するものではありません。お客さまご自身で、MNP転出元事業者等への事前確認および手続きをお願いいたします。
4. ちゅピCOMモバイルのMNP予約番号には有効期間がございます。有効期間中に他の携帯電話事業者へ転出されない場合、お客さまが初期契約解除申請を取り消したものといたします。
5. ちゅピCOMモバイルの変更契約（データ容量の変更）を初期契約解除された場合、変更前の契約にお戻しいたします。ただし、変更前の契約に戻せるのは、当社が書面を受領した日が属する月の翌月1日（月末に書面を受領した場合は翌々月1日）となります。また、この際、変更後のコースが適用となる月は、変更後のコースの基本利用料をお支払いいただきます。
6. 当社による初期契約解除制度の説明が間違っていたり、交付された書面に初期契約解除制度の記載がなかったりしたことにより、お客さまが8日間を経過するまでに契約を解除できなかった場合、当社が新たに発行する正しい書面を受領した日から8日間は契約を解除することができます。
7. 【書面による解除時の記入項目】以下の記入例を参照ください。
 - (1) 契約者情報（ご住所、ご契約者の名前、電話番号）
 - (2) 「ご契約内容確認書」の受領日（○年○月○日）
 - (3) ご契約サービス名

- (4) ご契約サービスのご利用料金
上記をご記入の上、「契約を解除します。」とご記入ください。

【本件についてのお問い合わせ・書面送付】

〒730-0854 広島市中区土橋町7番1号
株式会社ちゅピCOM
ちゅピCOMお客さまセンター
0800-555-2525 (無料) (受付時間9:30~18:00年中無休)

【記入例】

〒730-0854 広島市中区土橋町7番1号 株式会社 ちゅピCOM 行 電話番号 お客さまの名前 ご住所	左記契約を解除します ① 契約者情報 (ご住所・ご契約者の名前・電話番号) ② 「ご契約内容確認書」 ③ ご契約サービス名 ④ 契約サービスのご利用料金
---	---

【書面記載についての注意事項】

- ・書面はお客さまにてご用意をお願いいたします
- ・郵送料はお客さまにてご負担ください

③お支払いについて

- お支払いは、お申し込みいただいた口座からの引き落としもしくはクレジット決済といたします。ちゅピCOM モバイルの場合、ご契約者名義のクレジットカードでのお支払いとなります。既にちゅピCOM TVまたはちゅピCOM NETにご加入で口座振替またはクレジットカードでお支払いの場合は、ちゅピCOM TVまたはちゅピCOM NETと同様の方法にてお支払いいただけます。
- 口座からの引き落としもしくはクレジットカードでのお支払いが連続して当社で確認できない場合は、サービスの停止もしくは解約処置をとらせていただきますので、あらかじめご了承ください。

【口座振替の場合】

1. ご利用料金は毎月27日に、お申し込みいただいた口座より引き落としとなります。
※金融機関によっては、振替日が異なる場合があります。
※金融機関休業日の場合は翌営業日となります。
2. 引き落とし口座を変更される場合、マイページ（利用明細Web）から手続きが必要です。お手続きをいただいてから変更の反映までには、お時間がかかる場合があります。
3. 登録いただきました口座から口座情報不備や残高不足などにより引き落としができなかった場合、当社より「払込票（コンビニ支払用紙）」をお送りいたします。内容をご確認の上お支払いください。またその際には、

132円（税込み）の手数料がかかりますのであらかじめご了承ください。

【ご契約者さまと請求先が異なる場合】

1. 請求先がご契約者さまと異なる場合は、請求先をご記入ください。
2. お支払いに関する書類につきましては、ご契約者さまもしくは請求先住所へお送りいたします。

【適格請求書について】

適格請求書が必要な場合は、別途お申し込みが必要です。

【ご利用料金のお知らせについて】

- インターネットから「マイページ（利用明細Web）」（<https://www.chupicom.jp/user/meisai.html>）をご利用ください。過去13カ月分の利用料金を確認いただけます。また、ご利用の際は、利用登録が必要となります。
- 請求書・領収書はマイページ（利用明細Web）からダウンロードいただけます。毎月請求書発行を希望する場合は、別途132円（税込み）の手数料が必要です。

【クレジットカードの場合】

1. クレジットカードの場合は、各社によって請求日が異なりますのでご利用のクレジットカード会社より届きます請求書にてご確認ください。（当社からはお送りいたしません）。
2. ご登録いただきましたクレジットカードの有効性をクレジットカード会社に確認させていただきます。その際、結果が「無効」と判定された場合は当社よりその旨のご連絡とあわせて、他のお支払い方法の設定をお願いいたします。お支払い方法の設定および手続きが完了するまで、当社より「払込票（コンビニ支払用紙）」をお送りいたします。内容をご確認の上お支払いください。また、その際には132円（税込み）の手数料がかかりますのであらかじめご了承ください。
3. クレジットカード番号の変更をご希望される場合は、マイページ（利用明細Web）から手続きが必要です。

④設置工事について

【事前のお願い（工事全般）】

作業を開始する前に、下記に関してあらかじめご確認・ご協力をお願いいたします。

1. 作業時間中は必ずご在宅、ご在室いただき、工事にお立ち会いをお願いいたします。作業内容について、工事当日にお客さまにご確認いただくこともございますので、ご協力をお願いいたします。
2. 工事内容によりですが、作業に若干の騒音、振動が伴う場合がございます。
3. 作業の都合により、家具、調度品を移動させていただく場合がございます。
4. 小さなお子さまやペットが作業場付近にお近づきにならないよう、ご注意をお願いいたします。
5. 貴重品、現金等はあらかじめ作業場所周辺からお客さま自身で移動、ならびに保管をお願いいたします。

6. 工事前に配線状況調査を実施する場合がございますので、ご協力をお願いいたします。

7. サービスによっては、工事実施までにご用意いただく場合がございます。あらかじめご確認いただき、ご用意いただきますようお願いいたします。

【工事が中止・延期になる場合】

以下のような事情により工事を中止、延期、またはご契約の取り消しをさせていただきます場合がございます。あらかじめご了承ください。

1. 各種サービスの提供不可地域および不可物件
2. 商用ビル・大型戸建て住宅等の特殊な建物
3. 風雨等の天候不良
4. 当日の工事内容の変更、または特殊な工事が必要となる場合
5. お客さまのご都合が悪くなった場合（※ご都合が悪くなった場合は、必ず当社へご連絡ください）

各種サービスに対する設置工事の説明については、35 ページ【工事に関する事項】をご参照ください。

⑤機器について

サービスを利用する上で必要となる機器はすべて貸出品（STBリモコンを除く）です。故障の場合は当社までご連絡ください。

お客さまの過失により紛失・破損された場合は解約時と同様に損害金を請求させていただきます。損害金については、8 ページ【⑭機器損害金について】をご参照ください。

【機器の注意事項】

機器本体やACアダプタに水をかけたりしないでください。感電・火災の原因となります。機器の開口部（通風孔等）をふさがないように、機器と壁の間に10cm以上の隙間を空けてください。通風孔をふさぐと内部に熱がこもり、故障もしくは火災の原因となることがあります。

※その他、各機器の取扱説明書に記載されている「安全上のご注意」を必ずお守りください。

【STBの電源コードについて】

STBは電源を切った状態で、デジタル放送からの情報受信やバージョンアップ情報の通信を自動的に行っておりますので、ICカードの抜き差し時や異常時以外には電源コードを抜かないでください。

⑥サービス提供条件について

- ちゅピCOM光の放送サービスおよび電話サービスは、新規ご加入時にインターネット接続サービスを契約いただくことを条件に提供いたします。
 - 「ちゅピCOM光 TV 地上・BSコース」はインターネット接続サービスの契約を条件に提供いたします。
 - 「ちゅピCOM TV おのみち地上・BSコース」はインターネット接続サービスの契約を条件に提供いたします。
- ※一部エリアを除きます。

⑦各種利用料について

- 放送サービスおよびインターネット接続サービス、ちゅピCOMモバイルの基本利用料について、利用を開始した月の翌月からご請求させていただきます。

※電話サービスについては、KDDI株式会社（以下「KDDI」という。）、およびソフトバンク株式会社（以下「ソフトバンク」という。）の基準に従い請求させていただきます。

- 利用料金は、利用された月の翌月に当社より請求させていただきます。ただし、請求日および口座振替日については、お支払い方法によって異なります。4 ページ【③お支払いについて】をご確認ください。

【放送サービスについて】

・基本利用料にはNHK受信料および有料オプションチャンネルの料金は含まれておりません。

4Kプレミア・スポーツライブ・エンタメ・エコノミーパックの月額基本利用料は基本利用料+STBレンタル料（ちゅピCOM スーパーTVまたは4KSTB）込みの料金です。なお、ちゅピCOM スーパーTVを選択された場合、ちゅピCOM NETのご契約が必要です。

・有料オプションチャンネルは、利用開始日が月の途中であっても1カ月分の料金を請求させていただきます。なお、BS10プレミアムは利用開始日が属する月の翌月分からご利用料金が発生いたします。

【インターネット接続サービスについて】

基本利用料には有料オプションサービス料、ブロードバンドユニバーサルサービス料は含まれておりません。

【電話サービスについて】

基本利用料には通話料・電話ユニバーサルサービス料・電話リレーサービス料・その他付加サービスの料金は含まれておりません。詳細については、別途本誌「電話サービスに関する事項」およびソフトバンクが定める「IP電話サービス契約約款」をご確認ください。

【ちゅピCOMモバイルについて】

基本利用料には、端末代金、通話料、電話ユニバーサルサービス料、ブロードバンドユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、SMS利用料、その他オプションサービスの料金は含まれておりません。

⑧セット割引について

- 放送サービス・インターネット接続サービス・電話サービス・ちゅピCOMモバイルにセットでご加入いただいた場合、利用料より割引を行います。ただし、組み合わせる商品により、セット割引が適用されない商品がございます。詳しくは、40 ページ【セット割引料金について】をご確認ください。

- セット割引については、サービスの契約者名・契約住所（ご利用先住所）・支払い先（口座番号やクレジット番号が同一の場合に限る。）の全てが同じ場合で、当社が同一のお客さま番号を発行した場合に適用となります。い

ずれかが同じではない場合は、適用となりませんのであらかじめご了承ください。

⑨ NHK受信料について

当社の放送サービスにご加入のお客さまに対しお得な「NHK衛星契約団体一括支払」をご用意しております。

お支払い方法	2か月払額	6か月前払額	12か月前払額
当社団体一括支払	3,540円 (税込み)	10,106円 (税込み)	19,605円 (税込み)
継続振込等 口座・クレジット	3,900円 (税込み)	11,186円 (税込み)	21,765円 (税込み)

※金額は地上波受信料と衛星受信料を含んだものです。
※受信料額の詳細については、NHK ホームページをご覧ください。

ご利用いただける方は、当社放送サービスにご加入のお客さまで当社のご利用料金とあわせてNHK受信料のお支払いを了承された方のみとなります。

【申し込みに際しての注意点】

- お支払いは、当社のサービス利用料のお支払いと同じ方法となります。
- 現在NHK受信料を前払いされている場合は、お申し込みが完了された後、各偶数月（新規でご加入いただいた際は設置工事させていただいた後の偶数月）からのお取り扱いとなります。（ご請求は、奇数月となります。）既に受信料を前払いされている場合は、前払い終了後から「団体一括支払」による割引が適用されます。
- 手続きの都合上、お取り扱いが遅れる場合がございますので、ご了承ください。

【お客さま自身でNHK受信料をお支払いになる場合について】

直接NHKへご連絡の上、お支払いいただきますようお願いいたします。また、BSデジタルチャンネルを視聴されている際、NHKにご連絡をお願いする旨の案内が表示される場合がございますので、あらかじめご了承ください。

⑩ コース・パック変更について

放送サービス	パック	4Kプレミアム/スポーツライブ/エンタメ/エコノミーパック
	コース	ちゅピCOM(光) TV S/A/C/地上・BSコース/ (尾道局のみ) おのみち 地上・BSコース
インターネット 接続サービス	コース	ちゅピCOM NET 320M ^{※1} /120M ^{※1} / (尾道局のみ) 30M ちゅピCOM光 NET 10G ^{※1} /1G/ 500M/120M/1G with auひかり ^{※1} ちゅピCOM NET マンション 300M(S) ^{※1} /160M(S) ^{※1}

※1 尾道局での提供はありませんので、ご了承ください。

※サービスの詳細は36 ページ【各種料金について】
をご確認ください。

コース・パック変更の際には、工事が伴う場合がございます。そのため、変更までにお時間がかかる場合もございますので、お早めにお申し込みください。コース・パック変更は月単位となっております。月の途中からの変更はあ

受けできない場合がございますので、あらかじめご了承ください。工事が伴う場合、別途工事費が発生いたします。詳しくは当社までお問い合わせください。

- コース・パック内の変更およびコース・パック間の変更の際は、下記の変更手数料が発生いたします。あらかじめご了承ください。

放送サービス	550円（税込み）／回
インターネット接続サービス	550円（税込み）／回

※放送サービスやインターネット接続サービス・電話サービス・ちゅピCOMモバイルを新たにお申し込み、もしくはご解約される場合は、お手数ですが、当社までご連絡いただきますようお願いいたします。

⑪ 一時休止・再開について

- 一時休止・再開をご希望の場合は、お申し込みが必要になります。一時休止は、建て替え、入院、長期出張等、長期不在によりサービスをご利用いただけない時で、当社が承諾した場合のみご利用いただけます。なおその際には、ご利用の有料オプションチャンネル、有料オプションサービスも含め一時休止とさせていただきます。また、NHK団体一括支払について解約手続きをさせていただきます。
- ※WOWOWについて停止をご希望される場合は、別途お客さまよりWOWOWカスタマーセンター（0120-800-912）へご連絡いただきますようお願いいたします。
- 一時休止の最長期間は6カ月となり、再開後1年間は一時休止をお受けすることができません。また、期間が満了した場合はサービスおよび利用料について自動的に再開となります。
- 休止期間中は下記の料金が発生いたします。あらかじめご了承ください。

放送サービス（パック）一時休止料	
月額	3,520円（税込み）
放送サービス（コース）一時休止料 ^{※1}	
月額	2,420円（税込み）
インターネット接続サービス一時休止料 ^{※2}	
月額	1,650円（税込み）
変更手数料	
	550円（税込み）

※1「ちゅピCOM光 TV 地上・BSコース」（尾道局は「ちゅピCOM TV おのみち 地上・BSコース」）の休止料は不要です。また「ちゅピCOM スーパーTV」については、休止の取り扱いはございません。

※2インターネット接続サービスのうち「ちゅピCOM NET マンション160M(S)」「ちゅピCOM NET マンション300M(S)」「ちゅピCOM光 NET 1G

with auひかり」については休止の取り扱いはありません。

- 一時停止（休止）期間中は、当社から貸し出してあります機器につきましてお客さまでの保管となります。
- 電話サービスの場合、サービスの休止・中断はできますが中断中であっても基本料金がかかりますのであらかじめご了承ください。
- ちゅピCOMモバイルの場合、サービスの休止はSIMカードの盗難・紛失等によりご利用いただけない時で、当社が承諾した場合のみご利用いただけます。
- 一時休止中でも利用料は請求させていただきますのであらかじめご了承ください。
- サービスの再開について

【基本サービス】

一時休止受付時にお申し出いただきました期間満了後、自動的に再開とさせていただきます。

期間満了前の再開および一時休止の延長については、別途当社までお申し出ください。

【有料オプションチャンネル・有料オプションサービス】

- 一時休止を受け付けた際の状態で再開します。有料オプションチャンネル、有料オプションサービスの解約については、一時休止お申し込み時に別途お申し出ください。

【NHK団体一括支払】

一時休止開始の時点でご解約となっておりますので、再開時にあらためてお申し込みが必要です。

⑫保守・サポートについて

各種サービスにおいて操作説明および不具合等ございましたら下記までご連絡ください。

ちゅピCOMお客さまセンター

0800-555-2525(無料)(受付時間9:30~18:00年中無休)

なお、訪問でのご対応は下記費用が発生します。

保守対応費	3,300 円(税込み)
-------	--------------

部品交換等、別途費用がかかる場合もあります。

⑬解約について

- サービスの解約を希望される場合は、解約を希望される日の10日前までにお申し出ください。
※解約を希望される日の10日前までにお申し出がない場合、ご希望日での解約がお受けできない場合がございます。解約のお申し出はお早めにいただきますようお願いいたします。
- 解約月の基本料金
解約月は1カ月分のご利用料金をお支払いいただきます。解約時には、撤去費用がかかる場合がございます。撤去費については39 ページ【撤去工事】をご参照ください。
- 解約後の注意事項

【放送サービス】

1. 既存アンテナをお持ちの場合

撤去工事の際に、既存アンテナとテレビへの配線をさ

せていただく場合がございます。既存アンテナ切り替え後、テレビの映りが悪いといった事に対しての保証はできませんのであらかじめご了承ください。テレビの映りが悪い場合は、お手数ですが最寄りの電気店等へお客さまよりご連絡いただきますようお願いいたします。

2. アンテナをお持ちでない場合

撤去工事は、当社の配線設備の撤去のみとなります。アンテナおよび配線が必要な場合は、最寄りの電気店等へお客さまよりご連絡いただきますようお願いいたします。当社撤去工事までにアンテナへの切り替え工事が完了していない場合は、テレビをご覧いただくことができない場合もありますのでご注意ください。

3. WOWOWをご利用のお客さま

WOWOWをご利用いただいているお客さまは、放送サービスを解約いたしますとWOWOWをご視聴いただくことができません。別途、WOWOWカスタマーセンター(0120-800-912)へご連絡いただきますようお願いいたします。

【NHK団体一括支払】

当社の放送サービスを解約された場合、NHK団体一括支払についてもあわせて解約となります。放送サービス解約後、BSデジタル放送のご視聴がいただけなくなる場合は、解約希望の連絡とあわせてお申し出ください。

【インターネット接続サービス】

お客さまがご利用されていたメールアドレスおよびHPアドレスについて継続してご利用いただくことはできません。あらかじめご了承ください。

【電話サービス】

○ケーブルプラス電話の場合

ケーブルプラス電話の解約手続き方法は二通りございます。お客さまのご希望により手続き方法が変わりますので、ご注意ください。

1. 現在ご使用中の電話番号を解約後も継続して使用される場合（加入時に電話番号の継続利用をご希望されたお客さまのみとなります。あらかじめご了承ください。）解約後も電話番号を継続して使用することをご希望の場合、変更先事業者（NTT等）へご連絡いただきますようお願いいたします。変更先事業者での手続き完了をもって電話サービスの利用が停止いたします。手続きにかかる日数等につきましては、変更先事業者へお問い合わせください。

2. 電話のご利用を停止もしくはエリア外への転居をされる場合、解約時に3カ月間移転アナウンスを流すことが可能です。ご希望される場合は、解約時にお申し出ください。（解約申出後の移転アナウンス追加はお受けすることができません。あらかじめご了承ください。）

転居される場合は、当社への解約の連絡とは別にNTT等へお客さまご自身にてご連絡いただき、お手続きをお願いいたします。

○ケーブルラインの場合

1. 現在ご使用中の電話番号を解約後も継続して使用され

る場合（加入時に電話番号の継続使用をご希望されたお客さまのみとなります。あらかじめご了承ください。）変更先事業者（NTT等）へご連絡いただきますようお願いいたします。変更先事業者での手続き完了をもって電話サービスの利用が停止いたします。手続きにかかる日数等につきましては、変更先事業者へお問い合わせください。

2. 電話のご利用を停止もしくはエリア外への転居をされる場合、お申し出ください。また、転居される場合は、当社への解約の連絡とは別にNTT等へお客さま自身にてご連絡いただき、お手続きをお願いいたします。

【ちゅピCOMモバイル】

- ・月末解約の申し込みは、当月1日から25日まで可能です。
- ・即時解約した場合、当日中はサービスをご利用いただけます。
- Aプランの場合（尾道局での取り扱いはありません）
 - ・当月26日～月末日は即時解約のみ受け付け可能です。
 - ・解約の受付時間は9時30分から18時00分までです。
 - ・解約申し込みのキャンセルは、当日18時00分まで可能です。
- Dプランの場合
 - ・当月26日～月末前日は即時解約のみ受け付け可能です。
 - ・月末日は解約できません。
 - ・月末解約申し込みのキャンセルについて
 1. 即時解約申し込みのキャンセルはできません。
 2. 月末解約申し込みのキャンセルは、当月25日まで可能です。

⑭機器損害金について

- お客さまが機器を破損・紛失・または返還しない場合、以下に定める機器損害金をお支払いいただきます。

品 名	機器損害金（課税対象外）
STB（受信専用タイプ）※1	12,000円
らく録4K※1	30,000円
らく録4K ブルーレイ※1	50,000円
らく録	19,000円
らく録DVD	37,000円
らく録ブルーレイ	50,000円
スマートテレビ	39,800円
4KSTB※1	22,000円
4Kチューナー※1	12,000円
らく録4Kチューナー※1	15,000円
ケーブルプラスSTB	20,000円
スーパーTV※1	22,000円
ケーブルモデム	3,000円
無線LAN内蔵ケーブルモデム	6,000円
D-ONU	6,000円
無線LAN内蔵D-ONU	8,000円
EMTA（KDDI）※2	5,000円
WMTA（SB）	8,000円
HGW	10,000円

※1 ACASチップ搭載のSTBの場合、チップの機器損害金も含まれています。

※2 ちゅピCOM光NET 1G with auひかりの機器を除く。

⑮最低利用期間

- 当社のサービスには、最低利用期間が設定されております。
- 放送サービス（以下「TV」という）とインターネット接続サービス（以下「NET」という）には、サービス開始日が属する月を1と起算して、以下の最低利用期間がございします。

サービス名	最低利用期間
TV(パック)	6カ月
TV(コース)	6カ月
NET	6カ月

- 最低利用期間内にサービスを解約した場合、以下の解約料をお支払いいただきます。（キャンペーン等別途定めがあったものに準ずる。）

※固定電話サービス（以下「電話」という）には、最低利用期間および解約料はございません。

契約サービス	解約サービス	解約料
TV 単独または TV + 電話	TV(パック)	3,520円(税込み)
	TV(コース)	2,420円(税込み)
NET 単独または NET + 電話	NET	4,950円(税込み)
TV + NET または TV + NET + 電話	TV(パック・コース)	1,650円(税込み)
	NET	3,850円(税込み)
	全解約	5,500円(税込み)

- ちゅピCOMモバイルのうち、「音声+データSIM」にはサービス開始日が属する月を1と起算して、12カ月の最低利用期間がございします。

- 最低利用期間内にサービスを解約した場合、下表の解約料をお支払いいただきます。

プラン名	解約料
Aプラン	880円（税込み）
Dプラン	

【ちゅピCOMモバイル（N）の場合】

プラン名	解約料
Dプラン	1,089円（税込み）

- インターネット接続サービスのうち、「ちゅピCOM NET マンション160M(S)」、「ちゅピCOM NET マンション300M(S)」（以下「マンションプラン」という）は別途、下記の通りの最低利用期間および解約料となります。最低利用期間は、サービス開始日が属する月を1として起算いたします。

サービス名	最低利用期間
マンションプラン	3年間

※マンションプランは尾道局では未対応です。

- 最低利用期間内にサービスを解約した場合、以下の解約料をお支払いいただきます。（キャンペーン等別途定めがあったものに準ずる。）

契約サービス	解約サービス	解約料
マンションプラン	マンションプラン	3,300円(税込み)
マンションプラン +電話	マンションプラン	2,970円(税込み)

⑯住所変更について

- 移転の際には工事が伴います。そのため、変更までに時間がかかる場合がございますのでお早めにお申し付けください。
- 電話サービスの移転を行った場合、電話番号を継続してご利用いただけない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
※地域、建物によりサービスの提供ができない場合がございます。あらかじめご了承ください。

⑰名義変更について

- 相続や婚姻等に伴う名義変更では、別途所定の申込書にてお申し出ください。
- 手続きにお時間をいただく場合もございますので、お早めにお申し出いただきますようお願いいたします。
※第三者に対する譲渡は禁止しております。あらかじめご了承ください。

⑱サービスの提供停止・加入契約の解除について

- 当社は、加入契約に基づく料金支払い債務等の支払いが遅延した場合、契約者へ催告した上でサービスの提供停止あるいは加入契約を解除することができるものとします。
- 当社またはお客さまの責めによらない事情により、サービスの提供ができなくなる場合、加入契約を解除することがあります。その場合は必ずお客さまに事前にお知らせいたします。
- インターネット接続サービスの加入契約の解除を行った場合、今までお客さまが利用されていたメールアドレス等が利用できなくなります。この場合、今まで利用されていたアドレス等を再度利用することはできませんのであらかじめご了承ください。
- 電話サービスの加入契約の解除を行った場合、加入時の状態にかかわらずお客さまが利用されていた電話番号が利用できなくなります。この場合、今まで利用されていた電話番号を再度利用することはできませんのであらかじめご了承ください。

⑲停電時について

- 当社のサービスは停電時に使用できません。(ちゅピCOMモバイルを除く)
- 戸建・集合住宅の宅内および集合住宅の共聴設備の停電時には使用できません。(ちゅピCOMモバイルを除く)

⑳損害賠償について

【放送サービス】

- 提供しているサービスについて、月のうち継続して10日間以上提供しなかった場合は当該月の利用料を無料といたします。
- 当社は、放送サービス内容を変更または終了することがあります。変更または終了によって起こる損害賠償には応じません。
- 当社の責めに帰さない事由により発生した、あらゆる事象に対しての損害賠償には応じません。
 - ・天災、事変などによるサービス停止および受信障害
 - ・機器が正常に動作しなかったことによる不具合
 - ・天変、事変などによる当社施設に接続されたお客さまの設備およびテレビ受信機などの損害

【インターネット接続サービス】

- 当社の責めに帰すべき理由でサービス提供できないと認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が継続したときに限り、そのお客さまの損害を賠償します。ただし、当社が障害を認知した時間より、その時間が継続した時間（24時間の倍数に限る）について24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する利用料金額に限り賠償いたします。
- インターネット接続サービス利用による第三者とお客さまの間に生じた損害賠償義務およびいかなる責任も当社は負いません。
- 当社の責めに帰さない事由により発生した、あらゆる事象に対しての損害賠償には応じません。
 - ・天災、事変などによるサービス停止および障害等

【電話サービス】

- ケーブルプラス電話の場合
ケーブルプラス電話の利用料に対する損害賠償については、別途KDDIが定める「ケーブルプラス電話サービス契約約款」に従いお客さまに対し行うものとします。
- ケーブルラインの場合
ケーブルラインの利用料に対する損害賠償については、別途ソフトバンクが定める「IP電話サービス契約約款」に従いお客さまに対し行うものとします。

【ちゅピCOMモバイル】

- 当社の責めに帰すべき理由でサービス提供できないと認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が継続したときに限り、そのお客さまの損害を賠償します。
- 当社が障害を認知した時刻より、その時間が継続した時間（24時間の倍数に限る）について24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する利用料金額に限り賠償いたします。
- 当社の責めに帰さない事由により発生した、あらゆる事象に対しての損害賠償には応じません。
 - ・天災、事変などによるサービス停止および障害等

【メンテナンス作業】

- 当社は、設備の維持管理の必要上、当社サービスの、全部または一部を停止するものとします。
なお、その際、お客さまに対し何らの責任をも負担しないものとします。

- メンテナンス作業を行う場合は、お客さまに対し番組ガイド、コミュニティチャンネルおよびホームページなどで告知いたします。

②個人情報の取り扱いについて

当社は、ご利用者の皆さまに当社のサービスを安心してご利用いただけるよう、「個人情報保護方針」に基づき、以下の内容でお客さまの個人情報の取り扱いに細心の注意を払ってまいります。

【個人情報保護管理者】

株式会社ちゅピCOM 経営企画本部 本部長

【個人情報の利用目的について】

当社が取得した個人情報は、次のような目的で利用します。

- ①放送、インターネット、固定電話など、当社サービスを提供するため
- ②サービス提供に関する工事施工およびアフターサービス、メンテナンスを行うため
- ③請求業務を行うため
- ④番組案内誌を発送するため
- ⑤お客さまのお申し込みによる有料番組提供会社や日本放送協会との個別の契約のため
- ⑥お客さまにとって有用と思われる情報、サービスまたは商品の提供に利用するため
- ⑦お客さまに個別にご了解いただいた目的に利用するため
- ⑧お問い合わせ等の電話音声録音を通じてお客さまの声を把握し、サービス向上に活かすため

【個人情報の第三者への提供について】

当社が取得した個人情報は、次の場合を除いて第三者に提供いたしません。

- ・ご本人の同意がある場合
- ・法令に基づき、提供に応じなければならない場合
- ・人の生命、身体または財産保護のために必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難な場合
- ・公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難な場合
- ・国の機関もしくは地方公共団体、またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して、協力する必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- ・利用目的の達成に必要な範囲で業務を委託する場合(個人情報の外部委託の項を参照)
- ・合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報を提供する場合であって、承継前の利用目的の範囲内で当該個人情報を取り扱う場合

【個人情報の外部委託について】

当社では、上記利用目的のために、お客さまの個人情報の一部を、個人情報の取り扱いに関する契約を締結したうえで外部業者へ委託することがあります。また、当社が保有する個人情報の取り扱いを外部委託するときは、個人情報

保護に関する当社の選定基準に基づき委託業者を選定し、契約により個人情報保護を徹底するとともに、当社の責任において、委託業者に対して適切な管理・監督を行います。

【個人情報の受託について】

当社では、電波障害改善対策等の業務委託に際し、対象となるお客さまの個人情報を、当該業務の発注主体である外部事業者から受託することがあります。受託した個人情報は現地調査・工事施工およびアフターサービス・メンテナンス等の電波障害対策業務遂行にのみ利用し、他のお客さまの個人情報と同様、当文書および当社諸規程に従って厳重に管理します。

【個人情報を提供することの任意性について】

加入申込書等において、お客さまが個人情報の一部を記入なさりたくない場合に、当社はそのご意思を尊重した取り扱いをいたします。ただし、その結果として当社サービスの一部または全部をご提供できない場合がありますことをご了承ください。

【登録内容の変更について】

お客さま住所等の登録内容は、お客さまからご依頼があった場合に加え、行政による住居表示変更など、なんらかの差異の事実を確認できた場合に、弊社で変更させていただく場合がございます。

【個人情報の開示等（個人情報又は第三者提供記録の開示、個人情報の利用目的の通知、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去または第三者への提供の中止）について】

当社が管理している保有個人データについて開示等の請求を必要とされる場合は、当社ホームページ内「個人情報の取り扱いについて」(<https://www.chupicom.jp/about/security.html>)に掲載の方法にて、当社の個人情報お問い合わせ窓口までお申し出ください。ただし、ご本人（代理人）の確認が出来ない場合等には、お申し出に応じられないことがあります。その場合には、理由をご通知いたします。

【個人情報についてのお問い合わせ、開示等または苦情および相談の申し出先】

個人情報についてのお問い合わせ、開示等または苦情および相談を必要とされる場合は、当社の個人情報取り扱いに関するお問い合わせおよび苦情・開示等の受付窓口にお申し出ください。

□当社の個人情報お問い合わせ窓口

株式会社ちゅピCOM 経営企画本部 本部長

〒730-0854 広島市中区土橋町7-1

電話：082-296-5551

Email：privacy@chupicom.co.jp

放送サービスに関する事項

ちゅピCOM TV／ちゅピCOM光 TVについて

①コース・パック変更について

パック	4 Kプレミア／スポーツライブ／エンタメ／エコノミーパック
コース	ちゅピCOM(光) TV S／A／C／地上・BSコース／(尾道局のみ) おのみち 地上・BSコース

- コース・パック内の変更をする場合は、以下の変更手数料がかかります。

変更手数料	550 円 (税込み)
-------	-------------

※コース・パック間の変更も上記の変更手数料が発生いたします。

※キャンペーン等により、免除される場合もございます。

②有料オプションチャンネルについて

- 有料オプションチャンネルは、設置している機器単位毎のご契約となります。
- 有料オプションチャンネルは、1カ月単位でお申し込みいただけます。ご利用料金は月単位となりますので、月の途中でお申し込みいただいた場合でも1カ月分のご利用料金を請求させていただきます。なお、BS10プレミアムは利用開始日が属する月の翌月分からご利用料金が発生いたします。
- お申し込みいただいたオプションチャンネルが視聴できない場合は、当該チャンネルを選局いただき、15分～30分程度お待ちいただけますとご覧いただけるようになります。ご視聴できない場合は、お手数ですが、当社までご連絡ください。

【成人向けオプションチャンネルについて】

成人向けオプションチャンネルについて未成年の方のお申し込みをお断りいたします。また、ご契約者さま本人および年齢確認のため身分証の提示や生年月日の確認を求められる場合がございます。あらかじめご了承ください。

【WOWOWのお申し込みについて】

WOWOWのお申し込みを希望される場合は、別途お客さまより、WOWOWカスタマーセンター(0120-800-912)へご連絡いただきますようお願いいたします。

③番組ガイドについて

- 番組ガイドは有料オプションサービスとなります。
 - ※放送サービスでは電子番組表(EPG)をご提供しているため、購読料は利用料に含まれておりません。
- ご希望により冊数を変更することもできますので、ご加入時にお申し込みください。(ご加入後の変更も可能です。)
- 購読料は、月々の利用料とあわせてご請求させていただきます。

購読料	275 円／冊 (税込み)
-----	---------------

※ 契約台数以上の購読はできません。

- 発送は、毎月末に次号のお届けとなります。月末までに届いていない場合は、お手数ですが、当社までご連絡いただきますようお願いいたします。

※原則25日～28日の間に発送しております。

※購読を希望されない場合は、購読月の前月までに当社までご連絡ください。

④視聴年齢制限について

STBにて視聴年齢制限を設定することができます。お子さまに見せたくない番組がある場合はSTBにて設定してください。

※設定方法は、取扱説明書をご覧くださいか当社までお問い合わせください。

⑤STBについて

【最低利用期間について】

- STBには最低利用期間があります。最低利用期間中に解約された場合、以下の解約料をお支払いいただきます。
- 最低利用期間は、サービス開始日が属する月を1として起算いたします。

コース名	最低利用期間	解約料
4 K STB	6カ月間	1,100円(税込み)
らく録4 K ^{※1}	6カ月間	1,320円(税込み)
らく録4 K ブルーレイ ^{※1}	6カ月間	2,420円(税込み)

※1 録画機能付きSTBです。

【録画機能付きSTBについて】

- 録画再生機能の不具合および録画物等(録画機能付きSTBに蓄積、挿入されたデータすべてをいいます。)の消失、破損等が生じた場合、また、機器の交換や撤去を行った際に、録画物等が消失した場合は、弊社は責任を負わないものとします。
- 転居の際、弊社のサービス提供地域内でも転居先住所の設備の都合上、新しい機器に交換する場合もございます。あらかじめご了承ください。

⑥双方向機能付STBについて

デジタル放送サービスでは、STBを使用してテレビでインターネットにブラウザ接続することができます。

※地域事情・建物(配線)状況によりご利用できない場合があります。

※双方向機能付STBを使用して発生した契約者または第三者の損害およびインターネット接続サービスをご利用いただけなかった事により発生した、契約者と第三者との間に生じた契約者または第三者の損害に対し、いかなる責任も負いませのであらかじめご了承ください。

※双方向機能付STBを使用したインターネット接続サービスにおいて、フラッシュ等の動画再生機能およびデータなどを保存する機能がありませんのであらかじめご了承ください。

⑦画面比率について

【ワイドテレビ（16:9）をご利用の場合】

地上アナログ放送用に標準画質（SD）で制作された番組は、4:3の画面比率で放送しているため、16:9のワイドテレビで受信されている場合、上下左右に黒い帯が出る場合がございます。

【標準テレビ（4:3）をご利用の場合】

地上デジタル放送用にハイビジョン（HD）で制作された番組は、16:9の画面比率で放送しているため、4:3の通常テレビで受信されている場合、上下左右に黒い帯が出る場合がございます。

⑧CASについて

- デジタル放送サービスの利用には、B-CASカード・ACASチップおよびC-CASカードが必要です。B-CASカードおよびC-CASカードは機器1台につき1枚ずつ当社より貸し出しとなります。またACASチップが搭載された機器もございます。その場合、内蔵タイプになりますので機器ごとの貸し出しとなります。
- B-CASカードおよびC-CASカードを紛失・破損した場合は、再発行手数料をお支払いいただきます。

機器	再発行手数料
B-CASカード	2,160円（税込み）
C-CASカード	2,750円（税込み）

- ACASチップの不具合が生じた場合は、機器ごとの交換となります。
- ACASチップ搭載のSTBを破損・紛失・または返却しない場合は8ページ【⑭機器損害金について】記載の金額をお支払いいただきます。
- B-CASカードおよびACASチップ搭載STBについて、ご利用開始後NHKBSの画面に「設置確認メッセージ」が表示されます。お手数ですが、メッセージ消去の手続きをお客さまご自身で行ってください。

⑨リモコンの取り扱いについて

リモコンを紛失・故障した場合、修理は行っておりませんので代替品と交換いたします。この際、以下の費用をご負担いただきますのであらかじめご了承ください。紛失された場合も同様です。

STBリモコン	2,750円（税込み）
---------	-------------

⑩降雨減衰について

激しい風雨などが原因で一時的に放送が途切れる場合がございます。

⑪チャンネル編成について

チャンネル編成および番組内容については、諸般の事情により変更される場合がございます。

⑫STBのバージョンアップについて

STBの機能改善のため、お使いのSTBのソフトウェアを更新しております。更新は自動的に行われますが、STBの電源をオフにさせていただく必要があります。STBを使用しないときは、コンセントから抜かずにSTBの電源をリモコンでオフにしてください。

⑬受信待機について

コース・パック変更時や有料オプションチャンネルをお申し込みいただいた場合、STBを当該チャンネル番号（コース・パック変更時は追加されているチャンネル番号）にあわせていただき、放送が映るようになるまで（約15～30分程度）、そのままお待ちいただく必要があります。上記操作を行っても、チャンネルが視聴できない場合は、お手数ですが当社までお問い合わせください。

⑭地上デジタル放送の視聴について

【地上デジタル放送の視聴について】

- お客さまご自身で地上デジタル放送を視聴する場合（主に戸建住宅にお住まいの方）UHFアンテナの設置が必要になります。（既にUHFアンテナを設置済みの場合には不要）。あわせて、地上デジタル放送受信チューナーもしくは地上デジタルチューナー内蔵テレビが必要となります。

※お住まいの地域、建物内のテレビ配線、その他施工方法、接続機器等によりましてはご視聴いただけない場合がございます。

【当社に加入して地上デジタル放送を視聴する場合】

地上デジタル放送受信チューナーもしくは地上デジタルチューナー内蔵テレビをお持ちでなくても、当社から貸し出すSTBを接続したテレビでは地上デジタル放送のほか、BSデジタル放送、CSデジタル放送がご視聴いただけます。ご利用にあたり、登録事務手数料や機器設置工事費のほか月額利用料が必要となります。

⑮見守りサービス料金

登録事務手数料	3,300円（税込み）
見守りサービスのみ※1	1,870円（税込み）
地デジ・BS+見守り	990円（税込み）
多チャンネル+見守り	550円（税込み）
セット加入者（TV+NET）	0円

※ 本サービスは、大竹エリア限定のサービスで一部の受信専用STBやちゅピCOMスーパーTVをご利用のお客さまはご利用いただけません。

※1 地上波デジタルのみ視聴が可能です。

インターネット接続サービスに関する事項

ちゅピCOM NET／ちゅピCOM光 NETについて

①工事までにご用意いただくもの

インターネット接続サービス（ちゅピCOM NET）をご利用いただくには、接続機器が必要となりますので工事の前までにお客さまにてご用意ください。

●推奨環境

【OS】

Windows	日本語版 Windows 11 以降
MAC	MAC OS 14 以上

【ブラウザ】

Windows	Microsoft Edge（最新版）
MAC	Safari（最新版）

【LANボード・カード】

Windows	100BASE-TXまたは1000BASE-T、10GBASE-T規格対応品
MAC	100BASE-TXまたは1000BASE-T、10GBASE-T規格対応品

【LANケーブル】

1000BASE-Tまたは10GBASE-T対応LANケーブル
※通信テスト用として1.5m程度のを付属しております。（無線LAN内蔵ケーブルモデムなど一部モデム・D-ONUを除きます。）

②速度について

インターネット接続サービスは、ベストエフォート型サービスです。回線の混雑状況等により通信速度は低下することがありますのであらかじめご了承ください。

③利用制限について

一般的に想定される個人利用を著しく上回る通信については、他のお客さまの通信や当社の設備に過大な影響を与えない範囲まで通信量を制限させていただく場合がございます。

【帯域監視・制御について】

すべてのお客さまに安定した通信速度をお届けするために、ファイル交換ソフト等の利用により通信帯域を継続的かつ大量に独占する等、当社のインターネット設備に過剰な負荷がかかる通信を検知する監視装置を設け、検知した場合は、通信速度や通信量を制限することがあります。

④他社プロバイダについて

ご加入前に使用されていた他社プロバイダについて、お客さま自身にて各プロバイダ窓口へ手続き方法を確認の上、ご解約の手続きをお願いいたします。他社プロバイダご解約後は、それまで使用されていたメールアドレス等が使用できなくなります。継続利用をご希望の場合は、他社プロバ

イダ窓口までご相談ください。

⑤アカウント・パスワードについて

ケーブルモデム設置工事完了後に、お客さまのアカウントおよび初期パスワードを記載した「環境設定通知書」をお渡しいたします。パソコンの設定時に必要になりますので、契約中は大切に保管いただきますようお願いいたします。

【環境設定通知書の再発行】

当社までご連絡いただきますようお願いいたします。環境設定通知書を再発行の上、お客さまへ送付いたします。その際は再発行手数料がかかります。

手数料	550 円（税込み）
-----	------------

⑥コース変更について

コース変更の際には、工事を伴う場合がございます。そのため、変更までにお時間がかかる場合もございますので、お早めにお申し込みください。

※工事を伴う場合、別途工事費が発生いたします。詳しくは当社までお問い合わせください。

コースの変更をする場合は、以下の変更手数料がかかります。

変更手数料	550 円（税込み）
-------	------------

※キャンペーン等により、免除される場合もございます。

⑦Wi-Fiオプションについて

- ・無線LAN内蔵ケーブルモデムはケーブルモデムに無線LANルーターが内蔵されており、別途無線LANルーターを購入することなくお持ちの無線LAN対応機器でインターネットを利用することができるようになります。ただし、当モデムの無線電波の届く範囲でのみ利用可能になります。
- ・建物の状況によっては無線電波が届かない場合があります。
- ・近くに同じ周波数帯域を使用する機器等があると通信速度の低下や通信が不安定になる場合があります。
- ・無線LAN機器の接続設定に必要なSSIDやパスワードはモデム側面のシールに記載がございます。シールの交換はできませんので汚したり破ったりしないようにご注意ください。
- ・モデムの設定に異常が発生した場合など、やむを得ずモデムの設定を工場出荷状態に戻して通信確認をする場合がございますのであらかじめご了承ください。端末の故障により交換を行った場合も同様です。工場出荷状態になると無線設定も初期化され、無線LAN対応機器の再設定が必要になる場合がございます。
- ・料金の請求は毎月のインターネットご利用料金とあわせて引き落としとなります。日割り計算はございませんのでご注意ください。

・ ケーブルモデムの交換工事費用として5,500円（税込み）が別途必要になります。

※ちゅピCOM光 NETをご利用の際は、無線LAN内蔵D-ONUとなります。（「ちゅピCOM光 NET 1G with auひかり」を除きます。）

※Wi-Fiオプションは「ちゅピCOM光 NET 10G」コースではご利用いただけませんので、ご了承ください。

※ Wi-Fi オプションの府中局での提供はありません。

⑧オプションサービスの変更について

オプションサービスの変更をする場合は、以下の変更手数料がかかります。

変更手数料	550円（税込み）
-------	-----------

※キャンペーン等により、免除される場合もございます。

ちゅピCOM光 NET 1G with auひかりについて

※「ちゅピCOM光 NET 1G with auひかり」の尾道局での提供はありません。

①インターネット接続サービスに関する事項

・ 「ちゅピCOM光 NET 1G with auひかり」対応の地域で戸建住宅もしくは、当社が認める物件にのみ提供いたします。

・ 「ケーブルプラス光電話」は「ちゅピCOM光 NET 1G with auひかり」の契約を条件に提供いたします。

○工事までにご用意いただくもの

・ Wi-Fi無線LAN機能追加について

設置するHGWには無線LAN親機が内蔵されています。Wi-Fi無線LAN機能はオプションとなり、別途有料でご利用いただけます（37 ページ【2-3. ちゅピCOM光 NET 1G with auひかりサービス】を参照ください）。

無線LAN規格	IEEE802.11n/a/b/g
技術規格上の最大速度*	450Mbps

※上記通信速度は最大通信速度（ベストエフォート）です。お客さまの環境や接続先の回線状況、サーバの処理状況によって実測値は変化します。

※Wi-Fi無線LAN機能を利用することにより通信速度が遅くなる場合がございます。

○利用制限について

・ ちゅピCOM光 NET 1G with auひかりをご利用の場合、1日あたり30GB以上のデータを継続的にインターネットに送信している方を対象に、上りデータ通信の最大速度を一定水準に制限します。

②工事に関する事項

・ 「ちゅピCOM光 NET 1G with auひかり」は光回線工事です。ちゅピCOM TVまたはちゅピCOM 電話をあわせてご加入いただく場合は同軸ケーブルの工事も必要となります。

・ 光回線の直接配線方式による光コンセントまでの施工は、KDDIもしくはNTT西日本（以下、「光回線工事事業者」といいます。）の施工範囲となります。光回線工事事業者の施工範囲については、KDDIケーブルアシストセンターからのご連絡となります。

・ ちゅピCOMで行う工事は、D-ONU（光回線終端装置。以下、「ONU」といいます。）の設置およびホームゲートウェイ（以下、「HGW」といいます。）の初期設定までとなります。光回線工事事業者の工事および、当社で行う工事については、同一日で施工することが可能ですが、同一時間帯での工事はできません。光回線工事事業者の工事後、当社の工事を実施いたします。

※お客さまがお住まいのエリア、宅内外の環境によっては本サービスをご利用いただけない場合があります。

ちゅピCOM スーパーTV サービスに関する事項

あらかじめご了承ください。

③機器・損害金について

お客さまが機器を破損・紛失・または返還しない場合、以下に定める機器損害金をお支払いいただきます。

ONU	4,000円／台（課税対象外）
HGW	10,000円／台（課税対象外）

④各種料金について

【インターネット接続サービス】

サービス名	最大通信速度	月額基本利用料
ちゅピCOM光 NET 1G with auひかり	下り:1Gbps/ 上り:1Gbps	6,270円 (税込み)

※上記通信速度は最大通信速度（ベストエフォート）です。
お客さまの環境や接続先の回線状況、サーバの処理状況によって、実測値は変化します。

【インターネットオプションサービス追加利用料】

サービス名	月額追加利用料
Wi-Fi無線LAN機能追加	220円（税込み）

【ケーブルプラス光電話 基本利用料】

サービス名	月額追加利用料
ケーブルプラス光電話	550円（税込み）

※セット割引料金は40～60ページをご覧ください。

①サービスについて

- ちゅピCOM スーパーTVサービスのご利用は当社が提供するちゅピCOM TV（4Kプレミアム・スポーツライブ・エンタメ・エコノミーパックまたはちゅピCOM TV S・A・Cコース）とちゅピCOM NET*のご契約が必要です。

※下り最大通信速度100Mbps以上のコースを推奨します。

- 本サービスを利用するにあたり、KDDI株式会社が提供する、au IDが1ID払い出されます。ご利用にあたり、「au ID利用規約」に同意いただきます。
- 本サービスを利用するにあたり、トレンドマイクロ社が提供する「ウイルスバスター for au」の不正アプリ対策機能（ファイルアンチウイルス）を無償でご利用いただけます。ご利用にあたり、「ウイルスバスター for au」の使用許諾に同意いただきます。お客さま自身で「ウイルスバスター for au」のアプリを削除した場合は、不正アプリ対策機能（ファイルアンチウイルス）はご利用いただけませんのでご注意ください。再度ご利用いただく場合は、アプリをダウンロードの上、起動いただく必要があります。

②利用料について

- ちゅピCOM スーパーTVサービスの利用料について、利用を開始した月の翌月から下表の金額をご請求させていただきます。

	月額追加利用料
ちゅピCOM スーパーTV 利用料	1,100円(税込み)

なお、4Kプレミアム・スポーツライブ・エンタメ・エコノミーパックをご契約でちゅピCOM スーパーTVを選択された場合、ちゅピCOM スーパーTVの月額追加利用料はパック料金に含まれています。

③最低利用期間について

- ちゅピCOM スーパーTVサービスには最低利用期間が設定されております。
- 最低利用期間は、サービス開始日が属する月を1として起算いたします。
- 最低利用期間内にサービスを解約した場合、以下の解約料をお支払いいただきます。

コース名	最低利用期間	解約料
ちゅピCOM スーパーTV サービス	12カ月	1,100円(税込み)

4Kプレミアム・スポーツライブ・エンタメ・エコノミーパックをご契約でちゅピCOM スーパーTVを選択された場合、最低利用期間および解約料は8ページ【⑩最低利用期間】の「放送サービス（パック）」に準じます。

④ 機器について

ちゅピCOM スーパーTVは貸出品です。故障の場合は当社までご連絡ください。お客さまの過失により紛失・破損された場合は別途ちゅピCOM スーパーTVサービス利用規約に定める損害金を請求させていただきます。

【機器の注意事項】

機器本体やACアダプタに水をかけたりしないでください。感電・火災の原因となります。機器の開口部（通風孔など）をふさがないように、機器と壁の間に10cm以上の隙間を空けてください。通風孔をふさぐと内部に熱がこもり、故障もしくは火災の原因となることがあります。
※その他、各機器の取扱説明書に記載されている「安全上のご注意」を必ずお守りください。

【コードについて】

ちゅピCOM スーパーTVは電源を切った状態で、デジタル放送からの情報受信や端末のバージョンアップ情報の通信を自動的に行っておりますので、ICカードの抜き差し時や異常時以外にはコード類を抜かないでください。

【ソフトウェアの更新について】

端末の設定されておりますソフトウェアの更新の通知する場合がございます。お手数ですが、画面内容に従ってソフトウェアの更新を行っていただきますようお願いいたします。

⑤ 視聴年齢制限について

ちゅピCOM スーパーTVにて視聴年齢制限を設定することができます。お子さまに見せたくない番組がある場合はちゅピCOM スーパーTV用STBにて設定してください。

⑥ 録画機能について

- ちゅピCOM スーパーTVに外付けハードディスク（USB接続に限ります）を接続することで、番組を録画することができます。
- ちゅピCOM スーパーTVと外付けハードディスクに録画した録画物は、他のちゅピCOM スーパーTVまたは、その他機器に外付けハードディスクを接続しても視聴することはできません。
- ちゅピCOM スーパーTVの機器交換や撤去を行った場合、録画物を視聴できなくなります。機器の交換や撤去に伴う録画物の再生ができないことについて、当社は責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。
- 本サービスを複数契約し、外付けハードディスクの付け替えを行った場合、外付けハードディスク設定時に、ハードディスクが初期化され録画物が消去されます。あらかじめご了承ください。
- ホームネットワーク（DLNAなど）で接続し、お客さま側の機器の不具合により視聴、録画が行えないなどが生じた場合、当社は責任を負いかねますのでご了承ください。

- 外付けハードディスクには推奨機器がございます。あらかじめホームページなどでご確認ください。

<https://www.kddi.com/catv-service/stb-2/recommendation/>

⑦ 録画制限について

ちゅピCOM スーパーTVで視聴可能な地上デジタル放送・BSデジタル放送・専門チャンネルの番組の多くは著作権保護のために「1回のみ録画可能」や「10回までダビング可能」などのコピー制御信号をつけて放送され、デジタル録画機器（BD、DVDレコーダーやハードディスクビデオレコーダなど）への録画制限がかかっております。

【録画制限の種類】

コピー・ワンス	1回のみ録画可能
ダビング10	10回までダビング可能 (コピー9回+保存場所移動1回)
録画不可	録画不可

※ちゅピCOM スーパーTVでは、録画制限の種類について電子番組表（EPG）で確認いただくことができませんのでご了承ください。

※デジタル録画機器の種類によっては、「コピー・ワンス」の番組を録画できない場合がございます。

※すべてのデジタル放送が「ダビング10」に対応しているわけではありません。

※デジタル録画機器の種類によっては、「ダビング10」に対応していない場合がございます。対象機種かどうかは、ご使用されている録画機器メーカーにお問い合わせください。

※ちゅピCOM スーパーTVに、お客さまが所有されている録画機器（ブルーレイレコーダーや外付けハードディスクなど）を接続し、録画・編集されたデータが消失した場合、これに生じた損害につきましては、原因のいかんを問わず、当社は一切責任を負いかねますのでご了承ください。

※ちゅピCOM スーパーTVに、お客さまが所有されている録画機器（外付けハードディスクなど）を接続した場合、ちゅピCOM スーパーTVを経由した番組の録画ができない場合がございます。録画の可否についてはメーカーにお問い合わせください。

※ちゅピCOM スーパーTVに、お客さまが外付けハードディスクを接続した場合、解約後外付けハードディスクへ録画した番組が視聴できなくなります。あらかじめご了承ください。

⑧ CASカードについて

- ちゅピCOM スーパーTVにはACASチップが搭載されています。
- C-CASカードカードを紛失・破損した場合は、再発行手数料をお支払いいただきます。

機器	再発行手数料
C-C A Sカード	2,750円（税込み）

※保守・工事内容によっては別途保守対応費として3,300円（税込み）が必要です。

- ご利用開始後NHKBSの画面に「設置確認メッセージ」が表示されます。お手数ですが、メッセージ消去の手続きをお客さまご自身で行ってください。

⑨アプリケーションについて

- あらかじめちゅピCOM スーパーTV上にインストールされている以外のアプリケーションの利用を希望される場合は、各アプリケーションの利用規約にあらかじめ同意いただいた上で、ちゅピCOM スーパーTV用S T B上よりa u I Dを利用し購入してください。
- a u I Dおよびパスワード、暗証番号はアプリケーションを購入・ダウンロード時に必要となります。a u I D 利用規則にしたがい、大切に保管いただきますようお願いいたします。
- a u マーケット以外で購入ダウンロードしたアプリケーションについて、映像視聴やインターネット利用に影響を及ぼす等の当社が想定しない挙動をする場合があります。お客さまの責任においてご利用ください。
- 一部アプリケーションにおいて、時間指定等の起動設定を行った場合、映像視聴やインターネット利用時にアプリケーションが起動いたします。必要時以外はアプリケーションの起動設定をオフにしてご利用ください。
- お客さまがダウンロードされたアプリケーションの内容については、お客さまサポートを行うことを目的に、当社にて履歴管理いたします。

⑩サービスの休止について

本サービスでは休止の取り扱いはございません。あらかじめご了承ください。

⑪解約について

- ちゅピCOM スーパーTVの解約を希望される場合は、希望される日の10日前までにお申し出ください。
※上記期限までにお申し出がない場合、ご希望日での解約がお受けできない場合がございます。解約のお申し出はお早めいただきますようお願いいたします。
- ちゅピCOM TV（4Kプレミアム・スポーツライブ・エンタメ・エコノミーパックまたはS・A・Cコース）またはちゅピCOM N E Tを解約される場合、ちゅピCOM スーパーTVサービスは自動的に解約となります。
- 解約月は1カ月分のご利用料金をお支払いいただきます。
- 最低利用期間内に解約された場合は、以下の解約料をお支払いいただきます。

1,100円（税込み）

※別途撤去費が必要になる場合がございます。

4Kプレミアム・スポーツライブ・エンタメ・エコノミーパックをご契約でちゅピCOM スーパーTVを選択された場合、最低利用期間および解約料は8 ページ【⑫最低利用期間】の「放送サービス（パック）」に準じます。

⑫個人情報の取り扱いについて

- お客さまからお預かりする個人情報は、当社ホームページに掲載する「個人情報の取り扱いについて」に基づき適切に取り扱うものとします。

当社は、本サービスを提供するために必要な加入者個人情報を適法かつ公正な手段により収集し適正に取り扱うものとします。

1. 個人情報保護管理者

株式会社ちゅピCOM 経営企画本部 本部長

2. 当社は収集し知り得た加入者に関する名前もしくは名称、電話番号、住所もしくは設置場所、請求書の送付先、クレジットカード情報、視聴履歴等、およびその他当社が別に定める加入者に関する個人情報を、次に掲げる目的で取り扱います。

(1) サービスの提供を開始・継続・または終了（電話対応、施工、顧客管理、課金計算、料金請求、障害調査・復旧等の業務に必要な場合を含みます。）するために利用する場合

(2) 当社が提供するサービス（放送サービス、インターネット接続サービスおよびそれぞれの追加サービス等を含みます。）の加入促進を目的とした営業活動で利用する場合

(3) 契約者の視聴状況やちゅピCOM スーパーTVの使用状況並びに操作に関する記録について集計・分析を行い、個人が識別、特定できないように加工した統計資料を作成し、あるいはアンケート調査およびその分析を行い、設備の保守および新規サービスの開発やサービスレベルの維持・向上を図る場合

(4) 加入者から個人情報の取り扱いに関して、新たに同意を求めるため利用する場合

(5) (2)に付随して、加入者に電子メール、郵便、または電話等することにより、当社の各種サービス（番組情報等のレコメンドやターゲティング広告の配信を含む）・キャンペーン・イベントの情報を提供する場合。なお、加入者は別途定める方法で届け出ることにより、これらの取り扱いを中止、再開できるものとする。

(6) ちゅピCOM スーパーTV上で利用されたアプリケーションに関するお問い合わせ等の対応のために、本サービス利用にあたり払い出されたa u I D設定したちゅピCOM スーパーTVの機器情報を、K D D I 株式会社およびJCOM 株式会社に開示いたします。

3. 当社は、法令で定める場合等を除き、当該加入者の同意なく個人情報を第三者に提供することはありません。ただし、以下および前項第2項の遂行に必要な個人情報を、契約に応じサービス会社に書面郵送等により提供します。

- (1) 加入者本人の求めに応じ、当該加入者個人情報の第三者への提供を停止できることを条件として、業務提携先や第三者が提供する商品・サービス等の案内や告知実施のために第三者に提供する場合
4. 当社は、前2項に記載した利用目的の達成のために必要な範囲で、機器設置工事等の業務委託を行う場合があります。
5. ご記入は任意ですが、必須項目にご記入いただけない場合は、該当サービスに加入することができなくなる場合がございます。
6. 当社は、個人情報の漏えいなどがないように内部規定を設け、適切な安全対策を講じ、保管・管理に努めます。
7. 当社が取得したお客さまのクレジット情報は契約期間中保存いたします。
8. お客さまがご自身の個人情報について、利用目的の通知、開示・訂正・追加・削除、利用停止・消去、第三者への提供の停止を希望される場合は、速やかに対応いたしますので、下記宛てにご連絡ください。
- (お問い合わせ窓口)
- 〒730-0854 広島市中区土橋町7番1号
株式会社ちゅピCOM 経営企画本部 本部長
電話 082-296-5551 F A X 082-296-5565
E-mail : privacy@chupicom.co.jp

⑬ KDDI 窓口について

○au ID/パスワードを忘れた、au IDが変更できない、au IDでログインできない、その他au IDを使用してちゅピCOM スーパーTV用STB上で購入したアプリケーションについてのお問い合わせはKDDI 窓口にご連絡ください。

au ID・auかんたん決済

0077-777 (年中無休 9:00~20:00)
<https://id.auone.jp/id/pc/guide/index.html>
[詳しくはこちらのサイトをご覧ください]

KDDI 提供のアプリ

0077-7075 (年中無休 9:00~20:00)
0120-174-077 (上記番号がご利用になれない場合はこちらをご利用ください)

ウィルスバスター for au

本書には、お客様への注意事項、「ウィルスバスター for au」の使用許諾契約書に続いて、プライバシーと個人データの収集に関する規定が記載されています。

「ウィルスバスター for au」のご使用前に必ずお読みください

下記の使用許諾契約書(以下「本契約」といいます)は、お客様とトレンドマイクロ株式会社(以下「トレンドマイクロ」といいます)との間の契約です。「ウィルスバスター for au」(第4条所定のサポートサービスの一環と

して提供される一切のパターンファイル、検索エンジンおよびプログラムモジュール等、ソフトウェア製品に付属するツール等のうち専用の使用許諾契約書がないものを含みます。以下、総称して「本ソフトウェア」といいます。)をインストール、複製、または使用することによって、お客様は本契約のすべての条件に同意されたことになります。また、お客様が未成年の場合は、保護者の同意を得たうえで本ソフトウェアをご使用ください。

使用許諾契約書

第1条 使用権の許諾

トレンドマイクロは、本契約記載の条件に従い、本条に定めるハードウェア(リース物件またはレンタル物件を含みます)におけるセキュリティ対策を目的とした以下の非独占的、再許諾不可能かつ譲渡不可能な権利をKDDI株式会社(KDDI株式会社所定のCATV会社を含みます。以下総称して「KDDI」といいます)または沖縄セルラー電話株式会社(以下「沖縄セルラー」といいます)の提供する所定のサービス(以下「本件サービス」といいます)に加入されたお客様に対して許諾します。

- (a) 本件サービスの加入期間中、本件サービスの適用対象となるハードウェア上で本ソフトウェアをKDDIまたは沖縄セルラーが許諾する数を限度に使用する権利。

第2条 著作権等

1. 本ソフトウェアおよびマニュアル等本ソフトウェアに関連する一切のドキュメント(以下、総称して「ドキュメント」といいます)に関する著作権、特許権、商標権、ノウハウおよびその他のすべての知的財産権はトレンドマイクロまたはトレンドマイクロにこれを許諾した第三者へ独占的に帰属します。
2. お客様は、トレンドマイクロの事前の書面による承諾を得ることなく、本ソフトウェアおよびドキュメントを第三者へ賃貸、貸与または販売できないものとし、かつ、本ソフトウェアおよびドキュメントに担保権を設定することはできないものとします。また、お客様は、トレンドマイクロの書面による事前の承諾を得ることなく、お客様の顧客サービス(有償・無償を問わず営利目的または付加価値サービスとして第三者へ提供されるサービス)の一環として本ソフトウェアを使用することはできないものとします。
3. お客様は、本ソフトウェアにつき、改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブル(以下、総称して「改造等」といいます)することはできないものとします。お客様の改造等に起因して本ソフトウェアに何らかの障害が生じた場合、トレンドマイクロは当該損害に関して一切の責任を負わないものとします。
4. お客様は、本ソフトウェアに関する客観性を欠いた実験方法によるパフォーマンステストまたはベンチマークテストの結果を、トレンドマイクロの事前の書面による承諾を得ることなく、公表してはならないものと

します。

第3条 保証および責任の限定

1. トレンドマイクロは、本ソフトウェア、ドキュメントについて、瑕疵のないことを保証するものではなく、これらについて瑕疵があった場合にお客様に生じた損害について、トレンドマイクロの故意または重過失に起因する場合を除き、トレンドマイクロは責任を負わないものとします。トレンドマイクロは、第4条に定義されるサポートサービスに関して、その利用により、お客様の使用するハードウェアの問題の解決、パフォーマンスの向上その他の特定の状態が作出されることを保証せず、また、サポートサービスがお客様の特定の目的に適合することを保証しません。トレンドマイクロは、お客様がサポートサービスを利用したこと、またはサポートサービスを利用できなかったことに起因するお客様の損害につき、トレンドマイクロに故意または重過失のある場合を除き、一切の補償をいたしません。トレンドマイクロは、本ソフトウェアまたはドキュメントの物理的な紛失、盗難、事故および誤用等に起因するお客様の損害につき、トレンドマイクロに故意または重過失のある場合を除き、一切の補償をいたしません。
2. KDDIまたは沖縄セルラーが定める手続によるユーザ登録もしくはユーザ登録変更の届出がなされない場合またはその内容に不備がある場合、トレンドマイクロからお客様への通知、郵送およびその他のコンタクトの不達により生じる不利益および損害については、トレンドマイクロの故意または重過失に起因する場合を除き、お客様の責任とさせていただきます。
3. 本ソフトウェア、プロダクトキーの譲渡に関連して生じたトラブルについても、トレンドマイクロの故意または重過失に起因する場合を除き、トレンドマイクロは一切の責任を負いません。また、トレンドマイクロは、合理的な理由に基づき不正な手段もしくは目的による譲渡または入手につき、使用停止の措置を講ずる場合があります。この場合、トレンドマイクロは、トレンドマイクロの故意または重過失に起因する場合を除き、使用停止の措置により発生した損害について一切の補償をいたしません。お客様が期待する成果を得るためのソフトウェアプログラム（本ソフトウェアを含みますがこれに限られません）の選択、導入、使用および使用結果につきましては、トレンドマイクロの故意または重過失に起因する場合を除き、お客様の責任とさせていただきます。本ソフトウェアもしくはドキュメントの使用、サポートサービスならびにサポートサービスの提供を受けられないことに起因してお客様またはその他の第三者に生じた損害、付随的損害、逸失利益、予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害およびデータ・プログラムなど無体物の損害、ならびに第三者からの損害賠償請求に基づくお客様の損害に関して、トレンドマイクロの故意または重過失に

起因する場合を除き、トレンドマイクロは一切の責任を負いません。

4. 本契約のもとで、理由の如何を問わずトレンドマイクロがお客様またはその他の第三者に対して負担する責任の総額は、本契約のもとでお客様が実際に支払われた対価の100%を上限とします。ただしトレンドマイクロに故意または重過失がある場合はこの限りではありません。

第4条 サポートサービス等

1. トレンドマイクロは、KDDIまたは沖縄セルラーが定める手続に従い、本件サービスに加入されたお客様に対し、本件サービスへの加入期間中、以下に記載されるサポートサービス（以下「サポートサービス」といいます）を提供いたします。ただし、インターネット接続環境またはメールアドレスをお持ちでないお客様においては、一部ご利用いただけないサポートサービスがあります。
 - (a) 各種パターンファイル、検索エンジンおよび各種プログラムモジュールのアップデートサービス
 - (b) メールまたはチャット等による問い合わせ対応
2. サポートサービスの提供に関するトレンドマイクロの義務は、本条1項記載の内容に関する合理的な努力を行うことに限られるものとします。また、トレンドマイクロは、以下のいずれかに該当するお客様に対してサポートサービスを提供する義務を負わないものとします。
 - (a) KDDIまたは沖縄セルラーが定める手続に従って本件サービスへの加入手続きを行っていないお客様
 - (b) 前項所定の変更の届出を行っていないお客様または当該変更の届出に不備があるお客様
 - (c) KDDIまたは沖縄セルラー所定のサービスへの契約を終了または契約を解除されたお客様
 - (d) 本ソフトウェアを、トレンドマイクロが対応外とするオペレーティングシステム（日本語版以外のオペレーティングシステムを含みます）上で使用しているお客様
 - (e) 日本語以外の言語にて問い合わせをされたお客様
 - (f) KDDIまたは沖縄セルラーにおいて所定のサービスへの登録情報が確認できないお客様
3. トレンドマイクロは、以下の場合、お客様へ事前の通知を行うことなくサポートサービスの提供を停止できるものとします。
 - (a) システムの緊急保守を行うとき
 - (b) 火災、停電等の不可抗力および第三者による妨害等により、システムの運用が困難になったとき
 - (c) 天災またはこれに類する事由により、システムの運用ができなくなったとき
 - (d) 上記以外の緊急事態により、トレンドマイクロがシステムを停止する必要があると判断するとき
4. 前各項にかかわらず、トレンドマイクロは、本ソフトウェアおよび一部の対応オペレーティングシステ

ム上で使用される本ソフトウェアについて同社の裁量でサポートを終了することができるものとし、同社がサポートを終了した本ソフトウェアについては、お客様に対するサポートサービスを提供する義務を負わないものとします。なお、サポート終了製品は、別途サポートサービスの一環として配信するWebページ、電話またはファックスを介する問い合わせによってご案内いたします。

5. トレンドマイクロは、サポートサービスの過程でお客様から頂いたご意見、感想等（文章および音声を含みますがそれらに限られません、ただし第7条で定義する個人情報を除きます。以下「ご意見等」といいます）をトレンドマイクロの製品やサービスの改善およびマーケティング活動を目的として利用いたします。お客様は、トレンドマイクロに対して、当該ご意見等を全世界において無償で非独占的に使用する（加工、抜粋、複製、公開、翻訳等を含みます）権利を許諾するものとし、かつトレンドマイクロに対して当該ご意見等にかかる著作権、著作者人格権等の知的財産権を行使しないものとします。

第5条 契約の解除

1. お客様が本契約に違反した場合、トレンドマイクロは本契約を解除することができます。この場合、お客様は、本ソフトウェアおよびドキュメントを一切使用することができません。
2. 前項に定める他、お客様が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロもしくは特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下「暴力団等」という）、に該当する、または次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、トレンドマイクロは本契約を解除することができます。
 - (a) 暴力団等が経営を支配しているまたは経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (b) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること
 - (c) 暴力団等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (d) 役員または経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
3. 前各項に定める他、お客様が自らもしくは第三者を利用して、次の各号に掲げるいずれかの行為を行う、またはその恐れがあるとトレンドマイクロが判断した場合、トレンドマイクロは本契約を解除することができます。
 - (a) 詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いる行為
 - (b) 違法行為または不当要求行為
 - (c) 業務を妨害する行為

- (d) 名誉や信用等を毀損する行為
- (e) その他前各号に準ずる行為

4. お客様は、本ソフトウェア、ドキュメントおよびそのすべての複製物を破棄することにより本契約を終了させることができます。この場合、本契約のもとでお客様が支払われた一切の対価は返還いたしません。
5. 本契約が終了するかまたは解除された場合、お客様は、本ソフトウェア、ドキュメントおよびそのすべての複製物をトレンドマイクロへ返却するかまたは破棄するものとします。

第6条 守秘義務

1. お客様は、(a)本契約記載の内容、および、(b)本契約に関連して知り得た情報（プロダクトキー、サポートサービスに関連する電話番号、メールアドレス、URL、ID、パスワード、更新キー、IPアドレスならびにサポートサービスの一環としてコンピュータネットワークを介して提供される情報内容を含みます）につき、トレンドマイクロの書面による承諾を得ることなく第三者（KDDI、沖縄セルラーを除きます）に開示、漏洩しないものとし、かつ、本契約における義務の履行または権利の行使に必要な場合を除き方法を問わず利用しないものとします。ただし、国家機関の命令による開示等正当なる事由に基づき開示する場合はこの限りではありませんが、その場合にはトレンドマイクロに対して速やかに事前の通知を行うものとし、
2. 前項にかかわらず、以下各号に定める事項については前項の適用を受けないものとします。
 - (a) 開示を受けた時に既に公知である情報
 - (b) 開示を受けた後、自己の責によらず公知となった情報
 - (c) 開示を受ける前から、自己が適法に保有している情報
 - (d) 第三者から、守秘義務を負わず適法に入手した情報
 - (e) トレンドマイクロの機密情報を使用または参照することなく独自に開発した情報

第7条 個人情報の取り扱いについて

1. お客様は、トレンドマイクロがお客様に関する以下の個人情報（変更後の情報を含みます。以下「個人情報」といいます。）につき必要な保護措置を講じたうえで収集、利用し、同社が定める相当な期間保有することに同意します。なお、トレンドマイクロは、お客様が製品利用の過程でトレンドマイクロのサーバに任意に保存した個人情報（個人番号、いわゆるマイナンバー等を含みます）を利用することはありません。
 - (a) 氏名、会社名、性別、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス等、KDDIおよび沖縄セルラーまたはお客様が第4条1項、2項および3項に基づき届けた事項
 - (b) 購入製品、ユーザ登録日、契約の更新状況、対価の振込に関連して開示された情報等、お客様とKDDIおよび沖縄セルラーとの契約にかかわる事項
 - (c) お客様から提出された問い合わせ内容およびアン

ケートへの回答内容等

2. お客様は、トレンドマイクロが、コンピュータまたはインターネットに関連するセキュリティ対策製品およびサービスの提供に関する事業において、以下の目的のために個人情報を利用することに同意します。
 - (a) サポートサービスの提供
 - (b) 契約の更新案内
 - (c) トレンドマイクロの製品およびサービスに関する案内
 - (d) トレンドマイクロの製品およびサービスに関連のある他社製品の案内
 - (e) セキュリティに関する情報の提供
 - (f) アンケート調査ならびにキャンペーン、セミナーおよびイベントに関する案内等のマーケティング活動
 - (g) トレンドマイクロの製品またはサービスの開発を目的とした分析および調査ならびにベータテストの依頼に関する通知
3. お客様は、トレンドマイクロが前項の各行為を実施するにあたり、安全管理措置を講じたうえで同社の子会社および海外関連会社、販売代理店ならびに代行業者に対して本条第1項所定の個人情報を提供、もしくは、個人情報保護に関する契約書を締結したうえで個人情報の取り扱いの全部または一部を委託する場合があることに同意します。
4. お客様は、トレンドマイクロに対し、自己に関する客観的な事実に基づく個人情報に限り、開示するよう請求することができるものとします。なお、開示請求にあたっては、別途トレンドマイクロが定める手続および手数料が必要となります。開示請求により万一個人情報の内容が不正確または誤りであることが判明した場合、トレンドマイクロは速やかに当該個人情報の訂正もしくは削除に応じるものとします。
5. 前項にかかわらず、以下のいずれかに該当する情報については、トレンドマイクロは開示の義務を負わないものとします。
 - (a) トレンドマイクロまたは第三者の営業秘密またはノウハウに属する情報
 - (b) 保有期間を経過し、現にトレンドマイクロが利用していない情報
 - (c) 個人に対する評価、分類、区分に関する情報
 - (d) トレンドマイクロ内部の業務に基づき記録される情報であって、これが開示されると業務の適正な実施に著しい支障をきたす恐れがあると同社が判断した情報
6. お客様は、トレンドマイクロが本条2項に記載される目的のために個人情報を利用することにつき利用停止、第三者への提供の停止および利用目的の通知依頼の申し出を行うことができるものとし(但し、法令等に定めがある場合を除く)、同社は当該申し出を受けた場合利用停止の措置を講じるものとします。ただし、サポートサービスの提供または更新案内等、業務上必要な通知に同封または併記される製品案内、通知等についてはこの限りではありません。当該申し出に

関するお問い合わせ、および個人情報の取り扱いに関するお問い合わせ先は、トレンドマイクロ リスク管理室 室長(兼個人情報保護管理責任者) privacy@trendmicro.com となります。

7. お客様は、本契約が終了するかまたは解除された場合であっても、その理由の如何を問わず本条1項に基づきユーザ登録を行った事実に関する個人情報がトレンドマイクロにより一定期間利用されることに同意します。
8. お客様が本条にご同意いただけない場合、本ソフトウェアに関する一部もしくは全部のサービス提供等を受けられない場合があります。

第8条 契約期間

1. 本契約の有効期間は、お客様が本契約に同意した日から、第5条に基づき本契約が終了するかまたは解除されるとき、もしくは本件サービスの加入期間が終了するときまで有効です。
2. KDDIまたは沖縄セルラー所定の手続を行うことにより本件サービスの加入期間を更新されたお客様には、本契約の最新の内容が適用されます。

第9条 一般条項

1. 理由の如何を問わず、トレンドマイクロからお客様へ通知、郵送およびその他のコンタクトを行う場合(サポートサービス提供の場合を含みますがこれに限られません)、当該通知、郵送およびコンタクト等の宛先は日本国内に限定されるものとします。
2. お客様は、本ソフトウェアおよびそれらにおいて使用されている技術(以下「本ソフトウェア等」という)が、外国為替および外国貿易法、輸出貿易管理令、外国為替令および省令、ならびに、米国輸出管理規則に基づく輸出規制の対象となる可能性があること、ならびにその他の国における輸出規制対象品目に該当している可能性があることを認識の上、本ソフトウェア等を適正な政府の許可なくして、禁輸国もしくは貿易制裁国の企業、居住者、国民、または、取引禁止者、取引禁止企業に対して、輸出もしくは再輸出しないものとします。
3. お客様は、本ソフトウェア等に関連した米国輸出管理法令の違法行為に対して責任があることを認識の上、違法行為が行われないよう、適切な手段を講じるものとします。
4. 本契約の締結により、お客様が米国により現時点で禁止されている国の居住者もしくは国民ではないこと、および本ソフトウェア等を受け取ることが禁止されていないことを認識し、お客様は、本ソフトウェア等を、大量破壊を目的とした、核兵器、化学兵器、生物兵器、ミサイルの開発、設計、製造、生産を行うために使用しないことに同意するものとします。
5. 本契約は、本ソフトウェアの使用許諾に関し、本契約の締結以前にお客様とトレンドマイクロとの間になされたすべての取り決めに優先して適用されます。なお、

トレンドマイクロは、お客様へ事前の通知を行うことなく本契約の内容、サポートサービスの内容およびその他の告知内容を変更できるものとします。お客様は最新の本契約内容をトレンドマイクロのWebサイトから確認できます。当該変更は、トレンドマイクロの独自かつ単独の裁量でなされますが、本件サービス契約期間が有効期間中であるお客様については、トレンドマイクロのWebサイトで最新の本契約が掲載されてから30日後に有効になるものとします。本契約の変更がなされた場合には、従前の本契約の内容、サポートサービスの内容および告知内容は無効となり、最新の本契約の内容、サポートサービスの内容および告知内容が適用されるものとします。 本件サービス契約期間が有効期間中であるお客様が変更後の条件に同意できない場合、お客様は本ソフトウェアを使用することはできません。

6. お客様は、トレンドマイクロからお客様への通知が電子媒体かつ電子的手段（POPUP等を含みます）によってなされる場合があること、および、当該通知を受領することに同意するものとします。
7. 本ソフトウェアにおいて有害サイトのアクセス規制機能、フィッシング対策機能等を有する場合、お客様が当該機能を有効にし、Webページにアクセスした場合、以下の事象がおこることがあります。
- (a) お客様がアクセスしたWebページのWebサーバ側の仕様が、お客様が入力した情報等をURLのオプション情報として付加しWebサーバへ送信する仕様の場合、URLのオプション情報にお客様の入力した情報（ID、パスワード等）などを含んだURLがトレンドマイクロ（本号においてその子会社を含みます）のサーバに送信されます。
- この場合、トレンドマイクロでは、お客様がアクセスするWebページの安全性の確認のため、これらのお客様より受領した情報にもとづき、お客様がアクセスするWebページのセキュリティチェックを実施します。
8. トレンドマイクロは、緊急またはやむを得ないと判断する場合に限り、お客様に事前の通知をすることなく、お客様がご利用する本ソフトウェアのアップデートをKDDIまたは沖縄セルラーへ依頼し、KDDIまたは沖縄セルラーより強制的に最新バージョンへアップデートが行われる場合があります。
9. 第2条、第3条、第6条および本条の各定めは、本契約が解除、期間の満了またはその他事由によって終了したときであってもなおその効力を有するものとします。
10. 本契約は、日本国法に準拠するものとします。本契約に起因する紛争の解決については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所します。

トレンドマイクロ株式会社

プライバシーと個人データの収集に関する規定

トレンドマイクロ製品の一部の機能は、お客さまの製品の利用状況や検出にかかわる情報を収集してトレンドマイクロに送信します。この情報は一定の管轄区域内および特定の条例において個人データとみなされることがあります。トレンドマイクロによるこのデータの収集を停止するには、お客さまが関連機能を無効にする必要があります。

本ソフトウェアにより収集されるデータの種類と各機能によるデータの収集を無効にする手順については、次のWebサイトを参照してください。

<https://success.trendmicro.com/data-collection-disclosure>

重要

データ収集の無効化やデータの削除により、製品、サービス、または機能の利用に影響が発生する場合があります。本ソフトウェアにおける無効化の影響をご確認の上、無効化はお客さまの責任で行っていただくようお願いいたします。

トレンドマイクロは、次の Web サイトに規定されたトレンドマイクロのプライバシーポリシーに従って、お客さまのデータを取り扱います。

https://www.trendmicro.com/ja_jp/about/legal/privacy-policy-product.html

トレンドマイクロ株式会社

著作権について

本書に関する著作権は、トレンドマイクロ株式会社へ独占的に帰属します。トレンドマイクロ株式会社が事前に承諾している場合を除き、形態および手段を問わず、本書またはその一部を複製することは禁じられています。本ドキュメントの作成にあたっては細心の注意を払っていますが、本書の記述に誤りや欠落があってもトレンドマイクロ株式会社はいかなる責任も負わないものとします。本書およびその記述内容は予告なしに変更される場合があります。

商標について

TREND MICROおよびウイルスバスターは、トレンドマイクロ株式会社の登録商標です。

本書に記載されている各社の社名、製品名およびサービス名は、各社の商標または登録商標です。

Copyright © 2023 Trend Micro Incorporated. All rights reserved.

電話サービスに関する事項

ケーブルプラス電話／ケーブルプラス光電話について

① サービス名称・〔区分〕

ケーブルプラス電話・〔IP電話サービス〕
ケーブルプラス光電話・〔IP電話サービス〕
(以下、両サービスを「ケーブルプラス(光)電話」と記載)

② 本サービスを提供する会社

JCOM株式会社(以下「JCOM」)
ただし、電話番号の設定および緊急通報(110/118/119)についてはKDDI株式会社(以下「KDDI」)

③ お問い合わせ先

【お電話でのお問い合わせ先】

ちゅピCOMお客さまセンター
0800-555-2525(9:30~18:00 年中無休)

【インターネット／メール等でのお問い合わせ先】

HP <https://www.chupicom.jp>

④ ご留意事項

- (1) サービスについて
 - 料金やサービスは、改善等のため予告なく変更する場合があります。
 - 記載の内容は2026年3月1日現在の情報です。
- (2) 請求についてのご注意
 - 本サービスのご利用料金はお申込みいただいた株式会社ちゅピCOM(以下ちゅピCOM)から請求させていただきます。ただし、国際オペレータ通話等の請求書は、ご利用発生の翌月にKDDIからご契約者に直接送付させていただきます。
- (3) 他社料金についてのご注意
 - 他社料金(NTT東日本・NTT西日本料金等)につきましてはあくまでも目安となります。また、NTT東日本・NTT西日本工事費につきましては、お客様宅内等の状況により記載の内容とは異なる場合があります。あらかじめご了承ください。
- (4) 個人情報のお取り扱いについてのご注意
 - KDDIおよびJCOMが本サービスのお申込みに際して取得する個人情報の利用目的につきましては、本サービスの提供、料金請求業務、自己の既存サービス・新サービスのご案内、アンケート調査の実施、利用促進等を目的としたキャンペーンの実施、サービスの開発・評価・改善、その他契約約款等に定める目的に利用すること、とします。
- (5) au IDについて
 - 本サービスのお申込みにより、本サービスの契約が連携付けられたau IDをKDDI株式会社が払い出します。au IDは、My auのログインに利用します。なお、au IDの利用はKDDI株式会社の「au ID利用規約」によります。

(6) その他

- 本紙に記載しているサービス名称は一般に各社の商標または登録商標です。

⑤ サービス内容

- 国内加入電話、国際、携帯電話、IP電話等向け通話をご利用いただけます。
- 現在お使いの電話番号を継続して本サービスでご利用いただけます。(詳細については「⑧-1 番号ポータビリティをご利用の場合」をご確認ください。)
- 「110(警察)」「118(海上保安庁)」「119(消防)」への発信が可能です。
- 本サービスはISDNをご利用いただけません。
- 停電時はご利用になれません(携帯電話やPHS、または、お近くの公衆電話をご利用ください)。

⑥ 契約・お申し込みについて

- このお申込みによる契約は、KDDIおよびJCOMのケーブルプラス電話サービス契約約款またはケーブルプラス光電話サービス契約約款によるものとします。
- お申込みを受付した場合でもKDDIまたはJCOMの設備の都合により、本サービスをご利用いただけないことがあります。
- 現在、110番、119番非常通報装置(注1)、または緊急通報等を行なう自動通報装置(電話機)(注2)をご利用のお客様は、本サービスで継続してご利用いただくことはできません。このため、本サービスはお申込みいただけません。
- (注1) 非常ボタン等を押すことにより110番(警察)、119番(消防)へ自動的に発信し、発信元の情報を自動音声で伝える装置。
- (注2) 主に各自治体が高齢者の方や体の不自由な方などに提供している電話機で、ボタンを押すことにより緊急通報を行なうことができるものでペンダントタイプの場合もあります。「緊急通報システム」「あんしん電話」等の名称で呼ばれています。
- 本サービスはネットワークの保守メンテナンス等により、ご利用いただけない場合があります。
- お申込者が未成年の場合は、親権者の同意を得た上でお申込みください。
- お申込者は、この契約に基づく契約者の地位を第三者に譲渡することはできません。

⑦ 緊急通報(110/118/119)について

- 「110(警察)」「118(海上保安庁)」「119(消防)」へダイヤルした場合は、ご契約者の住所・氏名・電話番号が接続相手先(警察、海上保安庁、消防)に通知されます(一部の警察・海上保安庁・消防を除く)。なお、回線毎の非通知設定が適用されませんので、通知を拒否される場合は、一通話毎に「184」を付けてダイヤルしてください。

⑧ 電話番号の継続利用について

⑧-1. 番号ポータビリティをご利用の場合

- 本サービスで利用する電話番号について、番号ポータビリティ（※）を利用することができます。
※番号ポータビリティとは、電話サービス提供会社（以下「事業者」）を変更しても同じ電話番号を継続して利用することができるようにする取扱いです。
- KDDIおよびJCOMグループ会社以外の事業者（以下「他事業者」といいます）から本サービスへの番号ポータビリティを利用した移行に際し、現在ご利用中の電話サービスは終了（NTT加入電話、INSネット64は休止、NTT加入電話・ライトプラン、INSネット64・ライトを含む他事業者の電話サービスは解約）となります。他事業者への手続きはKDDIが行ないます。お客様による手続きは必要ありません。また、本サービスへの移行に際し、移行元の他事業者（以下「移行元事業者」といいます）より連絡がある場合があります。
※NTT加入電話、INSネット64からの番号ポータビリティを利用した移行の場合は休止工事費3,300円（税込み）が別途NTT西日本よりお客様に請求されます。その他の番号ポータビリティを利用した移行の場合は移行元事業者が定める提供条件により、解約に係る違約金、工事費等のお客様不利益事項が発生する場合がありますので、必要に応じ工事日までに移行元事業者へご確認ください。
- ※付加サービスも含めて自動的に解約となるかどうかについては、必要に応じお客様から移行元事業者へご確認ください。
- 移行元事業者による番号ポータビリティの設定完了をもって本サービスの利用開始となります。
- 番号ポータビリティの工事当日は、工事に伴い電話利用不可時間が発生する場合があります、その際は緊急通報機関からの折り返し含め電話が利用できない場合があります。
- 番号ポータビリティに関する取扱いにおいて、契約者名義、お客様連絡先、設置場所、工事希望日等の情報は、移行先事業者、移行元事業者および番号取得事業者との間で必要に応じて共有することがあります。
- 番号ポータビリティは移行元事業者の契約者（名義人）の同意を得た上でお申込みください。
- 番号ポータビリティは以下の条件に合致した場合にご利用可能となります。
 - ・お申込みの電話番号が、他事業者が提供する固定電話サービスでご利用中のOABCで始まる番号（A、B、Cは0以外）であること。
 - ・現在お申込者が使用している電話番号であり、ご利用場所の変更がないこと（ご利用場所が変更になる場合、番号ポータビリティをご利用いただけない場合があります）。
- ※番号ポータビリティをご利用いただけない場合はKDDIより新しい電話番号を提供いたします。

- 公衆電話、臨時電話で利用中の電話番号は、番号ポータビリティのお申込みができません。
- 移行元の電話サービスで利用していたADSL、光ファイバ等のアクセス回線は、本サービスへの移行後も自動解約とならずに定額料金が発生する場合がありますので、必要に応じてお客様から解約の手続きを行なってください。
- ご利用場所の変更を伴う番号ポータビリティによって移行した後に移行元事業者の電話サービスに戻ることができるかを確認する必要がある場合、移行元事業者にお問合せください。
- その他、現在の電話サービスにおいてご利用中のサービスの取扱いについては、サービス提供会社へお問い合わせください。
- 本サービスでは、ISDNの各種機能、ISDN専用電話機やISDN専用端末はご利用いただけません。また、DSU、TA（ターミナルアダプ）はご利用いただけません。
- NTT西日本の加入電話、INSネット64の休止に伴い、NTT西日本より休止連絡票（「利用休止のお知らせ」）がお客様に送付されます。休止連絡票（「利用休止のお知らせ」）は、再度NTT西日本をご利用の際等に必要となりますので、大切に保管してください。
※他事業者からの番号ポータビリティの場合は休止連絡票（「利用休止のお知らせ」）が送付されることはありません。
- NTT西日本の加入電話、INSネット64の利用休止期間は原則5年です。ただし、お客様のNTT西日本への申告により5年単位で期間の更新が可能です。延長を行わない場合、更に5年を経過した時点で権利が失効となる場合がありますので、ご注意ください。詳しくはNTT西日本にお問い合わせください。
- NTT西日本からレンタル電話等の機器リースをご利用の場合は、本サービスの開通日までに、NTT西日本（連絡先：0800-2000116）へご連絡ください。またNTT西日本から単体電話機（黒電話・カラー電話機・プッシュホン）をレンタルされている場合は、本サービスをお申込みいただく前に、必ずNTT西日本（116）へ「買い取り」または「レンタル終了（返却）」をご連絡ください。

⑧-2. ホーム電話／ホームプラス電話／auひかり電話サービスからの同番移行の場合

- 本サービスで利用する電話番号について、同番移行（※）を利用することができます。
※同番移行とは、JCOMの電話サービス（本サービス／ケーブルプラス光電話）、JCOMグループの電話サービス（J:COM PHONE プラス／J:COM PHONE ひかり）又はKDDIの電話サービス（ホーム電話／ホームプラス電話／auひかり電話サービス）を元に提供される電話サービス（JCOMの電話サービスおよびJCOMグループの電話サービスとあわせ

て以下「JCOMの電話サービス等」）でご利用中の電話番号を、他のJCOMの電話サービス等において利用することができるようにする取扱いです。

- ケーブルプラス光電話／J:COM PHONE プラス／J:COM PHONE ひかり／ホーム電話／ホームプラス電話から本サービスへの同番移行に際し、ケーブルプラス光電話／J:COM PHONE プラス／J:COM PHONE ひかり／ホーム電話／ホームプラス電話は解約となります。解約手続はJCOMが行いますので、お客様からの手続は必要ありません。
 - auひかり電話サービスから本サービスへの同番移行に際し、auひかり電話サービスは自動解約となります。解約手続はJCOMが行いますので、お客様による手続は必要ありません。
※auひかりネットサービス・テレビサービスの取扱いについては、KDDI またはご契約のプロバイダへお問い合わせください。
 - ケーブルプラス光電話／J:COM PHONE プラス／J:COM PHONE ひかり／ホーム電話／ホームプラス電話／auひかり電話サービスでご利用中の付加サービスも解約となりますので、本サービス申込時に改めてお申込み下さい。なお、電話帳掲載につきましても改めてお申込みが必要になります。
 - ケーブルプラス光電話／J:COM PHONE プラス／J:COM PHONE ひかり／ホーム電話／ホームプラス電話／auひかり電話サービスからの同番移行は、以下の条件に合致した場合に可能となります。
・ケーブルプラス光電話／J:COM PHONE プラス／J:COM PHONE ひかり／ホーム電話／ホームプラス電話／auひかり電話サービスのご利用場所とケーブルプラス電話のご利用場所が同一住所であること（ご利用場所が異なる場合、同番移行がご利用いただけない場合があります）。
- ※同番移行が出来ない場合、KDDI より新しい電話番号を提供いたします。

⑨本サービスの機能について

- ご利用いただけない通話・通信先がございます（詳しくは「【別表1】接続可否」をご参照ください）。
- 「0088」等の事業者識別番号による電気通信事業者を指定した発信はできません。ACR機能は停止して利用することをお勧めします。
※「0088」等の事業者識別番号の後に国内・携帯・国際(自動ダイヤル)等の本サービスで提供可能な電話番号をダイヤルした場合、本サービスのご利用となりその通話料金が適用されます。
- 以下の機能・各種サービスはご利用いただけません（詳しくは「【別表2】ご利用いただけない機能・サービス」をご参照ください）。

通信機能・サービス	
ISDN G4 FAX通信/スーパーG3 FAX通信 パケット通信 プッシュ回線の短縮ダイヤル機能 i・ナンバー	ユーザー間情報通知 (UUI) ボイスワープセレクト等ボイスワープの一部機能 電話機能付インターホン (ドアホン) BizFAX
通話機能・サービス	
プッシュ回線の短縮ダイヤル機能	ボイスワープセレクト等 ボイスワープの一部機能 電話機能付インターホン (ドアホン)
電話番号に関する機能・サービス	
i・ナンバー	代表組み ダイヤルイン
KDDI 又は他社が提供する機能・サービス	
ADSLサービス マイラインサービス (マイライン・マイラインプラス) お申込み電話番号に付随する各種割引サービス	BizFAX

※上記に記載されていない場合でも使えない場合があります。

- 以下の機能・各種サービスはご利用いただけない場合があります。

機能・サービス	備考
ガス・電気・水道等の遠隔検針	発信先の電話番号、通信方式によりご利用いただけない場合があります。 必要に応じてサービス提供者や製造会社へお問合せください。
セキュリティサービス	
ダイヤルアップによるインターネット接続	
その他モデム通信	

※上記に記載されていない場合でも使えない場合があります。

※FAXは概ねご利用いただけます。

⑩104番号案内

- 104番号案内をご利用いただけます。

⑪ご利用料金

⑪-1. 料金に関するご注意

- 本サービスのご利用料金はお申込みいただいたちゅピCOMから請求させていただきます。
※国際オペレータ通話等の請求書は、ご利用発生の翌月にKDDI からご契約者に直接送付させていただきます。
- 請求書の発行時期、料金のお支払い方法については、ちゅピCOMの定めるところによります。
- 基本料についてはご利用開始月および解約月については日割料金となります。また、付加サービス利用料については利用開始月は無料、解約月は全額のご請求となります。ただし、基本料・付加サービス利用料について同じ月にご利用開始と解約を行なった場合は全額のご請求となります。
- 電話ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料については毎月月末時点においてご契約中のお客様に全額（※）をご請求させていただきます。

※支援機関が原則1年度ごとに算定し、総務大臣認可を経て決定される電話リレーサービス料の「番号単価」については、月によって適用される金額が異なることがあります。

- 実際の請求時の消費税は、本紙に記載する料金の表示額の合計とは異なる場合があります。
- 本紙に記載する料金とは別に、開通または解約の際にちゅピCOMが設定する工事費等がかかる場合があります。詳しくはちゅピCOMにお問い合わせください。
- 保守費用につきましては実費を請求させていただきます。

⑪-2. 月額利用料

a. 基本料

サービス名	月額基本利用料
ケーブルプラス電話	1,639円(税込み)
ケーブルプラス光電話※1	550円(税込み)

※1 ちゅピCOM光 NET 1G with auひかりをご契約の場合。

b. その他料金

通話明細発行 ^{注)}	220円(税込み)
----------------------	-----------

注) 通話明細はJCOMよりご契約者に送付させていただきます。

⑪-3. 通話料

種別		通話料(税込み)
ケーブルプラス電話、ケーブルプラス光電話、ホーム電話向け通話 「J:COM PHONE プラス」 「J:COM PHONE ひかり」 向け通話 ^{注1)}		無料
国内加入電話向け通話	市内通話	8.8円／3分
	県内市外通話 ^{注2)}	
	県外通話 ^{注2)}	16.5円／3分
国際通話 ^{注3)}	ダイヤル通話	例:アメリカ本土宛 9円(免税)／1分 フィリピン宛 35円(免税)／1分 中国宛 30円(免税)／1分
携帯電話向け通話	au／UQmobile宛	17.05円／1分
	上記以外宛 ^{*4)}	17.6円／1分
I P電話向け通話		11円／3分
特別番号への通話	時報(117)	8.8円／3分
	番号案内 ^{注5)} (104)	220円／案内
	電報(115)	アルティウスリンク株式会社設定料金 ^{注6)}
	災害用伝言ダイヤル(171)	8.8円／1分
	行政1XYサービス(188・189)	N T Tドコモビジネス株式会社設定料金
	ナビダイヤル(0570-)	N T Tドコモビジネス株式会社／株式会社アイ・ピー・エス・プロ設定料金

※記載の料金はすべて税込みです。

注1 「J:COM PHONE プラス」「J:COM PHONE ひかり」「J:COM PHONE」はJCOMグループ会社が提供する電話サービスです。

注2 県内・県外の区分は郵政省令第24号(平成11年7月1日施行)によって定められた都道府県の区域に従っており、行政区分とは異なる場合があります。

注3 その他の国・地域、オペレータ通話の通話料についてはお問合せいただくか、JCOMのホームページ(<https://www.jcom.co.jp/catv-service/phone/cableplus/charge/asia/>)でご確認ください。

注4 衛星電話への通信等、一部通話料が異なる場合があります。詳細はJCOMのホームページ(<https://www.jcom.co.jp/catv-service/phone/variouscallcharges/>)でご確認ください。

注5) 障がい者向け無料案内サービス「スマイル案内」をご利用希望の方は、初回利用時にご登録して頂きます。

注6) アルティウスリンク株式会社の「でんぼっぽ」につながります。

⑪-4. ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料

電話ユニバーサルサービス料	電話のユニバーサルサービス支援機関(電気通信事業者協会)が公表する認可料金の相当額
電話リレーサービス料	電話リレーサービス支援機関(電気通信事業者協会)が公表する認可料金の相当額

※電話ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料は、1電話番号毎に請求させていただく月額料金です。

※認可料金は、それぞれの支援機関が電話のユニバーサルサービスの場合は原則6ヶ月ごとに、電話リレーサービス料の場合は原則1年ごとに算定し、総務大臣認可を経て決定される「番号単価」を指します。詳しくはそれぞれの支援機関のホームページをご参照下さい。(電話のユニバーサルサービス：<http://www.tca.or.jp/universalservice/>、電話リレーサービス：https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/)

※電話ユニバーサルサービス料や電話リレーサービス料に係る制度およびお客様への請求につきましては、以下URLをご参照下さい。(電話ユニバーサルサービス料に係るもの：<https://www.jcom.co.jp/catv-service/universal/>、電話リレーサービス料に係るもの：<https://www.jcom.co.jp/catv-service/telephonerelay/>)

⑪-5. 手続きに関する料金

a. 初期費用

契約料	無料
番号ポータビリティ	無料

b. その他料金

番号変更	1手続きあたり2,200円(税込み)
------	--------------------

※加入月の翌月末日までの番号変更は無料です。

⑪-6. 付加サービス利用料

サービス名	月額利用料
割込通話	330円(税込み)
発信番号表示	440円(税込み)
番号通知リクエスト ^{注1)}	220円(税込み)
割込番号表示 ^{注2)}	110円(税込み)
迷惑電話自動ブロック ^{注3)}	無料
着信転送 ^{注4)}	550円(税込み)

注1) 発信番号表示の契約が必要です。また、利用にあたり利用開始の設定が必要です。詳しくは後日お送りする「ケーブルプラス電話（光）ご利用ガイド」をご確認下さい。

注2) 割込通話・発信番号表示の契約が必要です。

注3) ご利用開始には、JCOMが別に定める同意事項への同意を含むお申し込みが必要です。

注4) My auからのお申し込みはできません。ちゅピCOMへご連絡ください。また申し込みの際、ケーブルプラス（光）電話のご契約者本人に相違ないことを確認させていただきます。本人確認に必要な書類は、電気通信事業法に定める電気通信番号計画 別表第4 本人特定事項の確認方法3および6にて指定されたマイナンバーカード、運転免許証、パスポート、資格確認書、印鑑登録証明書等を指します。申込後、転送先電話番号・転送パターンの設定が必要です。詳しくは後日お送りする「ケーブルプラス（光）電話 ご利用ガイド」をご確認下さい。

⑪-7. 割引料金

(1) auまとめトーク（ケーブルプラス（光）電話からの発信通話について）*auケータイからの発信通話についてはau→自宅割の適用条件によります。

概要	JCOMに登録されたご契約者の連絡先電話番号にauまたはpovo1.0の携帯電話の電話番号が登録されている場合、ケーブルプラス電話とauまたはpovo1.0の携帯電話¹⁾のご登録契約者氏名が同じ、もしくはご登録住所が同じ場合、以下の通話につき通話料相当額を割引し、無料といたします。 ①auひかり 電話サービス²⁾・auひかり ちゅら電話サービス・ホームプラス電話・au one netの050電話サービス・コミュファ光電話²⁾への国内通話 ②au携帯電話及びJCOMが指定する携帯電話サービス³⁾（以下あわせて「au携帯電話等」）への国内通話（au世界サービス対応機種への国外通話の場合、発信元は無料ですが、着信先に通話料がかかります。） ※その料金月の末日において、ご登録の電話番号について解約・休止等の場合、UQ mobileやpovo2.0のものの場合、auまとめトーク（以下この表において「本割引」）の対象外となります。 ※JCOMに登録されたご契約者の連絡先電話番号について、内容の変更⁴⁾があった場合、あらためて届出が必要です。届出されていなかった場合、本割引の対象外となることがあります。 *1 au携帯電話等には沖縄セルラー電話株式会社に係るものも含まれます。 *2 付加サービスの050電話サービスを含みます。 *3 UQ mobile、povo1.0およびpovo2.0ならびにこれらの設備を利用した一部の携帯電話サービスを含みます。 *4 携帯電話番号ポータビリティによる事業者の変更を含みます。
----	--

注意事項	・料金月の月末において、登録されているauまたはpovo1.0の携帯電話が解約・休止等の場合、auまとめトークの割引はありません。 ・本割引の適用について、KDDI、沖縄セルラー電話株式会社およびちゅピCOMに通知されることについて、承諾していただきます。
------	--

(2) オプションお得パックについて

概要	ケーブルプラス電話の回線で、割込通話、発信番号表示、番号通知リクエストおよび割込番号表示（以下あわせて「対象付加サービス」）の付加サービス利用料が同時に発生する場合*、その付加サービス利用料の合計額1,100円（税込み）を、550円（税込み）に割引します（オプションお得パック）。 *オプションお得パックは、対象付加サービスの付加サービス利用料が発生する月のその付加サービス利用料に自動で適用されます。
----	---

⑫ 宅内機器について

- 本サービスをご利用の際は、ご利用のちゅピCOMが設置する宅内機器をJCOMが指定する方法に則って接続してご利用ください。指定外の機器に交換したり、指定外の接続をされる場合、約款の規定に反する行為とみなしサービスの提供をお断りする場合があります。
- 宅内機器の電源は、常にONの状態でご利用願います。電源がOFFの状態では発信/着信ができなくなりますのでご注意ください。
- 本サービスは、宅内機器と接続された電話機からのみご利用いただけます。
- 宅内機器の仕様は、予告無く変更となる場合があります。
- 宅内機器には動作ソフトの自動バージョンアップ機能があります。バージョンアップの際には、機器の起動に時間を要したり、機器が再起動することがあります。また、再起動するとサービスが一旦停止します。
- 宅内機器に故障が生じた際はご利用のちゅピCOMが交換・修理対応をいたしますが、お客様責任による故障・紛失の場合は実費請求いたします。
- 宅内機器をラジオなどの電波を受信する機器の近くで使うと、受信障害（ノイズ）を引き起こすことがあります。このような場合は、宅内機器とラジオなどを離してご使用ください。

⑬ 本サービスの解約について

- 本サービスを解約される場合にはご利用のちゅピCOMお客さまセンター（0800-555-2525 受付時間:9:30～18:00年中無休）へお申し出ください。また、転居に伴う解約に際し、転居先においてauひかり電話サービスへご加入予定で、その際現在の電話番号の継続利用を予定されている場合は、その旨を必ずちゅピCOMへお申し出下さい。
- 宅内機器等については、ちゅピCOMにて撤去工事を行ないます。

- 番号ポータビリティを利用してご利用の本サービスの電話番号を他事業者が提供する電話サービスで継続してご利用される場合は、事前に、当該他事業者へ番号の継続利用を希望する旨、お申し出ください。
- 番号ポータビリティを利用して他事業者が提供する電話サービスに移行する場合、移行先事業者での電話番号の継続利用の設定完了後、本サービスはご利用いただけなくなります（ご申告いただいてから移行先事業者での手続き完了までは本サービスでのご利用となります。）。
- 番号ポータビリティを利用して他事業者が提供する電話サービスに移行しようとする場合、電話番号の継続利用に要する期間および料金等（移行可否を含む）については移行先事業者にご確認ください。
- 「NTT西日本以外の電話事業者が払い出した電話番号」および「光IP電話サービス（ひかり電話）用としてNTT西日本が払い出した電話番号」については、NTT西日本の加入電話への番号ポータビリティを利用した移行はできません。

⑭本サービスの提供条件を説明する会社

株式会社ちゅピCOM（代理店届出番号：H1906901号）

⑮EMTA等について

EMTA・HGWおよびそれらに付属する機器は貸出品です。故障の場合は当社までご連絡ください。

⑯付加サービスについて

付加サービスはご契約時もしくはMy auでお申し込みいただけます。付加サービスの利用料はお申し込み月は無料となっております。解約の場合は月の途中であっても1ヵ月分のご利用料金をご請求させていただきます。
※My auにアクセスできない場合は電話での受け付けもおこなっております。

⑰My auについて

【My au アドレス】 <https://www.au.com/my-au>
WEBにて以下のご契約内容の確認や変更の手続きが可能です。

※ご利用にあたっては、au ID/au IDのパスワード/暗証番号をご登録いただく必要があります。

※毎週水曜日AM2:00～AM10:00はメンテナンスのため、一部の機能がご利用いただけません。

●通話明細照会

当月を除く過去3カ月の通話明細をご確認いただけます。
※通話明細では、お客さまがおかけになった通話明細のみご確認いただけます。

※電話を通じてお申し込みになったサービス（電報など）についてはご確認いただけない場合がございますのであらかじめご了承ください。

●付加サービスのお申し込み・解約・設定変更

●パスワードの変更

【別表1】接続可否

発着区分	種別	ダイヤル	接続可否	説明	備考
電話をかける場合	1XYの3桁番号サービス（一部4桁）	104	○	番号案内	
		110	○	警察(緊急呼)	
		111	×	線路試験受付	
		113	×	故障受付	NTT東日本・NTT西日本の故障受付にはつながりません。
		115	○	電報受付	アルティウスリンク株式会社の「でんぼっぽ」につながります。
		116	×	営業受付	NTT東日本・NTT西日本の営業受付にはつながりません。
		117	○	時報	
		118	○	海上保安(緊急呼)	
		119	○	消防(緊急呼)	
		142	○	着信転送[JCOM付加サービス]	JCOMの「着信転送」サービスの設定変更が可能です。
		144	○	迷惑電話撃退、迷惑電話自動ブロック[JCOM付加サービス]	JCOMの「迷惑電話撃退」「迷惑電話自動ブロック」サービスの設定変更が可能です。
		147	×	ボイスワープセレクト	
		148	○	番号通知リクエスト[JCOM付加サービス]	JCOMの「番号通知リクエスト」サービスの設定変更が可能です。
		161～167	×	ファクシミリ通信網等	
		171	○	災害用伝言ダイヤル	
		184-	○	発信者番号通知拒否	
		186-	○	発信者番号通知	
		188/189	○	行政1XYサービス	
	0A0から始まる電話番号	010-	○	国際電話	
		050-	○	IP電話	ほぼ全てのIP電話事業者と通話可能です。
		070-/ 080-/ 090-	○	携帯電話	

	OABOの 4桁番号 サービス	0120-	○	フリーダイヤル/フリーコールDX/フ リーアクセス	フリーダイヤル等のご契約者の設定によりご利用いただけない場合があります。
		0170-	×	伝言ダイヤル	
		0570-	○	ナビダイヤル等	ナビダイヤル等のご契約者の設定によりご利用いただけない場合があります。
		0800-	○	フリーダイヤル/フリーコールDX/フ リーアクセス	フリーダイヤル等のご契約者の設定によりご利用いただけない場合があります。
		0990-	×	災害募金サービス	
	00XYの事業 者識別番号 (KDDI提供)	0077- 0070-	○	各種サービス(フリーコール等)	
		0051- 0053-1- 0053-9- 0055- 0057-	○	国際オペレータ通話等各種国際電話 サービス	
	00XYの事業 者識別番号 (他社提供)	00XY-	×	「0088」等の事業者識別番号による 電気通信事業者を指定した発信 (0088フリーコールなど以下に記載 のものは除く)	・ACR機能は停止して利用することをお勧めいたします。 ・事業者識別番号の後に国内・携帯・国際(自動ダイヤル)等の本サービ スでご利用可能な電話番号をダイヤルした場合、そのダイヤルした事 業者識別番号を利用せずに相手先へ電話をかけたことになります。
		0037-6- 0044- 0066- 0088-	○	0037-6-着信課金サービス 0044国際着信課金サービス 0066国際国内着信課金サービス 0088フリーコール	
		#ダイヤル	#4桁の 番号	×	着信短縮ダイヤル、クイックナンバー等
電話を受 ける場合	他社サービスの着信	×	他社の着信者課金サービスの着信電 話としての設定・登録		

※上記に記載されていない場合でも使えない場合があります。ご不明な点はお問い合わせください。

【別表2】ご利用いただけない機能・サービス

機能・サービス		注意事項・備考
通信機能・サービス	ISDN	現在INS64をご利用中の場合は以下の点にご注意願います。 ・本サービスではISDNの機能はご利用いただけません。 ・2ch利用はできません。1ch(1回線)での提供となります。 ・ISDN専用電話機やISDN専用端末はご利用いただけません。 ・DSU、TA(ターミナルアダプタ)を取り外してください。 ・ISDNのサブアドレス着信(相手先電話番号の後に「*」を付けてダイヤルする)等はご 利用いただけません。
	スーパーG3 FAX通信	G3 FAXは概ねご利用いただけます。
	Biz FAXスーパーキャスト	
	ユーザー間情報通知(UUI)	
通話機能・サービス	プッシュ回線の短縮ダイヤル機能	短縮ダイヤル以外のプッシュホン機能はご利用いただけます。
	ボイスワープセレクト等	
	ボイスワープの一部機能	JCOMの転送サービスでは無応答時転送、応答後転送機能はご利用いただけません。
電話番号に関する 機能・サービス	電話機能付インターフォン(ドアフォン)	電話の発着信は利用できなくなりますので、必要に応じて別の電話機をご用意ください。
	i・ナンバー	
	代表組み ダイヤルイン	

※番号ポータビリティをお申込みの場合、ご利用中電話サービスの付加サービス、割引サービスは自動的に解約となります。

※上記に記載されていない場合でも使えない場合があります。ご不明な点はお問い合わせください。

ケーブルラインについて

ケーブルラインの重要説明事項は別途用意しております。サービス内容については「ソフトバンク「ケーブルライン」サービス兼付加サービス申込書」の裏面に記載されております、「重要事項説明書」をご覧ください。

①WMTAについて

WMTAおよびWMTAに付属する機器は貸し出し品です。故障の場合は当社までご連絡ください。

②工事費について

開通工事費として、3,300円（税込み）が必要です。解約工事費については、39 ページ【ケーブルライン工事】をご参照ください。

③付加サービスの料金について

サービス名	月額利用料	工事費
①番号表示サービス	440円 (税込み)	無料
②番号通知 リクエストサービス	220円 (税込み)	無料
③キャッチ電話サービス	330円 (税込み)	無料
④着信お断りサービス	660円 (税込み)	無料
⑤着信転送サービス	550円 (税込み)	無料
付加サービスパック1 (①+②+③+④+⑤)	990円 (税込み)	無料
付加サービスパック2 (③+④+⑤)	693円 (税込み)	無料
付加サービスパック3 (①+②+③+④)	880円 (税込み)	無料
付加サービスパック4 (③+④)	583円 (税込み)	無料

④Web明細について

【Web明細アドレス】

<https://webmeisai.itc.softbank.jp/web/resale-privatesite/catv/login>

ケーブルラインの通話明細はWEB明細でご確認ください。通話時間・通話料金・通話先電話番号等の情報をWEB上でご確認ください。

⑤お預かりする個人情報の取り扱いについて

- 当社は会員および申込者のパーソナルデータを「プライバシーポリシー」に定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲において取り扱うこととします。
- ケーブルラインの不具合解析やWMTAの交換・故障修理を行う場合、当社は接続機器製造事業者に対し以下の情報を提供する場合があります。

提供先（接続機器製造事業者）：サーコム・ジャパン株式会社

目的：機器の修理及び故障原因の解析のため

対象情報：

- ①機器の製造番号(MACアドレス)等
- ②端末内に保存されたシステムログ及び通信ログ（故障により消去できない場合に限る）

- 当社は前項に定める解析結果や修理状況をサーコム・ジャパン株式会社から取得することができるものとします。
- パーソナルデータの取り扱いに関して、本規約の内容及び「プライバシーポリシー」の内容に矛盾が生じる場合は、本規約の規定が優先して適用されるものとします。

ちゅピCOM電気まとめ割に関する事項

①ちゅピCOM電気まとめ割について

「ちゅピCOM電気まとめ割」は、電気料金を株式会社ちゅピCOM（以下「ちゅピCOM」という。）のご利用料金とまとめてお支払いいただくサービスです。ちゅピCOMが発行している1つのお客さま番号につき、電気需給契約1契約をお申し込みいただけます。電気の契約先、電気の提供、その他電気に関するサービスは中国電力株式会社（以下「中国電力」という。）から変更はありません。電気に関するお問い合わせは中国電力カスタマーセンターへお問い合わせください。

②ご契約について

「ちゅピCOM電気まとめ割」のお申し込みには審査がございます。ちゅピCOM、中国電力のご利用状況、料金のお支払い状況によってはお申し込みをお断りする場合があります。お申し込みをお断りする場合であっても、その理由についてはお答えできない場合があります。

③お申し込みからご利用開始について

毎月24日までに協議が調った場合、翌月から「ちゅピCOM電気まとめ割」が開始します。25日から月末までのお申し込みは翌々月から「ちゅピCOM電気まとめ割」が開始します。

④料金請求の開始月について

毎月24日までに協議が調った「ちゅピCOM電気まとめ割」は、翌月分の電気料金から対象となり、電気料金のご請求はその2カ月後になります。なお、お客さまの支払方法によっては実際の金融機関口座からのお引き落とし月が異なります。

⑤名義変更について

「ちゅピCOM電気まとめ割」で名義を変更される場合は、ちゅピCOMと中国電力への変更手続きが必要です。

⑥住所変更について

「ちゅピCOM電気まとめ割」をご利用中でちゅピCOMの提供エリア内にご転居される場合は、継続利用をご希望される場合も一旦「ちゅピCOM電気まとめ割」は解除となりますので、再度のお申し込みが必要となります。ちゅピCOMの提供エリア外に転出される場合は「ちゅピCOM電気まとめ割」は解除となります。解除後も解除となった月までの電気料金（2カ月分）が請求されます。解除後の電気料金のみのお支払いにまとめ割は適用されません。

⑦サービスの停止、契約の解除について

ちゅピCOMサービスの解約またはちゅピCOMのご利用料金のお支払いが確認できない場合、「ちゅピCOM電気まとめ割」は解除となります。解除になった場合でも、

解除になった月までの電気料金とちゅピCOMのご利用料金をお支払いいただきます。電気料金のみのお支払いにはまとめ割が適用されません。

⑧免責について

本サービスは予告なしに変更または終了することがあります。変更または終了によって生じる損害賠償には応じません。また、ちゅピCOMの責めに帰さない事由によって発生したあらゆる事象に対しての損害賠償には応じません。

⑨個人情報の取り扱い

お客さまからお預かりする個人情報はちゅピCOMホームページに記載する「個人情報の取り扱いについて」に基づき適切に取り扱います。「ちゅピCOM電気まとめ割」のお申し込みに際しては、サービス提供に必要な個人情報を中国電力へ提供することに予めご同意の上お申し込みください。

○ちゅピCOMの個人情報お問い合わせ窓口

〒730-0854 広島市中区土橋町7番1号

株式会社ちゅピCOM 経営企画本部 本部長

TEL：082-296-5551 FAX：082-296-5565

電子メール：privacy@chupicom.co.jp

ちゅピCOMモバイルに関する事項

尾道局、府中局、神石高原支局ではちゅピCOMモバイル（N）のみの提供となります。

①利用料について

- 基本利用料およびオプション料金につきましては、利用を開始した月の翌月分から、ご利用月の翌月にご請求させていただきます。
- 登録事務手数料および音声オプション機能につきましては、利用を開始した月分から、ご利用月の翌々月に請求させていただきます。
- 24時間通話定額オプションにつきましては、利用を開始した月分から、ご利用月の翌月に請求させていただきます。
- 通話料、SMS送受信料につきましては、利用を開始した日から発生いたします。毎月1日から末日までの料金をご利用月の翌々月にご請求させていただきます。

②セット割引について

- 当社が提供する放送サービスまたはインターネット接続サービスと「音声+データS I M」をセットでご加入いただいた場合、利用料より割引を行います。
- サービスの契約者名・契約住所・支払い先（口座番号やクレジット番号が同一の場合に限る。）の全てが同じ場合で、当社が同一のお客さま番号を発行した場合に適用となります。
- 同一名義で複数回線ご契約の場合は、1回線目のみ割引が適用されます。
- ちゅピCOMモバイル（N）ご利用の場合は、セット割引「スーパーギガ」がご契約の全ての回線（最大5回線まで）に適用されます。

③プラン・コース変更について

プラン・コースの変更をする場合は、以下の変更手数料がかかります。

変更手数料	550円（税込み）
-------	-----------

※ちゅピCOMモバイル My Page から変更手続きをされた場合は無料となります。

- ちゅピCOMモバイル(N)は「Dプラン」「音声+データSIM」での提供となります。「Aプラン」や「データSIM」の提供はありませんのでご了承ください。
- 「Aプラン」から「Dプラン」（もしくはその反対）への変更はできません。変更をご希望される場合は、加入契約を解約すると同時に新たに加入契約を締結する扱いとなります。
- 「データSIM」から「音声+データSIM」（もしくはその反対）への変更はできません。変更をご希望される場合は、加入契約を解約すると同時に新たに加入契約を締結する扱いとなります。
- データ容量の変更は、当月1日から月末前日までの間に変更が可能で、お申し込みの翌月1日から適用されます。変更申し込みは当月の25日まではキャンセルすることが可能ですが、26日以降はキャンセルすることはでき

ません。

④加入審査における個人情報の取り扱いについて

- ちゅピCOMモバイル提供にあたり、料金未納を防ぐ目的で携帯電話事業者（PHS事業者を含みます。以下同じとします。）およびBWA（広帯域移動無線アクセス）サービス事業者に対して、契約終了後においても料金未払いのあるお客さまの個人情報（名前、住所、電話番号、生年月日、性別、支払状況）を交換いたします。
- 交換の際、当社は個人情報を暗号化し、情報交換対応者を限定したセキュアな交換方法を利用し、安全に配慮して提供いたします。
- 当社は料金未納を防ぐことを目的として、携帯電話事業者およびBWAサービス事業者から受領したお客さまの個人情報に基づき、契約申込受付時に加入審査を実施いたします。その結果、料金未払いの状況によってはお申し込みをお受けできないことがあります。

⑤S I Mカードについて

- S I Mカードには下表のものがあります。種類・形状を変更する場合はS I Mカードの変更が必要となり、手数料がかかります。なお手数料については38ページ【ちゅピCOMモバイル手数料】をご確認ください。

	機能	形状
Aプラン	データS I M、 音声+データS I M	マルチS I M
Dプラン	データS I M、 音声+データS I M	マルチS I M

- DプランのデータS I Mをご利用のお客さまがSMSオプションを申し込みまたは解約した場合、S I Mカードの変更が必要となり、手数料がかかります。

⑥MNP（携帯電話番号ポータビリティ）について

- 音声+データS I Mをお申し込みの場合、ご契約時に新規に電話番号発行またはMNP転入することが可能です。
- MNP転入でのご契約の場合、お申し込み時点で予約番号の有効期間が10日以上残っている必要があります。有効期間が足りない場合は、予約番号の再発行を行ってください。
- MNP転入でのお申し込みには、現在ご契約中の携帯電話会社の契約名義とちゅピCOMモバイルの契約名義が同一であることが必要です。
- データS I MではMNP転出ができません。
- Dプランをご利用の場合は、MNP予約番号の発行まで4日程度かかります。

⑦サービスエリアについて

【Aプラン】

- auのサービスエリアでご利用可能です。詳しくはKDDI株式会社のホームページ「MVNO様のサービスをご利用されるお客さまへ」(<https://www.kddi.com/>)

corporate/kddi/public/mvno/user/) より、auエリアマップをご確認ください。

- ご利用の端末によって、サービスエリアが異なります。
- 「5Gサービスエリア」および「4G L T Eサービスエリア」をご確認ください。

【Dプラン】

- ドコモのサービスエリアでご利用可能です。詳しくは株式会社NTTドコモのホームページ「MVNO様のサービスをご利用される方へ」(<https://www.nttdocomo.co.jp/corporate/disclosure/mvno/user/index.html>) より、ドコモエリアマップをご確認ください。
- ご利用の端末によって、サービスエリアが異なります。

⑧利用制限について

- サービス品質維持および設備保護のため、一定時間（24時間以上）継続して接続している通信を切断、または、ネットワーク状況によりポート規制を実施する場合があります。

【Aプラン】

- 直近3日間の通信量が「6GB」を超えている場合、通信速度の制限を行う場合があります。
- 制限期間は3日間の累計通信量が6GB未満になるまでです。

【Dプラン】

- ライトコースまたはクーポンをOFFにしている状態での通信が3日間で366MBを超えた場合、通信速度の制限を行う場合があります。
- 制限期間は超えた翌日の24時間です。

⑨データ容量について

【Aプラン】

- 基本データ容量は翌月の基本データ容量を上限として翌月末まで繰り越すことができます。
- 追加データ容量の有効期限は最終購入日の62日後です。

【Dプラン】

- 基本データ容量の有効期限は翌月末までです。
- ご利用開始月の基本データ容量は、該当月のご利用日数に応じて日割で割り当てられます。
- 追加データ容量の有効期限は購入月の翌日から3カ月後の月末までです。

⑩割引通話オプションについて

- 割引通話オプション（プレフィックス番号「0037-692」）は楽天モバイル株式会社が定める楽天でんわサービス契約約款に基づき提供いたします。
- 楽天でんわサービス契約約款第4条で定める楽天モバイル株式会社が付与する番号は「0037-692」に読み替えるものとします。
- 音声通話の発信時に「0037-692」を通話番号の先頭

にお付けいただくと通話料が割引されます。

※Dプランの場合は国内通話発信時にプレフィックス番号「0077-502」が自動付与され、通話料を割引します。

- 上記以外からの発信の場合、割引は適用されません。
- 音声通話の発信時に「0037-692」を通話番号の先頭にお付けいただいた場合、110番、119番、117番、104番などの3桁の番号、留守番電話センターへの通話、フリーダイヤル（0120）、ナビダイヤル（0057）などの接続サービスは利用いただけません。

⑪通話定額オプションについて

【24時間通話定額オプション】

- 24時間通話定額オプションは、ちゅピCOMモバイル(N)のみの提供となります。
 - 24時間通話定額オプションは国内通話を定額でご利用できます。
 - 国内通話発信時にプレフィックス番号「0077-502」が自動付与され、通話定額が適用されます。
 - 上記以外からの発信の場合、通話定額は適用されません。
 - 契約者名および支払い方法が個人名義の場合のみ通話定額オプションを提供いたします。
 - 24時間通話定額オプションの利用開始日は、ちゅピCOMモバイル新規契約と通話定額オプションを同時に申し込みの場合は、当社が契約者に回線を提供した日とします。
 - 既にちゅピCOMモバイルをご利用中で24時間通話定額オプションを追加で申し込みの場合は、申し込みがあった日の翌月1日からとします。ただし、26日以降の申し込みの場合は、翌々月1日からとします。
 - 24時間通話定額オプションの月額料金は、月あたりの通話料金がいかなる金額であっても、【各種料金について】にて利用料として定める金額が発生いたします。
 - 24時間通話定額オプションの利用または利用の終了にあっては、契約者は、事前に当社が定める方法で通話定額オプションの利用の申し込みまたは利用の終了の通知をする必要があります。利用の申し込みまたは利用の終了の通知の回数の上限は、暦月あたりいずれか1回までとし、利用の申し込みまたは利用の終了の通知後のキャンセルは行えません。
 - 24時間通話定額オプションの利用の終了に係る日（契約者が当該オプションの利用の終了を当社に通知した日をもって利用の終了に係る日とします。）の属する月の通話定額オプションの月額料金は、当該日が暦月のいずれの日であるかにかかわらず、38 ページ【4. ちゅピCOMモバイル】にて利用料として定める金額とします。
 - 解約申込は1日から25日まで可能です。通話定額オプション利用中のちゅピCOMモバイル契約回線を解約した場合、通話定額オプションも同時に解約となります。
- #### 【通話定額オプション】
- 通話定額オプションは1通話あたり10分以内の国内通話を定額でご利用できます。

- 1通話あたり10分を超過する場合の通話料は、割引通話オプションご利用時と同額です。
- 音声通話の発信時に「0037-692」を通話番号の先頭にお付けいただくと通話定額が適用されます。
- 上記以外からの発信の場合、通話定額は適用されません。
- 契約者名および支払い方法が個人名義の場合のみ通話定額オプションを提供いたします。
- 通話定額オプションの利用開始日は、ちゅピCOMモバイル新規契約と通話定額オプションを同時に申し込みの場合は、当社が契約者に回線を提供した日とします。
- 既にちゅピCOMモバイルをご利用中で通話定額オプションを追加で申し込みの場合は、申し込みがあった日の翌日または翌月1日からとします。
- 通話定額オプションの月額料金は、月あたりの通話料金がいかなる金額であっても、【各種料金について】にて利用料として定める金額が発生いたします。
- 音声通話の発信時に「0037-692」を通話番号の先頭にお付けいただいた場合、110番、119番、117番、104番などの3桁の番号、留守番電話センターへの通話、フリーダイヤル(0120)、ナビダイヤル(0057)などの接続サービスは利用いただけません。
- 通話定額オプションの利用または利用の終了にあっては、契約者は、事前に当社が定める方法で通話定額オプションの利用の申し込みまたは利用の終了の通知の回数の上限は、暦月あたりいずれか1回までとし、利用の申し込みまたは利用の終了の通知後のキャンセルは行えません。
- 通話定額オプションの利用の終了に係る日(契約者が当該オプションの利用の終了を当社に通知した日をもって利用の終了に係る日とします。)の属する月の通話定額オプションの月額料金は、当該日が暦月のいずれの日であるかにかかわらず、38 ページ【4. ちゅピCOMモバイル】にて利用料として定める金額とします。
- 解約申込は1日から月末の前日まで可能です。通話定額オプション利用中のちゅピCOMモバイル契約回線を解約した場合、通話定額オプションも同時に解約となります。

⑫危険SMS拒否設定について

- 「危険SMS拒否設定」とはフィッシングSMS^{*1}であるとNTTドコモによって判定されたSMSの受信を拒否する機能です。
 - *1：フィッシングSMSとは、実在する宅配業者や金融機関、ネット通販事業者などを装い不正なアプリをインストールするよう誘導したり、口座情報やアカウント情報などの個人情報を盗み出そうとしたりするサイトや電話番号へ誘導するSMSです。
- DプランのSMS機能付きSIMまたは音声通話機能付きSIMにおいて、危険SMS拒否設定を適用していま

す。

- 契約後に危険SMS拒否設定を適用しない場合には、ちゅピCOMホームページより「Web設定」にアクセスし、設定変更をお申し込みください。「Web設定」にはご利用端末の接続先設定(APN設定もしくはプロファイル)の変更が必要です。また、「Web設定」のアクセス先はNTTドコモのページとなります。
- 本機能は、無償となります。
- 本機能は、全てのフィッシングSMSの拒否を保証するものではありません。
- 本機能により拒否されたSMSの復旧はできません。
- 本機能は、「SMS一括拒否」および「個別番号受信」の設定と併用することはできないため、「SMS一括拒否」または「個別番号受信」を設定すると、自動的に本機能の適用は解除されます。
- 本機能の適用を解除後に、再度適用させる場合、「Web設定」の「SMS拒否設定」から設定いただけます。ダイヤルでの操作、サービスコードでの操作では本機能の適用設定を行うことはできません。
- 本機能により検知したフィッシングSMSに関する情報をドコモサーバに蓄積し、匿名化および統計的なデータに加工したうえで、次に定める目的で利用することがあります。
 - 1) 本機能における判定精度向上のため
 - 2) フィッシングSMS送信者およびSMS中継事業者へ是正を求めるため
 - 3) フィッシングサイトへお客さまがアクセスすることを防止するため
 - 4) 携帯電話事業者間でフィッシングSMSに関する対策を行うため
- 上記目的のために、匿名化および統計的なデータに加工したフィッシングSMSに関する情報を第三者に開示することがあります。

工事に関する事項

①新規工事について

【戸建住宅の場合】

ご契約いただいた物件へ、当社のケーブルを引き込みます。エアコンの配管口などの機器を設置する部屋にケーブルを通す箇所がない場合、または利用できない場合は、外壁に施工上必要な開口作業および防水処理を行います。また、外壁にケーブルを配線する場合は、有線電気通信法に基づき留め具にて固定させていただきます。

※ケーブルの配線位置については、営業担当者または工事担当者にご相談ください。

※解約時、開口部分は、コーキング等による防水加工までとなります。

※ホーム共聴工事の場合、既設の宅内線や機器を利用します。宅内線や機器の不具合により配線を張り替えたり、機器を交換する場合は別途工事費がかかります。また、ブースター（増幅器）を設置する場合があります。ブースターはお客さまの所有物となりますので、故障の場合は有償での交換となります。

※借家の場合、家主さまもしくは管理会社（不動産会社）に事前承認が必要になります。

【ケーブルテレビ対応済み集合住宅の場合】

ご契約いただいた部屋の宅内にS T B等の宅内機器の設置を行います。

【ケーブルテレビ未対応集合住宅の場合】

戸建住宅と同様にご契約いただいた物件（部屋）へ当社のケーブルを引き込みます。エアコン等の配管口等、機器を設置する部屋にケーブルを通す箇所がない場合、または利用できない場合は、外壁に施工上必要な開口作業および防水処理を行います。

※集合住宅の場合、物件（建物）の構造上、引込工事または開口作業が難しい場合があります。この場合、工事をお断りする場合がございます。あらかじめご了承ください。

※借家の場合、家主さまもしくは管理会社（不動産会社）に事前承諾が必要になります。

②変更工事について

サービスの変更等により、お客さまのお宅へ貸し出しております機器を交換させていただく場合がございます。交換の場合、交換にかかる費用についてはお客さまにご負担いただきます。あらかじめご了承ください。また、お客さまのご希望により、機器の設置場所や配線を変更する場合は、別途工事費がかかります。

③撤去工事について

●解約された場合、加入時に取り付けさせていただきましたケーブルおよび機器などの一部もしくは全部を撤去させていただきます。なお、撤去費用がかかる場合がございます。撤去費については、39 ページ【④各種工事について】をご参照ください。

●ケーブルテレビを解約後に、お客さまが設置するアンテナからの直接受信に切り替える場合、現在使用しているケーブルテレビ用ブースターを継続して利用することは、地上テレビ放送局以外の無線局等から電波干渉を受ける可能性があるため、直接受信に切り替える際は「D H マーク 710」表示のある地上デジタル放送用ブースターをご利用いただくことをお勧めいたします。詳しくは、最寄りのアンテナ工事会社にお問い合わせください。

各種料金について

※記載の料金はすべて税込みです。

①事務手数料

	金額
登録事務手数料	3,300円
変更手数料	550円

②ご利用料金について

1. テレビサービス

ちゅピCOM (光) TVサービス

【基本利用料】

パック名	月額基本利用料
4Kプレミアパック	5,390円
4Kスポーツライブパック	4,730円
4Kエンタメパック	4,730円
4Kエコノミーパック	4,070円

コース名	月額基本利用料
ちゅピCOM TV Sコース	5,390円
ちゅピCOM TV Aコース	4,620円
ちゅピCOM TV Cコース	4,070円
ちゅピCOM TV おのみち地上・BSコース ^{*1}	1,980円
ちゅピCOM光 TV 地上・BSコース ^{*2}	1,100円

※1 尾道局限定のサービスです。本コースはちゅピCOM光 NETの契約を条件に提供いたします。(他エリアでの提供はありません。)

※2 本コースはちゅピCOM光 NETの契約を条件に提供いたします。(尾道局を除く)

【追加基本利用料】

●コースとパックは同時にご利用いただけません。

パック名	月額追加利用料
4Kプレミアパック	3,234円
4Kスポーツライブパック	2,838円
4Kエンタメパック	2,838円
4Kエコノミーパック	2,552円

コース名	月額追加利用料	
	尾道局	他エリア
ちゅピCOM TV Sコース	4,268円	3,212円
ちゅピCOM TV Aコース	3,652円	2,772円
ちゅピCOM TV Cコース	3,212円	2,442円

※上記利用料はSTBレンタル料込みの料金です。なお、ちゅピCOM スーパーTVを選択した場合、ちゅピCOM NETのご契約が必要です。

※上記パックでちゅピCOMスーパーTVを選択された場合ちゅピCOMスーパーTVの月額追加利用料はパック料金に含まれています。

【オプションSTB利用料】

サービス名	月額追加利用料
4KSTB	1,100円
らく録4K	1,320円
らく録4K ブルーレイ	2,420円

※上記料金は一台あたりの利用料金です。

【オプションサービス】

サービス名	月額追加利用料
ちゅピCOM スーパーTV	1,100円

※テレビサービス(4Kプレミア・スポーツライブ・エンタメ・エコノミーパックまたはS・A・Cコース)とインターネット接続サービスの契約が必要です。詳しくは、15 ページをご参照ください。

サービス名	金額
録画用1TBハードディスク	8,800円

※スーパーTVまたは4KSTBの契約を条件に販売いたします。

※機器の保証期間はメーカー保証に準じます。

※録画物など(録画用1TBハードディスクに蓄積、挿入されたデータすべてをいいます。)の消失、破損などが生じた場合、当社は責任を負わないものとします。

【番組ガイド購読料】

サービス名	月額追加利用料
番組ガイド(1冊)	275円

※契約台数以上の購読はできません。

【オプションチャンネル料金】

サービス名	月額利用料
WOWOWプライム	3chセットで2,530円
WOWOWライブ	
WOWOWシネマ	
BS10プレミアム	1,980円
アニメシアターX(AT-X)	2,180円
Mnet	2,530円
アジアドラマチックTV (アジドラ)	660円
衛星劇場HD	2,200円
フジテレビNEXTライブ・プレミアム	2,360円
東映チャンネル	1,650円
MTV	770円
グリーンチャンネルHD	2chセットで1,100円
グリーンチャンネル2 HD	
J SPORTS 4	1,430円
レジャーチャンネル*	1,078円
SPEEDチャンネル	990円

※ 尾道局のみご利用いただけるチャンネルです。

ちゅピCOM TV

ちゅピCOM NET

ちゅピCOM スーパーTV

ちゅピCOM 電話

ちゅピCOM 電気まとも割

ちゅピCOM メール

工事

各種料金

セット割引料金

約款・利用規約

※記載の料金はすべて税込みです。

【成人向けオプションチャンネル料金】

サービス名	月額利用料
プレイボーイチャンネル①	2,750円
レッドチェリー②	2,750円
レインボーチャンネル HD③	2,530円
ミッドナイト・ブルー④	2,530円
パラダイステレビ HD⑤	2,200円
プレイボーイセット①+②	2chセットで3,300円
ゴールデンアダルト セット③+④+⑤	3chセットで3,300円

【ちゅピCOM (光) TV

4Kエコノミーパックのみのオプションチャンネル料金】

サービス名	月額利用料
フジテレビONE スポーツ・バラエティ	3chセットで2,910円
フジテレビTWO ドラマ・アニメ	
フジテレビNEXT ライブ・プレミアム	
ファミリー劇場	
カートゥーン ネットワーク 海外アニメ国内アニメ	770円
WOWOWプラス 映画・ ドラマ・スポーツ・音楽⑥	660円
歌謡ポップスチャンネル⑦	770円
2chセット⑥+⑦	880円
日本映画専門チャンネルHD	2chセットで1,320円
テレ朝チャンネル1	770円
ホームドラマチャンネルHD 韓流・時代劇・国内ドラマ	660円
GAORA SPORTS HD	784円
スカイA	1,320円
アニマックス	1,100円
キッズステーション	813円
映画・チャンネルNECO-HD	813円
時代劇専門チャンネルHD	660円
ゴルフネットワーク	770円
TBSチャンネル1 最新ドラマ・音楽・映画	2,480円
TBSチャンネル2 名作ドラマ・スポーツ・アニメ	660円
V☆パラダイス	660円
テレ朝チャンネル2	770円
日経CNBC	660円
KBS World※	990円
釣りビジョン HD	770円
MONDO TV	1,320円
囲碁・将棋チャンネル	880円
	1,540円

※2026年5月ご利用分から、1,100円に改定いたします。

2. インターネット接続サービス

2-1. ちゅピCOM (光) NETサービス

【基本利用料】

コース名	最大通信速度	月額基本 利用料
ちゅピCOM NET 320M※ ¹	下り：320Mbps/ 上り：10Mbps	5,830円
ちゅピCOM NET 120M※ ¹	下り：120Mbps/ 上り：5Mbps	5,170円
ちゅピCOM NET 30M※ ²	下り：30Mbps/ 上り：3Mbps	4,400円
ちゅピCOM光 NET 10G※ ¹ ※ ³	下り：10Gbps/ 上り：10Gbps	6,980円
ちゅピCOM光 NET 1G※ ⁴	下り：1Gbps/ 上り：1Gbps	6,270円
ちゅピCOM光 NET 500M※ ⁴	下り：500Mbps/ 上り：500Mbps	5,720円
ちゅピCOM光 NET 120M※ ⁴	下り：120Mbps/ 上り：120Mbps	4,950円
ちゅピCOM NET※ ¹ マンション300M(S)※ ⁵	下り：300Mbps/ 上り：10Mbps	3,850円
ちゅピCOM NET※ ¹ マンション160M(S)※ ⁵	下り：160Mbps/ 上り：5Mbps	3,300円

※¹ 尾道局でのお取り扱いはありません。

※² 尾道市一部地区限定のサービスです。詳しくはお問い合わせください。

※³ 一部地区限定のサービスです。詳しくはお問い合わせください。

※⁴ 一部地区は対応しておりません。詳しくはお問い合わせください。

※⁵ ちゅピCOM対応集合住宅限定です。当サービスは別途最低利用期間および解約料について定められています。詳しくは8 ページ【⑮最低利用期間】をご確認ください。

※上記通信速度は最大通信速度（ベストエフォート）です。お客さまの環境や接続先の回線状況、サーバの処理状況によって、実測値は変化します。

【インターネットオプションサービス】

サービス名	月額追加利用料
プライベートIP追加	1,100円/個 (最大追加3個まで)
グローバルIP付与	1個目無料 2個目から1,100円/個 (最大追加3個まで)
Wi-Fiオプション（無線LAN内蔵ケーブル モデム、無線LAN内蔵D-ONU）※	220円
安心リモートサポート	550円
ちゅピCOM スーパーWi-Fi	880円（2台1セット。 2セットまで契約可能）

※Wi-Fiオプションの府中局での提供はありません。

2-3. ちゅピCOM光 NET 1G with auひかりサービス （尾道局での提供はありません）

【基本利用料】

コース名	月額基本利用料
ちゅピCOM光 NET 1G with au ひかり	6,270円

※記載の料金はすべて税込みです。

【インターネットオプションサービス】

サービス名	月額追加利用料
Wi-Fi無線LAN機能追加	220円

【ちゅピCOM光 電話基本利用料】

コース名	月額基本利用料
ケーブルプラス光電話	550円

3. ちゅピCOM (光) 電話サービス

3-1. ケーブルプラス電話

コース名	月額基本利用料
ケーブルプラス電話	1,639円

3-2. ケーブルライン

コース名	月額基本利用料
ケーブルライン	1,419円

4. ちゅピCOMモバイル

【基本利用料】

	データSIM	音声+データSIM
ライト	495円	1,100円
3GB	880円	1,320円
7GB	1,760円	2,200円

【ちゅピCOMモバイル (N) 基本利用料】

	データSIM	音声+データSIM
1GB		1,089円
5GB		1,639円
10GB		2,189円
20GB		2,739円

【音声オプション機能等】

	Aプラン	Dプラン
割引通話オプション	無料	
通話定額オプション	913円	
24時間通話定額オプション	-	1,650円 ^{※1}
追加クーポン	220円/100MB	
SMSオプション	無料	データSIM: 143円 音声+データSIM: 無料
番号通知リクエスト	無料	
留守番電話	電話基本パック 330円	330円
迷惑電話撃退		無料
三者通話		-
割込通話		220円
着信転送	無料	
ボイスメール	無料	-
国内通話料	11円/30秒 ^{※2}	11円/30秒

※1 ちゅピCOMモバイル(N)のみの提供となります。

※2 音声通話の発信時に「0037-692」を通話番号の先頭につけた場合。つけない場合は22円/30秒です。

【オプションサービス】

	月額追加利用料
あんしんパック	550円
テクニカル&リモートサポート	330円
端末延長保証	330円 端末交換時に必要なお客さまの負担金 1回目: 5,500円 2回目: 11,000円
セキュリティサービス	330円
i-フィルター for マルチデバイス	330円

【ちゅピCOMモバイル手数料】

	金 額
登録事務手数料 (SIM1枚毎に必要です)	3,300円
SIMサイズ変更	2,200円
SIMカード再発行	2,200円

③ブロードバンドユニバーサルサービス料、電話ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料について

ブロードバンドユニバーサルサービス料 ^{※1}	ブロードバンドユニバーサルサービス支援機関（電気通信事業者協会）が公表する認可料金の相当額
電話ユニバーサルサービス料 ^{※2}	電話のユニバーサルサービス支援機関（電気通信事業者協会）が公表する認可料金の相当額
電話リレーサービス料 ^{※2}	電話リレーサービス支援機関（電気通信事業者協会）が公表する認可料金の相当額

※1 電気通信事業法上のブロードバンドを提供する回線に該当するインターネット接続サービスおよびちゅピCOMモバイルをご利用の場合にご請求させていただく料金で、一部のコースについてはご請求の対象外となります。詳しくはお問い合わせください。

※2 電話ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料は、電話サービスおよびちゅピCOMモバイルをご利用の場合にご請求させていただく料金で、1電話番号毎にご請求させていただく月額料金です。

●認可料金は、それぞれの支援機関が算定し、総務大臣認可を経て決定される「番号単価」を指します。算定期等詳細については、それぞれの支援機関のホームページをご参照ください。

(ブロードバンドユニバーサルサービス料:https://www.tca.or.jp/broadband_universal_service/、電話ユニバーサルサービス料:<http://www.tca.or.jp/universalservice/>、電話リレーサービス料:https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/)

ちゅピCOM TV

ちゅピCOM NET

ちゅピCOM スーパーTV

ちゅピCOM 電話

ちゅピCOM 電気とガス

ちゅピCOM モバイル

工事

各種料金

セット割引料金

約款・利用規約

※記載の料金はすべて税込みです。

④各種工事について

【新規工事・戸建住宅】

作業内容	金 額	
	H F C	F T T H
引込工事のみ	18,700円	40,700円
引込・共聴工事(ブースター込)	29,700円	
宅内工事 (TV、NET、 電話、各1サービスあたり)	14,300円	

●その他の工事については、追加変更工事と同様の取り扱いとなります。

【新規工事・集合住宅】

作業内容	金 額
宅内工事 (TV、NET、電話、各1サービス (端末1台) あたり)	14,300円

●その他の工事については、追加変更工事と同様の取り扱いとなります。

【追加・変更工事】

作業内容	金 額
ブースター設置(機器込)	11,000円
双方向化ブースター設置(機器込)	20,350円
B S一体型ブースター設置(機器込)	27,500円
S T B 設置工事	5,500円
S T B 移設工事	5,500円
S T B 交換工事	5,500円
CM設置工事	11,000円
CM移設工事	7,700円
CM交換工事	5,500円
EMTA・WMTA・HGW・D-ONU設置工事	11,000円
EMTA・WMTA・HGW・D-ONU移設工事 ^{*1}	7,700円
EMTA・WMTA・HGW・D-ONU交換工事 ^{*1}	5,500円
T V 配線工事	6,600円
T V 端子交換工事(1端子型)	3,300円
T V 端子交換工事(1端子型/スイッチ付)	3,850円
壁面ユニット(2端子型)	4,950円
壁面ユニット(2端子型/スイッチ付き)	5,500円
共聴切替工事(ブースター込)	22,000円
有線放送告知機追加設置 ^{*2}	4,180円
2分配器	2,970円
3分配器	3,520円
4分配器	4,070円
6分配器	4,620円
8分配器	5,170円
2分配器(防水型)	5,610円
3分配器(防水型)	6,270円
4分配器(防水型)	6,930円
1分岐器	3,300円
1分岐器(防水型)	5,610円

2分岐器	3,850円
B S 分波器	2,970円
B S 混合器(防水型)	6,050円
モール処理/1m	770円
有線LAN配線工事費	11,000円
タップオフ・クローガー処理費	4,180円
有線放送告知機追加設置(追加配線有) ^{*2}	6,050円
有線→S T B 追加工事 ^{*2}	11,000円
インドアケーブル張替え	6,600円
電話配線工事	6,600円

※1 お客さまのご利用環境によっては、インドアケーブル張り替えや電話配線工事が必要となります。

※2 安佐北区の一部エリアのみの提供サービスです。

●その他の工事については、別途見積をいたします。

【撤去工事】

作業内容	金 額	
全解約(引込・機器撤去) ^{*1} 1サービス	戸建住宅	11,000円
	集合住宅	3,300円
全解約(引込・機器撤去) ^{*1} 2サービス	戸建住宅	12,100円
	集合住宅	6,050円
全解約(引込・機器撤去) ^{*1} 3サービス	戸建住宅	12,100円
	集合住宅	9,900円
一部解約(機器撤去) 1サービス	3,300円	
一部解約(機器撤去) 2サービス	6,050円	
引込撤去工事	6,050円	
アンテナ撤去工事	6,600円	
有線放送告知機撤去 ^{*2}	6,050円	

※1 サービス単位は、テレビ・ネット・電話を各1サービスとします。

※2 安佐北区の一部エリアのみの提供サービスです。

【ケーブルライン工事】

作業内容	金 額
開通工事費	3,300円
解約番号ポータ工事(回線廃止費用)	2,750円
解約工事費(回線廃止費用)	1,100円

【I C カード再発行手数料】

カードの種類	金 額
B-C A S カード	2,160円
C-C A S カード	2,750円

※保守・工事内容によっては、別途保守対応費として3,300円が必要です。

セット割引料金について

※記載の料金はすべて税込みです。

●ちゅピCOMサービス セット割引料金

【テレビ+インターネット+ケーブルプラス電話に加入の場合】

ちゅピCOM TV	ちゅピCOM NET	ちゅピCOM 電話	合計金額	セット割引料金
4Kプレミアパック 5,390円	+ 320M 5,830円	+ ケーブルプラス電話 1,639円	= 12,859円	→ 11,396円
	+ 120M 5,170円		= 12,199円	→ 10,736円
4Kスポーツライブパック 4,730円	+ 320M 5,830円		= 12,199円	→ 10,736円
	+ 120M 5,170円		= 11,539円	→ 10,076円
4Kエンタメパック 4,730円	+ 320M 5,830円		= 12,199円	→ 10,736円
	+ 120M 5,170円		= 11,539円	→ 10,076円
4Kエコノミーパック 4,070円	+ 320M 5,830円		= 11,539円	→ 10,076円
	+ 120M 5,170円		= 10,879円	→ 9,416円
				1,463円おトク！

ちゅピCOM TV	ちゅピCOM NET	ちゅピCOM 電話	合計金額	セット割引料金
Sコース 5,390円	+ 320M 5,830円	+ ケーブルプラス電話 1,639円	= 12,859円	→ 11,396円
	+ 120M 5,170円		= 12,199円	→ 10,736円
Aコース 4,620円	+ 320M 5,830円		= 12,089円	→ 10,626円
	+ 120M 5,170円		= 11,429円	→ 9,966円
Cコース 4,070円	+ 320M 5,830円		= 11,539円	→ 10,076円
	+ 120M 5,170円		= 10,879円	→ 9,416円
				1,463円おトク！

ちゅピCOM TV

ちゅピCOM NET

ちゅピCOM スーパーTV

ちゅピCOM 電話

ちゅピCOM電気まとも割

ちゅピCOMモバイル

工事

各種料金

セット割引料金

約款・利用規約

※記載の料金はすべて税込みです。

【テレビ+ケーブルプラス電話に加入の場合】

ちゅピCOM TV	ちゅピCOM NET	ちゅピCOM 電話	合計金額	セット割引料金
4Kプレミアパック 5,390円	+	ケーブルプラス電話 1,639円	= 7,029円	セット割引なし
4Kスポーツライブパック 4,730円	+		= 6,369円	
4Kエンタメパック 4,730円	+		= 6,369円	
4Kエコノミーパック 4,070円	+		= 5,709円	

ちゅピCOM TV	ちゅピCOM NET	ちゅピCOM 電話	合計金額	セット割引料金	
Sコース 5,390円	+	ケーブルプラス電話 1,639円	= 7,029円	→ 6,919円	110円おトク！
Aコース 4,620円	+		= 6,259円	→ 6,149円	
Cコース 4,070円	+		= 5,709円	→ 5,599円	

【インターネット+ケーブルプラス電話に加入の場合】

ちゅピCOM TV	ちゅピCOM NET	ちゅピCOM 電話	合計金額	セット割引料金
	320M 5,830円	+	7,469円	→ 7,359円
	120M 5,170円	+	6,809円	→ 6,699円
		ケーブルプラス電話 1,639円		
				110円おトク！

※記載の料金はすべて税込みです。

【テレビ+インターネット+ケーブルラインに加入の場合】

ちゅピCOM TV	ちゅピCOM NET	ちゅピCOM 電話	合計金額	セット割引料金
4K プレミアパック 5,390円	+ 320M 5,830円	+ ケーブルライン 1,419円	= 12,639円	→ 11,220円
	+ 120M 5,170円		= 11,979円	→ 10,560円
4K スポーツライブパック 4,730円	+ 320M 5,830円		= 11,979円	→ 10,560円
	+ 120M 5,170円		= 11,319円	→ 9,900円
4K エンタメパック 4,730円	+ 320M 5,830円		= 11,979円	→ 10,560円
	+ 120M 5,170円		= 11,319円	→ 9,900円
4K エコノミーパック 4,070円	+ 320M 5,830円		= 11,319円	→ 9,900円
	+ 120M 5,170円		= 10,659円	→ 9,240円
				1,419円おトク！

ちゅピCOM TV	ちゅピCOM NET	ちゅピCOM 電話	合計金額	セット割引料金
Sコース 5,390円	+ 320M 5,830円	+ ケーブルライン 1,419円	= 12,639円	→ 11,220円
	+ 120M 5,170円		= 11,979円	→ 10,560円
Aコース 4,620円	+ 320M 5,830円		= 11,869円	→ 10,450円
	+ 120M 5,170円		= 11,209円	→ 9,790円
Cコース 4,070円	+ 320M 5,830円		= 11,319円	→ 9,900円
	+ 120M 5,170円		= 10,659円	→ 9,240円
				1,419円おトク！

ちゅピCOM TV

ちゅピCOM NET

ちゅピCOM スーパーTV

ちゅピCOM 電話

ちゅピCOM電気まとも割

ちゅピCOMモバイル

工事

各種料金

セット割引料金

約款・利用規約

※記載の料金はすべて税込みです。

【テレビ+ケーブルラインに加入の場合】

ちゅピCOM TV	ちゅピCOM NET	ちゅピCOM 電話	合計金額	セット割引料金
4Kプレミアパック 5,390円	+	ケーブルライン 1,419円	= 6,809円	セット割引なし
4Kスポーツライブパック 4,730円	+		= 6,149円	
4Kエンタメパック 4,730円	+		= 6,149円	
4Kエコノミーパック 4,070円	+		= 5,489円	

ちゅピCOM TV	ちゅピCOM NET	ちゅピCOM 電話	合計金額	セット割引料金	
Sコース 5,390円	+	ケーブルライン 1,419円	= 6,809円	→ 6,699円	110円おトク！
Aコース 4,620円	+		= 6,039円	→ 5,929円	
Cコース 4,070円	+		= 5,489円	→ 5,379円	

【インターネット+ケーブルラインに加入の場合】

ちゅピCOM TV	ちゅピCOM NET	ちゅピCOM 電話	合計金額	セット割引料金	
	320M 5,830円	+ ケーブルライン 1,419円	= 7,249円	→ 7,139円	110円おトク！
	120M 5,170円		+ = 6,589円	→ 6,479円	

※記載の料金はすべて税込みです。

【テレビ+インターネットに加入の場合】

ちゅピCOM TV	ちゅピCOM NET	ちゅピCOM 電話	合計金額	セット割引料金
4Kプレミアパック 5,390円	+ 320M 5,830円	=	11,220円	→ 10,010円
	+ 120M 5,170円	=	10,560円	→ 9,350円
4Kスポーツライブパック 4,730円	+ 320M 5,830円	=	10,560円	→ 9,350円
	+ 120M 5,170円	=	9,900円	→ 8,690円
4Kエンタメパック 4,730円	+ 320M 5,830円	=	10,560円	→ 9,350円
	+ 120M 5,170円	=	9,900円	→ 8,690円
4Kエコノミーパック 4,070円	+ 320M 5,830円	=	9,900円	→ 8,690円
	+ 120M 5,170円	=	9,240円	→ 8,030円
1,210円おトク！				

ちゅピCOM TV	ちゅピCOM NET	ちゅピCOM 電話	合計金額	セット割引料金
Sコース 5,390円	+ 320M 5,830円	=	11,220円	→ 10,010円
	+ 120M 5,170円	=	10,560円	→ 9,350円
Aコース 4,620円	+ 320M 5,830円	=	10,450円	→ 9,240円
	+ 120M 5,170円	=	9,790円	→ 8,580円
Cコース 4,070円	+ 320M 5,830円	=	9,900円	→ 8,690円
	+ 120M 5,170円	=	9,240円	→ 8,030円
1,210円おトク！				

※記載の料金はすべて税込みです。

●ちゅピCOM光サービス セット割引料金

【テレビ+インターネット+ケーブルプラス電話に加入の場合】

ちゅピCOM TV		ちゅピCOM光 NET		ちゅピCOM 電話		合計金額		セット割引料金	
4Kプレミアパック 5,390円	+	10G 6,980円	+	ケーブルプラス電話 1,639円	=	14,009円	→	12,546円	1,463円おトク！
	+	1G 6,270円	+		=	13,299円	→	11,836円	
	+	500M 5,720円	+		=	12,749円	→	11,286円	
	+	120M 4,950円	+		=	11,979円	→	10,516円	
4Kスポーツライブパック 4,730円	+	10G 6,980円	+		=	13,349円	→	11,886円	
	+	1G 6,270円	+		=	12,639円	→	11,176円	
	+	500M 5,720円	+		=	12,089円	→	10,626円	
	+	120M 4,950円	+		=	11,319円	→	9,856円	
4Kエンタメパック 4,730円	+	10G 6,980円	+		=	13,349円	→	11,886円	
	+	1G 6,270円	+		=	12,639円	→	11,176円	
	+	500M 5,720円	+		=	12,089円	→	10,626円	
	+	120M 4,950円	+		=	11,319円	→	9,856円	
4Kエコノミーパック 4,070円	+	10G 6,980円	+		=	12,689円	→	11,226円	
	+	1G 6,270円	+		=	11,979円	→	10,516円	
	+	500M 5,720円	+		=	11,429円	→	9,966円	
	+	120M 4,950円	+		=	10,659円	→	9,196円	
Sコース 5,390円	+	10G 6,980円	+		=	14,009円	→	12,546円	
	+	1G 6,270円	+		=	13,299円	→	11,836円	
	+	500M 5,720円	+		=	12,749円	→	11,286円	
	+	120M 4,950円	+		=	11,979円	→	10,516円	

※記載の料金はすべて税込みです。

ちゅピCOM TV		ちゅピCOM光 NET		ちゅピCOM 電話		合計金額		セット割引料金		
Aコース 4,620円	+	10G 6,980円	+	ケーブルプラス電話 1,639円	=	13,239円	→	11,776円	1,463円おトク！	
	+	1G 6,270円	+		=	12,529円	→	11,066円		
	+	500M 5,720円	+		=	11,979円	→	10,516円		
	+	120M 4,950円	+		=	11,209円	→	9,746円		
Cコース 4,070円	+	10G 6,980円	+		=	12,689円	→	11,226円		
	+	1G 6,270円	+		=	11,979円	→	10,516円		
	+	500M 5,720円	+		=	11,429円	→	9,966円		
	+	120M 4,950円	+		=	10,659円	→	9,196円		
地上・BSコース 1,100円	+	10G 6,980円	+		=	9,719円	→	8,256円		
	+	1G 6,270円	+		=	9,009円	→	7,546円		
	+	500M 5,720円	+		=	8,459円	→	6,996円		
	+	120M 4,950円	+		=	7,689円	→	6,226円		

【インターネット+ケーブルプラス電話に加入の場合】

ちゅピCOM TV	ちゅピCOM光 NET	ちゅピCOM 電話	合計金額	セット割引料金
	10G 6,980円	ケーブルプラス電話 1,639円	8,619円	8,509円
	1G 6,270円		7,909円	7,799円
	500M 5,720円		7,359円	7,249円
	120M 4,950円		6,589円	6,479円
110円おトク！				

ちゅピCOM TV	ちゅピCOM NET	ちゅピCOMスーパーTV	ちゅピCOM 電話	ちゅピCOM電気まとも割	ちゅピCOMモバイル	工事	各種料金	セット割引料金	約款・利用規約
-----------	------------	--------------	-----------	--------------	------------	----	------	---------	---------

※記載の料金はすべて税込みです。

【テレビ+インターネット+ケーブルラインに加入の場合】

ちゅピCOM TV		ちゅピCOM光 NET		ちゅピCOM 電話		合計金額		セット割引料金	
4Kプレミアパック 5,390円	+	10G 6,980円	+	ケーブルライン 1,419円	=	13,789円	→	12,370円	1,419円おトク！
	+	1G 6,270円	+		=	13,079円	→	11,660円	
	+	500M 5,720円	+		=	12,529円	→	11,110円	
	+	120M 4,950円	+		=	11,759円	→	10,340円	
4Kスポーツライブパック 4,730円	+	10G 6,980円	+		=	13,129円	→	11,710円	
	+	1G 6,270円	+		=	12,419円	→	11,000円	
	+	500M 5,720円	+		=	11,869円	→	10,450円	
	+	120M 4,950円	+		=	11,099円	→	9,680円	
4Kエンタメパック 4,730円	+	10G 6,980円	+		=	13,129円	→	11,710円	
	+	1G 6,270円	+		=	12,419円	→	11,000円	
	+	500M 5,720円	+		=	11,869円	→	10,450円	
	+	120M 4,950円	+		=	11,099円	→	9,680円	
4Kエコノミーパック 4,070円	+	10G 6,980円	+		=	12,469円	→	11,050円	
	+	1G 6,270円	+		=	11,759円	→	10,340円	
	+	500M 5,720円	+		=	11,209円	→	9,790円	
	+	120M 4,950円	+		=	10,439円	→	9,020円	
Sコース 5,390円	+	10G 6,980円	+		=	13,789円	→	12,370円	
	+	1G 6,270円	+		=	13,079円	→	11,660円	
	+	500M 5,720円	+		=	12,529円	→	11,110円	
	+	120M 4,950円	+		=	11,759円	→	10,340円	

※記載の料金はすべて税込みです。

ちゅピCOM TV		ちゅピCOM光 NET		ちゅピCOM 電話		合計金額		セット割引料金		
Aコース 4,620円	+	10G 6,980円	+	ケーブルライン 1,419円	=	13,019円	→	11,600円	1,419円おトク！	
	+	1G 6,270円	+		=	12,309円	→	10,890円		
	+	500M 5,720円	+		=	11,759円	→	10,340円		
	+	120M 4,950円	+		=	10,989円	→	9,570円		
Cコース 4,070円	+	10G 6,980円	+		=	12,469円	→	11,050円		
	+	1G 6,270円	+		=	11,759円	→	10,340円		
	+	500M 5,720円	+		=	11,209円	→	9,790円		
	+	120M 4,950円	+		=	10,439円	→	9,020円		
地上・BSコース 1,100円	+	10G 6,980円	+		=	9,499円	→	8,080円		
	+	1G 6,270円	+		=	8,789円	→	7,370円		
	+	500M 5,720円	+		=	8,239円	→	6,820円		
	+	120M 4,950円	+		=	7,469円	→	6,050円		

【インターネット+ケーブルラインに加入の場合】

ちゅピCOM TV	ちゅピCOM光 NET	ちゅピCOM 電話	合計金額	セット割引料金
	10G 6,980円	ケーブルライン 1,419円	8,399円	8,289円
	1G 6,270円		7,689円	7,579円
	500M 5,720円		7,139円	7,029円
	120M 4,950円		6,369円	6,259円
110円おトク！				

ちゅピCOM TV	ちゅピCOM NET	ちゅピCOM スーパーTV	ちゅピCOM 電話	ちゅピCOM電気まとも割	ちゅピCOMモバイル	工事	各種料金	セット割引料金	約款・利用規約
-----------	------------	---------------	-----------	--------------	------------	----	------	---------	---------

※記載の料金はすべて税込みです。

【テレビ+インターネットに加入の場合】

ちゅピCOM TV	ちゅピCOM光 NET	ちゅピCOM 電話	合計金額	セット割引料金
4Kプレミアパック 5,390円	+ 10G 6,980円	=	12,370円	→ 11,160円
	+ 1G 6,270円	=	11,660円	→ 10,450円
	+ 500M 5,720円	=	11,110円	→ 9,900円
	+ 120M 4,950円	=	10,340円	→ 9,130円
4Kスポーツライブパック 4,730円	+ 10G 6,980円	=	11,710円	→ 10,500円
	+ 1G 6,270円	=	11,000円	→ 9,790円
	+ 500M 5,720円	=	10,450円	→ 9,240円
	+ 120M 4,950円	=	9,680円	→ 8,470円
4Kエンタメパック 4,730円	+ 10G 6,980円	=	11,710円	→ 10,500円
	+ 1G 6,270円	=	11,000円	→ 9,790円
	+ 500M 5,720円	=	10,450円	→ 9,240円
	+ 120M 4,950円	=	9,680円	→ 8,470円
4Kエコノミーパック 4,070円	+ 10G 6,980円	=	11,050円	→ 9,840円
	+ 1G 6,270円	=	10,340円	→ 9,130円
	+ 500M 5,720円	=	9,790円	→ 8,580円
	+ 120M 4,950円	=	9,020円	→ 7,810円
Sコース 5,390円	+ 10G 6,980円	=	12,370円	→ 11,160円
	+ 1G 6,270円	=	11,660円	→ 10,450円
	+ 500M 5,720円	=	11,110円	→ 9,900円
	+ 120M 4,950円	=	10,340円	→ 9,130円
1,210円おトク！				

※記載の料金はすべて税込みです。

【テレビ+インターネットに加入の場合】

ちゅピCOM TV	ちゅピCOM光 NET	ちゅピCOM 電話	合計金額	セット割引料金
Aコース 4,620円	+ 10G 6,980円	=	11,600円	→ 10,390円
	+ 1G 6,270円	=	10,890円	→ 9,680円
	+ 500M 5,720円	=	10,340円	→ 9,130円
	+ 120M 4,950円	=	9,570円	→ 8,360円
Cコース 4,070円	+ 10G 6,980円	=	11,050円	→ 9,840円
	+ 1G 6,270円	=	10,340円	→ 9,130円
	+ 500M 5,720円	=	9,790円	→ 8,580円
	+ 120M 4,950円	=	9,020円	→ 7,810円
地上・BSコース 1,100円	+ 10G 6,980円	=	8,080円	→ 7,090円
	+ 1G 6,270円	=	7,370円	→ 6,380円
	+ 500M 5,720円	=	6,820円	→ 5,830円
	+ 120M 4,950円	=	6,050円	→ 5,060円
1,210円おトク！				
990円おトク！				

●ちゅピCOM NET マンションプラン セット割引料金

【ちゅピCOM NET マンションプラン+ケーブルプラス電話に加入の場合】

ちゅピCOM TV	ちゅピCOM NET	ちゅピCOM 電話	合計金額	セット割引料金
	マンション300M(S) 3,850円	+ ケーブルプラス電話 1,639円	= 5,489円	→ 4,906円
	マンション160M(S) 3,300円	+ ケーブルプラス電話 1,639円	= 4,939円	→ 4,466円
583円おトク！				
473円おトク！				

【ちゅピCOM NET マンションプラン+ケーブルラインに加入の場合】

ちゅピCOM TV	ちゅピCOM NET	ちゅピCOM 電話	合計金額	セット割引料金
	マンション300M(S) 3,850円	+ ケーブルライン 1,419円	= 5,269円	→ 4,730円
	マンション160M(S) 3,300円	+ ケーブルライン 1,419円	= 4,719円	→ 4,290円
539円おトク！				
429円おトク！				

上記組み合わせに「ちゅピCOM TV」を追加で加入される場合、または「ちゅピCOM TV」+「ちゅピCOM NET マンションプラン」のセット割引はございません。

ちゅピCOM TV

ちゅピCOM NET

ちゅピCOMスーパーTV

ちゅピCOM 電話

ちゅピCOM電気まとも割

ちゅピCOMモバイル

工事

各種料金

セット割引料金

約款・利用規約

※記載の料金はすべて税込みです。

●ちゅピCOM光 NET 1G with auひかり セット割引料金

【テレビ+インターネット+電話に加入の場合】

ちゅピCOM TV		ちゅピCOM光 NET		ちゅピCOM 電話		合計金額		セット割引料金	
4K プレミアパック 5,390円	+	1G with auひかり 6,270円	+	ケーブルプラス光電話 550円	=	12,210円	→	11,660円	550円おトク！
	+		+	ケーブルライン 1,419円	=	13,079円	→	11,660円	1,419円おトク！
4Kスポーツライブパック 4,730円	+		+	ケーブルプラス光電話 550円	=	11,550円	→	11,000円	550円おトク！
	+		+	ケーブルライン 1,419円	=	12,419円	→	11,000円	1,419円おトク！
4Kエンタメパック 4,730円	+		+	ケーブルプラス光電話 550円	=	11,550円	→	11,000円	550円おトク！
	+		+	ケーブルライン 1,419円	=	12,419円	→	11,000円	1,419円おトク！
4Kエコノミーパック 4,070円	+		+	ケーブルプラス光電話 550円	=	10,890円	→	10,340円	550円おトク！
	+		+	ケーブルライン 1,419円	=	11,759円	→	10,340円	1,419円おトク！

ちゅピCOM TV		ちゅピCOM光 NET		ちゅピCOM 電話		合計金額		セット割引料金	
Sコース 5,390円	+	1G with auひかり 6,270円	+	ケーブルプラス光電話 550円	=	12,210円	→	11,660円	550円おトク！
	+		+	ケーブルライン 1,419円	=	13,079円	→	11,660円	1,419円おトク！
Aコース 4,620円	+		+	ケーブルプラス光電話 550円	=	11,440円	→	10,890円	550円おトク！
	+		+	ケーブルライン 1,419円	=	12,309円	→	10,890円	1,419円おトク！
Cコース 4,070円	+		+	ケーブルプラス光電話 550円	=	10,890円	→	10,340円	550円おトク！
	+		+	ケーブルライン 1,419円	=	11,759円	→	10,340円	1,419円おトク！

※記載の料金はすべて税込みです。

【テレビ+インターネットに加入の場合】

ちゅピCOM TV		ちゅピCOM光 NET		ちゅピCOM 電話		合計金額		セット割引料金	
4Kプレミアパック 5,390円	+	1G with auひかり 6,270円		=	11,660円	→	10,450円	1,210円おトク！	
4Kスポーツライブパック 4,730円	+		=	11,000円	→	9,790円			
4Kエンタメパック 4,730円	+		=	11,000円	→	9,790円			
4Kエコノミーパック 4,070円	+		=	10,340円	→	9,130円			

ちゅピCOM TV	+	ちゅピCOM光 NET		合計金額	→	セット割引料金
Sコース 5,390円		1G with auひかり 6,270円	=	11,660円		10,450円
Aコース 4,620円			=	10,890円		9,680円
Cコース 4,070円			=	10,340円		9,130円
				1,210円おトク！		

【インターネット+電話に加入の場合】

ちゅピCOM TV	ちゅピCOM光 NET	ちゅピCOM 電話	合計金額	セット割引料金
	1G with auひかり 6,270円	ケーブルライン 1,419円	= 7,689円	→ 7,579円
			110円おトク！	

「ちゅピCOM光 NET 1G with au ひかり」と「ケーブルプラス光電話」のセット割引はございません。

【ちゅピCOMモバイルに加入の場合】

ちゅピCOMモバイル	他のちゅピCOMサービス	セット割引料金
音声+データSIM	放送サービス ※ インターネット接続サービス	= 220円おトク！

【ちゅピCOMモバイル (N) 5/10/20GBに加入の場合】

ちゅピCOMモバイル	他のちゅピCOMサービス	セット割引料金
音声+データSIM	放送サービス ※ インターネット接続サービス	= 550円おトク！

※一部割引の対象外となるコースがあります。

ちゅピCOM TV

ちゅピCOM NET

ちゅピCOMスーパーTV

ちゅピCOM 電話

ちゅピCOM電気まとも割

ちゅピCOMモバイル

工事

各種料金

セット割引料金

約款・利用規約

尾道局セット割引料金について

※記載の料金はすべて税込みです。

●ちゅピCOMサービス セット割引料金

【テレビ+インターネット+ケーブルプラス電話に加入の場合】

ちゅピCOM TV	ちゅピCOM NET	ちゅピCOM 電話	合計金額	セット割引料金
4Kプレミアパック 5,390円	30M 4,400円	ケーブルプラス電話 1,639円	= 11,429円	→ 9,966円 1,463円おトク!
4Kスポーツライブパック 4,730円	30M 4,400円	ケーブルプラス電話 1,639円	= 10,769円	→ 9,306円 1,463円おトク!
4Kエンタメパック 4,730円	30M 4,400円	ケーブルプラス電話 1,639円	= 10,769円	→ 9,306円 1,463円おトク!
4Kエコノミーパック 4,070円	30M 4,400円	ケーブルプラス電話 1,639円	= 10,109円	→ 8,646円 1,463円おトク!

ちゅピCOM TV	ちゅピCOM NET	ちゅピCOM 電話	合計金額	セット割引料金
Sコース 5,390円	30M 4,400円	ケーブルプラス電話 1,639円	= 11,429円	→ 9,966円 1,463円おトク!
Aコース 4,620円	30M 4,400円	ケーブルプラス電話 1,639円	= 10,659円	→ 9,196円 1,463円おトク!
Cコース 4,070円	30M 4,400円	ケーブルプラス電話 1,639円	= 10,109円	→ 8,646円 1,463円おトク!

【テレビ+ケーブルプラス電話に加入の場合】

ちゅピCOM TV	ちゅピCOM NET	ちゅピCOM 電話	合計金額	セット割引料金
4Kプレミアパック 5,390円			= 7,029円	セット割引なし
4Kスポーツライブパック 4,730円			= 6,369円	
4Kエンタメパック 4,730円			= 6,369円	
4Kエコノミーパック 4,070円			= 5,709円	

ちゅピCOM TV	ちゅピCOM NET	ちゅピCOM 電話	合計金額	セット割引料金
Sコース 5,390円			= 7,029円	→ 6,919円
Aコース 4,620円		ケーブルプラス電話 1,639円	= 6,259円	→ 6,149円
Cコース 4,070円			= 5,709円	→ 5,599円

110円おトク!

※記載の料金はすべて税込みです。

【インターネット+ケーブルプラス電話に加入の場合】

ちゅピCOM TV	ちゅピCOM NET	ちゅピCOM 電話	合計金額	セット割引料金
	30M 4,400円	+ ケーブルプラス電話 1,639円	= 6,039円	→ 5,929円 110円おトク!

【テレビ+インターネットに加入の場合】

ちゅピCOM TV	ちゅピCOM NET	ちゅピCOM 電話	合計金額	セット割引料金
4Kプレミアパック 5,390円	+ 30M 4,400円	=	9,790円	→ 8,580円
4Kスポーツライブパック 4,730円	+ 30M 4,400円	=	9,130円	→ 7,920円
4Kエンタメパック 4,730円	+ 30M 4,400円	=	9,130円	→ 7,920円
4Kエコノミーパック 4,070円	+ 30M 4,400円	=	8,470円	→ 7,260円
				1,210円おトク!

ちゅピCOM TV	ちゅピCOM NET	ちゅピCOM 電話	合計金額	セット割引料金
Sコース 5,390円	+ 30M 4,400円	=	9,790円	→ 8,580円
Aコース 4,620円	+ 30M 4,400円	=	9,020円	→ 7,810円
Cコース 4,070円	+ 30M 4,400円	=	8,470円	→ 7,260円
				1,210円おトク!

ちゅピCOM TV

ちゅピCOM NET

ちゅピCOM スーパーTV

ちゅピCOM 電話

ちゅピCOM 電気まとも割

ちゅピCOM モバイル

工事

各種料金

セット割引料金

約款・利用規約

※記載の料金はすべて税込みです。

●ちゅピCOM光サービス セット割引料金

【テレビ+インターネット+ケーブルプラス電話に加入の場合】

ちゅピCOM TV		ちゅピCOM光 NET		ちゅピCOM 電話		合計金額		セット割引料金	
4Kプレミアパック 5,390円	+	1G 6,270円	+	ケーブルプラス電話 1,639円	=	13,299円	→	11,836円	1,463円おトク！
	+	500M 5,720円	+		=	12,749円	→	11,286円	
	+	120M 4,950円	+		=	11,979円	→	10,516円	
4Kスポーツライブパック 4,730円	+	1G 6,270円	+		=	12,639円	→	11,176円	
	+	500M 5,720円	+		=	12,089円	→	10,626円	
	+	120M 4,950円	+		=	11,319円	→	9,856円	
4Kエンタメパック 4,730円	+	1G 6,270円	+		=	12,639円	→	11,176円	
	+	500M 5,720円	+		=	12,089円	→	10,626円	
	+	120M 4,950円	+		=	11,319円	→	9,856円	
4Kエコノミーパック 4,070円	+	1G 6,270円	+		=	11,979円	→	10,516円	
	+	500M 5,720円	+		=	11,429円	→	9,966円	
	+	120M 4,950円	+		=	10,659円	→	9,196円	

※記載の料金はすべて税込みです。

ちゅピCOM TV		ちゅピCOM光 NET		ちゅピCOM 電話		合計金額		セット割引料金	
Sコース 5,390円	+	1G 6,270円	+	ケーブルプラス電話 1,639円	=	13,299円	→	11,836円	1,463円おトク！
	+	500M 5,720円	+		=	12,749円	→	11,286円	
	+	120M 4,950円	+		=	11,979円	→	10,516円	
Aコース 4,620円	+	1G 6,270円	+	ケーブルプラス電話 1,639円	=	12,529円	→	11,066円	1,463円おトク！
	+	500M 5,720円	+		=	11,979円	→	10,516円	
	+	120M 4,950円	+		=	11,209円	→	9,746円	
Cコース 4,070円	+	1G 6,270円	+	ケーブルプラス電話 1,639円	=	11,979円	→	10,516円	1,463円おトク！
	+	500M 5,720円	+		=	11,429円	→	9,966円	
	+	120M 4,950円	+		=	10,659円	→	9,196円	
おのみち地上・BS コース 1,980円	+	1G 6,270円	+	ケーブルプラス電話 1,639円	=	9,889円	→	8,426円	1,463円おトク！
	+	500M 5,720円	+		=	9,339円	→	7,876円	
	+	120M 4,950円	+		=	8,569円	→	7,106円	

【インターネット+ケーブルプラス電話に加入の場合】

ちゅピCOM TV	ちゅピCOM光 NET	ちゅピCOM 電話	合計金額	セット割引料金	
	1G 6,270円	ケーブルプラス電話 1,639円	= 7,909円	→ 7,799円	110円おトク！
	500M 5,720円		= 7,359円	→ 7,249円	
	120M 4,950円		= 6,589円	→ 6,479円	

※記載の料金はすべて税込みです。

【テレビ+インターネット+ケーブルラインに加入の場合】

ちゅピCOM TV		ちゅピCOM光 NET		ちゅピCOM 電話		合計金額		セット割引料金				
4Kプレミアパック 5,390円	+	1G 6,270円	+	ケーブルライン 1,419円	=	13,079円	→	11,660円	1,419円おトク！			
	+	500M 5,720円	+		=	12,529円	→	11,110円				
	+	120M 4,950円	+		=	11,759円	→	10,340円				
4Kスポーツライブパック 4,730円	+	1G 6,270円	+		=	12,419円	→	11,000円		1,419円おトク！		
	+	500M 5,720円	+		=	11,869円	→	10,450円				
	+	120M 4,950円	+		=	11,099円	→	9,680円				
4Kエンタメパック 4,730円	+	1G 6,270円	+		=	12,419円	→	11,000円			1,419円おトク！	
	+	500M 5,720円	+		=	11,869円	→	10,450円				
	+	120M 4,950円	+		=	11,099円	→	9,680円				
4Kエコノミーパック 4,070円	+	1G 6,270円	+		=	11,759円	→	10,340円				1,419円おトク！
	+	500M 5,720円	+		=	11,209円	→	9,790円				
	+	120M 4,950円	+		=	10,439円	→	9,020円				

※記載の料金はすべて税込みです。

ちゅピCOM TV	ちゅピCOM光 NET	ちゅピCOM 電話	合計金額	セット割引料金	
Sコース 5,390円	+ 1G 6,270円	+ ケーブルライン 1,419円	+ 13,079円	→ 11,660円	1,419円おトク！
	+ 500M 5,720円		+ 12,529円	→ 11,110円	
	+ 120M 4,950円		+ 11,759円	→ 10,340円	
Aコース 4,620円	+ 1G 6,270円	+ ケーブルライン 1,419円	+ 12,309円	→ 10,890円	1,419円おトク！
	+ 500M 5,720円		+ 11,759円	→ 10,340円	
	+ 120M 4,950円		+ 10,989円	→ 9,570円	
Cコース 4,070円	+ 1G 6,270円	+ ケーブルライン 1,419円	+ 11,759円	→ 10,340円	1,419円おトク！
	+ 500M 5,720円		+ 11,209円	→ 9,790円	
	+ 120M 4,950円		+ 10,439円	→ 9,020円	
おのみち地上・BS コース 1,980円	+ 1G 6,270円	+ ケーブルライン 1,419円	= 9,669円	→ 8,250円	1,419円おトク！
	+ 500M 5,720円		= 9,119円	→ 7,700円	
	+ 120M 4,950円		= 8,349円	→ 6,930円	

【インターネット+ケーブルラインに加入の場合】

ちゅピCOM TV	ちゅピCOM光 NET	ちゅピCOM 電話	合計金額	セット割引料金	
	1G 6,270円	+ ケーブルライン 1,419円	= 7,689円	→ 7,579円	110円おトク！
	500M 5,720円		= 7,139円	→ 7,029円	
	120M 4,950円		= 6,369円	→ 6,259円	

※記載の料金はすべて税込みです。

【テレビ+インターネットに加入の場合】

ちゅピCOM TV	ちゅピCOM光 NET	ちゅピCOM 電話	合計金額	セット割引料金
4Kプレミアパック 5,390円	+ 1G 6,270円	=	11,660円	→ 10,450円
	+ 500M 5,720円	=	11,110円	→ 9,900円
	+ 120M 4,950円	=	10,340円	→ 9,130円
4Kスポーツライブパック 4,730円	+ 1G 6,270円	=	11,000円	→ 9,790円
	+ 500M 5,720円	=	10,450円	→ 9,240円
	+ 120M 4,950円	=	9,680円	→ 8,470円
4Kエンタメパック 4,730円	+ 1G 6,270円	=	11,000円	→ 9,790円
	+ 500M 5,720円	=	10,450円	→ 9,240円
	+ 120M 4,950円	=	9,680円	→ 8,470円
4Kエコノミーパック 4,070円	+ 1G 6,270円	=	10,340円	→ 9,130円
	+ 500M 5,720円	=	9,790円	→ 8,580円
	+ 120M 4,950円	=	9,020円	→ 7,810円
1,210円おトク！				

※記載の料金はすべて税込みです。

【テレビ+インターネットに加入の場合】

ちゅピCOM TV		ちゅピCOM光 NET		ちゅピCOM 電話		合計金額		セット割引料金	
Sコース 5,390円	+	1G 6,270円		=	11,660円	→	10,450円	1,210円おトク！	
	+	500M 5,720円		=	11,110円	→	9,900円		
	+	120M 4,950円		=	10,340円	→	9,130円		
Aコース 4,620円	+	1G 6,270円		=	10,890円	→	9,680円	1,210円おトク！	
	+	500M 5,720円		=	10,340円	→	9,130円		
	+	120M 4,950円		=	9,570円	→	8,360円		
Cコース 4,070円	+	1G 6,270円		=	10,340円	→	9,130円	1,210円おトク！	
	+	500M 5,720円		=	9,790円	→	8,580円		
	+	120M 4,950円		=	9,020円	→	7,810円		
おのみち地上・BS コース 1,980円	+	1G 6,270円		=	8,250円		7,260円	990円おトク！	
	+	500M 5,720円		=	7,700円		6,710円		
	+	120M 4,950円		=	6,930円		5,940円		

ちゅピCOM TV	ちゅピCOM NET	ちゅピCOMスーパーTV	ちゅピCOM 電話	ちゅピCOM電気まとも割	ちゅピCOMモバイル	工事	各種料金	セット割引料金	約款・利用規約
-----------	------------	--------------	-----------	--------------	------------	----	------	---------	---------

放送サービス契約約款

株式会社ちゅピCOM（以下「当社」という）と、当社が行うサービスの提供を受ける者（以下「加入者」という）との間に締結されるちゅピCOM放送サービス（以下「放送サービス」という）に関する契約（以下「加入契約」という）は、当放送サービス契約約款（以下「本約款」という）によるものとします。

第1章 総則

第1条（本約款の適用）

当社は、当社が定めるサービス区域内で、本約款ならびに当社が別に定める料金により、当社が設置する有線電気通信設備によるサービスを提供します。

第2条（本約款の変更等）

当社は、本約款を、加入者の同意を得ることなく、総務大臣に届け出た上、変更することがあります。その場合は、料金その他の提供条件は変更後の契約約款によるものとします。

- 前項の場合、変更後の契約約款は当社のホームページ上での掲載等、当社の定める方法により通知するものとします。この場合、ホームページ上にアップロードされ一般的に閲覧可能となった時点で通知の効力を生じるものとします。

第3条（用語の定義）

本約款において使用する用語は、それぞれ次の意味で使います。

用語	用語の意味
加入契約	本約款第7条により成立した契約
加入者	当社と加入契約を締結し、当社が行うサービスの提供を受ける者
本施設	当社と放送センターから加入者のテレビ受像機に至るまでの施設
当社施設	当社の放送センターから保安器またはV－ONUまでの施設
引込線	当社施設の終端に最も近い距離にある電柱等から保安器またはV－ONUまでの間の線路
保安器	雷等から宅内機器を保護するための装置であり、引込線から宅内配線の分岐点となる機器
V－ONU	当社施設の加入者が指定する場所の終端に設置される放送用光受信機であり、引込線から宅内配線の分岐点となる機器
STB	放送サービスを視聴するために必要な専用チューナー
オプションSTB	らく録・らく録ブルーレイ（録画機能内蔵STB）、4KSTB
B-CASカード	専用チューナーに挿入されることにより、専用チューナーを制御するICを組み込んだ株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズがお客さまに貸与するICカード
C-CASカード	専用チューナーに挿入されることにより、専用チューナーを制御するICを組み込んだ当社が指定する技術的な基準に適合するICカード
加入者施設	保安器またはV－ONUの出力端子の接続線から受信機に至るまでの専用チューナー等を除く施設
光回線終端装置	光通信ネットワークの終端に設置され、光信号と電気信号の変換と、光信号の多重・分離をするもの

第2章 加入契約

第4条（放送サービス）

当社は別に定められた業務区域において、次のサービスを提供します。

- 基本番組サービス
 - 再放送サービス
放送法第2条に定める「放送事業者」のテレビジョン放送、ラジオ放送およびデータ放送の有線による同時再放送サービス
 - BSデジタル放送およびCSデジタル放送等
放送法第2条に定める「放送事業者」のテレビジョン放送およびデータ放送、ラジオ放送のうち、当社が定めた放送の同時再放送サービスで（ア）に定める放送を除く
 - 自主放送
有線による自主放送サービス
- 有料番組サービス
基本番組サービスに追加し、契約することができる有料番組サービス。ただし契約コースにより、追加できない有料番組もあります。
- その他番組サービス
当社と加入者が別途合意により定めるその他のサービス

第5条（契約の単位）

加入契約は、当社施設1回線ごとに1の契約とします。ただし、同一当社施設により複数世帯が加入する場合は契約の単位を各世帯とします（なお、ここでいう世帯とは一住居内において生活する単身者もしくは生計をともにする者の集まりとします）。なお、同一当社施設から複数世帯が居住する建物の各世帯に分配する場合（以下「集合共同引込」という）には、別途建物代表者との基本契約（以下「建物基本契約」という）の締結をした後、各世帯を契約の単位として加入契約を行うものとします。

ただし、同一当社施設により複数世帯が加入する場合は契約の単位を各世帯とします（なお、ここでいう世帯とは一住居内において生活する単身者もしくは生計をともにする者の集まりとします）。

なお、同一当社施設から複数世帯が居住する建物の各世帯に分配する場合（以下「集合共同引込」という）には、別途建物代表者との基本契約（以下「建物基本契約」という）の締結をした後、各世帯を契約の単位として加入契約を行うものとします。

第6条（最低利用期間）

基本番組サービスには、6カ月の最低利用期間があります。また、オプションSTBの最低利用期間は6カ月とします。

- 加入者は、サービスの提供を開始した日の属する月を1と起算して6カ月の契約期間内に契約の解約を行う場合には、当社が別途指定する支払期日までに、当社が別に定める料金表に従い、解約料を一括して支払うものとします。
- オプションSTBの利用については、利用を開始した日の属する月を1と起算して6カ月の契約期間内に解約またはオプションSTBの利用を中止する場合には、当社が定める支払期日までに、当社が別に定める料金表に従い、解約料を一括して支払うものとします。
- 当社は、次に該当する場合、前2項の適用はいたしません。
 - 当社のサービス区域内へ転居する場合で、引き続き転居先で当社の基本番組サービスの加入申し込みを行い、加入契約が成立した場合
 - 第26条第2項の規定により、当社が加入契約を解除する場合
 - 長期契約など何らかの特約により別途最低利用期間および解約料が定められた加入契約が行われた場合

第7条（契約の成立および契約内容確認書の交付）

加入契約は、加入申込者があらかじめ本約款を承諾の上、当社の指定する方法により所要事項を当社に通知することを申し込みとし、当社がこれを承諾することにより成立するものとします。ただし、当社は、加入申し込みがあった場合でも、次の場合には承諾しないことがあります。

- 加入申込者が本約款上要請される各種料金の支払いを怠るおそれがあると認められる場合
 - その他加入申込者が本約款に違反するおそれがあると認められる場合
 - 本施設の構築が困難であると判断される場合
 - 加入申込者が未成年であり、法定代理人の同意を得ていない場合
 - その他当社においてサービス提供が困難であると判断した場合
- 当社は契約成立日以降、法令の定めに基づき、契約内容を記載した書面(以下、「契約内容確認書」といいます)を加入申込者に交付します。

第8条（初期契約解除等）

加入申込者は、第7条第2項に定める契約内容確認書を受領した日から起算して8日を経過するまでの間、法令の定めに基づき、書面によりその申し込みの撤回または当該契約の解除を行うことができます。

- 前項の規定による契約の解除は同項の文書を発したときにその効力を生じます。
- 第1項の規定に基づき契約の解除を行う場合、申込者は引込工事、宅内工事等の着工または完了済みの工事および手続きに要した費用を負担するものとします。
- 前3項の規定の他、申込者は、契約成立日以前に当社に対して申し出を行い、当該申し出が当社に到着することを条件として、当該契約の申し込みを撤回することができます。この場合、当社は申込者に対し、いかなる費用の負担も求めません。

第9条（利用料の適用）

加入者は、加入契約が成立した場合には、以下の種別毎に、当社が別に定める料金表に従い登録事務手数料・加入分担金および利用料を支払うものとします。

- 基本番組利用料
 - 基本番組サービスの提供を受け始めた日の属する月の翌月から基本番組利用料を毎月支払うものとします。なお、STB利用料は基本番組利用料に含まれます。
 - オプションSTBの利用については、基本番組利用料に含まれるSTB利用料とは別に、オプションSTBの利用料が必要となります。
 - 番組ガイド誌の購読を希望する場合は、当社が別に定める月額購読料が必要となります。
 - 基本番組サービスの利用コースを変更する場合、都度別に定める料金表に従い、手数料が必要となります。
- 有料番組利用料
有料番組のサービスを受ける場合には、そのサービスの提供を受け始めた日の属する月から有料番組利用料を毎月支払うものとします。
- その他のサービス利用料
当社と加入者が別途合意によるサービスを受ける場合には、そのサービスの提供を受け始めた日の属する月からサービス料を毎月支払うものとします。オプションSTBの利用料については、利用を開始した日の属する月の翌月からオプションSTB利用料を毎月支払うものとします。なお、4Kプレミアム・スポーツライブ・エンタメ・エコノミーパックをご契約の場合、STB利用料は、基本番組利用料に含まれます。
- 当社が、第4条に定めるサービスの内、加入者が契約しているサービスの全てを、月のうち継続して10日以上提供しなかった場合（チャンネルの全てが停止した場合は、当該月分の利用料は無料とします。ただし、天災、事変その他当社の責めに帰すことのできない事由によるサービス停止の場合は、この限りではありません）。
- 社会経済情勢の変化、提供するサービス内容の拡充等に伴い、当社は、総務大臣に届出のうえ、利用料の改定をすることがあります。この場合、当社は、改訂月の1カ月前までにその旨を加入者にホームページ等当社の指定する方法で通知するものとします。
- 日本放送協会（NHK）の定めによる受信料（衛星放送受信料を含む）およびWOWOWの視聴料は、当社が設定した利用料には含まれておりませんので、別途加入者がNHKおよびWOWOWにそれぞれお支払いください。

第10条（STB等の機器の貸与）

- 加入契約が成立した場合には、当社は、加入者にSTB等の機器（以下「当社機器」という）を貸与するものとします。
- 加入者は、別途配布する使用上の注意事項を厳守して当社機器を維持管理するものとします。
- 加入者の故意または過失により、当社機器を破損または紛失した場合には、修復または、補填に要する費用は加入者が負担するものとします。また、当社が認める場合を除き、加入者は当社機器の交換を請求できません。

4. 加入者は第25条に定める解約ならびに第26条に定める停止および解除の場合、速やかに当社機器を当社に返却するものとします。なお、加入者が当社に返却できない場合は、加入者は、別に定める料金表に従い機器損害金を当社に支払うものとします。
5. 加入者は、当社が必要に応じて行う当社機器のバージョンアップ作業の実施に同意するとともに、その作業の実施について協力するものとします。

第11条（施設の設定および費用の負担等）

- 当社は、放送センターからテレビ受像機までの施設（以下「本施設」という）のうち、放送センターから保安器またはV－ONUまでの施設（以下「当社施設」という）の設置に要する費用を負担し、これを所有するものとします。ただし、加入者は、加入者の最寄りのタップオフから保安器までの引込工事またはクロージャーからV－ONUまでの引込工事の費用を負担するものとします。また、地下埋設等の特殊な工事を要する場合は、加入者は、その実費を負担するものとします。
2. 加入者は、保安器またはV－ONUの出力端子からテレビ受像機（当社機器を除く）までの施設（以下「加入者施設」という）の設置工事（宅内工事）に要する費用を負担し、これを所有するものとします。ただし、加入者は、設置の際の使用機器、工法等については当社の指定に従うものとします。
 3. 加入者施設の設置工事が当社が行った場合には、加入者は、当社にその工事に要する費用を支払うものとします。ただし、当該工事の保証期間は工事完了日より1年間とします。
 4. 集合共同引込の建物内の加入の場合には、第2項の加入者施設を、室内のテレビ端子（テレビアンテナ・アウトレット、直列ユニット）の出力端子以降の施設（配線、テレビ受信機等）のみとします。なお、テレビ端子以前の施設については、建物基本契約の定めに拠るものとします。
 5. 加入者は、加入者の各種変更の希望により当社施設および加入者施設に工事が生じる場合には、別に定める料金表に従いその費用を負担するものとします。

第12条（支払い方法）

- 加入者は、登録事務手数料、利用料、工事費等について、当社が別途指定する支払期日までに、当社が別途指定する方法により支払うものとします。
2. 利用料は月割り（毎月1日より月末迄を1カ月の単位とします）計算とし、サービス開始時および解約時においても日割り計算はいたしません。

第13条（遅延損害金）

- 加入者は、料金その他本約款に基づく支払いを遅延した場合、その遅延金額に対し年14.6%（年365日の日割り計算による）の割合により計算した支払い期日の翌日より完済にいたるまでの遅延損害金を、当社に支払うものとします。

第14条（免責事項）

- 当社は、次に該当する場合に対する損害の賠償責任は一切負わないものとします。
- （1）天災、事変によってサービス提供が停止した場合
 - （2）放送衛星、通信衛星の機能停止によってサービス提供が停止した場合
 - （3）その他当社の責に帰することのできない事由によってサービス提供が停止した場合
 - （4）オプションSTBの利用について、録画再生機能の不具合および録画物等（オプションSTBに蓄積、挿入されたデータすべてをいいます）の消失、破損等が生じた場合。また、機器の交換や撤去を行った際に、録画物等が消失した場合。その他当社の責に帰することのできない事由によって録画物等が消失した場合。

第15条（維持管理責任範囲）

- 当社は、当社施設について維持管理責任を負います。なお、加入者は当社施設の維持管理の必要上、当社のサービス提供が一時的に停止することがあることを承認するものとします。
2. 加入者は、加入者施設について維持管理責任を負います。

第16条（設置場所の無償使用）

- 当社は、本施設を設置するために必要最小限において、加入者が所有または占有する敷地、家屋および、構築物等を無償で使用できるものとします。
2. 加入者は、加入契約の締結にあたって、地主、家主および、その他の利害関係者がいるときには、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。

第17条（便宜の供与）

- 加入者は、当社または当社がその業務を委託した第三者が本施設の設置、検査、修理、撤去および修復等を行うために、加入者の敷地、家屋および、構築物等の出入りについて協力を求めた場合はこれに便宜を供するものとします。

第18条（禁止事項）

- 加入者は、個人的にまたは家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合を除き、当社の提供するサービスの、不特定または多数人に対する上映、録画機器およびその他の方法による複製、かかる複製物の上映ならびに、その他当社が提供しているサービスに対して有する著作権および著作権隣接権を侵害する行為をすることはできません。
2. 加入者による加入契約上の権利および義務の譲渡、ならびに担保設定等の行為を禁止します。
 3. 加入者が前2項に違反した場合、加入者は、当社または第三者またはその両方に対し、違反時に遡りすべての損害を賠償するものとします。

第19条（故障）

当社または当社がその業務を委託した第三者は、加入者から本施設に異常があ

- る旨申し出があった場合は速やかにこれを調査し、必要な措置を講じます。ただし、加入者のテレビおよび、ステレオ等（以下「受信機」という）に起因する受信異常については、この限りではありません。
2. 加入者は、加入者施設の修復等に要する費用を負担するものとします。
 3. 加入者は、加入者の故意または過失により当社施設に故障が生じた場合には、その施設の修復等に要する費用を負担するものとします。

第20条（一時休止）

- 加入者は、当社のサービスの提供の一時休止を希望する場合には、あらかじめその期間を定めて事前に当社にその旨を書面により申し出るものとします。また、申し出た期間の変更を希望する場合も同様にあらかじめ書面により申し出るものとします。
2. 前項の申し出があった場合、当社が承諾の通知を発したときに、その効力が生じることとします。申し出た期間または第4項に定める最長期間が満了した場合は、当然に、サービスの提供の一時休止は終了し、サービスの提供が再開されるものとします。なお、特に当社が認める場合を除き、再開後1年以内の一時休止はできないものとします。
 3. 休止期間中の料金については、休止に伴う手数料および休止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間の料金を別に定める料金表に従い当社に支払うものとします。なお、休止した日の属する月および再開する日の属する月の料金は、日割り計算による精算はいたしません。
 4. 第1項の一時休止期間は、最長6カ月間とします。

第21条（放送内容の変更）

当社は、やむを得ぬ事情により何ら通知を行うことなく放送内容を変更することがあります。なお、変更によって起こる損害の賠償には応じません。

第22条（設置場所の変更）

- 加入者は、当社の定める技術基準に適合し、かつ変更先がサービス区域内に限り、引込線およびSTB、保安器またはV－ONUの設置場所を変更することができるものとします。なお、設置場所の変更にかかる費用は加入者が負担するものとします。
2. 加入者は、前項の規定により設置場所を変更しようとする場合には、事前に当社にその旨を書面により申し出るものとします。

第23条（名義変更）

- 当社は、相続または特に当社が認める場合に限り、加入者から名義変更届を受領することにより、名義変更を認めることができるものとします。
2. 前項の場合、新加入者となる者は、旧加入者の有する本件契約に関する権利義務の一切を引継ぐものとします。

第24条（契約内容の変更）

- 加入者は、サービス内容等、契約内容の変更を希望する場合には、当社が指定する方法により当社に申し出るものとし、当社が第7条に準じた所定の審査を経て承諾通知を発したときに、変更契約が成立するものとします。変更契約の成立後、当社は、速やかに変更された契約内容に基づいてサービスを提供します。ただし、加入者からの申し出により月内（毎月1日から月末迄）に、当社が提供したサービスに関する利用料などの料金は、すべて1カ月分の料金とします。
2. 前項のほか、加入者は、初期契約時の住所、電話番号、料金支払い方法、料金支払い口座などの変更がある場合には、事前に当社にその旨を書面により申し出るものとします。この場合の手続きは、前項に準じるものとします。

第25条（加入者が行う契約の解約）

- 加入者は、加入契約を解約しようとする場合は、当社が別に定める期限までに当社にその旨を文書により申し出るものとします。
2. 前項による解約の場合、加入者は、次の各号を予め承認するものとします。
 - （1）加入者は解約日の属する月の利用料等の料金を当社に支払うものとします。なお、日割り計算による精算は行いません。
 - （2）加入者は別に定める料金表に従い、当社施設・機器等の撤去、工事など解約に要する費用を負担する場合があります。
 - （3）当社は、加入者の住居もしくは敷地内に設置した当社施設および貸与した機器等を撤去しますが、加入者の住居または建物等の修復に要する費用等、一切の負担責任を負わないものとします。
 - （4）加入者は、当社施設の撤去工事が速やかに行われるよう協力すると共に、加入者側の事情により撤去工事が遅れた場合には、工事遅延に伴う損害を負担するものとします。
 - （5）解約の場合、当社は、登録事務手数料を返戻いたしません。
 - （6）加入者は本条に定める解約および第26条に定める解除の場合、直ちに機器等を当社に返却するものとします。なお、当社に返却がない場合は、当社は、別に定める料金表に従い、損害金を請求します。

第26条（当社が行うサービスの停止または解除）

- 当社は、加入者が本約款に定める料金の支払い義務を怠りまたはその他本約款に違反したときに相当の期間を定めて催告したにもかかわらず当該期間内に加入者がこれを是正しない場合、破産等の事実が発生した場合、手形・小切手等の不渡り処分を受けた場合および差押・強制執行の申立等を受けた場合には、加入者に何ら催告なしに、サービス提供の停止または加入契約を解除することができるものとします。また、この場合、当社から加入者への通知催告等なくとも、加入者は当社に対する一切の債務について当然期限の利益を失い、ただちに債務を弁済するものとします。
2. 電力・電話の無電柱化等、当社、加入者のいずれの責めにも帰することのできない事由により当社施設の変更を余儀なくされ、かつ、当社施設の代替構築が困難な場合、当社は加入者にあらかじめ理由を説明した上で、加入契約を解除できるものとします。

3. 集合共同引込の建物内の加入の場合に、建物基本契約が解約になったときには、当社は、同時に加入契約を解約するものとします。
4. 前2・3項により停止あるいは加入契約を解除した場合に、加入者が別途支払ったNHKの受信料（衛星受信料を含む）、WOWOWの加入料および視聴料等が払い戻されず加入者に不利益、損害等が生ずることがあっても、当社は何らの責任も負わないものとします。
5. 加入契約を解除する場合、登録事務手数料は返戻いたしません。
6. 停止の場合の料金は第20条第3項の規定を、解除の場合の料金は第25条第2項の規定をそれぞれ準用します。

第27条（B-CASカードの取り扱い）

STBに取り付けられるB-CASカードに関する取り扱いについては、加入者と株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムの「B-CASカード使用許諾契約書」に定められるところによりします。

第28条（C-CASカードの取り扱い）

- 当社はデジタルサービスの加入者に対し、C-CASカードをSTB1台に1枚貸与します。
2. C-CASカードの所有権は、当社に帰属するものとし加入者は、第25条および第26条の規定により解約または当社が行う契約の解除を行うまで、STBに常時装着された状態で使用するものとします。
 3. 加入者の責めによらないC-CASカードの故障によって受信障害が発生したと当社が認定した場合および当社の判断による場合は、当社はC-CASカードを交換することがあります。
 4. 加入者は、C-CASカードの貸与、譲渡その他処分をすることはできません。またそれが行われたことによる当社および第三者に及ぼされた損害・利益損失については加入者が賠償するものとします。
 5. 加入者はC-CASカードの複製および改造・変造・改ざん等のカード機能に影響をあたえることを禁止するものとします。

第29条（C-CASカードの紛失等）

- 加入者は、C-CASカードの紛失または盗難にあった場合は、当社にその旨を速やかに届け出るものとします。
2. 当社は届出を受理した場合においては速やかに当該C-CASカードを無効とします。ただし、届出が受理される以前に、第三者によりC-CASカードが使用され料金等が発生した場合は加入者の負担となります。

第30条（C-CASカードの再発行）

当社はC-CASカードを再発行することについて必要と認めた場合に限り、再発行を行うものとします。この場合、加入者は別表に定めるC-CASカード再発行手数料を支払うものとします。

第31条（C-CASカードの返却）

加入者は、第25条および第26条の規定により解約または当社が行う契約の解除を行う場合は、当社に対しC-CASカードを直ちに返却しなければなりません。

第32条（放送サービスの中断）

当社は次の場合、放送サービスを中断します。

- (1) 本施設の保守点検、修理および検査等を行う場合。この場合、事前に加入者に、その旨知らせるものとしますが、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
- (2) 天災、事変等の非常事態または不測の事故等やむを得ない事由が発生した場合。

第33条（放送サービスの番組情報提供）

- 当社は、放送サービスの内容および放送時間を、当社の指定する番組検索サービス（以下「EPG」といいます。）により提供するものとします。ただし、当社はEPGによりお知らせした内容を変更する場合があります。
2. 当社は、内容および放送時間の相違、間違いおよび変更によって起こる損害の賠償には応じません。

第34条（加入者個人情報の取り扱い）

当社は、本サービスを提供するために必要な加入者個人情報を適法かつ公正な手段により収集し適正に取り扱うものとします。

2. 個人情報保護管理者
株式会社ちゅピCOM 経営企画本部 本部長
3. 当社は収集し知り得た加入者に関する名前もしくは名称、電話番号、住所もしくは設置場所、請求書の送付先、クレジットカード情報等、およびその他当社が別に定める加入者に関する個人情報を、次に掲げる目的で取り扱います。
 - (1) サービスの提供を開始・継続・または終了（電話対応、施工、顧客管理、課金計算、料金請求、障害調査・復旧等の業務に必要な場合を含みます。）するために利用する場合
 - (2) 当社が提供するサービス（放送サービス、インターネット接続サービスおよびそれぞれの追加サービス等を含みます。）の加入促進を目的とした営業活動で利用する場合
 - (3) 新サービスの取り組み、顧客満足、解約理由の調査、分析を行う場合
 - (4) 加入者から個人情報の取り扱いに関して、新たに同意を求めるため利用する場合
4. 当社は、法令で定める場合等を除き、当該加入者の同意なく個人情報を第三者に提供することはありません。ただし、前項第2号の遂行に必要な個人情報を、契約に応じサービス会社に書面郵送により提供します。
5. 当社は、前2項に記載した利用目的の達成のために必要な範囲で、機器設置工事等の業務委託を行う場合があります。
6. ご記入は任意ですが、必須項目にご記入いただけない場合は、該当サービスに

加入することができなくなる場合がございます。

7. 当社は、個人情報の漏えいなどがないように内部規定を設け、適切な安全対策を講じ、保管・管理に努めます。
8. 当社が取得したお客さまのクレジット情報は契約期間中保存いたします。
9. お客さまがご自身の個人情報について、利用目的の通知、開示・訂正・追加・削除、利用停止・消去、第三者への提供の停止を希望される場合は、速やかに対応いたしますので、下記宛てにご連絡ください。
（お問い合わせ窓口）
〒730-0854 広島市中区土橋町7番1号 株式会社ちゅピCOM 経営企画本部 本部長
電話 082-296-5551 FAX 082-296-5565 E-mail privacy@chupicom.co.jp

第35条（苦情処理）

当社は、加入者個人情報の取り扱いに関する苦情は、適切かつ迅速な処理に努めます。

第36条（国内法への準拠）

本約款は日本国の国内法に準拠するものとし、加入契約により生じる一切の紛争等については広島地方裁判所を管轄裁判所とします。

第37条（定めなき事項）

本約款に定めなき事項が生じた場合は、当社、加入者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

附 則

- (1) 当社は、特に必要がある時には、本約款に特約を付することができます。
- (2) 当社は、地上波放送再放送のみに限るサービスは原則として行いません。ただし、ちゅピCOM対応団地、集合住宅、共聴施設等、一括加入される場合はこの限りではないものとします。この場合、再放送のために必要な施設維持管理費用を徴収することができるものとします。
- (3) 一括加入、業務用等については別途協議するものとします。
- (4) 本約款は、2026年2月1日より施行します。

CATV専用B-CASカード使用許諾契約 約款

(KB0008J)

日本放送協会放送受信規約

お客様が使用するケーブルテレビ用のセットトップボックス等（以下「CATV用受信機器」といいます）には、デジタル放送を受信するためのICカード（CATV専用B-CASカード（以下「カード」といいます）が添付されています。このカードは、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ（B-CAS社）（以下「当社」といいます）が一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟（以下「JCTA」といいます）と契約し、JCTAを経由してご加入のケーブルテレビ局（以下「CATV会社」といいます）に配布しているものです。

当社は、このカードを、この約款の契約（CATV専用B-CASカード使用許諾契約）に基づいてお客様に貸与します。お客様がCATV会社の用意する書面においてこの約款に同意すると、当社との間に契約が成立しますので、事前にこの約款を必ずお読みください。

第1条（カードの使用目的）

このカードには、CATV用受信機器を制御する集積回路（IC）が内蔵されており、ご加入のCATV会社がカードの使用を認めたCATV用受信機器において、ご加入のCATV会社が行う地上デジタルテレビジョン放送、BSデジタル放送および110度CSデジタル放送の再送信、ならびに著作権保護に対応した自主放送（以下まとめて「放送サービス」といいます）を受信する目的で使用されます。

第2条（カードの所有権と使用許諾）

このカードの所有権は、当社に帰属します。

- この契約に基づき、お客様およびお客様と同一世帯の方が、このカードをCATV用受信機器に常時装着した状態で使用できます。

第3条（カードの管理）

お客様は、このカードをCATV用受信機器に常時装着した状態で使用・保管し、カードが紛失、盗難、故障および破損することのないように十分注意してください。

第4条（カードの故障交換等）

カードが原因と思われる受信障害が発生した場合は、ご加入のCATV会社に連絡してください。CATV会社は、カードの故障による受信障害の場合はそのカードを交換いたします。次の各号のいずれかに該当する場合は、別表に定めるカード再発行費用をお支払いいただく有償交換、それ以外の場合は無償での交換となります。

- ① カードの使用を開始してから、3年以上経過している場合。
- ② カードの故障が、お客様の不適切な取扱いに起因するものである場合。
2. 当社に故意または重大な過失があった場合を除き、カードの故障により、第1条の放送サービスが受信できないことによる損害が生じて、当社はその責任を負いません。

第5条（カードの破損、紛失、盗難等および再発行）

カードの破損、紛失または盗難等により、お客様がカードを使用できなくなった場合、ご加入のCATV会社に連絡してください。CATV会社は所定の手続きに基づいてカードの再発行を行います。この場合、お客様は、別表に定めるカード再発行費用をお支払いいただきます。

第6条（カードの交換依頼）

カードの不具合やシステム変更（バージョンアップ）等、当社の都合によりカードの交換が必要となった場合、ご加入のCATV会社を通じてお客様にカード交換をお願いすることがあります。

第7条（不要になったカードの処置等）

ケーブルテレビの加入契約解除等によりカードが不要となった場合は、ご加入のCATV会社にカードを返却してください。カードの返却があった場合、この契約は終了します。

第8条（禁止事項）

- このカードを、第1条のカードの使用目的に反して、ご加入のCATV会社がカードの使用を認めたCATV用受信機器以外の受信機器に使用し、あるいはご加入のCATV会社が行う放送サービスの受信以外の目的に使用することはできません。
2. カードの複製、分解、改造、変造若しくは改ざん、またはカードの内部に記録されている情報の複製若しくは翻案等、カードの機能に影響を与え、またはカードに利用されている知的財産権の侵害に繋がる恐れのある行為を行うことはできません。
 3. カードを日本国外に輸出または持ち出すことはできません。
 4. カードを第三者にレンタル、リース、賃貸または譲渡することはできません。

第9条（損害賠償）

お客様が第8条に違反する行為を行い当社に損害を与えた場合、当社は、お客様に対し損害の賠償を請求することがあります。

第10条（約款の変更）

この約款は変更することがあります。この約款の変更事項または新しい約款については、当社のホームページ(<http://www.b-cas.co.jp>)に掲載します。

[別表] カード再発行費用

- 第4条第1項および第5条に規定するカード再発行費用2,310円（消費税込み）以下でCATV会社の定めによる
2. 前項のカード再発行費用は、ご加入のCATV会社へお支払いいただきます。

令和7年10月1日から施行
放送法（昭和25年法律第132号）第64条第1項の規定により締結される放送または配信の受信についての契約は、次の条項によるものとする。

（受信契約の種別）

第1条 日本放送協会（以下「NHK」という。）の行なう放送またはNHKの配信（国内テレビジョン放送の放送番組の同時配信および放送日から一定期間行なわれる配信ならびに番組関連情報の配信に限る。以下同じ。）の受信についての契約（以下「受信契約」という。）を分けて、次のとおりとする。

地上契約……地上系によるテレビジョン放送またはNHKの配信の受信についての受信契約

衛星契約……衛星系によるテレビジョン放送の受信および地上系によるテレビジョン放送またはNHKの配信の受信についての受信契約

特別契約……地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域（以下「難視聴地域」という。）または列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみの受信についての受信契約

- 2 受信機（家庭用受信機、携帯用受信機、自動車用受信機、共同受信用受信機等で、NHKのテレビジョン放送を受信することのできる受信設備をいう。以下同じ。）のうち、地上系によるテレビジョン放送のみを受信できる受信機を設置（使用できる状態におくことをいう。以下同じ。）した者は地上契約、衛星系によるテレビジョン放送を受信できる受信機を設置した者は衛星契約を締結しなければならない。ただし、難視聴地域または列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみを受信できる受信機を設置した者は特別契約を締結するものとする。
- 3 NHKの配信の受信を開始（通信端末機器の操作を行ないNHKの配信の視聴または閲覧を開始することをいう。以下同じ。）した者は地上契約を締結しなければならない。なお、NHKは、NHKの配信の受信を開始しようとする者に対して、利用の意思を確認するための措置として通信端末機器の操作を求めるものとする。
- 4 1の受信契約を締結する場合において、第2項ただし書の衛星系によるテレビジョン放送のみを受信できる受信機を設置し、かつ、前項のNHKの配信の受信を開始した者は、第2項ただし書および前項の定めにかかわらず、衛星契約を締結しなければならない。

（受信契約の単位等）

第2条 世帯についての受信契約の単位等は次の各号のとおりとする。世帯とは、住居および生計をともにする者の集まりまたは独立して住居もしくは生計を維持する単身者をいい、世帯構成員の自家用自動車等営業用以外の移動体については住居の一部とみなす。

- (1) 受信機を設置した場合の受信契約は、世帯ごとに行なうものとする。ただし、同一の世帯に属する2以上の住居に受信機を設置する場合は、その受信機を設置する住居ごととする。
- (2) 同一の世帯に属する1の住居に2以上の受信機が設置される場合においては、その数にかかわらず、1の受信契約とする。この場合において、受信することのできる放送の種類異なる2以上の受信機を設置した者は、衛星契約を締結するものとする。
- (3) NHKの配信の受信を開始した場合の受信契約は、世帯ごとに行なうものとする。
- (4) 同一の世帯において、住居（ただし、人の生活の本拠に限る。）に受信機を設置し、かつ、NHKの配信の受信を開始した場合においては、1の受信契約とする。この場合において、衛星系によるテレビジョン放送を受信できる受信機を設置した者は、衛星契約を締結するものとする。
- 2 事業所等世帯以外についての受信契約（以下「事業所契約」という。）の単位等は次の各号のとおりとする。
 - (1) 受信機を設置した場合の受信契約は、受信機の設置場所ごとに行なうものとする。
 - (2) 1の者が同一の設置場所に2以上の受信機を設置した場合においては、その数にかかわらず、1の受信契約とする。この場合において、受信することのできる放送の種類異なる2以上の受信機を設置した者は、衛星契約を締結するものとする。
 - (3) NHKの配信の受信を開始した場合の受信契約は、配信の受信に用いる通信端末機器の数にかかわらず、通信端末機器の設置場所ごとに行なうものとし、この場合、配信の受信の本拠をもって通信端末機器の設置場所とみなすものとする。
 - (4) 同一の設置場所において、1の者が受信機を設置し、かつ、NHKの配信の受信を開始した場合においては、1の受信契約とする。この場合において、衛星系によるテレビジョン放送を受信できる受信機を設置した者は、衛星契約を締結するものとする。
 - (5) 受信機の設置場所または通信端末機器の設置場所の単位は、部屋、自動車またはこれらに準ずるものの単位による。
- 3 前項が適用される事業所契約は次の各号のとおりとする。
 - (1) 受信機を住居以外の場所に設置した場合の受信契約
 - (2) 事業の用に供するために世帯構成員以外の者に視聴させ、または閲覧させることを目的としてNHKの配信の受信を開始した場合の受信契約

（受信契約書の提出）

第3条 受信機を設置した者は、受信機の設置の月の翌々月の末日までに、また、NHKの配信の受信を開始した者は、NHKの配信の受信開始の月の翌々月の末日までに、次の事項を記載した受信契約書を放送局（NHKの放送局をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。この場合において、受信機の設置およびNHKの配信の受信開始のいずれも行なった者は、そのいずれか早い日の翌々月の末日までに、当該早い月に行なった受信機の設置またはNHKの配信の受信開始に関する事項を記載した受信契約書を放送局に提出しなければならない。ただし、新規に契約することを要しない場合を除く。

- (1) 受信機の設置者またはNHKの配信の受信開始者の氏名および住所
- (2) 受信機の設置の日またはNHKの配信の受信開始の日
- (3) 受信契約の種別
- (4) 受信機を住所以外の場所に設置した場合はその場所
- (5) 事業所等世帯以外において受信機を設置した場合はその設置場所、受信する

ちゅびCOM TV

ちゅびCOM NET

ちゅびCOM スーパーTV

ちゅびCOM 電話

ちゅびCOM 電気まとも割

ちゅびCOM メール

工事

各種料金

セット割引料金

約款・利用規約

- ことのできる放送の種類および受信機の数
- (6) 事業所等世帯以外においてNHKの配信の受信を開始した場合は通信端末機器の設置場所（配信の受信の本拠）および通信端末機器の数
- 2 受信契約者が受信機を設置しもしくはこれを廃止することまたはNHKの配信の受信を開始しもしくはこれを終了（NHKの配信を以後、視聴または閲覧しなくすることをいう。第5条および第9条において同じ。）すること等により、受信契約の種別を変更するときは、前項各号に掲げる事項のほか、変更前の受信契約の種別を記載した受信契約書を放送局に提出しなければならない。この場合において、受信契約の種別の変更が、第5条第3項第1号に定める料額が高い契約種別への変更であるときは、受信契約書の提出の期限は、その変更にかかる受信機の設置の月の翌々月の末日またはNHKの配信の受信開始の月の翌々月の末日までとする。
- 3 第1項または第2項の受信契約書の提出は、書面に代えて電話、インターネット等の通信手段を利用した所定の方法により行なうことができる。この場合においても、第1項または第2項に規定する事項を届け出るものとする。
- 4 前項による受信契約書の提出があった場合、NHKは、書面の送付等により提出内容を確認するための通知を行なうものとする。
- 5 受信機を設置した者またはNHKの配信の受信を開始した者は、第1項から第3項までの受信契約書の提出に際して、利用している電話番号および電子メールアドレスを所定の方法により届け出るものとする。

（受信契約またはその種別の変更契約の成立時期）

第4条 受信契約またはその種別の変更契約は、受信機の設置者またはNHKの配信の受信開始者とNHKの双方の意思表示の合致の日に成立する。

（受信料支払いの義務）

第5条 受信契約者は、受信機の設置またはNHKの配信の受信開始により受信契約の締結を要することとなった月の翌月から、第9条第2項の規定により解約となった月の前月まで、1の受信契約につき、その種別に従い、次の表に掲げる額の受信料（消費税および地方消費税を含む。）を支払わなければならない。

種別	月額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	1,100円	6,309円	12,276円
衛星契約	1,950円	11,186円	21,765円
特別契約	860円	4,934円	9,599円

- 2 特別契約を除く受信契約について沖縄県の区域に居住する者の支払うべき受信料額（消費税および地方消費税を含む。）は、前項の規定にかかわらず、当分の間、別表1に掲げる額とする。
- 3 受信契約の種別に変更があったときの受信料は、次の各号の契約種別の料額とする。
- (1) 地上契約から衛星契約、特別契約から地上契約、または特別契約から衛星契約への契約種別の変更（以下これらの契約種別の変更を「料額が高い契約種別への変更」という。）があった場合においては、その変更にかかる受信機の設置またはNHKの配信の受信開始があったときの当該月分の受信料は、変更前の契約種別の料額とし、その翌月分の受信料から変更後の契約種別の料額とする。
- (2) 衛星契約から地上契約、衛星契約から特別契約、または地上契約から特別契約への契約種別の変更（以下これらの契約種別の変更を「料額が低い契約種別への変更」という。）があった場合においては、その変更にかかる受信機の廃止またはNHKの配信の受信終了等に伴う第3条第2項または第3項の提出があったときの当該月分の受信料から変更後の契約種別の料額とする。ただし、当該月の前月に受信機の設置またはNHKの配信の受信開始があったとき、または料額が高い契約種別への変更があったときは、当該月分の受信料は変更前の契約種別の料額とし、その翌月分の受信料から変更後の契約種別の料額とする。
- (3) 月に2回以上の契約種別の変更があったときの当該月分の受信料は、前2号の規定にかかわらず、各変更前および各変更後の契約種別のうち、次の順位で適用した契約種別の料額とする。

- イ 衛星契約
ロ 地上契約

- 4 受信契約者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号の定めるところにより、受信料を支払わなければならない。
- (1) 受信機を設置し受信契約を締結した場合において、受信機の設置の月またはその翌月に第9条第2項の規定により解約となったとき、また、NHKの配信の受信を開始し受信契約を締結した場合において、NHKの配信の受信開始の月に料額が低い契約種別への変更があったときは、第1項の規定によるほか、変更前の契約種別の料額をその変更にかかる月分の受信料として支払わなければならない。この場合において、その変更にかかる受信機の設置の月の翌月またはNHKの配信の受信開始の月の翌月に第9条第2項の規定により解約となったときは、前号の規定は適用しない。
- (2) 料額が高い契約種別への変更があった月またはその翌月に第9条第2項の規定により解約となったときは、変更後の契約種別の料額を当該解約となった月分の受信料として支払わなければならない。

（多数契約一括支払に関する特例（多数一括割引））

第5条の2 衛星契約または特別契約の契約件数の合計が、別に定める受信料免除の基準（以下「免除基準」という。）の「全額免除」が適用される受信契約を除き、10件以上である1の受信契約者が、支払期間を同じくして第6条第3項に定める口座振替もしくは継続振込または第6条第4項に定めるその他の支払方法のうちNHKの指定する方法により一括して受信料を支払う場合は、前条第1項および第2項の規定にかかわらず、これらの契約種別である全契約を対象に、受信料額から、1件あたりその契約種別に応じて次表に定める月額を減

じて支払うものとする。

契約種別ごとの契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に1件あたり減ずる月額	
	衛星契約	特別契約
10件以上	300円	90円

- 2 前項において、衛星契約または特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合であっても、衛星契約の契約件数が9件または特別契約の契約件数が9件である1の受信契約者については、その衛星契約または特別契約の契約件数を10件として算定した受信料額を支払うものとする。
- 3 第1項の多数契約一括支払に関する特例を第5条の4に定める同一生計支払に関する特例または第5条の5に定める事業所契約に関する特例と重ねて適用する場合、対象となる受信契約者が支払う受信料について、受信料額から、1件あたりその契約種別に応じて減ずる月額は、本条第1項に定める額に第5条の4または第5条の5に定める減額分を加算したものとする。
- 4 前項において、衛星契約または特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合であっても、次の各号のいずれかに該当する1の受信契約者については、その衛星契約または特別契約の契約件数を10件として算定した受信料額を支払うものとする。この場合、契約件数が10件に不足する当該不足件数分の衛星契約または特別契約については、前項の定めによる減額後の受信料額を用いるものとする。
- (1) 衛星契約の契約件数が7件、8件または9件であるとき
(2) 特別契約の契約件数が8件または9件であるとき
- 5 前4項の多数契約一括支払に関する特例は、次条に定める団体一括支払に関する特例と重ねて適用することはいない。

（団体一括支払に関する特例（団体一括割引））

- 第5条の3** 別に定める要件を備えた団体の構成員で、衛星契約または特別契約を締結している受信契約者が、免除基準の「全額免除」が適用される者を除いて15名以上とまり、団体としてその代表者を通じ、第6条第3項に定める口座振替または継続振込により一括して受信料を支払う場合は、第5条第1項および第2項の規定にかかわらず、受信料額から、1件あたり月額180円を減じて支払うものとする。
- 2 前項の団体一括支払に関する特例を次条に定める同一生計支払に関する特例と重ねて適用する場合、対象となる受信契約者が代表者を通じ支払う受信料について、受信料額から、その契約種別に応じて減ずる月額は、前項に定める額に次条に定める減額分を加算したものとする。
- 3 第1項の団体一括支払に関する特例は、第5条の5に定める事業所契約に関する特例と重ねて適用することはいない。

（同一生計支払に関する特例（家族割引））

- 第5条の4** 住居に受信機を設置した場合または世帯においてNHKの配信の受信を開始した場合についての受信契約を締結している者が、本条の特例を受けることなく受信料を支払う場合で、その受信契約者またはその者と生計をともにする者が、別の住居への受信機の設置またはNHKの配信の受信開始について別の受信契約を締結し、当該契約について所定の手続きを行なうときは、当該契約について、受信料額から、第5条に定める受信料額の半額を減じて支払うものとする。ただし、本条の特例は、いずれの受信契約についても第6条第3項に定める支払方法により受信料を支払う場合にのみ適用する。
- 2 NHKは、前項の所定の手続きにあたり、申込書記載の内容を確認できる資料の提出を受信契約者に求めることができる。受信契約者が要求された資料を提出しない場合、または当該資料によって申込書記載の内容を確認できない場合には、NHKは、前項に定める特例を適用しないことができる。
- 3 第1項に定める特例を適用された受信契約者は、申込書記載の内容に変更が生じたときは、直ちに、その旨を放送局に届け出なければならない。
- 4 NHKは、申込書記載の内容に虚偽があることまたは前項の届け出がないことが判明した場合、申込書の提出時または申込書記載の内容に変更が生じたと認められる時に遡り、第1項に定める特例を適用しないことができる。

（事業所契約に関する特例（事業所割引））

- 第5条の5** 事業所契約を締結する場合において、1の者が、同一敷地内に設置した受信機およびNHKの配信の受信に用いる通信端末機器すべてについて必要な受信契約を締結しており、その契約件数が免除基準の「全額免除」が適用される受信契約を除き合計2件以上であり、支払期間を同じくして一括して受信料を支払う場合は、所定の手続きを行なうことにより、同一敷地内に設置した受信機およびNHKの配信の受信に用いる通信端末機器についての受信契約のうち1件を除外した残りのそれぞれについて、受信料額から、その半額を減じて支払うものとする。この場合、除外する1件については、受信契約のうち、衛星契約、地上契約、特別契約の順位で適用する。
- 2 前項において敷地とは、1の建築物または用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地をいう。
- 3 NHKは、第1項の所定の手続きにあたり、申込書記載の内容を確認できる資料の提出を受信契約者に求めることができる。受信契約者が要求された資料を提出しない場合、または当該資料によって申込書記載の内容を確認できない場合には、NHKは、第1項に定める特例を適用しないことができる。
- 4 第1項に定める特例を適用された受信契約者は、申込書記載の内容に変更が生じたときは、直ちに、その旨を放送局に届け出なければならない。
- 5 NHKは、申込書記載の内容に虚偽があることまたは前項の届け出がないことが判明した場合、申込書の提出時または申込書記載の内容に変更が生じたと認められる時に遡り、第1項に定める特例を適用しないことができる。受信契約者が特例の適用された受信料を別に定める期限までに支払わない場合は、NHKは、当該請求期間および当該請求期間後の受信料に関して第1項に定める特例を適用しないことができる。

（受信料の支払方法）

- 第6条** 受信料の支払いは、次の各期に、当該期分を一括して行なわなければならない。
- 第1期（4月および5月）
第2期（6月および7月）
第3期（8月および9月）

第4期 (10月および11月)
第5期 (12月および1月)
第6期 (2月および3月)

- 2 受信契約者は、前項によるほか、当該期の翌期以降の期分の受信料を支払うことができる。ただし、当該期以降6か月分または12か月分の受信料を一括して前払するときは、期別の支払いによらないことができる。
- 3 受信料は、次に定める口座振替、クレジットカード等継続払または継続振込により支払うものとする。この場合の手数料はNHKが負担する。
 - (1) 口座振替 NHKの指定する金融機関に設定する預金口座等から、NHKの指定日により自動振替によって行なう支払いをいう。
 - (2) クレジットカード等継続払 NHKの指定するクレジットカード会社等との契約に基づき、クレジットカード会社等に継続して立て替えさせることによって行なう支払いをいう。
 - (3) 継続振込 NHKの指定する金融機関、郵便局またはコンビニエンスストア等において、NHKが定期的に送付する払込用紙（電磁的方法により提供される場合を含む。）を用いて、NHKの指定する支払期日までに継続して払込むことによって行なう支払いをいう。
- 4 前項に定めるほか、受信料は、NHKの指定する金融機関等を通じてまたはNHKの指定する場所で行払うことができる。また、重度の障害により継続振込による支払いが困難な者等、別に定める要件を備えた受信契約者は、その者の住所またはその者があらかじめ放送局に申し出た場所で行払うことができる。（これらの支払い方法を「その他の支払方法」という。）
- 5 受信契約者が口座振替により受信料を支払おうとする場合は、NHKが定める受信料口座振替利用届をあらかじめNHKに提出しなければならない。
- 6 口座振替による支払いは、前項または第11項に定める受信料口座振替利用届をNHKが受け付けた月の属する期の翌期以降の期分（受信料が前払されている場合においては、当該前払の期間が終了する月の翌月以降分）の受信料について取り扱うものとする。
- 7 口座振替の指定日において、所定の受信料額を請求したにもかかわらず振り替えることができなかったとき（次項の場合を除く。）は、受信契約者は、当該請求期間分はその他の支払方法により支払わなければならない、当該請求期間後の受信料については継続振込により支払うものとする。
- 8 口座振替の指定日において、残高の不足により所定の受信料額を振り替えることができなかった場合は、次の期の指定日に一括して請求するものとし、なお振り替えることができなかったときは、受信契約者は、当該請求期間分はその他の支払方法により支払わなければならない。当該請求期間後の受信料については、別に定める場合を除き、口座振替による支払いを継続する。
- 9 受信料を継続振込により支払う受信契約者は、金融機関、郵便局またはコンビニエンスストア等において払込方法に代えて、クレジットカード会社等に立て替えさせることによって支払うことができる。
- 10 受信契約者がクレジットカード等継続払により受信料を支払おうとする場合は、NHKが定める受信料クレジットカード等継続払利用申込書をあらかじめNHKに提出しなければならない。NHKは、その受信料クレジットカード等継続払利用申込書に記載された内容により立替払いが可能であることをクレジットカード会社等に確認した上で受理する。
- 11 第5項の受信料口座振替利用届および前項の受信料クレジットカード等継続払利用申込書の提出は、書面に代えて電話、インターネット等の通信手段を利用した所定の方法により行なうことができる。
- 12 クレジットカード等継続払による支払いは、第10項または前項に定める受信料クレジットカード等継続払利用申込書をNHKが受理した月の属する期の翌期以降の期分（受信料が前払されている場合においては、当該前払の期間が終了する月の翌月以降分）の受信料について取り扱うものとする。
- 13 NHKがクレジットカード会社等に所定の受信料額を請求したにもかかわらず立替払いが行なわれなかったとき、または、NHKが所定の受信料額を請求する前に、クレジットカード会社等から受信料を請求されても立替払いができないと通知を受けたときは、受信契約者は、当該請求期間分はその他の支払方法により支払わなければならない、当該請求期間後の受信料については継続振込により支払うものとする。

(受信機の設置者へのメッセージの表示)

第7条 NHKは、受信機(衛星系によるテレビジョン放送を受信できるものに限る。以下この条において同じ。)を設置した者にその設置の旨をNHKに連絡するよう促す文字(以下「設置確認メッセージ」という。)を当該受信機の画面上に表示する措置をとることができる。

- 2 NHKは、受信機を設置した者から次の各号に掲げる事項の連絡を受けた場合には、当該受信機の画面に設置確認メッセージを表示しない措置をとるものとする。
 - (1) 受信機の設置者の氏名および住所
 - (2) 受信機の画面にB-CASカード番号またはACAS番号として表示される識別番号（以下「ID番号」という。）
 - (3) 受信機を第1号の住所以外の場所に設置した場合はその場所
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる理由により、NHKにおいて前項各号に掲げる事項の1に該当する事実を確認できない場合には、NHKは第1項の措置をとることができるとする。
 - (1) 前項の連絡を受けた事項の内容が事実と相違すること
 - (2) 前項の連絡の後、前項第2号のID番号を変更したこと
 - (3) 前項の連絡の後、受信契約を締結するまでの間において、同項第1号の住所または同項第3号の場所に変更が生じたこと
- 4 第1項および前項の措置は、第3条第1項ただし書に規定する場合および受信契約が解約となった者が再び受信機を設置した場合についても、とることができるものとする。
- 5 NHKは、第2項の措置をとった受信機を設置した者が、この規約に定める受信契約を締結しない場合には、受信契約の締結を案内する文字（以下「契約案内メッセージ」という。）を当該受信機の画面に表示する措置をとることができるものとする。
- 6 NHKは、前項の措置をとった受信機を設置した者が、この規約に定める受信契約を締結した場合には、契約案内メッセージを表示しない措置をとるものとする。

(NHKの配信の受信に関する措置)

第7条の2 NHKは、NHKの配信の受信を開始した者にその者を識別する情報を、また、その者が配信の受信に用いた通信端末機器に対して当該機器を識別する情報（以下あわせて「識別情報」という。）を付与することができる。

- 2 NHKは、識別情報を用いて、次の各号の措置をとることができる。
- (1) NHKの配信の受信を開始した者が受信契約を締結していることを確認するため、所定の情報の提供や手続きを促す文字等を配信の画面に表示すること
- (2) NHKの配信の利用にあり識別情報の適切な利用を確保するためにNHKの配信を同時に受信することのできる数等の制限を設けること
- 3 NHKは、第1項の識別情報の付与およびその利用方法ならびに前項各号の措置について定めた利用規約を公表する。

(氏名、住所等の変更)

第8条 受信契約者が放送局に届け出た氏名または住所を変更したときは、直ちに、その旨を放送局に届け出なければならない。受信機設置の場所を変更したとき、また、事業所等世帯以外については通信端末機器の設置場所（配信の受信の本拠）を変更したときも、同様とする。

- 2 前項の届け出が行なわれない場合において、NHKが公共機関への調査等により受信契約者が放送局に届け出た住所等の変更を確認できたときは、NHKは、当該受信契約者が変更後の住所等を放送局に届け出たものとして取り扱うことができるものとする。この取り扱いをした場合、NHKは、当該受信契約者にその旨を通知するものとする。
- 3 受信契約者が放送局に届け出た電話番号または電子メールアドレスを変更したときは、遅滞なく、その旨を放送局に届け出るものとする。

(受信契約の解約)

第9条 受信契約者が受信機を廃止すること、NHKの配信の受信を終了すること等により、受信契約を要しないこととなったときは、直ちに、次の事項を放送局に届け出なければならない。

- (1) 受信契約者の氏名および住所
 - (2) 受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所
 - (3) 事業所等世帯以外において受信機を設置していた場合は受信契約を要しないこととなるその設置場所および受信機の数
 - (4) 事業所等世帯以外においてNHKの配信の受信を開始していた場合は受信契約を要しないこととなる通信端末機器の設置場所（配信の受信の本拠）および通信端末機器の数
 - (5) 受信契約を要しないこととなった事由
- 2 NHKにおいて前項各号に掲げる事項に該当する事実を確認できたときは、受信契約は、前項の届け出があった日に解約されたものとする。ただし、受信契約者が非常災害により前項の届け出をすることができなかったものと認めるときは、当該非常災害の発生の日に解約されたものとすることがある。
- 3 NHKは、第1項の届け出の内容に虚偽があることが判明した場合、届け出時に限り、受信契約は解約されたものとすることができる。

(受信料の免除)

第10条 放送法第64条第4項の規定に基づき、免除基準に該当する受信契約については、申請により、受信料を免除する。ただし、災害被災者の受信契約については、申請がなくても、期間を定めて免除することがある。

- 2 前項本文による免除の申請をしようとする者は、次の事項を記載した受信料免除の申請書に免除を受けようとする理由の証明書を添えて、放送局に提出しなければならない。この場合において、事業所契約については、受信機および通信端末機器の設置場所の見取図を添えるものとする。
- (1) 免除を受けようとする理由
- (2) 受信契約の種別
- (3) 受信機設置の場所
- (4) 事業所契約については、受信機の数
- (5) 事業所契約については、通信端末機器の設置場所（配信の受信の本拠）および通信端末機器の数
- 3 第1項本文により、受信料の免除を受けている者は、免除の事由が消滅したときは、遅滞なく、その旨を放送局に届け出なければならない。
- 4 NHKは、免除基準に定めるところにより、定期的に、第2項に定める免除を受けようとする理由の証明書を発行する者への照会等により、第1項本文により受信料の免除を受けている者にかかる免除の事由が存続していることを調査するものとする。
- 5 NHKは、免除の事由が存続していることを確認するため、第1項本文により受信料の免除を受けている者に対し、免除の理由の証明書の提出を求めることができる。
- 6 NHKは、第4項または前項によっても免除の事由が存続しないことを確認できない場合、その者の受信契約については、受信料を免除しないものとする。

(受信料の精算)

第11条 受信契約が解約となり、または受信料が免除された場合において、すでに支払われた受信料に過払額があるときは、これを返れいする。この場合、第5条第1項または第2項に定める前払額による支払者に対し返れいする過払額は、次のとおりとする。

- (1) 経過期間が6か月に満たない場合には、支払額から経過期間に対する受信料額を差し引いた残額
- (2) 経過期間が6か月以上である場合には、支払額から経過期間に対し支払うべき額につき、第5条第1項または第2項に定める前払額により支払ったものとみなして算出した額を差し引いた残額
- 2 受信契約の種別、前条の適用または第5条の2から第5条の5までの特例の適用に変更があった場合において、すでに支払われた受信料に過払額または不足額があるときは、精算して、返れいまたは追徴する。
- 3 受信料が支払われた期間の受信料について、その料額の改定があったときは、改定額により精算して、返れいまたは追徴する。
- 4 本条第1項から第3項までの返れいについて、NHKは、その額を翌期以降の期分の受信料（第5条第1項または第2項に定める前払額による支払者については、次回以降の前払期間分の受信料）の支払いに充当することができる。

（受信契約者の義務違反および割増金等）

第12条 NHKは、受信契約者が次の各号の1に該当する不正な手段により受信料の支払いを免れたときは、当該受信契約者に対し、支払いを免れた受信料に加え、その2倍に相当する額である割増金を請求することができる。

- （1）受信契約の解約の届け出の内容に虚偽があったときその他第9条の受信契約の解約について不正があったとき
 - （2）受信料免除の申請書記載の内容に虚偽があったときその他第10条の受信料の免除について不正があったとき
 - （3）その他受信料の支払いについて不正があったとき
- 2 NHKは、次の各号の者が正当な理由なく第3条第1項に定める期限までに第1条第2項に従った契約種別の受信契約書を提出せず、当該期限を経過した後に受信契約を締結した場合、当該各号の受信契約者に対し、当該各号に定める期間（以下本項において「対象月」という。）について、第1条第2項に従った契約種別の受信料に加え、その2倍に相当する額である割増金を請求することができる。ただし、対象月において当該契約より料額が低い契約種別の受信契約書が提出されている場合、NHKは、対象月について、第1条第2項に従った契約種別の受信料に加え、当該受信料と当該料額が低い契約種別の受信料との差額の2倍に相当する額である割増金を請求することができる。

- （1）受信機を設置した者
受信機の設置の月の翌月から受信契約を締結した月の前月までの期間
 - （2）NHKの配信の受信を開始した者
NHKの配信の受信開始の月の翌月から受信契約を締結した月の前月までの期間
- 3 NHKは、次の各号の受信契約者が正当な理由なく第3条第2項に定める期限までに変更後の契約種別の受信契約書を提出せず、当該期限を経過した後に変更後の契約種別の受信契約を締結したときは、当該各号の受信契約者に対し、当該各号に定める期間について、変更後の契約種別の受信料に加え、変更後の契約種別の受信料と変更前の契約種別の受信料との差額の2倍に相当する額である割増金を請求することができる。
- （1）受信機を設置することにより、料額が高い契約種別への変更を必要がある場合の受信契約者
受信機の設置の月の翌月から変更後の契約種別の受信契約を締結した月の前月までの期間
 - （2）NHKの配信の受信を開始することにより、料額が高い契約種別への変更を必要がある場合の受信契約者
NHKの配信の受信開始の月の翌月から変更後の契約種別の受信契約を締結した月の前月までの期間

（支払いの延滞）

第12条の2 NHKは、受信契約者が受信料の支払いを3期分以上延滞したときは、当該受信契約者に対し、延滞した受信料に加え、1期あたり2.0%の割合で計算した延滞利息を請求することができる。

（NHKの免責事項および責任事項）

- 第13条** 放送またはNHKの配信の受信について事故を生じた場合があっても、NHKは、その責任を負わない。
- 2 地上系によるテレビジョン放送を月のうち半分以上行なうことがなかった場合は、特別契約を除く受信契約（受信機が設置され、かつ、NHKの配信の受信が開始されていない場合の受信契約に限る。）について、当該月分の受信料は徴収しない。
 - 3 衛星系によるテレビジョン放送を月のうち半分以上行なうことがなかった場合の当該月分の受信料は、衛星契約のときは地上契約の料額とし、特別契約については、当該月分の受信料は徴収しない。
 - 4 NHKの配信を月のうち半分以上行なうことがなかった場合は、受信契約（NHKの配信の受信が開始され、かつ、受信機が設置されていない場合の受信契約に限る。）について、当該月分の受信料は徴収しない。第1条第4項の規定により締結された衛星契約についても同様とする。
 - 5 第2項および第4項に定めるほか、地上系によるテレビジョン放送とNHKの配信のいずれも行なうことがなかった期間が月のうち半分以上となった場合は、特別契約を除く受信契約について、当該月分の受信料は徴収しない。

（受信契約者等の個人情報の取り扱い）

- 第13条の2** NHKは、受信契約の事務に関し保有する受信契約者等の氏名および住所等の情報（以下「個人情報」という。）については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）および放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン（令和4年3月31日個人情報保護委員会・総務省告示第1号。）に基づくほか、別に定めるNHK個人情報保護規程に基づき、これを適正に取り扱うとともに、その取り扱いの全部または一部の委託先に対し、必要かつ適切な監督を行なう。
- 2 前項の個人情報の取り扱いについては、受信契約の締結と受信料の収納のほか、免除基準の適用、放送の受信に関する相談業務、NHK共同受信施設の維持運営、放送やイベントのお知らせ、放送に関する調査への協力依頼をその利用の目的とする。

（規約の変更）

第14条 この規約は、総務大臣の認可を受けて変更することができる。

（規約の周知方法）

第15条 この規約およびこの規約の変更は、官報によって周知する。

付 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和7年10月1日から施行する。

（電話番号および電子メールアドレスの届け出に関する経過規定）

- 2 令和4年4月1日より前に受信契約書を提出した者については、同日以降、住所変更、受信契約の種別の変更その他のこの規約に定める各種の手続きを行なうときに、第3条第5項に定める電話番号および電子メールアドレスを放送局

に届け出るものとする。ただし、すでに届け出ている場合はこの限りではない。

（受信料の支払いに関する経過規定）

- 3 受信機の設置の月が令和元年9月以前である場合には、第5条第1項の規定にかかわらず、受信契約者は、受信機の設置の月（当該月に第9条第2項の規定により解約となった場合を含む。）の受信料を支払わなければならない。
- 4 第5条第3項第1号および同条第4項第3号の規定は、その変更にかかる受信機の設置の月が令和元年10月以降である受信契約に、同条第3項第2号ただし書の規定は、受信機の設置の月またはその変更にかかる受信機の設置の月が令和元年10月以降である受信契約に、同条第4項第1号の規定は、受信機の設置の月が令和元年10月以降である受信契約に適用する。

（割増金の支払いに関する経過規定）

- 5 不正な手段により支払いを免れた令和5年3月以前の受信料がある場合における第12条第1項の規定の適用については、同項中「その2倍に相当する額」とあるのは「受信料の支払いを免れた期間のうち、支払いを免れた令和5年4月以降の受信料の2倍に相当する額」とする。
- 6 受信機の設置の月が令和5年3月以前である場合における第12条第2項の規定の適用については、同項中「第3条第1項に定める期限までに」とあるのは「令和5年6月末日までに」とし、「その2倍に相当する額」とあるのは「令和5年4月から受信契約を締結した月の前月までの受信料の2倍に相当する額」とし、「対象月について、第1条第2項に従った契約種別の受信料に加え、」とあるのは「対象月の第1条第2項に従った契約種別の受信料に加え、令和5年4月から受信契約を締結した月の前月までの」とする。
- 7 受信機の設置の月が令和元年9月以前である場合における第12条第2項の規定の適用については、前項の読み替えに加え、第12条第2項中「受信機の設置の月の翌月」とあるのは「受信機の設置の月」とする。
- 8 料額が高い契約種別への変更にかかる受信機の設置の月が令和5年3月以前である場合における第12条第3項の規定の適用については、同項中「第3条第2項に定める期限までに」とあるのは「令和5年6月末日までに」とし、「当該各号に定める期間について、変更後の契約種別の受信料に加え、」とあるのは「当該各号に定める期間の変更後の契約種別の受信料に加え、令和5年4月から変更後の契約種別の受信契約を締結した月の前月までの」とする。
- 9 料額が高い契約種別への変更にかかる受信機の設置の月が令和元年9月以前である場合における第12条第3項の規定の適用については、前項の読み替えに加え、第12条第3項中「受信機の設置の月の翌月」とあるのは「受信機の設置の月」とする。

（アナログ放送の終了に関する措置）

- 10 第9条の規定にかかわらず、受信契約者がNHKのテレビジョン放送のうちアナログ方式の放送（以下「アナログ放送」という。）の終了に伴い、NHKのテレビジョン放送を受信することができなくなり、第1条第2項に定める受信機の設置がないこととなったときは、アナログ放送の終了日（以下「アナログ放送終了日」という。）から1年以内に、次の事項を放送局に届け出なければならない。
 - （1）受信契約者の氏名および住所
 - （2）設置がないこととなった受信機の数
 - （3）受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所
 - （4）NHKのテレビジョン放送のうちデジタル方式の放送を受信することができない事情
- 11 NHKにおいて前項各号に掲げる事項に該当する事実を確認できたときは、受信契約は、アナログ放送終了日に終了したものととする。
- 12 NHKは、付則第10項の届け出の内容に虚偽があることが判明した場合、アナログ放送終了日に遡り、受信契約が終了しないものとする。
- 13 付則第11項の規定により受信契約が終了した受信契約者における第5条第1項の適用については、同項中「第9条第2項の規定により解約となった月」とあるのは「アナログ放送終了日の属する月」とし、付則第11項の規定により受信契約が終了した受信契約者における付則第3項の適用については、同項中「当該月に第9条第2項の規定により解約となった」とあるのは「当該月にアナログ放送終了により受信契約が終了した」とし、付則第11項の規定により受信契約が終了した場合における受信料の精算については、第11条第1項を準用する。この場合において、「解約」とあるのは「終了」と読み替えるものとする。
- 14 第3条第2項の規定にかかわらず、衛星契約を締結している受信契約者が、アナログ放送終了により、地上系によるテレビジョン放送のみを受信できることとなったときは、アナログ放送終了日から1年以内に、次の事項を記載した受信契約書を放送局に提出しなければならない。
 - （1）受信契約者の氏名および住所
 - （2）変更にかかる受信機の数
 - （3）受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所
 - （4）受信できる放送の種類に変更が生じた事由
- 15 付則第11項および第12項の定めは、前項の規定による受信契約種別変更の場合について準用する。この場合において、「前項各号」とあるのは「付則第14項各号」と、「終了し」とあるのは「衛星契約から地上契約に種別変更され」と、「付則第10項の届け出」とあるのは「付則第14項の提出」と読み替えるものとする。

（新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた延滞利息に関する措置）

- 16 第12条の2の規定にかかわらず、令和2年4月から令和5年9月までの間の受信料については、支払いを延滞した場合であっても、同条に定める延滞利息は発生しない。また、当該期間は同条に定める3期分以上の延滞に通算しない。

別表1 沖縄県の区域内に居住する者の支払うべき受信料額（第5条第2項関係）

種別	月額	6か月前払額	12か月前払額
地上契約	965円	5,539円	10,778円
衛星契約	1,815円	10,416円	20,267円

インターネット接続サービス契約約款

株式会社ちゅピCOM（以下「当社」という）と当社が提供するインターネット接続サービスの提供を受ける者（以下「加入者」という）との間に締結されるインターネット接続に関する契約（以下「加入契約」という）は当インターネット接続サービス契約約款（以下「本契約」という）によるものとします。

第1章 総則

第1条（本約款の適用）

当社は、当社が定めるサービス区域内で、本約款並びに当社が別に定める料金により、当社が設置する有線電気通信設備によるインターネット接続サービスを提供します。

第2条（本約款の変更等）

当社は、本約款を、加入者の同意を得ることなく、変更することがあります。その場合は、料金その他の提供条件は変更後の契約約款によるものとします。

2. 前項の場合、変更後の契約約款は当社のホームページ上での掲載等、当社の定める方法により通知するものとします。この場合、ホームページ上にアップロードされ一般的に閲覧可能となった時点で通知の効力を生じるものとします。

第3条（用語の定義）

約款では、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1. 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2. 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3. 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
4. 電気通信回線	電気通信事業者から電気通信サービスを受けるために使用する電気通信回線設備
5. インターネット接続サービス	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備を用いて行う電気通信サービス
6. インターネット接続サービス取扱所	(1) インターネット接続サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託によりインターネット接続サービスに関する契約事務を行う者の事業所
7. 加入契約	当社からインターネット接続サービスの提供を受けるための契約
8. 加入者	当社と契約を締結している者
9. 加入者回線	当社との契約に基づいて設置される電気通信回線
10. I D	英数字および記号の組み合わせであって、加入者を識別するために当社が付与する I P アドレス等の符号
11. パスワード	英数字および記号の組み合わせであって、加入者を認識するために I D と対応して当社が付与する初期符号および、加入者自身が当社所定の手続きにより設定変更した当該符号
12. 端末設備	加入者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）または同一の建物内であるもの
13. 端末接続装置	端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備
14. 自営端末設備	加入者が設置する端末設備
15. 自営電気通信設備	第一種電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
16. 相互接続事業者	当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者
17. 技術部基準	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）で定める技術基準
18. 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
19. ブロードバンドユニバーサルサービス料	電気通信事業法第7条の2その他これに関連する法令の規定に基づき、国が定めるブロードバンドユニバーサルサービス制度の維持および提供のために、当社が加入者から徴収し、当社が指定する機関に納付する料金をいう。

第2章 加入契約

第4条（インターネット接続サービスの種類等）

当社は、当社が定めるサービス区域において、サービスを提供します。加入契約は、料金表に規定する種類、種別、品目等があります。

第5条（契約の単位）

加入契約は、加入者回線1回線ごとに1の契約とします。この場合、加入者は、1の契約につき1人に限ります。ただし、同一加入者回線により複数世帯が加入する場合は契約の単位を各世帯とします（なお、ここでいう世帯とは一住居内において生活する単身者もしくは生計をともにする者の集まりとします）。なお、同一加入者回線から複数世帯が居住する建物の各世帯に分配する場合（以下「集合共同引込」という）には、別途建物代表者との基本契約（以下「建物基本契約」という）の締結をした後、各世帯を契約の単位として加入契約を行うものとします。

第6条（最低利用期間）

インターネット接続サービスには、6カ月の最低利用期間があります。

2. 加入者はサービスの提供を開始した日の属する月を1と起算して6カ月の契約期間内に契約の解約を行う場合には、第31条の規定にかかわらず、当社が定める支払期日までに、当社が別に定める料金表に従い、解約料を一括して支払うものとします。

3. 当社は、次に該当する場合、前2項の適用はいたしません。

- （1）当社のサービス区域内へ転居する場合で、引き続き転居先で当社のインターネット接続サービスの加入申込を行い、加入契約が成立した場合
- （2）第19条第2項の規定により、当社が加入契約を解除する場合
- （3）長期契約など何らかの特約により別途最低利用期間および解約料が定められた加入契約が行われた場合

第7条（加入者回線の終端）

当社は、加入者が指定した場所内の建物または工作物において、端末接続装置を設置し、これを加入者回線の終端とします。

2. 当社は、前項の設置場所を定めるときは、加入者と協議します。

3. 加入者は、第18条に定める解約および第19条に定める解除の場合、直ちに端末接続装置を当社に返却するものとします。なお、当社に返却がない場合は、当社は、料金表に定める損害金を請求します。

第8条（契約申し込みの方法）

契約の申し込みをするときは、次に掲げる事項について当社の指定する方法で契約事務を行うインターネット接続サービス取扱所に提出していただきます。

- （1）料金表に定めるインターネット接続サービスの種類、種別、品目等
- （2）加入者回線の終端とする場所
- （3）その他インターネット接続サービスの内容を特定するために必要な事項

第9条（契約の成立および契約内容確認書の交付等）

加入契約は、加入申込者があらかじめ本約款を承諾の上、当社の指定する方法により所要事項を当社に通知することを申し込みとし、当社がこれを承諾することにより成立するものとします。ただし、当社は、加入申し込みがあった場合でも、次の場合には承諾しないことがあります。

- （1）加入申込者が本約款上要請される各種料金の支払いを怠るおそれがあると認められる場合
- （2）その他加入申込者が本約款に違反するおそれがあると認められる場合
- （3）本施設の構築が困難であると判断される場合
- （4）加入申込者が未成年であり、法定代理人の同意を得ていない場合
- （5）その他当社においてサービス提供が困難であると判断した場合

2. 当社は契約成立日以降、法令の定めに基づき、契約内容を記載した書面（以下、「契約内容確認書」といいます）を加入申込者に交付します。

第10条（初期契約解除等）

加入申込者は、第9条第2項に定める契約内容確認書を受領した日から起算して8日を経過するまでの間、法令の定めに基づき、書面によりその申し込みの撤回または当該契約の解除を行うことができます。

2. 前項の規定による契約の解除は、同項の書面を発したときにその効力を生じます。

3. 第1項の規定に基づき契約の解除を行う場合、申込者は引込工事、宅内工事等の着工または完了済みの工事および手続きに要した費用を負担するものとします。

4. 前3項の規定の他、申込者は、契約成立日以前に当社に対して申し出を行い、当該申し出が当社に到着することを条件として、当該契約の申し込みを撤回することができます。この場合、当社は申込者に対し、いかなる費用の負担も求めません。

第11条（インターネット接続サービスの種類等の変更）

加入者は、料金表に規定するインターネット接続サービスの種類、種別、品目等の変更を第8条の規定に準じて請求することができます。なお、変更の承諾については第9条第1項の規定に準じて取り扱います。その場合、都度別に定める料金表に従い、手数料が必要となります。

2. 前項の請求の方法および承諾については、第8条（契約申し込みの方法）および第9条（契約の成立および契約内容確認書の交付等）の規定に準じて取り扱います。

第12条（加入者回線の移転）

加入者は、加入者の負担により、同一の構内または同一の建物内における、加入者回線の移転を請求できます。

2. 加入者回線の移転が前項に定める場所以外であった場合は、契約内容の変更または制限がある場合があります。

3. 当社は、第1項の請求があったときは、第9条第1項の規定に準じて取り扱います。

4. 第1項に必要な工事は、当社または当社が指定した者が行います。

第13条（電子メールの利用）

加入者は、電子メール（以下「メールアドレス」といいます。）を使用してインターネット接続サービス取扱所に設置するメール蓄積装置によりメールの蓄積、再生または転送等を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。）の利用の請求をすることができます。

2. 当社は、前項の請求があったときは、当社が別に定めるところにより、メールアドレスの割当てを行います。

3. 当社は、加入者から請求があったときは、メールアドレスの変更を行います。

4. 電子メールとして蓄積できる通信の情報量および期間等は、当社が別に定めるところによります。

第14条（ホームページ開設サービスの利用）

加入者は、ホームページ開設サービス（情報公開のためのデータベースのアドレスを使用してインターネット接続サービス取扱所に設置される情報蓄積装置により情報の蓄積、更新または公開等を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。）の利用の請求をすることができます。

2. 当社は、前項の請求があったときは、ホームページアドレスの割当てを行います。

ちゅピCOM TV

ちゅピCOM NET

ちゅピCOM スーパ- TV

ちゅピCOM 電話

ちゅピCOM 電気と水道

ちゅピCOM モバイル

工事

各種料金

セット割引料金

約款・利用規約

- ホームページとして蓄積できる情報量（以下「ホームページ容量」といいます。）は、当社が別に定めるところによります。

第15条（インターネット接続サービスの利用の一時休止）

- 当社は、加入者から請求があったときは、インターネット接続サービスの利用の一時休止（その加入者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。
- 休止期間中の料金については、休止に伴う手数料および休止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間の料金を別に定める料金表に従い当社に支払うものとします。なお、休止した日の属する月および再開する日の属する月の料金は、日割り計算による精算はいたしません。
 - 第1項の一時休止期間は、最長6カ月間とします。

第16条（その他の契約内容の変更）

- 当社は、加入者から請求があったときは、第8条第3号に規定する契約内容の変更を行います。
- 前項の請求があったときは、当社は、第9条第1項の規定に準じて取り扱います。

第17条（譲渡の禁止）

加入者が契約に基づいてインターネット接続サービスを受ける権利は、譲渡することができません。

第18条（加入者が行う契約の解約）

- 加入者は、加入契約を解約しようとする場合は、あらかじめそのことを当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。
- 前項による解約の場合、加入者は、次の各号を予め承認するものとします。
 - 加入者は解約日の属する月の利用料等の料金を当社に支払うものとし、日割り計算による精算は行いません。
 - 加入者は別に定める料金表に従い、加入者回線および貸与した機器等の撤去、工事など解約に要する費用を負担する場合があります。
 - 当社は、加入者の住居もしくは敷地内に設置した加入者回線および貸与した機器等を撤去しますが、加入者の住居または建物等の修復に要する費用等、一切の負担責任を負わないものとします。
 - 加入者は、加入者回線および貸与した機器等の撤去工事が速やかに行われるよう協力すると共に、加入者側の事情により撤去工事が遅れた場合には、工事遅延に伴う損害を負担するものとします。
 - 解約の場合、当社は、登録事務手数料を返戻いたしません。
 - 加入者は本条に定める解約および第19条（当社が行う契約の解除）に定める解除の場合、直ちに機器等を当社に返却するものとします。なお、当社に返却がない場合は、当社は、別に定める料金表に従い、損害金を請求します。

第19条（当社が行うサービスの停止または解除）

- 当社は、加入者が本約款に定める料金の支払い義務を怠りまたはその他本約款に違反したときに相当の期間を定めて催告したにもかかわらず当該期間内に加入者がこれを是正しない場合、破産等の事実が発生した場合、手形・小切手等の不渡り処分を受けた場合および差し押さえ・強制執行の申し立て等を受けた場合には、加入者に何ら催告なしに、サービス提供の停止または加入契約を解除することができるものとします。また、この場合、当社から加入者への通知催告等がなくても、加入者は当社に対する一切の債務について当然期限の利益を失い、ただちに債務を弁済するものとします。
- 電力・電話の無電柱化等、当社、加入者のいずれの責めにも帰することのできない事由により当社施設の変更を余儀なくされ、かつ、当社施設の代替構築が困難な場合、当社は加入者にあらかじめ理由を説明した上で、加入契約を解除できるものとします。
 - 加入契約を解除する場合、登録事務手数料は返戻いたしません。
 - 集合共同引込の建物内の加入の場合に、建物基本契約が解約になったときには、当社は、同時に加入契約を解約するものとします。
 - 当社は、第1項の規定により、契約解除の場合、別に定める料金表に従い、強制契約解除料を請求します。
 - 当社は、第1項の規定により、加入契約を解除しようとするときは、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、加入者が所有もしくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、加入者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

第3章 付加機能

第20条（付加機能の提供等）

当社は、加入者から請求があったときは、料金表の規定により付加機能を提供します。

第4章 端末接続装置の提供

第21条（端末接続装置の提供等）

- インターネット接続サービスを受けるために必要な端末接続装置（以下「接続装置」といいます。）は、当社が提供します。
- 加入者は、次の各号の行為はできません。万一、加入者が違反した場合、当社は契約の解除および損害金を請求する権利を有します。
 - 本来の用法によらない方法で、当社のインターネット接続サービスを不正に受けたり、受けようとしたりすること。
 - 接続装置を転貸、譲渡、質入等すること。
 - 当社の承諾を得ずに、接続装置を定められた場所から移動したり、接続変更したりすること。
 - 接続装置を分解したり、変更を加えたりすること。

- 加入者は、接続装置の性能、機能が不完全であったり、通常の使用上障害になると認められる場合を除き接続装置の交換は要求できないものとします。
- 当社は接続装置の老朽化または性能が劣化した場合、当社の費用負担により接続装置を取り替えまたは改修することができるものとし、加入者はこれに協力するものとします。
- 加入者は、加入者の故意、過失、または第三者の行為による接続装置の損傷、紛失等の場合、直ちに当社に申し出るものとし、その修理、復旧に要したすべての費用を当社に支払うものとします。
- 返還までに生じた毀損、盗難、滅失について、加入者の責に帰すべき場合には、加入者は当社に対して代替機器の購入代価または修理代相当額を損害賠償として支払うものとします。

第22条（接続装置の設置場所）

当社は、当社の接続装置を、原則として加入者が指定する場所に設置します。

第23条（接続装置の移転）

当社は、加入者から請求があったときは、当社が提供する接続装置の移転を行います。

第5章 回線相互接続

第24条（回線相互接続の請求）

- 加入者は、その加入者回線の終端において、または終端に接続されている電気通信設備を介して、加入者回線と当社または当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信回線とを相互に接続する旨の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所に提出していただきます。
- 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社または当社以外の電気通信事業者の契約約款等によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。

第25条（回線相互接続の変更・廃止）

- 加入者は、前条の回線相互接続を変更・廃止しようとするときは、その旨を当社に通知していただきます。
- 第24条の規定は、回線相互接続の変更について準用します。

第6章 利用中止および利用停止

第26条（利用中止）

- 当社は、次の場合には、インターネット接続サービスの提供を中止することができます。
- 当社の電気通信設備の保守上または工地上やむを得ないとき。
 - 第29条の規定によりインターネット接続サービスの利用を中止するとき。
 - 前項に規定する場合のほか、付加機能に関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、その料金表の定めるところによりその付加機能の利用を中止することがあります。
 - 前2項の規定により、インターネット接続サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを加入者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第27条（利用停止）

- 当社は、加入者が次のいずれかに該当する場合は、6カ月以内で当社が定める期間（そのインターネット接続サービスの料金その他の債務（本約款により支払いを要することになった者に限ります。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのインターネット接続サービスの利用を停止することがあります。
- 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）
 - 契約の申し込みにあたり、第8条の規定に従い、提出された事項が事実と異なる等が判明したとき。
 - 第51条の規定に違反したとき。
 - 事業法または事業法施行規則に違反して当社の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線または当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
 - 事業法または事業法施行規則に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、またはその検査の結果、別表1の技術基準に適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備について電気通信設備との接続を廃止しないとき。
 - 前各号のほか、本約款に違反する行為、インターネット接続サービスに関する当社の業務の遂行もしくは当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与えたまたは与えるおそれのある行為を行ったとき。
 - 当社は、前項の規定により、インターネット接続サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間を加入者に通知します。

第28条（禁止事項）

- 加入者は、当社が提供するインターネット接続サービスを利用して、次の行為を行わないものとします。
- 当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
 - 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害する

- おそれのある行為
- (3) 他者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (4) 詐欺、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
- (5) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
- (6) 薬物犯罪、規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品（指定薬物等である疑いがある物として告示により広告等を広域的に禁止された物品）もしくはこれらを含むいわゆる危険ドラッグ濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、またはインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為
- (7) 販売または頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為
- (8) 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為
- (9) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (10) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為
- (11) 他者になりすまして本サービスを利用する行為
- (12) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
- (13) 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
- (14) 他者の設備等またはインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- (15) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (16) 違法行為（拳銃等の譲渡、鉄砲・爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含む）する行為
- (17) 人の殺害現場の画像等の残酷な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- (18) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- (19) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為
- (20) 犯罪や違法行為に結びつく、またはおそれの高い情報や他社を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
- (21) その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害すると当社が判断した行為

第7章 利用の制限

第29条（利用の制限）

- 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供または領域を制限することがあります。
- (1) 天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生する恐れがある場合で必要と認めた時
- (2) インターネット接続サービスの利用者が、当社もしくは第三者の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をした時
2. 前項第1号により本サービスの提供を制限するときは、対象加入者に対しその理由を、当社の定める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
3. 第1項第2号により本サービスの提供を制限するときは、加入者に通知することなく通信対象の接続を制限します。
4. 本条の規定により、本サービスの提供を制限したことによって、加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
5. 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

第8章 料金等

第30条（料金の適用）

- 当社が提供するインターネット接続サービスの料金は、登録事務手数料、利用料、端末接続装置利用料、付加機能使用料、ブロードバンドユニバーサルサービス料、手続きに関する料金および工事に関する費用とし、料金表に定めるところによります。
2. 料金の支払方法は、当社が別に定めるところによります。

第31条（利用料金の支払い義務）

- 加入者は、加入契約に基づいて当社がインターネット接続サービスの提供を開始した日（付加機能または端末接続装置の提供についてはその提供を開始した日）の属する月の翌月から起算して加入契約の解除があった日（付加機能または端末接続装置の廃止については、その廃止があった日）の属する月までの期間（提供を開始した月と解除または廃止があった月が同一の月である場合は1カ月間とします。）について、当社が提供するインターネット接続サービスの態様に応じて料金表に規定する利用料または使用料およびブロードバンドユニバーサルサービス料（以下「利用料等」といいます。以下この条において同じとします。）の支払いを要します。
2. 前項の期間において、利用の一時中断等によりインターネット接続サービスの利用ができない状態が生じたときの利用料等の支払いは、次によります。
- (1) 利用の一時中断をしたときは、加入者は、その期間中の利用料等の支払いを要します。

- (2) 利用停止があったときは、加入者は、その期間中の利用料等の支払いを要します。
- (3) 前2号の規定によるほか、加入者は、次の表に掲げる場合を除き、インターネット接続サービスを利用できなかった期間中の利用料等の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1. 加入者の責めによらない理由により、インターネット接続サービスを全く利用できない状態（その加入契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい障害が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのインターネット接続サービスについての利用料等。
2. 移転に伴って、そのインターネット接続サービスを利用できなくなった期間が生じたとき	利用できなかった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのインターネット接続サービスについての利用料等

3. 当社は、支払いを要しないこととされた利用料等が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第32条（登録事務手数料の支払義務）

加入者は、第8条の規定に基づき契約の申し込みを行い当社がこれを承諾したときは、料金表に規定する登録事務手数料の支払いを要します。

第33条（ブロードバンドユニバーサルサービス料の支払い義務）

- ブロードバンドユニバーサルサービス料は、インターネット接続サービスの利用の対価ではなく、法令に基づく制度により全国的なブロードバンドユニバーサルサービスの確保および維持のためにご負担いただくものとします。
2. 当該料金の金額、算定方法および適用条件は、料金表に定めるところによります。

第34条（手続きに関する料金等の支払い義務）

加入者は、約款に規定する手続きの請求を行い当社がこれを承諾したときは、手続きに関する料金の支払いを要します。ただし、その手続きの着手前に加入契約の解除または請求の取り消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

第35条（工事に関する費用の支払い義務）

- 加入者は、約款に規定する工事の請求を行い当社がこれを承諾したときは、工事に関する費用の支払いを要します。ただし、工事の着手前に加入契約の解除または請求の取り消し（以下この条において「解除等」といいます。）があったときは、当社は、その料金を返還します。
2. 工事の着手完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、加入者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

第36条（端末機器に関する費用の支払い義務）

加入者は、故意または過失により当社から貸与している端末機器等を故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を、また、紛失および修理不能による場合は、第7条（加入者回線の終端）で規定する未返却時の機器損害金を適用し、それぞれ当社に支払うものとします。

第37条（割増金）

加入者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として当社が別に定める方法により支払っていただきます。

第38条（延滞利息）

加入者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.6％の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第9章 保守

第39条（当社の維持責任）

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

第40条（加入者の維持責任）

加入者は、自営端末設備または自営電気通信設備を、技術基準に適合するよう維持していただきます。

第41条（設備の修理または復旧）

当社は、当社の設置した電気通信設備に障害が発生、または滅失した場合に、全部を修理し、または復旧することができないときは、事業法施行規則に規定された公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、当社が別に定める順序でその電気通信設備を修理または復旧します。

第42条（加入者の切分け責任）

- 加入者は、自営端末設備または自営電気通信設備が当社の電気通信回線設備に接続されている場合において、当社が設置した電気通信設備が正常に稼動しなくなったときは、当該自営端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認の上、当社に当社の電気通信回線設備その他電気通信設備の修理の請求をしていただきます。
- 前項の確認に際して、加入者から要請があった場合には、当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所または当社が指定する者が、当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を加入者にお知らせします。
 - 当社は、前項の試験により当社の電気通信回線設備その他当社の電気通信設備に故障がないと判定した結果を加入者にお知らせした後において、加入者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備または自営電気通信設備にあったときは、加入者にその派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額を負担していただきます。

第10章 損害賠償

第43条（責任の制限）

- 当社は、インターネット接続サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのインターネット接続サービスが全く利用できない状態（加入契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その加入者の損害を賠償します。
- 前項の場合において、当社は、インターネット接続サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限り）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するインターネット接続サービスの利用料等の料金額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。
 - 第1項の場合において、当社の故意または重大な過失によりインターネット接続サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

第44条（免責）

- 当社は、加入者が本サービスを利用して損害を被った場合、第44条の規定によるほかは、何らの責任も負いません。
- 当社は、インターネット接続サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧の工事に当たって、加入者が所有もしくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。
 - 当社は、本約款等の変更により自営端末設備または自営電気通信設備の改造または変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、技術的条件（事業法の規定に基づき当社が定めるインターネット接続サービスに係る端末設備等の接続の技術的条件をいいます。）の設定または変更により、現に加入者回線に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第11章 個人情報保護

第45条（IDおよびパスワードの管理責任）

- 加入者は、自己のIDおよび、これに対応するパスワードの使用および管理について全ての責任を負うものとします。
- 加入者は、自己の設定したパスワードを失念した場合は直ちに当社に申し出るものとし、当社の指示に従うものとします。
 - 加入者は、第1項に規定する責任を怠り、第三者が加入者のIDおよびこれに対応するパスワードを使用し、インターネット接続サービスを利用した場合、当該第三者のインターネット接続サービスの利用に対して全ての責任を負うものとし、当社の指示に従うものとします。

第46条（通信の秘密の保護）

- 当社は、インターネット接続サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を電気通信事業法第4条に基づき保護し、インターネット接続サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ使用または保存します。
- 当社は、刑事訴訟法第218条その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとし、当社の指示に従うものとします。

第47条（加入者個人情報の取り扱い）

- 当社は、本サービスを提供するために必要な加入者個人情報を適法かつ公正な手段により収集し適正に取り扱うものとします。
- 個人情報保護管理者
株式会社ちゅピCOM 経営企画本部 本部長
 - 当社は収集し知り得た加入者に関する名前もしくは名称、電話番号、住所もしくは設置場所、請求書の送付先、クレジットカード情報等、およびその他当社が別に定める加入者に関する個人情報を、次に掲げる目的で取り扱います。
 - サービスの提供を開始・継続・または終了（電話対応、施工、顧客管理、課金計算、料金請求、障害調査・復旧等の業務に必要な場合を含みます。）するために利用する場合
 - 当社が提供するサービス（放送サービス、インターネット接続サービスおよびそれぞれの追加サービス等を含みます。）の加入促進を目的とした営業活動で利用する場合
 - 新サービスの取り組み、顧客満足、解約理由の調査、分析を行う場合
 - 加入者から個人情報の取り扱いに関して、新たに同意を求めるため利用する

場合

- 当社は、法令で定める場合等を除き、当該加入者の同意なく個人情報を第三者に提供することはありません。ただし、前項第2号の遂行に必要な個人情報を、契約に応じサービス会社に書面郵送により提供します。
- 当社は、前2項に記載した利用目的の達成のために必要な範囲で、機器設置工事等の業務委託を行う場合があります。
- ご記入は任意ですが、必須項目にご記入いただけない場合は、該当サービスに加入することができなくなる場合がございます。
- 当社は、個人情報の漏えいなどがないように内部規定を設け、適切な安全対策を講じ、保管・管理に努めます。
- 当社が取得したお客さまのクレジット情報は契約期間中保存いたします。
- お客さまがご自身の個人情報について、利用目的の通知、開示・訂正・追加・削除、利用停止・消去、第三者への提供の停止を希望される場合は、速やかに対応いたしますので、下記宛てにご連絡ください。
（お問い合わせ窓口）
〒730-0854 広島市中区土橋町7番1号
株式会社ちゅピCOM 経営企画本部 本部長
電話 082-296-5551 FAX 082-296-5565 E-mail privacy@chupicom.co.jp

第48条（苦情処理）

当社は、加入者個人情報の取り扱いに関する苦情は、適切かつ迅速な処理に努めます。

第12章 雑則

第49条（承諾の限界）

当社は、加入者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なときもしくは保守することが著しく困難であるときまたは料金その他債務の支払いを現に怠りもしくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、本約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによりします。

第50条（利用に係る加入者の義務）

- 当社は、インターネット接続サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、加入者が所有もしくは占有する土地、建物その他の工作物等を無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該加入者はあらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は加入者が負うものとします。
- 加入者は、当社または当社の指定する者が、設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、土地、建物その他の工作物等への立ち入りを求めた場合は、これに協力するものとします。
 - 加入者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、もしくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連絡しないこととします。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるときまたは、自営端末設備の接続もしくは自営電気通信設備の接続もしくは保守のために必要があるときは、この限りではありません。
 - 加入者は、故意に加入者回線を保留にしたまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこととします。
 - 加入者は、当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加部品等を取り付けないこととします。
 - 加入者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管することとします。
 - 加入者は、前4項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、または毀損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
 - 加入者は、当社から発行されたログイン名およびパスワード管理の責任を負います。ログイン名およびパスワードを忘れた場合や盗まれた場合は、速やかに当社に届け出るものとします。
 - 加入者は、インターネット接続サービスを利用するにあたり、第29条の規定に従うものとします。

第51条（国内法への準拠）

本約款は日本国の国内法に準拠するものとし、加入契約により生じる一切の紛争等については広島地方裁判所を管轄裁判所とします。

第52条（相互接続事業者のインターネット接続サービス）

- 加入者は、当社の相互接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、その加入者は、当社が相互接続利用契約により生じることとなる債権を譲り受けたものとして、本約款に基づき料金を請求することを承認していただきます。
- インターネット接続サービスの利用契約の解除があった場合は、その解除があったときに、当社の相互接続事業者のインターネット接続サービス利用契約についても解除があったものとします。

第53条（技術的事項および技術資料の閲覧）

- インターネット接続サービスにおける基本的な技術的事項は、別表1のとおりとします。
- 当社は、当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所において、インターネット接続サービスを利用する上で参考となる別表2の事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

第54条（付帯サービス）

- 当社が独自に業務提携を行い、付帯サービスを開始した場合は、次のとおりとします。
- 当社が指定する端末機器に限り利用することができます。
 - サービス内容に関しては、提携先が定める利用規約に準じて取り扱います。ただし、支払い方法については当社の定める方法で行うものとします。

第55条（営業区域）

営業区域は、当社が別に定めるところによります。

第56条（閲覧）

本約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第57条（定めなき事項）

本約款に定めなき事項が生じた場合は、当社、加入者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

別表1 技術的事項

物理的条件	伝送方式
10Base-T／100Base-T／1000Base-T／10GBase-T	CSMA／CD

別表2 技術資料の項目

1. 電気通信回線設備と端末設備の分界点
2. コネクタの形状とピン番号
3. 相互接続回線の電気的特性
4. 相互接続回線の論理的接続条件
5. 基本的な通信形態とインタフェース

附 則

本約款は、2026年2月1日より施行します。

第1条（総則）

- 株式会社ちゅびCOM（以下「当社」といいます）は、当社インターネット接続サービスの加入者（以下「加入者」といいます）のうち対象に提供する「無線LAN内蔵モデム」サービス（以下「本サービス」といいます）、当社所定の申し込み手続きを完了した利用する者（以下「利用者」といいます）に対し、以下の通りこの利用規約（以下「本規約」といいます）により、本サービスを提供します。
- 利用契約者は本規約の他、当社インターネット接続サービス契約約款（以下「約款」といいます）が適用されることを確認するものとします。本規約に規定のない事項については、約款が適用されます。
 - 当社は、本サービスの契約者の了承を得ることなく、本規約を変更することがあります。この場合、本サービスの提供条件は変更後の本規約によります。

第2条（利用申込）

- 本サービスの利用を希望する者は、本規約および約款を承諾し、当社所定の手続きにより当社に申し込むものとします。
- 本サービスの利用にあたり、無線LANアダプター（無線LANカード、無線LAN内蔵パソコン等）が必要となります。
 - 当社は、利用を申し込んだ者が次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、その利用申し込みを承諾しないことがあります。
 - 利用を申し込んだ者が実在しない場合、または、その恐れがある場合。
 - 申込内容に虚偽、誤記、または記入漏れがあった場合。
 - 利用を申し込んだ者が、当社のインターネット接続サービスの加入者でない場合。
 - 当社の各種サービスにおいて利用料の支払いを怠っている場合、または、怠る恐れがあると当社が判断した場合。
 - 利用を申し込んだ者の支払口座につき、金融機関等により、利用停止処分等が行われている場合。
 - 当社が、利用を申し込んだ者を利用者とするのが技術上著しく困難である、または本サービスの提供に著しい支障があると判断する場合。
 - その他、当社が利用を申し込んだ者を利用者することを不適当と判断する場合。

第4条（料金）

本サービスの利用料金は、当社が別途定めるところによります。

第5条（サービスの提供）

- 本サービスは、無線LAN機能を内蔵した専用の端末接続装置（以下「無線LAN内蔵モデム」といいます）を利用者に貸与するサービスです。
- 無線LAN内蔵モデム設置作業は、当社にて行います。
 - 既に当社インターネット接続サービスをご利用いただいている加入者については、当社にて設置・貸与しております端末接続装置（ケーブルモデム）を交換させていただきます。
 - 交換作業にあたり、当社が別途定める交換費用が必要となります。
 - 本サービスにおける接続対象機器は、一般的に販売される2.4GHz（IEEE802.11b/g/n）および5GHz（IEEE802.11a/n/ac）準拠の家庭用機器で、日本語の取扱説明書があるものとし、業務用機器については対象外とします。

第6条（無線LAN内蔵モデムについて）

- 利用者は無線LAN内蔵モデムからLANケーブルによる有線接続、および無線LAN接続によって利用者端末をインターネットに接続するものとします。
- 利用者は必要に応じて、当社から指定された識別符号により無線LAN内蔵モデムの設定を行うことができます。ただし、利用者が変更した無線LAN内蔵モデムの設定に関して、当社は通信の保証を行いません。
 - 本サービスは、無線LAN内蔵モデム標準仕様の暗号化技術を用いた接続を推奨します。標準仕様の暗号化技術の脆弱性によって利用者が損害を被った場合でも、その損害について当社はいかなる責任も負わないものとします。
 - 無線LAN内蔵モデムは本体の初期化操作によって出荷時の状態に戻すことができます。その場合、利用者が変更した無線LAN内蔵モデムの設定を復元することはできません。
 - 当社は、利用者宅無線LAN内蔵モデムの障害の切り分けのため、無線LAN内蔵モデムの設定変更、および設定情報の初期化を利用者に依頼する場合、または、当社にて実施する場合があります。
 - その他、無線LAN内蔵モデムの扱いは、インターネット契約約款に準じます。

第7条（接続設定）

- 無線LAN内蔵モデム設置後の利用者端末等への接続設定等は、利用者にて行っていただくものとします。
- 無線LAN内蔵モデム設置時、または設置後に、利用者が利用者端末等への接続設定等を希望される場合、当社が別途定める設定手数料をいただきます。
 - 利用者が無線LAN接続を行う場合、当社が設定したWPS方式およびSSID、WPA暗号キーの入力による方式によって、無線LAN内蔵モデムに接続するものとします。
 - 本サービスは、全ての通信機器の無線LAN接続を保証するものではありません。

第8条（無線LAN内蔵モデムの故障等）

- 利用者の責によらない無線LAN内蔵モデムの故障は、無償にて交換いたします。
- 利用者の責による無線LAN内蔵モデムの故障・破損および紛失については、当社が別途定める代金（別表参照）をお支払いいただくものとします。
 - 無線LAN内蔵モデムを交換した場合は、SSID、暗号キーが変更します。この場合、利用者端末の設定は、利用者自らが行っていただくものとします。

第9条（サービスの解約）

利用者が本サービスを解約しようとするときは、当社へその旨を通知していただくものとします。

- 2 本サービスは、インターネット接続サービスの付加機能（オプションサービス）となりますので、インターネット接続サービス解約時には、本サービスもあわせて解約となります。
- 3 本サービスの解約にあたり、無線LAN内蔵モデムの交換が必要となる場合は、別途工事費用が必要となります。

第10条（責任の範囲）

本サービスを提供するにあたり、当社の故意または明らかに当社の重大な過失による損害を除き、利用者に発生した損害につき、当社は一切の責任も負わないものとします。

- 2 本サービスを提供するにあたり、当社の設置する無線LAN内蔵モデム以降の利用者端末の故障は、当社は一切の責任も負わないものとします。
- 3 本サービスを介しての第三者による利用者端末への不正な接続、データの改ざん・漏洩、機器の破損等について、当社は一切の責任も負わないものとします。

第11条（その他）

本サービスの特性上、利用者宅の環境により電波が届かない場合や、電波状況により通信速度が遅くなる場合があります。

第12条（裁判の管轄）

本契約に関する一切の紛争は、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第13条（協議事項）

本規約に定めなき事項が生じた場合および本規約の解釈に疑義が生じた場合、当社と会員の間で誠意を持って協議の上、解決にあたるものとします。

第14条（規約外事項）

本規約以外に当社と会員間に別途の取り決めがある場合はそれを優先します。

附 則

本利用規約は2023年10月1日より実施します。

第1条（総則）

株式会社ちゅピCOM（以下「当社」という。）は、当社が別に定める放送サービス契約約款とインターネット接続サービス契約約款（以下「原約款」という。）ならびにこの「ちゅピCOM スーパーTVサービス利用規約」（以下「本規約」という。）に基づき、ちゅピCOM スーパーTVサービスを提供します。

第2条（用語の定義）

この規約において使用する用語の意味は、原約款で使用する用語に従うほか、それぞれ次の意味で使います。

用 語	用語の意味
ちゅピCOM スーパーTV用STB	デジタル放送サービスを視聴するために必要なデジタル方式による受信機器と、端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備の両方の機能を有する機器を指します
ちゅピCOM スーパーTVサービス	ちゅピCOM スーパーTV用STBを利用して提供されるサービス

第3条（規約の適用）

本規約は、当社が提供するちゅピCOM スーパーTVサービスに関し適用されるものとします。

- 2 本規約の規定が原約款の規定と矛盾または抵触する場合は、原約款が本規約の規定に優先して適用されるものとします。
- 3 当社は、加入者の承諾なく、本規約を変更することがあります。その場合には、ちゅピCOM スーパーTVサービスの条件は変更後の規約によるものとします。

第4条（提供するサービス）

当社および提供事業者は、ちゅピCOM スーパーTVサービスの加入者に対しそのサービス区域内で、次のサービスの提供を行います。

- (1) 当社が提供するサービス
当社は、原約款ならびに本規約に基づき、ちゅピCOM スーパーTVサービスの提供と設置を行います。
- (2) 提供事業者が提供するコンテンツサービス
提携事業者によりサービスの一部または全部を変更もしくは終了することがあります。提供事業者は、次のコンテンツサービスの提供を行います。当社は、このサービスを利用した場合に生じた情報等の破損もしくは滅失等による損害または知り得た情報等に起因する損害については、当社の故意または重大な過失による場合を除き、その責任を負わないものとします。
 - ① セキュリティソフトウェア
別記に規定するコンテンツサービスが提供されるため、本コンテンツサービスの提供事業者が別に定める規約に同意していただきます。なお、ちゅピCOM スーパーTVサービスを利用していただく場合は、本コンテンツサービスが自動的に利用開始となることを承諾していただきます。
 - ② その他提携事業者提供のコンテンツ
提携事業者が定める規約に基づき各提携事業者によって提供されます。本サービスの利用に際しては、本規約の他に各提携事業者が定める規約・利用条件等を遵守していただきます。

第5条（au IDの提供）

ちゅピCOM スーパーTVサービスの利用には、KDDI株式会社が提供する「au ID」が必要となります。

- 2 加入者は、ちゅピCOM スーパーTVサービスを利用する場合は、KDDI株式会社が別に定める「au ID利用規約」に同意していただきます。また、ちゅピCOM スーパーTV用STB 1台につき1個の「au ID」をあらかじめ提供しますので、申し込み時に暗証番号を設定していただきます。
- 3 加入者は、ちゅピCOM スーパーTVサービスで利用されたコンテンツに対する課金および問い合わせ等の対応のために、前項で払い出された「au ID」が設定されているちゅピCOM スーパーTV用STBの機器情報を、当社がKDDI株式会社およびJCOM 株式会社へ提供することについて承諾していただきます。
- 4 第2項で提供された「au ID」は、加入者がちゅピCOM スーパーTVサービスを解約した場合においても自動的に解除はされません。解除する場合は、提供元のKDDI株式会社へ解除手続きを行うものとします。

第6条（提供条件）

ちゅピCOM スーパーTVサービスは、放送サービス（4Kプレミアム・スポーツライブ・エンタメ・エコノミーパックまたはちゅピCOM TV S・A・C・Eコース）とちゅピCOM NET※のご契約が必要となります。ちゅピCOM スーパーTVサービスの申し込みを行う際は、原約款および本規約に承諾し、別に定める申込書に必要事項を記入捺印の上当社に申し込むものとします。必要事項の記入は正確に事実を記入するものとし、理由の如何にかかわらず虚偽の記入をしてはならないものとします。

※下り最大通信速度100Mbps以上のコースを推奨します。

- 2 当社は、前項の規定に拘らず、次の各号の何れかに該当する場合には、前項に基づく申し込みを承諾しないことがあります。
 - (1) KDDI株式会社が定める「au ID利用規約」に同意いただけない場合。
 - (2) 第4条の提携事業者が定める規約等に同意いただけない場合。

第7条（ちゅピCOM スーパーTVサービスの利用料）

加入者は、別表に定める料金表に従ってちゅピCOM スーパーTVサービスの利用料を支払うものとします。

- 2 加入者は、加入者の責めによらない理由により、ちゅピCOM スーパーTVサービスの利用ができない状態が発生した場合においても、第4条に定めるコンテンツサービスは、提携事業者が定める規約により利用料の支払いを要します。
- 3 当社は、ちゅピCOM スーパーTVサービスの料金を変更することがあります。
- 4 支払方法その他については、原約款に準じるものとします。

第8条（責任の制限）

- 当社は、ちゅピCOM スーパーTVサービスの内容を変更または終了することがあります。変更または、終了によっておこる損害の賠償には応じません。
2. 当社は、ちゅピCOM スーパーTVサービスの中断、天災、事変その他当社の責に帰さない事由によるサービスの提供の停止に対しての損害賠償には応じないものとします。
3. 当社は、ちゅピCOM スーパーTVサービスの利用により発生した加入者と第三者間に生じた損害（第4条の提携事業者によるコンテンツサービスにより生じた損害を含む。）、およびちゅピCOM スーパーTVサービスを利用できなかったことにより発生した加入者と第三者との間に生じた損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとします。
4. 当社は、ちゅピCOM スーパーTVサービスを提供すべき場合において、当社の故意または重大な過失によりちゅピCOM スーパーTVサービスの提供が行えなかった場合、原約款に従い、その加入者の損害を賠償します。

第9条（機器等の貸与）

- 当社は、加入者にサービス毎に別に定める料金表による機器等を貸与します。
2. 加入者は、使用上の注意事項を厳守して維持管理するものとします。
3. 加入者は故意または過失により機器等を故障、破損させた場合は、修理に係る実費相当分を、また、紛失および修理不能による場合は、別表3で規定する未返却時の機器損害金を適用し、それぞれ当社に支払うものとします。
4. 加入者は、当社が必要に応じて行う場合がある機器等の交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとします。また、当社から貸与しているちゅピCOM スーパーTV用STB（au ID提供）の使用状況は、設備の保守、維持・向上を目的とし、個人が識別、特定できないように加工した統計資料とした上で、「au ID」を提供しているKDDI株式会社およびJCOM 株式会社へ提供させていただきます。
5. 当社がこの約款に基づいて貸与する機器等、および設置する設備に必要な電気は加入者から提供していただきます。

第10条（免責）

- ちゅピCOM スーパーTVサービスに関し、当社が加入者に対し負担する責任は、前条の規定によるほか、次に該当する場合には、損害賠償責任は発生しないものとします。
- (1) ちゅピCOM スーパーTV用STBに接続する加入者所有等のデジタル録画機器、外付けハードディスク等の利用について、録画再生機能の不具合および録画物等（蓄積、挿入されたデータすべてをいいます。以下同じとします）の消失、破損等が生じた場合。また、ちゅピCOM スーパーTV用STB等機器の交換や撤去を行った際に、録画物等が消失した場合。
- (2) ちゅピCOM スーパーTV用STB（蓄積、記録用媒体等）に保存された各種ソフトウェアの消失、破損等が生じた場合。
- (3) ちゅピCOM スーパーTV用STBと連携する加入者所有等のタブレット型パーソナルコンピュータ、スマートフォン等が正常動作しなかったことにより不具合が発生した場合。
- (4) 第4条①に規定するセキュリティソフトウェアの不具合が発生した場合。また、そのセキュリティソフトウェアの動作不良等により損害が発生した場合。
2. 加入者は、ちゅピCOM スーパーTVサービス提供期間中、ちゅピCOM スーパーTV用STBを契約者自らの注意をもって管理し、移動、取り外し、変更、分解または損壊しないものとします。これに反した場合は加入者自身の負担により復旧するものとします。
3. 加入者は、当社が必要に応じて行う場合があるちゅピCOM スーパーTV用STBの交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとします。また、当社から貸与しているちゅピCOM スーパーTVサービス（au ID提供）の使用状況は、設備の保守、維持・向上を目的とし、個人が識別、特定できないように加工した統計資料とした上で、「au ID」を提供しているKDDI株式会社へ提供させていただきます。

第11条（ちゅピCOM スーパーTVサービスの停止および解除）

- 当社は加入者が次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、加入者への事前通知または催告なしに、直ちに当該加入者に対しちゅピCOM スーパーTVサービス提供停止、またはちゅピCOM スーパーTVサービスの利用資格の解除をすることができるものとします。この場合において加入者に損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (1) 当社への届け出内容に虚偽があったことが判明した場合
- (2) ちゅピCOM スーパーTVサービス提供を妨害した場合
- (3) 本規約または原約款のいずれかに違反した場合
- (4) ちゅピCOM スーパーTVサービスの利用に関連して、当社、他の加入者または第三者に損害を与えた場合
- (5) その他、当社が加入者として不適切と判断した場合
- 加入者が、放送サービス（4Kプレミアム・スポーツライブ・エンタメ・エコノミープックまたはちゅピCOM TV S・A・C・Eコース）またはちゅピCOM NETのいずれかのサービスを解約またはそれ以外のサービスに変更したときは、ちゅピCOM スーパーTVサービスも同時に解約するものとします。
2. 前項による解約もしくは変更の場合、当社が提供したちゅピCOM スーパーTV用STBを撤去いたします。必要機器への交換費用は原約款に定める料金が適用されるものとします。

第12条（解約）

- 加入者はちゅピCOM スーパーTVサービスを解約しようとする場合、解約を希望する日の10日以前に当社にその旨申し出るものとします。
2. 加入者は解約の場合、第7条の規定による利用料を含む全ての料金（解約月の月額利用料も含む）を当該解約の日の属する月の翌月末までに精算するものとします。

第13条（個人情報の取り扱い）

- 当社の保有する加入者個人情報については、当社が別に定める「個人情報の取り扱いについて」および原約款に基づいて適正に取り扱うものとします。
2. 当社は加入者の個人情報をちゅピCOM スーパーTVサービスの提供のために利用するほか、次に掲げる目的のために利用するものとします。
- (1) ちゅピCOM スーパーTV用STBの設置工事や運用・保守等のため、お客さま情報の一部を委託先に開示する場合
- (2) ちゅピCOM スーパーTVサービスで利用されたアプリケーションに関するお問い合わせ等のために、本サービス利用にあたり払出しされたau ID設定したちゅピCOM スーパーTV用STBの機器情報を、KDDI株式会社およびJCOM 株式会社に開示する場合
- (3) 加入者の視聴状況やちゅピCOM スーパーTVサービスの使用状況並びに操作に関する記録について、集計・分析を行い、個人が識別、特定できないように加工した統計資料を作成し、あるいはアンケート調査およびその分析を行い、設備の保守および新規サービスの開発やサービスレベルの維持・向上を図る場合
- (4) ちゅピCOM スーパーTVサービスの障害および停止が発生した場合における提携事業者からの照会に対し、その事実を回答する場合
- (5) 加入者がダウンロードされたコンテンツやアプリケーションの情報の管理をするため、また、そのサポートを目的としたサービスレベルの維持・向上を図る場合

第14条（準拠法）

本規約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

第15条（合意管轄）

本規約に関する一切の訴訟については、広島地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（別表1）契約解約料

	最低利用期間	解約料
ちゅピCOM スーパーTV用STB	12カ月	1,100円（税込み）

（別表2）機器損害金（課税対象外）

ちゅピCOM スーパーTV用STB	22,000円
-------------------	---------

（別記）提携事業者によるコンテンツサービス

コンテンツサービス	提携事業者
ウィルスバスター	トレンドマイクロ株式会社

附則 本規約は、2024年1月1日より施行します。

ちゅピCOM電気まとめ割サービス規約

第1条（総則）

- 「ちゅピCOM電気まとめ割」サービス規約（以下、「本規約」といいます。）は、株式会社ちゅピCOM（以下、「当社」といいます。）と中国電力株式会社（以下、「中国電力」といいます。）が共同で提供する、当社サービス利用料金と電気料金をまとめて請求するサービス（以下、「本サービス」といいます。）の利用にあたり必要となる事項を定めるものです。
- 本サービスをお申し込み、または利用されるお客さま（以下、「利用者」といいます。）は、本規約に同意したものとみなします。

第2条（申し込みの条件および手続き）

お客さまは、原則として、次の条件をすべて満たす場合に本サービスにお申し込みいただけるものとします。

- 当社との間で別表1に定める当社サービス利用に関する契約（以下、「当社サービス利用契約」といいます。）のいずれかを締結していること
- 中国電力との間で別表2に定める電気需給契約（以下、「電灯契約」といいます。）のいずれかに加入していること
- 当社が指定する金融機関での口座自動振替またはクレジットカード支払いで、当社サービス利用契約の料金（以下、「当社サービス利用料金」といいます。）をお支払いいただいていること
- 当社サービス利用契約と電灯契約の需要場所（利用する住所）が同一であること
- 支払期日を経過した当社サービス利用料金および電気料金の未払いがないこと

第3条（申し込み手続き）

お客さまは、本規約に同意の上、当社が指定する方法により本サービスにお申し込みいただくものとします。なお、お申し込みいただいた情報は、本サービスの利用契約情報として登録されます。お申し込み手続きの詳細は当社ホームページにてご確認ください。

第4条（利用契約の成立および利用契約期間）

- 本サービスの利用契約は、お客さまから本サービス加入のお申し込みがあり、毎月24日までに当社との協議が調ったお客さまについて、翌月1日に成立いたします。
- 本サービスの利用契約の期間（以下、「本サービスの利用契約期間」といいます。）は、本サービスの利用契約が成立した日から消滅する日までといたします。

第5条（特典）

- 当社は、本サービス加入の特典（以下、「本サービス特典」といいます。）として、当社サービス利用料金と電気料金を合算した毎月のご請求料金から220円（税込み）を割引いたします。
- 本サービス特典は、本サービスの利用契約期間中の当社サービス利用料金と電気料金を合算した料金に適用いたします。

第6条（電気料金の取り扱い）

- 本サービスの利用契約期間中は、中国電力からの電気料金の請求に対して、当社が利用者に代わって、中国電力に立て替えてお支払いいたします。
- 当社は、立て替えて支払った電気料金の請求権を利用者に対して取得し、翌々月の当社サービス利用料金請求時に合わせて利用者に請求いたします。当社サービス利用契約が終了している場合、電気料金のみを請求する場合があります。その場合は、第5条に定める本サービス特典の提供はありません。

第7条（当社サービス利用料金の取り扱い）

当社は、利用者に当社サービス利用料金を請求する際、第6条の規定により中国電力に立て替えて支払った利用者の電気料金を合算して請求いたします。

第8条（利用契約情報の変更および利用契約の解約）

- 利用者が本サービスの利用契約情報の変更または本サービスの利用契約の解約をしようとする場合は、当社のお客さまセンターまでご連絡ください。
- 当社は、本サービスの利用者から本サービスの利用契約情報の変更または本サービスの利用契約の解約のお申し出があった場合は、お申し出内容を受け付け後、本サービスの利用契約情報を変更または本サービスの利用契約を解約いたします。

第9条（当社が行う利用契約の解約）

- 当社は、利用者が次のいずれかに該当した場合は本サービスの利用契約を解約することができるものとします。
 - 口座自動振替またはクレジットカード支払いで当社サービス利用料金と電気料金を合算した請求金額の料金決済が不能となったとき
 - 第2条に規定する条件を満たさなくなったとき
 - 当社に虚偽の申請をしたことが判明したとき
 - 本規約に違反するなど、利用者として継続しがたいと当社が判断したとき
 - 暴力団、暴力団員・暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋、その他これらに準ずる者に該当すると当社が判断したとき
- 当社が前項により本サービスの利用契約を解約したことにより、利用者に生じた不利益、損害について、当社は一切の責任を負いません。
- 当社は、本条第1項のいずれかに該当したことを理由に本サービスの利用契約を解約した利用者からの本サービスのお申し込みをお断りすることがあります。

第10条（サービスの変更、中止）

当社および中国電力は、本サービスを変更、または中止することがあります。この場合、当社および中国電力は、利用者に各社が適当と認める方法によりお知らせします。

第11条（規約の変更）

当社は、本規約を変更することがあります。この場合、当社が適当と認める方法によりお知らせします。

第12条（個人情報の取り扱い）

- 利用者は、当社が本サービスで取得した利用者の個人情報を本条第2項以降の定めるところに従って、収集し、利用することに同意するものとします。
- 当社は、本サービスに関し、利用者の個人情報を次の目的で利用いたします。
 - 本サービスの提供に必要な業務
 - 本サービスの充実ならびに円滑な提供・運営
 - 当社の「個人情報の取り扱いについて」に定める利用目的
- 当社は、前項に規定する利用目的の範囲内において、中国電力との間で利用者の個人情報を下表のとおり共同利用いたします。

共同して利用する個人情報の項目	・お客さまの名前・住所・電話番号等の基本情報 ・本サービスのお申し込みに関する情報
共同して利用する者の範囲	中国電力株式会社（電気事業） （個人情報の厳正な取り扱いを約す契約を締結）
利用する者の利用目的	本条第2項に記載のとおり
個人情報の管理について責任を有する者	株式会社ちゅピCOM

- 当社は、利用者の個人情報を機密情報として取り扱い、善良なる管理者の注意をもって管理します。また、当社は次のいずれかの場合を除き、利用者の個人情報を第三者に提供しません。
 - 利用者の同意を得た場合
 - 法令等により開示を求められた場合
 - 業務上必要な範囲内で、業務を委託した第三者へ提供する場合
 - 個人を識別できない統計情報などに加工して利用する場合
 - 当社の「個人情報の取り扱いについて」に従い、公表する共同利用先との間で共同利用を行う場合
- 当社は、本規約に定めのない利用者の個人情報の取り扱いについては、当社の「個人情報の取り扱いについて」に則ります。

第13条（権利・義務の譲渡禁止）

利用者が、本サービスにより生じる権利または義務の全部または一部を、同居の家族を除く第三者に譲渡し、もしくは継承させ、または担保に供することを禁止いたします。

第14条（免責事項）

- 当社は、本サービスへのお申し込みまたはご利用（第10条に定める本サービスの変更および中止を含みます）に伴い、利用者が被った一切の損害、不利益について免責されるものとします。
- 前項において、利用者が消費者契約法第2条第1項で定める消費者の場合、当社の契約不適合により直接の結果として現実には被った通常の損害を超える損害についてはその賠償の責を負わないものとします。ただし、当社に故意または重大過失があったときは、この限りではありません。

第15条（準拠法）

本規約は日本法に準拠し、同法に基づき解釈されるものとします。

第16条（合意管轄）

本規約および本サービスに関する訴訟は、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則（実施期日）

本規約は、2026年2月1日から実施いたします。
※記載の料金は税込みです。2026年1月現在の標準税率10%を適用しています。

（別表1）当社サービス利用契約

放送サービス ^{※1}	ちゅピCOM TV、ちゅピCOM光 TV
インターネット接続サービス ^{※2※3}	ちゅピCOM NET、ちゅピCOM光 NET、 ちゅピCOM光 NET 1G with auひかり、 ちゅピCOMひかり、ちゅピCOM Air-LAN
電話サービス ^{※4※5}	ちゅピCOM 電話、ちゅピCOM光 電話、 ちゅピCOMひかり電話

- ※1 「有料再送信コース」、「北広島基本プラン」「府中局・神石高原支局放送サービスプラン」含む
- ※2 「府中局・神石高原支局インターネット接続サービスプラン」含む
- ※3 「ちゅピCOM Smart Room」（集合マンションインターネット一括契約）は対象外
- ※4 「府中局・神石高原支局電話サービスプラン」含む
- ※5 「愛ネットフォン」、「ちゅピCOMモバイル」は対象外

（別表2）電灯契約

ぐっとずっと。プラン	スマートコース シンプルコース ナイトホリデーコース 電化Styleコース おひさまシフトコース
選択約款メニュー	時間帯別電灯（エコノミーナイト） ファミリータイム〔プランⅠ〕 ファミリータイム〔プランⅡ〕

株式会社ちゅピCOM（以下当社といいます）と当社が提供するちゅピCOMモバイルの提供を受ける者との間に締結される契約は以下の条項によるものとします。

第1章 総則

第1条（約款の適用）

株式会社ちゅピCOMは、この加入契約約款（以下「約款」といいます）、並びに当社が別に定める料金により、ちゅピCOM モバイルを提供します。

第2条（約款の変更）

この約款は、契約者の承認を得ることなく変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。
2 前項の場合、当社は、ホームページにて加入者へ通知するものとします。

第3条（用語の定義）

約款では、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。	
用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
通話	音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、または受ける通信
データ通信	電気通信回線を通じてパケット交換方式によりデータを送り、または受ける通信
データ通信網	電気通信回線を通じてパケット交換方式によりデータを送り、または受ける通信の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備
ちゅピCOMモバイル	特定携帯電話事業者が提供する電気通信サービスを使用して当社が提供する電気通信サービス
加入契約	当社からちゅピCOMモバイルの提供を受けるための契約
利用権	約款に基づき当社からちゅピCOMモバイルの提供を受ける権利
加入者	当社と加入契約を締結している者
移動無線装置	加入契約に基づいて陸上（河川・湖沼およびわが国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。）において使用されるアンテナ設備および無線送受信装置
無線基地局設備	移動無線装置との間で電波を送りまたは受けるための特定携帯電話事業者（KDDI株式会社または株式会社NTTドコモに限ります。）の電気通信設備であって、当社に提供されるもの
加入者回線	ちゅピCOMモバイルに係る契約に基づき、無線基地局設備と加入契約の申込み者または加入者が指定する移動無線装置との間に設置される電気通信回線
端末設備	加入者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置場所が他の部分の設置場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）または同一の建物内であるもの
端末機器	端末機器の技術基準適合認定および設計についての認証に関する規則（平成16年総務省令第15号）第3条に規定する種類の端末設備の機器
自営端末設備	加入者が設置する端末設備
相互接続点	特定携帯電話事業者（KDDI株式会社または株式会社NTTドコモに限ります。）とその特定携帯電話事業者以外の電気通信事業者との間の相互接続協定に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
相互接続通信	加入者回線と相互接続点との間の通信
特定携帯電話事業者	KDDI株式会社および沖縄セルラー株式会社または株式会社NTTドコモ
協定事業者	特定携帯電話事業者と相互接続協定を締結している電気通信事業者
SIMカード	加入契約に基づき加入者に貸与される、回線識別番号その他の情報を記録されたICカード
IPアドレス	インターネットプロトコルとして定められているアドレス
回線識別番号	電気通信番号規則に規定する電気通信番号または加入者回線を識別するための英字もしくは数字の組み合わせ
利用月	1の暦月の初日から末日の間 当社は毎月1日から末日を1カ月間として料金の計算を行います。また、特段の定めがある場合を除き、日割り計算を行いません。
ユニバーサルサービス利用料	事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務に係る交付金および負担金算定等規則（平成14年6月19日総務省令第64号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金
ブロードバンドユニバーサルサービス料	電気通信事業法第7条の2その他これに関連する規定に基づき、国が定めるブロードバンドユニバーサルサービス制度の維持および提供のために、当社が加入者から徴収し、当社が指定する機関に納付する料金をいう。
電話リレーサービス料	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和2年法律第53号）に定める電話リレーサービスの提供の確保のための負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（令和2年総務省令第110号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金
消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法（昭和25年法律第226号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 ちゅピCOMモバイルの種類

第4条（ちゅピCOMモバイルの種類）

ちゅピCOMモバイルには、料金表に規定する種類、種別、品目があります。

第3章 サービス提供区域

第5条（サービス提供区域）

ちゅピCOMモバイルのサービス提供区域は、別記1 で定める区域において行うことができるものとします。

第4章 加入契約

第6条（加入契約の単位）

当社は、加入者ごとに1の加入契約を締結します。この場合加入者は、1の加入契約につき1人に限ります。

第7条（加入契約申し込みの方法）

加入契約の申し込みをするときは、当社所定の方法により申し込みを行うものとします。
2 ちゅピCOMモバイルの申し込みを行う方は、携帯音声通信事業者による加入者等の本人確認等および携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成17年法律第31号）の規定に基づき、名前、住所、生年月日等の加入者を特定する情報の確認（同法第9条に定める契約者確認をいいます。以下「本人確認」といいます。）のために、当社が別に定める書類を提示する必要があります。ただし当社が特に認める場合は、この限りではありません。

第8条（加入契約申し込みの条件）

加入契約の申し込みは、以下の各号に該当することを条件とします。
(1) 放送法第127条第2項または事業法第10条1項に基づき届出をした業務区域に居住している方。
(2) 前号にかかわらず当社が特に認めた場合。

第9条（加入契約申し込みの承諾）

当社は、加入契約の申し込みがあったときは、受け付けた順序に従って審査の上これを承諾するものとします。
2 前項の規定にかかわらず、当社は、通信の取扱上余裕がないときは、その申し込みの承諾を延期することがあります。
3 前2項の規定にかかわらず、当社は、次の場合には、その申し込みの承諾の延期もしくは承諾しないことがあります。
(1) 第7条に基づき申し込まれた内容に虚偽または不実の内容があるとき。
(2) 第7条第2項において、本人確認ができないとき。
(3) 第8条に該当しないとき。
(4) 加入契約の申込者がちゅピCOMモバイルの料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
(5) 加入契約の申込者が、申し込みより以前に第29条各号の規定のいずれかに該当し、ちゅピCOMモバイルの利用を停止されたことがある、または加入契約の解約を受けたことがあるとき。
(6) 第64条の規定に違反するおそれがあるとき。
(7) 加入者が申し込みをした音声通話機能を有する回線数が、当社と同時に契約している加入契約を含め、合計が6以上となるとき。
(8) 加入契約の申込者が支払手段に指定した金融機関口座もしくはクレジットカードの名義人と異なるとき。
(9) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

第10条（契約の成立および契約内容確認書面の交付）

加入契約は、申込者があらかじめこの約款を承諾の上、当社所定の加入申込書を提出し、当社が承諾通知を発したときに成立するものとします。ただし、当社は、加入申込書の提出があった場合でも、次の場合には承諾しないことがあります。
(1) 加入契約の申込者が本約款上要請される各種料金の支払いを怠るおそれがあると認められる場合
(2) その他他加入契約の申込者が本約款に違反するおそれがあると認められる場合
(3) 加入契約の申込者が未成年であり、法定代理人の同意を得ていない場合
(4) その他当社においてサービス提供が困難であると判断した場合
2 当社は契約成立日以降、法令の定めに基づき、契約内容を記載した書面（以下、「契約内容確認書」といいます）を加入申込者に交付します。
3 契約内容確認書は次のいずれかもしくは両方の方法により交付します。
(1) 電磁的方法による交付
(2) 紙面による交付

第11条（初期契約解除）

加入申込者は、サービス提供開始日または契約内容確認書を受領した日のうち遅い方から起算して8日を経過するまでの間、法令の定めに基づき、書面によりその申し込みの撤回または当該契約の解除を行うことができます。
2 前項の規定による契約の解除は同項の書面を発したときにその効力を生じます。
3 第1項の規定により加入契約の解除を行った者は、損害賠償もしくは解約料その他金銭等を請求されることはありません。ただし、あらかじめ加入契約の解除をする等悪意の意思をもって加入契約の申し込みを行った場合等、加入契約の申し込みをしようとする者に対する保護を図ることとする同項の規定の趣旨に反していると明らかに認められるときは、この限りではありません。
4 前項の規定にかかわらず一旦加入契約が成立した後、サービス提供が開始している場合には、加入者は、初期契約解除までの期間における基本利用料、通話料等の従量料金ならびに登録および解約に要した費用を負担するものとします。
5 変更契約の初期契約解除につきましては、翌月1日に変更前の契約にお戻しいたします。変更後のコースが適用となる月は、変更後のコースの基本利用料の支払いを要します。

第12条（回線識別番号）

ちゅピCOMモバイルの回線識別番号は、当社が定めるものであって当社が貸与するSIMカードごとに設定する一意の番号をいいます。なお、その回線識別番号については、加入者が継続的に利用できることを保証するものではありません。

- 2 当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、回線識別番号を変更することがあります。
- 3 当社は、回線識別番号を変更する場合には、あらかじめそのことを加入者に通知します。

第13条（契約内容の変更）

- 加入者から以下の各号に定める契約変更の申し込みをするときは、当社所定の方法により申し込みを行うものとします。この場合の申し込み事項については、その加入者から別段の申し出がない限り、現に提供しているちゅピCOMモバイルに準じて取り扱います。
- (1) 当社が料金表に定める種目の変更により、加入契約を解約すると同時に新たに加入契約を締結する場合
 - (2) (1)を除く契約内容の変更の場合
- 2 前項第1号の申し出があったときは、当社は、現に提供している加入契約の解除について、第18条の規定の通知があったものとみなして取り扱います。
 - 3 前2項の届け出があったときは、当社は、第7条および第9条の規定に準じて取り扱います。この場合において、同条中「申し込み」とあるのは「変更の請求」と、「申し込みを行う方」は「加入者」と読み替えるものとします。
 - 4 第1項の変更の手続きは、申し込みを受け付けてから一定期間後に完了します。この場合において、変更の手続き請求を受け付けてから手続き完了までの間、手続きに伴いSIMカードが利用できない状態にある期間も含め、利用料等の支払いを要します。

第14条（加入者の名前などの変更の届け出）

- 加入者は、名前、住所もしくは居所または請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。
- 2 前項の届け出があったときは、当社は、その届け出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
 - 3 前2項の届け出があったときは、当社は、第7条および第9条の規定に準じて取り扱います。この場合において、同条中「申し込み」とあるのは「変更の請求」と、「申し込みを行う方」は「加入者」と読み替えるものとします。

第15条（利用の一時休止）

- 当社は、加入者からSIMカードの盗難・紛失その他事由によりちゅピCOMモバイルの回線ごとに利用の一時休止（その回線識別番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）の請求があったときは、当社所定の方法により行うものとします。
- 2 前項に基づき、利用の一時休止を受けた加入者が、当該利用の一時休止の解除を請求する場合は、当社所定の方法により行うものとします。
 - 3 利用の一時休止があっても、利用料等の支払いを要します。
 - 4 利用の一時休止および当該利用の一時休止の解除の手続きは、請求を受け付けてから一定期間後に完了します。当該利用の一時休止の請求後、手続き完了までに生じた利用料等は、加入者による利用であるか否かにかかわらず、加入者の負担とします。

第16条（加入者の地位の承継）

- 相続または法人の合併若しくは会社分割により加入者の地位の承継があったときは、相続人または継承後の法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類として当社が別に定めるものおよび当社が加入者の地位を承継した者（以下「承継人」といいます。）の本人確認を行うための書類として当社が別に定めるものを添えて、速やかに当社に届け出ていただきます。
- 2 前項の場合に、承継人が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
 - 3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その承継人のうちの1人を代表者として取り扱います。
 - 4 前3項の届出があったときは、当社は、第7条（加入契約申し込みの方法）および第9条の規定に準じて取り扱います。この場合において、同条中「申し込み」とあるのは「承継の請求」と、「申し込みを行う方」は「承継人」と読み替えるものとします。

第17条（利用権の譲渡の禁止）

- 1 利用権の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。
- 2 利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面に、当社がその記載内容を確認するための書類として当社が別途定める資料を添えて、当社が別途定める方法により当社に請求していただきます。
- 3 当社は、前項の規定により利用権の譲渡の承認の請求がなされた場合であっても、次に該当するときは、これを承認しないことがあります。
 - (1) 前項に基づく書面の提出がない場合、又は、前項に基づく提出された当社所定の書面若しくはその確認のための書類に事実と反する記載がある場合又は手続き上の不備がある場合
 - (2) 次項に定める譲受人になろうとする者につき、本人確認ができない場合
 - (3) 次項に定める譲受人になろうとする者が第9条（加入契約申し込みの承諾）第3項各号の規定のいずれかに該当する場合
 - (4) 次項に定める譲受人になろうとする者が当社と締結している他のちゅピCOMモバイルに係る契約の数の合計が、当社が別途定める数を超える場合
 - (5) 前各号のほか、利用権の譲渡が、公序良俗に違反し、第三者の権利を侵害し、又は当社のサービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断した場合
- 4 利用権の譲渡があった場合、利用権を譲り受けた者は、利用権を譲り渡した者の有していた一切の権利（預託金の返還を請求する権利を除きます。）及び義務を承継します。
- 5 利用権の譲渡の承認を行ったときは、その譲渡の承認は、利用権に対する差押等との関係においては、その利用権の譲渡の承認を請求する書類を受け取ったときに行ったものとみなします。

第18条（加入者が行う契約の解約）

- 加入者は、加入契約を解約しようとするときは、そのことをあらかじめ当社所定の方法により届け出ていただきます。

第19条（当社が行う契約の解約）

- 当社は第8条に該当しなくなった場合、加入契約を解約します。
- 2 当社は、第29条の規定によりちゅピCOMモバイルの利用を停止された加入者が、なおその事実を解消しない場合は、その加入契約を解約することがあります。
 - 3 前項の規定にかかわらず、当社は、加入者が第29条各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、利用停止をしないでその加入契約を解約することがあります。
 - 4 前3項の規定にかかわらず、当社は、加入者について、破産法または民事再生法の適用の申し立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその加入契約を解約します。
 - 5 当社は、前4項の規定により、その加入契約を解約しようとするときは、あらかじめ加入者にそのことを通知します。

第5章 付加機能

第20条（付加機能の提供）

- 当社は、加入者から付加機能の利用の請求があったときは、料金表に定める付加機能を提供します。
- 2 前項の請求があったときは、当社は、第9条の規定に準じて取り扱います。

第21条（付加機能の廃止）

- 当社は、その付加機能の提供を受けている加入者から、加入契約の解除または付加機能の廃止の申し出があったときは、加入者に提供している付加機能を廃止します。

第22条（利用の一時休止があった場合の取り扱い）

- 当社は、その付加機能の提供を受けている加入者から、利用の一時休止の申し出があったときは、付加機能の利用の一時休止（付加機能を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。）を行います。
- 2 利用の一時休止および当該利用の一時休止の解除の手続きは、請求を受け付けてから一定期間後に完了します。当該利用の一時休止の請求後、手続き完了までに生じた付加機能利用料は、加入者による利用であるか否かにかかわらず、加入者の負担とします。
 - 3 利用の一時休止があっても、料金表に定める付加機能利用料は発生します。

第23条（地位の承継があった場合の取り扱い）

- 当社は、付加機能を提供している加入者回線について、利用権の譲渡または地位の承継があった場合は、その付加機能を廃止します。

第6章 SIMカードの貸与等

第24条（SIMカードの貸与）

- 当社は、加入者に対しSIMカードを貸与します。この場合において、貸与するSIMカードの数は、料金表に定めるものとします。
- 2 当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与するSIMカードを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを加入者に通知します。

第25条（回線識別番号その他の情報の登録など）

- 当社は、次の場合に、当社の貸与するSIMカードに回線識別番号その他の情報の登録等を行います。
- (1) SIMカードを貸与するとき。
 - (2) その他、当社のSIMカードの貸与を受けている加入者から、そのSIMカードへの回線識別番号その他の情報の登録などを要する請求があったとき。
 - 2 当社は、前項の規定によるほか、第12条第2項または第60条の規定により回線識別番号を変更する場合は、回線識別番号その他の情報の登録等を行います。

第26条（SIMカードの情報消去および返還）

- SIMカードの貸与を受けている加入者は、以下の各号に該当する場合、そのSIMカードを当社が別に定める方法により、当社へ速やかに返還していただきます。
- (1) 第18条、第19条の規定により解約した場合
 - (2) 料金表に定める種類を変更した場合
 - (3) その他、SIMカードを利用しなくなったとき。
 - 2 加入者がSIMカードを当社に返還する際に加入者の私物（以下「契約者私物」といいます。）が同梱されていた場合であって、当社に契約者私物が届いてから1か月以内に加入者から契約者私物の返却を求める通知がないときには、当社は契約者私物を廃棄できるものとします。（ただし、契約者私物の返却を求める通知があった場合でも、返却の求めに応じられない場合があります。）
 - 3 前項の規定によるほか、第24条第2項の規定により、当社がSIMカードの変更を行った場合、加入者は、変更前のSIMカードを返還するものとします。

第27条（SIMカードの管理責任）

- SIMカードの貸与を受けている加入者は、そのSIMカードを善良な管理者の注意をもって管理していただきます。
- 2 SIMカードの貸与を受けている加入者は、SIMカードについて盗難にあった場合、紛失した場合または破損した場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。
 - 3 当社の承諾がある場合を除き、SIMカードについて、加入者以外への販売、譲渡その他の処分をすることはできません。
 - 4 当社は、第三者がSIMカードを利用した場合であっても、そのSIMカードの貸与を受けている加入者が利用したものとみなして取り扱います。
 - 5 当社は、SIMカードの盗難、紛失または破損に起因して生じた損害などについて、責任を負わないものとします。
 - 6 加入者は、当社の承諾がある場合を除き、SIMカードの分解、損壊、ソフトウェアのリバースエンジニアリングその他SIMカードとしての通常の用途以外の使用することはできません。

第7章 利用中止および利用停止

第28条（利用中止）

- 当社は、次の場合には、ちゅピCOMモバイルの利用を中止することがあります。
- (1) 当社または特定携帯電話事業者の電気通信設備の保守上または工事にやむを得ないとき。
 - (2) 特定携帯電話事業者の提供する電気通信サービスの契約約款の規定もしくは特定携帯電話事業者と当社との間で締結される契約の規定に基づく、ちゅピCOMモバイルの利用に制限が生じたとき。
 - (3) 第46条（通信利用の制限等）の規定により、通信利用を中止するとき。
 - 2 前項に定める場合のほか、当社は、その加入者回線について、その料金月におけるちゅピCOMモバイルの利用が著しく増加し、料金等の回収に支障が生じるおそれがあると認めた場合は、一時的にちゅピCOMモバイルの利用を中止することがあります。この場合において、料金等の回収に支障が生じるおそれがあると当社が判断した事由が解消されたときは、その利用の中止を解除します。
 - 3 当社は、本条の規定によりちゅピCOMモバイルの利用を中止するときは、あらかじめその理由を加入者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
 - 4 当社は、本条の規定によるちゅピCOMモバイルの利用の中止について、加入者の利用に何らかの不利益が生じた場合であっても、その一切の責任を負わないものとします。

第29条（利用停止）

- 当社は、加入者が次のいずれかに該当するときは、6カ月以内で当社が定める期間（利用料その他の債務を支払われないときは、その利用料等その他の債務が支払われるまでの間、第2号または第5号の規定に該当するときは、当社が加入者等の本人確認のための書類を、当社に提出していただくまでの間）、そのちゅピCOMモバイルの利用を停止することがあります。
- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後に支払われた場合であっても、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。）。
 - (2) 加入契約の申し込みに当たって事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
 - (3) 加入者が当社と契約を締結しているもしくは締結していた他のちゅピCOMモバイルに係る利用料その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (4) 加入者がそのちゅピCOMモバイルまたは当社と契約を締結している他のちゅピCOMモバイルの利用において第64条の規定に違反したと当社が認めたとき。
 - (5) 加入者回線に端末設備または自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。
 - (6) 第8章ならびに第9章の各条項の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだときまたはその検査の結果、技術基準等（別記3に定める技術基準および技術的条件をいいます。以下同じとします。）に適合していると認められない端末設備もしくは自営電気通信設備の加入者回線への接続を取りやめなかったとき。
 - (7) 加入者が支払手段に指定した金融機関口座もしくはクレジットカードを使用することができなくなったとき。
 - 2 本条の規定によるちゅピCOMモバイルの利用の停止があっても、利用料等の支払を要します。
 - 3 当社は、本条の規定によりちゅピCOMモバイルの利用を停止するときは、あらかじめその理由を加入者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
 - 4 当社は、本条の規定によるちゅピCOMモバイルの利用の停止について、加入者に何らかの不利益が生じた場合であっても、その一切の責任を負わないものとします。

第30条（サービスの終了）

- 当社は、次の場合には、ちゅピCOMモバイルを終了することがあります。
- (1) 安定したちゅピCOMモバイルの提供ができない、またはできなくなるおそれがあると当社が判断したとき。
 - (2) 当社が提供する他のサービスに伴い、ちゅピCOMモバイルの必要性が著しく低下したと当社が判断したとき。
 - (3) 経営上、技術上などの理由によりちゅピCOMモバイルの適正かつ正常な提供ができなくなりちゅピCOMモバイルの運営が事実上不可能になったとき。
 - (4) その他の理由でちゅピCOMモバイルが提供できなくなったとき。
 - 2 当社は、本条の規定によりちゅピCOMモバイルを終了するときは、あらかじめその理由、サービスを終了する時期などを加入者に通知します。
 - 3 当社は、本条の規定によるちゅピCOMモバイルの終了について、加入者の利用に何らかの不利益が生じた場合であっても、その一切の責任を負わないものとします。

第8章 自営端末設備の接続等

第31条（自営端末設備の接続）

- 加入者は、その加入者回線に直接、またはその加入者回線に接続されている電気通信回線設備を介して自営端末設備（移動無線装置にあっては、特定携帯電話事業者が無線局の免許を受けることができるものおよび加入者回線に接続することができるものに限ります。）を接続するときは、当社にその接続の請求をしていただきます。
- この場合において、事業法第54条第1項に定める技術基準適合認定を受けた端末機器、別記3に定める技術基準および技術的条件に適合することについて指定認定機関（事業法施行規則第33条第1項第5号の規定に基づき総務大臣が指定するものをいいます。）の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面により請求をしていただきます。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、その請求を承諾します。
 - (1) その自営端末設備が、電波法に定める無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に適合しないとき。

- (2) その接続が別記3に定める技術基準および技術的条件に適合しないとき。
- (3) その接続が事業法施行規則第32条に定める場合に該当するとき。
- 3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、次のいずれかに該当する場合を除き、その接続が前項第1号の技術基準および技術的条件に適合するかどうかの検査を行います。
- (1) 事業法第54条第1項に定める技術基準適合認定を受けた端末機器を接続するとき。
- (2) 事業法施行規則第33条第1項に定める場合に該当するとき。
- 4 前項の検査を行う場合、当社もしくは特定携帯電話事業者の係員は、所定の証明書を提示します。
- 5 加入者がその自営端末設備を変更したときについても、当社は、前各項の規定に準じて取り扱います。
- 6 加入者は、その加入者回線への自営端末設備の接続を取りやめたときは、そのことを当社に通知していただきます。

第32条（自営端末設備に異常がある場合等の検査）

- 当社は、加入者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、加入者に、その自営端末設備の接続が別記3に定める技術基準および技術的条件に適合するかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、加入者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第33条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- 2 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
 - 3 第1項の検査を行った結果、自営端末設備が端末設備等規則に適合していると認められないときは、加入者は、その自営端末設備の加入者回線への接続を取りやめていただきます。

第33条（自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取り扱い）

- 加入者は、その加入者回線に接続されている自営端末設備（移動無線装置に限ります。以下この条および次条において同じとします。）について、電波法（昭和25年法律第131号）第72条第1項の規定に基づき、当社が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その自営端末設備の使用を停止して、無線設備規則に適合するよう修理等を行っていただきます。
- 2 当社は、前項の修理等が完了したときは、その自営端末設備について電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、加入者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。
 - 3 前項の検査等の結果、自営端末設備が無線設備規則に適合していると認められないときは、加入者は、その自営端末設備の加入者回線への接続を取りやめていただきます。

第34条（自営端末設備の電波法に基づく検査）

- 前条に定める検査のほか、自営端末設備の電波法の規定に基づく検査を受ける場合の取り扱いについては、前条第2項および第3項の規定に準ずるものとし

第9章 自営電気通信設備の接続等

第35条（自営電気通信設備の接続）

- 加入者は、その加入者回線、またはその加入者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営電気通信設備（移動無線装置にあっては、特定携帯電話事業者が無線局の免許を受けることができるものおよび加入者回線に接続することができるものに限ります。）を接続するときは、当社所定の書面により当社にその接続の請求をしていただきます。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、その請求を承諾します。
 - (1) その自営電気通信設備が、無線設備規則に適合しないとき。
 - (2) その接続が別記3に定める技術基準および技術的条件に適合しないとき。
 - (3) その接続により当社もしくは特定携帯電話事業者の電気通信設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。
 - 3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第33条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が前項第1号の技術基準および技術的条件に適合するかどうかの検査を行います。
 - 4 前項の検査を行う場合、当社もしくは特定携帯電話事業者の係員は、所定の証明書を提示します。
 - 5 加入者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、前各項の規定に準じて取り扱います。
 - 6 加入者は、その加入者回線への自営電気通信設備の接続を取りやめたときは、そのことを当社に通知していただきます。

第36条（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）

- 加入者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、第32条の規定に準じて取り扱います。

第37条（自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取り扱い）

- 自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）について、臨時に電波発射の停止命令があった場合の取り扱いについては、第33条の規定に準ずるものとし

第38条（自営電気通信設備の電波法に基づく検査）

- 自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）の電波法の規定に基づく検査を受ける場合の取り扱いについては第34条の規定に準ずるものとし

第10章 通信

第39条（通信の種類）

- 通信には、特定携帯電話事業者が定める契約約款において定められた通信の種類があります。

ちゅピCOM TV	ちゅピCOM NET	ちゅピCOM サービス-TV	ちゅピCOM 電話	ちゅピCOM電気まとめ割	ちゅピCOMモバイル	工事	各種料金	セット割引料金	約款・利用規約
-----------	------------	----------------	-----------	--------------	------------	----	------	---------	---------

第40条（加入者回線との間の通信）

通信は、その加入者回線に接続された移動無線装置が別記1で定めるサービス提供区域内に在圏する場合に限り行うことができます。
ただし、そのサービス提供区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上など電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

第41条（通信速度）

当社がちゅびCOMモバイルで表示する通信速度は理論上の最高値であり、実際の通信速度は、接続状況、加入者が使用する通信機器、ネットワーク環境、その他の理由により変化するものであることを、加入者はあらかじめ承諾するものとします。

2 ちゅびCOMモバイルの通信速度は、加入者が利用される端末およびエリアによって、最大通信速度は異なります。

3 加入者が、料金表に定めた1カ月で利用可能な通信量（追加クーポンによる通信量を追加した場合も含む）を超過した場合の通信速度は、低速通信時の速度となります。

4 低速通信時に、当日を含む3日間の合計データ通信量が一定量を超えた場合、加入者回線の通信速度を制限する場合があります。

第42条（相互接続に伴う通信）

相互接続点との間の通信は、特定携帯電話事業者が定めた通信に限り行うことができます。

2 相互接続に伴って行うことができる協定事業者の電気通信設備に係る通信（以下「他社相互接続通信」といいます。）

3 通信は、協定事業者の契約約款および料金表その他の契約等の規定によるものとします。

4 相互接続協定に基づく相互接続の一時停止もしくは相互接続協定の解除または協定事業者における電気通信事業の休止の場合は、その協定事業者に係る他社相互接続通信を行うことはできません。

第43条（インターネット接続サービスの利用）

加入者は、インターネット接続サービス（パケット通信モードの利用によりインターネットへの接続を可能とする電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。

2 当社は、インターネット接続サービスの提供により生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。

第44条（国際通話の取り扱い）

国際通話は、本邦発信の自動通話（通話の相手先までの接続が、交換取扱者を介さずに発信者のダイヤル操作により自動的に行われる通話をいいます。）に限り行うことができます。

第45条（外国における取り扱い制限）

国際通話の取り扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

第46条（通信利用の制限等）

当社または特定携帯電話事業者は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に提供しているちゅびCOMモバイル以外のものによる通信の利用および特定の相互接続点への通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機関名	
気象機関	電力の供給の確保に直接関係がある機関
水防機関消防機関	水道の供給の確保に直接関係がある機関
災害救助機関	ガスの供給の確保に直接関係がある機関
秩序の維持に直接関係がある機関	選挙管理機関
防衛に直接関係がある機関	別記4の基準に該当する新聞社などの機関
海上の保安に直接関係がある機関	預貯金業務を行う金融機関
輸送の確保に直接関係がある機関	国または地方公共団体の機関
通信役務の提供に直接関係がある機関	

2 当社は、前項の規定によるほか、当社が、窃盗、詐欺等の犯罪行為もしくはその他法令に違反する行為により取得されたと判断または代金債務（立替払等に係る債務を含みます。）の履行が為されていないと判断して、当社の電気通信設備（特定携帯電話事業者の電気通信設備を含みます。）に所定の登録を行った端末設備が加入者回線に接続された場合、その加入者回線からの通信の利用を制限する措置をとることがあります。

3 当社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が提供する、児童ポルノアドレスリストにおいて指定された接続先との間の通信を制限する措置をとることがあります。

4 前3項の規定による場合のほか、当社は、加入者に事前に通知することなく次の通信利用の制限または切断を行うことがあります。

(1) 通信が著しくふくそうする場合に、通信時間または特定地域の加入者および特定の加入者の通信を制限すること。

(2) 通信中に電波状況が著しく悪化した等、通信の継続が技術上著しく困難な場合に、その通信を切断すること。

(3) 通信が連続して長時間に及ぶ等、その他の通信に影響を及ぼすと当社が判断した場合に、その通信を切断すること。

(4) 当社が別に定める通信プロトコルまたは通信ポートに係る通信を制限すること。

5 当社および協定事業者は、前項の規定による場合のほか、協定事業者が定める形式のデータについて、圧縮その他ちゅびCOMモバイルの円滑な提供に必要

な措置を行うことがあります。

6 当社は、本条の規定による通信利用の制限について、加入者に何らかの不利が生じた場合であっても、その一切の責任を負わないものとします。

第47条（通信時間等の測定等）

通信時間（通話時間を含む。以下同じとします。）、情報量および通信回数（通話回数を含む。以下同じとします。）の測定等については、当社が別途定めるところによります。

第11章 料金など

第1節 料金

第48条（料金）

ちゅびCOMモバイルの料金は、料金表に定める基本利用料、付加機能利用料、通話料、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料、ブロードバンドユニバーサルサービス料、および電話リレーサービス料とします。

第2節 料金などの支払い義務

第49条（基本利用料および付加機能利用料の支払い義務）

加入者は、その契約に基づいて当社が加入者回線の提供を開始した日から起算して第18条、19条による契約の解約等の手続きが完了した日が属する月の末日までの期間について、料金表に定める料金の支払いを要します。ただし、この約款または料金表に特段の定めのある場合は、この限りではありません。

2 前項の期間において、利用の一時休止などによりちゅびCOMモバイルを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 利用の一時休止をしたときは、加入者は、その期間中の基本利用料および付加機能利用料の支払いを要します。

(2) 利用停止があったときは、加入者は、その期間中の基本利用料および付加機能利用料の支払いを要します。

(3) 前2号の規定によるほか、加入者は、次の場合を除き、ちゅびCOMモバイルを利用できなかった期間中の基本利用料および付加機能利用料の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
加入者の責めによらない理由によりそのちゅびCOMモバイルを全く利用することができない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのちゅびCOMモバイルについての基本利用料

3 前項の規定にかかわらず、加入者は、料金表に定める海外ローミング機能については、その利用形態に応じて、料金表（別紙）に定める料金の支払いを要します。

4 当社は、支払いを要しないこととされた料金がすでに支払われているときは、第2項第3号の定めに従いその料金を返還します。

(注) 基本利用料および付加機能利用料の日割については、料金表に定めるところによります。

第50条（通話料の支払い義務）

加入者は、その加入者回線からの通話（その加入者回線の加入者以外の者が行った通信を含みます。）について、当社が別途定める方法により測定した通話時間または通話回数と料金表の規定に基づいて算定した料金の支払いを要します。

2 ちゅびCOMモバイルの解約、音声付きプランの解約、またはオプション等の解約にかかわらず、音声通話機能およびオプション機能等の利用が確認された場合、その利用に係る料金の支払いを要します。

第51条（最低利用期間）

ちゅびCOMモバイルには料金表に定める最低利用期間があります。

2 加入者は、前項の最低利用期間内に加入契約の解約があった場合は、当社が定める期日までに料金表に定める額を一括して支払うものとします。

3 当社が別に定める規定に基づき加入契約の申し込みがあり、当社がその契約申し込みを承諾した場合は、前項の規定は適用しません。

第52条（手続きに関する料金の支払い義務）

加入者は、加入契約の申し込みまたは手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表に定める手続きに関する料金の支払いを要します。ただし、その手続きの着手前にその契約の解除またはその請求の取り消しがあったときは、この限りではありません。この場合、すでにその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

第53条（ユニバーサルサービス料の支払い義務）

加入者は、その料金月の末日において加入契約を締結している場合、料金表に定めるユニバーサルサービス料（事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年6月19日総務省令第64号）により算出された額に基づいて当社が定める料金をいいます。）の支払いを要します。

2 当社は、ユニバーサルサービス料の日割りは行わず、加入者回線の提供の開始があったときは当該月分のその料金を請求するものとし、契約の解除があったときは当該月分のその料金は請求しません。

第53条の2（電話リレーサービス料の支払い義務）

モバイル卸契約者は、料金表2-7（電話リレーサービス料）に規定する電話リレーサービス料の支払いを要します。

第53条の3（ブロードバンドユニバーサル料の支払い義務）

- ブロードバンドユニバーサルサービス料は、モバイル加入サービスの利用の対価ではなく、法令に基づく制度により全国的ブロードバンドユニバーサルサービスの確保および維持のためにご負担いただくものとします。
2. 当該料金の金額、算定方法および適用条件は、料金表に定めるところによります。

第3節 料金の計算および支払い

第54条（料金の計算および支払い）

- 料金の計算方法ならびに料金の支払い方法は、料金表の定めるところによります。

第4節 割増金および延滞利息

第55条（割増金）

- 加入者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第56条（延滞利息）

- 加入者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.6％の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第12章 保守

第57条（当社の維持責任）

- 当社は、ちゅピCOMモバイルを提供するための電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

第58条（加入者の維持責任）

- 加入者は、端末設備または自営電気通信設備を、別記3に定める技術基準および技術的条件などに適合するよう維持していただきます。
- 2 前項の規定のほか、加入者は、端末設備（移動無線装置に限りします。）または自営電気通信設備（移動無線装置に限りします。）を、無線設備規則に適合するよう維持していただきます。

第59条（加入者の切分責任）

- 加入者は、端末設備または自営電気通信設備が加入者回線に接続されている場合であって、加入者回線その他当社または特定携帯電話事業者の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。
- 2 前項の確認に際して、加入者から要請があったときは、当社は別に定める方法により試験を行い、その結果を加入者に通知します。
- 3 当社は、前項の試験により当社または特定携帯電話事業者が提供した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、加入者の請求により当社または特定携帯電話事業者の係員を派遣した結果、故障の原因が端末設備または自営電気通信設備にあったときは、加入者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、上記の費用の額に消費税相当額を加算した額とします。
- 4 ちゅピCOMモバイルの利用場所が放送法第127条第2項または事業法第10条1項に基づき届出をした業務区域外の場合は、当社または特定携帯電話事業者の係員の派遣はいたしません。

第60条（修理または復旧）

- 当社は、当社の電気通信設備が故障し、または滅失した場合は、速やかに修理し、または復旧するものとします。ただし、24時間未満の修理または復旧を保証するものではありません。
- 2 前項の場合において、当社は、当社の提供した電気通信設備が故障し、または滅失した場合に、その全部を修理し、または復旧することができないときは、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、または復旧します。この場合において、第1順位および第2順位の電気通信設備は、同条第1号の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りします。

順位	修理または復旧する電気通信設備
1	気象機関に提供されるもの
	水防機関に提供されるもの
	消防機関に提供されるもの
	災害救助機関に提供されるもの
	秩序の維持に直接関係がある機関に提供されるもの
2	防衛に直接関係がある機関に提供されるもの
	海上の保安に直接関係がある機関に提供されるもの
	輸送の確保に直接関係がある機関に提供されるもの
	通信役務の提供に直接関係がある機関に提供されるもの
	電力の供給の確保に直接関係がある機関に提供されるもの
3	水道の供給の確保に直接関係がある機関に提供されるもの
	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に提供されるもの
	選挙管理機関に提供されるもの
4	別記4の基準に該当する新聞社などの機関に提供されるもの
	預貯金業務を行う金融機関に提供されるもの
5	国または地方公共団体の機関に提供されるもの（第1順位となるものを除きます。）
	第1順位および第2順位に該当しないもの

- 3 特定携帯電話事業者の電気通信設備が故障し、または滅失した場合の修理または復旧の取り扱いについては、特定携帯電話事業者の提供する電気通信サービスの契約約款で定められたものに準ずるものとします。
- 4 当社は、当社または特定携帯電話事業者の電気通信設備を修理または復旧するときは、暫定的にその回線識別番号を変更することがあります。

第13章 損害賠償

第61条（責任の制限）

- 当社は、ちゅピCOMモバイルを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのちゅピCOMモバイルが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その加入者の損害を賠償します。
- 2 前項の場合において、当社は、ちゅピCOMモバイルが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するちゅピCOMモバイルに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限りて賠償します。
- 3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表の規定に準じて取り扱います。
- 4 前3項の規定にかかわらず、当社は、ちゅピCOMモバイルの提供をしなかったことの原因が本邦のケーブル陸揚局より外国側または固定衛星地球局より衛星側の電気通信回線設備の障害であるときは、その加入者の利用に何らかの不利益が生じた場合であっても、当社はその一切の責任を負わないものとします。
- 5 当社は、ちゅピCOMモバイルを提供すべき場合において、当社の故意または重大な過失によりその提供をしなかったときは、前4項の規定は適用しません。

第62条（免責）

- 当社は、加入者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、前条の規定によるほかは、何らの責任も負いません。
- 2 当社は、電気通信設備の設置、修理、復旧などに当たって、その電気通信設備に記憶されている内容などが変化または消失したことにより損害を与えた場合に、それが当社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

第14章 雑則

第63条（承諾の限界）

- 当社は、加入者から手続きその他の請求があった場合に、料金その他の債務の支払いを現に怠りもしくは怠るおそれがあるときまたはその請求を承諾することが技術的に困難なときもしくは保守することが著しく困難であるときその他当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。
- ただし、この約款において特段の規定がある場合には、その規定によります。

第64条（加入者の義務またはちゅピCOMモバイル利用の要件）

- 加入者がちゅピCOMモバイルにおいて使用するIP アドレスは、当社が指定します。
- 2 ちゅピCOMモバイルを利用するには、発信者番号通知を行っていただく必要があります。ただし、通話に先立ち「184」をダイヤルした場合を除きます。
- 3 加入者は、音声付きプランの利用に限り、当社の定める条件のもとに、携帯電話番号のポータビリティ制度（電話番号を変更することなく、音声通話機能の提供を受ける携帯電話事業者を変更することができる制度をいい、以下「MNP」とします。）による転入または転出を行うことができます。
- 4 MNP転入には、以下の条件が適用されます。
- (1) 転入元事業者での契約者の名義と、加入者の名義が同一である必要があります。
- (2) 転入元事業者から取得したMNP予約番号の有効期間は発行から15日間となります。期限切れの場合は転入元の携帯電話会社に再度発行いただきます。なお、申し込み時には当社が別途指定する日数以上の残日数がある必要があります。
- (3) MNP手続きの都合上、一定期間、電話番号を利用することができない期間（MNP転入手続き完了後から、当該手続きに係る音声通話機能付きSIMカードが加入者の指定先に到着するまでの期間）が発生する場合があります。
- (4) MNP手続きは音声付きプランの申し込みと同時に必要があります。
- (5) 当社が MNP手続きを行うにあたり、その申し出の可否を判断するために、その転入元事業者または転出先事業者との間で、MNP手続きを行う加入者の氏名、住所、生年月日、当社もしくは転入元事業者がMNP手続きに必要な番号の規定により発行する番号その他のその手続きに必要な情報を相互に開示し、または照会することを承諾していただきます。
- 5 加入者は、当社が貸与するSIMカード以外の通信手段を用いたちゅピCOMモバイルの利用、およびちゅピCOMモバイルにおいて当社が指定するダイヤルアップ接続の接続先以外への接続による通信を行ってはならないものとします。
- 6 加入者は、当社が貸与するSIMカードに登録されている回線識別番号その他の情報を読み出し、変更し、または消去を行ってはならないものとします。
- 7 加入者は、音声通話機能付きSIMカードによって利用可能な音声通話機能が、必ずしも特定携帯電話事業者が提供する類似サービスと同一の仕様ではないことについて、あらかじめ同意するものとします。当社から提供される音声通話機能の仕様は、当社が別途開示するものとします。
- 8 ちゅピCOMモバイルにおいては、第28条および第29条に定めるほか、ちゅピCOMモバイルの品質および利用の公平性の確保を目的として、契約者の一定期間内の通信量が当社の別途定める基準を超過した場合において、契約者に事前に通知することなく通信の利用を制限する場合があります、加入者はあらかじめこれに同意するものとします。
- 9 加入者は、当社が第8章ならび第9章の条項に定める端末設備に関する接続試験その他端末設備に関する確認を求めた場合は、その求めに応じるものとします。
- 10 加入者は、他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、または他人の利益を害する態様でちゅピCOMモバイルを利用しては

ならないものとします。なお、別記5に定める禁止行為に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。

第65条（端末設備等の持ち込み）

- 加入者は、次のいずれかに該当する場合には、その自営端末設備（移動無線装置に限りません。）または自営電気通信設備（移動無線装置に限りません。）を当社が指定した期日までに当社に持ち込んでいただきます。
- (1) 第8章の各条項の規定に基づく自営端末設備の検査または第9章の各条項の規定に基づく自営電気通信設備の検査を受けるとき。
 - (2) 電波法に基づく自営端末設備の検査を受けるとき。
 - (3) その他当社が必要と認めるとき。

第66条（加入者個人情報の取り扱い）

- 当社は、本サービスを提供するために必要な加入者個人情報を適法かつ公正な手段により収集し適正に取り扱うものとします。
- 2 個人情報保護管理者
株式会社ちゅピCOM 経営企画本部 部長
 - 3 当社は収集し知り得た加入者に関する名前もしくは名称、電話番号、住所もしくは設置場所、請求書の送付先、クレジットカード情報等、およびその他当社が別に定める加入者に関する個人情報を、次に掲げる目的で取り扱います。
 - (1) サービスの提供を開始・継続・または終了（電話対応、施工、顧客管理、課金計算、料金請求、障害調査・復旧等の業務に必要な場合を含みます。）するために利用する場合
 - (2) 当社が提供するサービス（放送サービス、インターネット接続サービスおよびそれぞれの追加サービス等を含みます。）の加入促進を目的とした営業活動で利用する場合
 - (3) 新サービスの取り組み、顧客満足、解約理由の調査、分析を行う場合
 - (4) 加入者から個人情報の取り扱いに関して、新たに同意を求めるため利用する場合
 - 4 当社は、法令で定める場合等を除き、当該加入者の同意なく個人情報を第三者に提供することはありません。ただし、前項第2項の遂行に必要な個人情報を、契約に応じサービス会社に書面郵送により提供します。
 - 5 当社は、前2項に記載した利用目的の達成のために必要な範囲で、機器設置工事等の業務委託を行う場合があります。
 - 6 ご記入は任意ですが、必須項目にご記入いただけない場合は、該当サービスに加入することができなくなる場合がございます。
 - 7 当社は、個人情報の漏えいなどがないように内部規定を設け、適切な安全対策を講じ、保管・管理に努めます。
 - 8 当社が取得したお客さまのクレジット情報は契約期間中保存いたします。
 - 9 お客さまがご自身の個人情報について、利用目的の通知、開示・訂正・追加・削除、利用停止・消去、第三者への提供の停止を希望される場合は、速やかに対応いたしますので、下記宛てにご連絡ください。
(お問い合わせ窓口)
〒730-0854 広島市中区土橋町7番1号
株式会社ちゅピCOM 経営企画本部 部長
電話 082-296-5551 FAX 082-296-5565
E-mail privacy@chupicom.co.jp

第67条（苦情処理）

当社は、加入者個人情報の取り扱いに関する苦情は、適切かつ迅速な処理に努めます。

第68条（サイバー攻撃への対処）

- 当社は、当社または契約者の電気通信設備に対するサイバー攻撃への対処を行うため、次に掲げる事項の全部または一部を実施することができるものとします。ただし、かかる措置の実施が法令上許容される場合に限りします。
- (1) 国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号）に基づき国立研究開発情報通信研究機構が行う特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備に関して、同機構が行う、送信型対電気通信設備サイバー攻撃（情報通信ネットワークまたは電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体を通じて電子計算機に対する攻撃のうち、送信先の電気通信設備の機能に障害を与える電気通信の送信により行われるサイバー攻撃をいいます。以下本条において同じとします。）のおそれへの対処を求める通知に基づき、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信設備の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要限度で、当該特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備のIPアドレスおよびタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する契約者を確認し、注意喚起を行うこと。
 - (2) 契約者が、C&Cサーバ等のサイバー攻撃に用いられるサーバと通信することを遮断するために、DNSサーバへの名前解決要求の際のクエリログその他関連する通信記録を自動的に検知すること。なお、契約者は、ちゅピCOMモバイルを利用している間いつでも、契約者の選択により、かかる検知および遮断が行われない設定に変更できるものとします。

第69条（法令に定める事項）

ちゅピCOMモバイルの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第70条（国内法への準拠）

この約款は日本国の国内法に準拠するものとし、加入契約により生じる一切の紛争等については広島地方裁判所を管轄裁判所とします。

第71条（定めなき事項）

この約款に定めなき事項が生じた場合は、当社、加入者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

料金表

通則

（料金の計算方法など）

- 1 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、月額で定める料金（以下「月額料金」といいます。）、通話料（SMS送受信料含む。以下同じとします。）は料金月（その通話を開始した日と終了した日が異なる料金月となる場合の通話料については、その通話を終了した日を含む料金月とします。）に従って計算します。
ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算し、その支払いを請求します。
- 2 月額料金の起算日はサービス開始日が属する月の翌月です。サービス開始日と契約の解除があった日が同月だった場合は1カ月分のご利用料金の支払いを要します。通話料の起算日はサービス開始日です。当社は、業務の遂行上やむを得ない場合は、起算日を変更することがあります。

（月額料金の日割り）

- 3 当社は、料金表（別紙）に定める他、次の場合が生じたときは、月額料金をその利用日数に応じて日割りします。ただし、当社が別に定める月額料金については、この限りではありません。
 - (1) 第49条（基本利用料および付加機能利用料の支払義務）第2項第3号の表の規定に該当するとき。
 - (2) 2の規定により、料金月の起算日の変更があったとき。
- 4 3の月額料金の日割りは、料金月の日数により行います。この場合において、第49条に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。
- 5 3の第2号の規定による月額料金の日割りは、変更後の料金月に含まれる日数により行います。

（端数処理）

- 6 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

（料金などの支払い）

- 7 加入者は、料金および工事に関する費用について、当社が定める期日までに、契約者名義のクレジットカードにてお支払いいただきます。ただし、当社が提供する放送サービスまたはインターネット接続サービスにご加入で口座振替またはクレジットカードでお支払いの場合は、それと同様の方法にてお支払いいただけます。

（料金の一括後払い）

- 8 当社は、前項の規定にかかわらず、加入者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

（消費税相当額の加算）

- 9 この約款および料金表に定める料金額に関する料金の支払いを要するものとされている額は、この約款に定める額（税抜価格（消費税相当額を加算しない料金額をいいます。以下同じとします。）に消費税相当額を加算した額とします。消費税相当額は、ちゅピCOMモバイルのご利用時点の税率に基づき計算します。ただし、次の各号に掲げる料金については、この限りではありません。
 - (1) 海外ローミング機能に係る付加機能利用料
 - (2) 国際電話に関する料金
 - (3) 国際SMS送信に関する料金（通話料に限りません。）」

（電子データによる請求額の通知）

- 10 当社は、契約者回線に係るちゅピCOMモバイルの請求額を、当社が設置した情報蓄積装置（請求額に係る電子データ等を蓄積するための電気通信設備をいいます。以下同じとします。）に登録した電子データにより契約者の閲覧に供します。ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。
- 11 当社は、10の情報蓄積装置に請求額に係る電子データを登録したことをもって、契約者に請求額を通知したものとみなします。

（料金などの減免）

- 12 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金に関する費用を減免することがあります。
- 13 当社は、前項の規定により料金などの減免を行ったときは、当社が指定する方法により、そのことを周知します。
- 14 前2項に定めるほか、当社は、手続きに関する基本料金および工事費の額について、その態様等を勘案して、その額を減免して適用することがあります。

料金表（別紙）

1. 適用

1-1 ちゅピCOMモバイルの品目

① ちゅピCOMモバイルの種類

品目	内容
Aプラン	KDDI株式会社の回線を利用した通信サービス
Dプラン	株式会社NTTドコモの回線を利用した通信サービス

※種類の変更について、「Aプラン」から「Dプラン」への変更（もしくはその反対）はできません。第13条1項1号の加入契約を解約すると同時に新たに加入契約を締結する扱いとなります。

② AプランのSIM機能区分

品目	内容
データSIM	・データ通信機能、SMS機能を提供します。 ・データSIMはデータ通信専用のプランとなります。音声付加機能は利用できません。 ・毎月の初日に1カ月で利用可能な通信量（以下、「月額通信量」といいます）が付与された基本データ容量が割り当てられます。 ・基本データ容量は翌月の基本データ容量と同量まで繰り越し可能です。 ・基本利用料とは別にSMS送受信料等が別途従量制で発生します。

音声+データSIM	・音声通話機能、データ通信機能、SMS機能を提供します。 ・音声+データSIM回線数は、加入者が同時に契約している他の加入契約を含め、5回線までとなります。 ・利用回線ごとに音声オプション料を加えた料金額となります。 ・毎月の初日に月額通信量が付与された基本データ容量が割り当てられます。 ・基本データ容量は翌月の基本データ容量と同量まで繰り越し可能です。 ・基本利用料とは別にSMS送付料、音声通話料が従量制で発生します。
-----------	---

※1契約につき利用可能な回線数は1回線となります。
 ※回線数と同数のSIMカードを利用することができます。
 ※1契約につき1カ月に利用可能な通信量が付与された基本データ容量を利用することができます。
 ※プランの変更について、「データSIM」から「音声+データSIM」(もしくはその反対)への変更はできません。「データSIM」から「音声+データSIM」(もしくはその反対)への変更を希望する場合は、第13条1項1号の加入契約を解約すると同時に新たに加入契約を締結する扱いとなります。

③ DプランのSIM機能区分

品目	内容
データSIM	・データ通信機能を提供します。 ・データSIMはデータ通信専用のプランとなります。音声オプションはご利用できません。 ・毎月の初日に月額通信量が付与された基本データ容量が割り当てられます。 ・ご利用開始月の基本データ容量は、該当月のご利用日数に応じて日割で割り当てられます。 ・基本データ容量は割り当てを行った月の翌末日まで有効となります。 ・SMS機能の利用を希望される方は、別途SMSオプションにお申し込みください。
音声+データSIM	・音声通話機能、データ通信機能、SMS機能を提供します。 ・音声+データSIM回線数は、加入者が同時に契約している他の加入契約を含め、5回線までとなります。 ・利用回線ごとに音声オプション料を加えた料金額となります。 ・毎月の初日に月額通信量が付与された基本データ容量が割り当てられます。 ・ご利用開始月の基本データ容量は、該当月のご利用日数に応じて日割で割り当てられます。 ・基本データ容量は割り当てを行った月の翌末日まで有効となります。 ・音声+データSIMは、基本利用料とは別にSMS送付料、音声通話料が従量制で発生します。

※1契約につき利用可能な回線数は1回線となります。
 ※回線数と同数のSIMカードを利用することができます。
 ※1契約につき1カ月に利用可能な通信量が付与された基本データ容量を利用することができます。
 ※プランの変更について、「データSIM」から「音声+データSIM」(もしくはその反対)への変更はできません。「データプラン」から「音声付きプラン」(もしくはその反対)への変更を希望する場合は、第13条1項1号の加入契約を解約すると同時に新たに加入契約を締結する扱いとなります。

④ SIMカードの形状区分

形状区分	Aプラン	Dプラン	内容
マルチSIM	○	○	形状をマルチSIM(契約者自身により加工することにより、SIMカードの大きさを、標準、microまたはnanoのいずれかにすることが出来るもの)とするSIMカードを当社が貸与するもの

2. 料金額

2-1 手続きに関する料金

- ① 初期費用
 ・ちゅピCOMモバイルの新規契約時に要する費用

項目	料金額
登録事務手数料	3,300円(税込み)

② その他の手続きに関する料金

- ・SIMカードに係る手続き時に要する費用

項目	料金額
SIMカード再発行手数料	盗難・紛失時のSIMカード再発行 2,200円(税込み)
SIMカード変更手数料	SIMカードの形状変更、機能変更時のSIMカード変更 2,200円(税込み)

③ 最低利用期間および解約料

- ・音声+データSIM解約料
 音声+データSIMにはサービス開始日が属する月を1と起算して12カ月の最低利用期間を設けております。
 最低利用期間内にサービスを解約した場合、下表の解約料をお支払いいただきます。

項目	料金額
Aプラン	880円(税込み)
Dプラン	

2-2 基本利用料

① データSIM

コース名		基本データ容量	料金額
Aプラン	Dプラン		
Aプラン データライト(V)	Dプラン データライト	0GB	495円(税込み)/月
Aプラン データ3GB(V)	Dプラン データ3GB	3GB	880円(税込み)/月
Aプラン データ7GB(V)	Dプラン データ7GB	7GB	1,760円(税込み)/月

② 音声+データSIM

コース名		基本データ容量	料金額
Aプラン	Dプラン		
Aプラン 音声+データライト(V)	Dプラン 音声+データライト	0GB	1,100円(税込み)/月
Aプラン 音声+データ3GB(V)	Dプラン 音声+データ3GB	3GB	1,320円(税込み)/月
Aプラン 音声+データ7GB(V)	Dプラン 音声+データ7GB	7GB	2,200円(税込み)/月

③ セット割引

- ・当社が提供する放送サービスまたはインターネット接続サービスと音声+データSIMをセットでご加入いただいた場合、利用料より割引を行います。
 ・サービスの契約者名・契約住所・支払い先(口座番号やクレジット番号が同一の場合に限る。)の全てが同じ場合で、当社が同一のお客さま番号を発行した場合に適用となります。
 ・同一名義で複数回線ご契約の場合は、1回線目のみ割引が適用されます。

2-3 ちゅピCOMモバイル(N)の特約

本特約に定めのない事項については、ちゅピCOMモバイルの規定に基づくものとします。

① 最低利用期間および解約料

- ・音声+データSIM解約料
 音声+データSIMにはサービス開始日が属する月を1と起算して12カ月の最低利用期間を設けております。
 最低利用期間内にサービスを解約した場合、下表の解約料をお支払いいただきます。

項目	料金額
Dプラン	1,089円(税込み)

② 基本利用料

コース名	基本データ容量	料金額
Dプラン		
ちゅピCOMモバイル(N) 1GB	1GB	1,089円(税込み)/月
ちゅピCOMモバイル(N) 5GB	5GB	1,639円(税込み)/月
ちゅピCOMモバイル(N) 10GB	10GB	2,189円(税込み)/月
ちゅピCOMモバイル(N) 20GB	20GB	2,739円(税込み)/月

③ セット割引「スーパーギガ」

- ・当社が提供する放送サービスまたはインターネット接続サービスとちゅピCOMモバイル(N)をセットでご加入いただいた場合、利用料より割引を行います。
 ・サービスの契約者名・契約住所・支払い先(口座番号やクレジット番号が同一の場合に限る。)の全てが同じ場合で、当社が同一のお客さま番号を発行した場合に適用となります。
 ・同一名義で複数回線ご契約の場合は、最大5回線まで割引が適用されます。

2-4 オプション機能

- ・ちゅピCOMモバイルのオプション機能は以下の通りとなります。
 ・SIMの種類によって利用可能なオプション機能が異なります。
 ・オプション機能には、プラン別に標準機能と付加機能(有料:別途申し込みが必要)があります。
 ・加入者は回線ごとに付加機能を追加することが可能です。

① オプション機能概要

【Aプラン】

機能名	内容
割引通話オプション	通話相手の電話番号の先頭に専用のプレフィックス番号「0037-692」を付加することで通話料を割引します。 <備考> 1. 楽天モバイル株式会社が定める楽天でんわサービス契約約款に基づき提供いたします。 2. 楽天でんわサービス契約約款第4条で定める楽天モバイル株式会社が付与する番号は、「0037-692」に読み替えるものとします。 3. 緊急、公共番号(1XX)、案内番号(#～)、事業者識別番号(00XY)、サービス番号(0120、0570)、国際未提供対地ダイヤルへの発信はサービス対象外です。
通話定額オプション	1回の通話当り10分間の通話を定額で利用できます。 契約者名および支払い方法が個人名義の場合のみ提供いたします。 <備考> 1. 通話相手の電話番号の先頭に専用のプレフィックス番号「0037-692」を付加することで通話定額が適用されます。 2. 国内通話のみが対象です。 3. 10分超過分の通話料は、割引通話オプションと同額となります。 4. 緊急、公共番号(1XX)、案内番号(#～)、事業者識別番号(00XY)、サービス番号(0120、0570)への発信はサービス対象外です。
追加クーポン	1カ月に利用できる通信量を追加することができます。 <備考> 1. 毎月の追加クーポン利用数の上限はありません。 2. 100MB単位で購入できます。 3. 追加クーポンの有効期限は最終購入日の62日後です。 4. 追加クーポン購入時に追加クーポンの残量があった場合残量の有効期限は直近の追加クーポンの有効期限に上書きされます。

SMS オプション	・SMS機能を提供します。 ・宛先に電話番号を利用し、携帯電話同士でテキストメッセージを送受信できます。 <備考> 1. お客さまの端末またはアプリによっては全角最大670文字（半角英数字のみの場合は1,530文字）までの文字メッセージを送受信できます。 2. 全角71文字（半角英数字のみの場合は161文字）以上の文字メッセージを送信した場合、端末またはアプリによってはメッセージが分割されて届く場合があります。 3. SMS送信料が従量制にて発生します。 4. 1日に送信できるメッセージは、200回以下となります。
電話 基本パック	留守番電話と三者通話と迷惑電話撃退と割込通話をセットにしたサービスです。
留守番 電話	・加入者回線に着信した通話のメッセージの蓄積または再生およびその加入者回線への着信に対してあらかじめ登録したメッセージを再生します。 <備考> 1. 蓄積メッセージ送信機能は、当社が別に定める移動無線装置を利用している加入者回線に限り提供します。 2. 本機能を利用している移動無線装置への通話については、その通話をその通話の発信元から留守番伝言機能を利用している移動無線装置への通話とみなして取り扱いします。この場合、電波が伝わりにくい等のため、その移動無線装置が在圏する地域を確認できなかったときは、その直前に確認できた地域に在圏するものとみなして取り扱いします。 3. 蓄積または登録したメッセージもしくは音声ファイルは、当社が別に定める時間経過後、消去します。 4. 当社は、本機能を利用した場合に生じたメッセージもしくは音声ファイルの破損もしくは滅失による損害または知り得た情報等に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。 5. 蓄積または登録できるメッセージもしくは音声ファイルの数、その他提供条件については当社が別に定めるところによります。
三者通話	通話中に端末設備の操作を行うことにより、その通話中の相手以外の回線等との間で新たな通話を開始して、同時に三者間で通話ができます。 <備考> 1. 割込通話を利用しているときは、利用できません。
迷惑電話 撃退	着信拒否を行いたい電話番号の設定を行うことができます。 <備考> 1. 各種操作の通話料はかかりません。ただし海外から操作を行った場合は国際通話料がかかります。
割込通話	通話中にはかの回線から着信があることを知らせ、現に通話中の通話を保留し、その着信に対応して通話を行った後、再び保留中の通話を行うことができます。 <備考> 1. 三者通話を利用しているときは、本機能を利用することはできません。
着信転送	加入者回線にかかってきた電話を設定した電話番号へ転送することができます。 <備考> 1. 各種操作の通話料はかかりません。ただし海外から操作を行った場合は国際通話料がかかります。 2. 転送先への通話料は、転送電話をご利用のお客さまにかかります。
国際 ローミング	海外渡航時に、海外→海外、海外→日本へ電話をすることができます。 <備考> 1. 国際ローミングの利用上限はありません。 2. 国際ローミングご利用の際、着信時には着信料が発生します。 3. 国際ローミング利用時はデータ通信ができません。 4. 国際ローミングは初期状態で有効で、無効にはできません。 5. サービスエリアは特定携帯電話事業者（KDDI株式会社に限り）が定める区域に準ずるものとします。 6. 国際ローミングは初期状態で有効で、無効にはできません。 7. サービスエリアは特定携帯電話事業者（KDDI株式会社に限り）が定める区域に準ずるものとします。
国際電話	日本国内から海外へ電話をすることができます。 <備考> 1. 国際電話は初期状態で有効で、無効にはできません。

【Dプラン】

機能名	内容
割引通話 オプション	国内通話発信時にプレフィックス番号「0077-502」が自動付与され、通話料を割引します。 ※通話相手の電話番号の先頭に専用のプレフィックス番号「0037-692」を付加することでも割引は適用されます。 <備考> 1. 割引通話オプション（プレフィックス番号「0037-692」）は楽天モバイル株式会社が定める楽天でんわサービス契約約款に基づき提供いたします。 2. 楽天でんわサービス契約約款第4条で定める楽天モバイル株式会社が付与する番号は、「0037-692」に読み替えるものとします。 3. 緊急、公共番号（1XX）、案内番号（#～）、事業者識別番号（00XY）、サービス番号（0120、0570）、国際未提供対地ダイヤルへの発信はサービス対象外です。

24時間 通話定額 オプション	24時間通話定額オプションは、ちゅピCOMモバイル(N)のみの提供となります。 国内通話発信時にプレフィックス番号「0077-502」が自動付与され、通話を定額で利用できます。 契約者名および支払い方法が個人名義の場合のみ提供いたします。 <備考> 1. 国内通話のみが対象です。 2. 緊急、公共番号（1XX）、案内番号（#～）、事業者識別番号（00XY）、サービス番号（0120、0570）への発信はサービス対象外です。
通話定額 オプション	1回の通話当り10分間の通話を定額で利用できます。 契約者名および支払い方法が個人名義の場合のみ提供いたします。 <備考> 1. 通話相手の電話番号の先頭に専用のプレフィックス番号「0037-692」を付加することで通話定額が適用されます。 2. 国内通話のみが対象です。 3. 10分超過分の通話料は、割引通話オプションと同額となります。 4. 緊急、公共番号（1XX）、案内番号（#～）、事業者識別番号（00XY）、サービス番号（0120、0570）への発信はサービス対象外です。
追加 クーポン	1カ月に利用できる通信量を追加することができます。 <備考> 1. 毎月の追加クーポン利用数の上限ありません。 2. 100MB単位で購入できます。 3. 追加クーポンの有効期限は購入月の3カ月後の月末までとなります。 4. 追加クーポンは有効期限が短いクーポンから消化されます。
SMS オプション	・SMS機能を提供します。 ・宛先に電話番号を利用し、携帯電話同士でテキストメッセージを送受信できます。 <備考> 1. データプランにSMSオプションを付加した場合、海外で送受信する事はできません。 2. 送信文字数および送信地域によって料金が異なります。 3. SMS送信料が従量制にて発生します。 4. お客さまの端末またはアプリによっては全角最大 670文字（半角英数字のみの場合は1,530文字）までの文字メッセージを送受信できます。 5. 全角71文字（半角英数字のみの場合は161文字）以上の文字メッセージを送信した場合、端末またはアプリによってはメッセージが分割されて届く場合があります。 6. 1日に送信できるメッセージは、全角70文字（半角英数字のみの場合は160文字）以内の場合200回未満となります。
留守番 電話	電波の届かないところにいたり、携帯電話の電源を切っている間に電話をかけてきた方の伝言メッセージを預かります。 <備考> 1. お申し込みおよびMNP完了後から適用まで最大4日程かかります。
迷惑電話 撃退	着信拒否を行いたい電話番号の設定を行うことができます。 <備考> 1. 各種操作の通話料はかかりません。ただし海外から操作を行った場合は国際通話料がかかります。
割込通話	通話中にかかってきた別の電話を信号音（通話中着信音）で知らせます。話し中の通話を保留にしたまま、あとからかかってきた電話に出られます。 <備考> 1. お申し込みおよびMNP完了後から適用まで最大4日程かかります。
着信転送	ご利用中の電話番号にかかってきた電話を設定した電話番号へ転送することができます。 <備考> 1. 各種操作の通話料はかかりません。ただし海外から操作を行った場合は国際通話料がかかります。 2. 転送先への通話料は、転送電話をご利用の加入者にかかります。
国際 ローミング	海外渡航時に、海外→海外、海外→日本へ電話をすることができます。 <備考> 1. 国際ローミングの利用制限目安額は50,000円/月となります。 2. 国際ローミングご利用の際、着信時には着信料が発生します。 3. 国際ローミング利用時はデータ通信ができません。 4. 国際ローミングは初期状態で有効で、無効にはできません。 5. サービスエリアは特定携帯電話事業者（株式会社NTTドコモに限り）が定めるサービス契約約款において定められたものに準ずるものとします。
国際電話	日本国内から海外へ電話をすることができます。 <備考> 1. 国際電話の利用制限目安額は20,000 円/月となります。金額の変更はできません。 2. 仕様上、1の目安額を超過してもただちに利用制限されない場合があります。その際の減免対応は行いません。 3. 国際電話は初期状態で有効で、無効にはできません。

② プラン別の利用可能なオプション機能

【Aプラン】

機能名	データSIM	音声+データSIM
割引通話オプション	×	●（標準機能）
通話定額オプション	×	○（付加機能）
追加クーポン	○（付加機能）	○（付加機能）
SMSオプション	●（標準機能）	●（標準機能）
留守番電話	×	○（電話基本パック）
迷惑電話撃退	×	
三者通話	×	
割込通話	×	

着信転送	×	● (標準機能)
ボイスメール	×	● (標準機能)
国際ローミング	×	● (標準機能)
国際電話	×	● (標準機能)

【Dプラン】

機能名	データ S I M	音声+データ S I M
割引通話オプション	×	● (標準機能)
24時間通話定額オプション*	×	○ (付加機能)
通話定額オプション	×	○ (付加機能)
追加クーポン	○ (付加機能)	○ (付加機能)
S M S オプション	○ (付加機能)	● (標準機能)
留守番電話	×	○ (付加機能)
迷惑電話撃退	×	● (標準機能)
三者通話	×	×
割込通話	×	● (標準機能)
着信転送	×	● (標準機能)
ボイスメール	×	×
国際ローミング	×	● (標準機能)
国際電話	×	● (標準機能)

※ちゅピCOMモバイル (N) のみの提供となります。

③ 付加機能利用料

項目	料金額
追加クーポン	220円 (税込み) /100MB
24時間通話定額オプション	1,650円 (税込み) /月
通話定額オプション	913円 (税込み) /月
S M S オプション※1	143円 (税込み) /月
電話基本パック	330円 (税込み) /月
留守番電話	330円 (税込み) /月
割込通話※2	220円 (税込み) /月

※1 Dプランのみ料金がかかります。

※2 Dプランのみの提供となります。

2-5 通話料

① 国内通話料

項目	料金額
通話料 (国内)	22円 (税込み) /30秒
デジタル通信料※	特定携帯電話事業者 (株式会社NTTドコモに限り) が定める契約約款において64kb/sデジタル通信モードに係る料金として定められた額と同額
テレビ電話通信料※	
割引通話オプション利用時	楽天モバイル株式会社が定める楽天でんわサービス契約約款において直加入電話等設備、形態自動車電話設備またはPHS設備への通信に係る利用料、およびワイドスター通信サービスを提供する電気通信設備からの通信に係る利用料として定められた額と同額

※Dプランのみ

② 国際電話に係る通話料

項目	料金額
通話料 (国際)	特定携帯電話事業者が定める契約約款において国際通話料として定められた額と同額 (消費税相当額は加算されません)
割引通話オプション利用時	楽天モバイル株式会社が定める楽天でんわサービス契約約款において外国への通信に係る利用料として定められた額と同額

③ 国際ローミングに係る通話料

項目	料金額
国際ローミング利用料	特定携帯電話事業者が定める契約約款において国際アウトローミング利用料として定められた額と同額 (消費税相当額は加算されません)

※海外への発信時は、消費税相当額は加算されません。

2-6 SMS送受信料

① SMS送信料 (国内からの送信)

【Aプラン】

項目	料金額	
送信文字数	国内への送信	海外への送信※1
1~70 文字 (半角英数字のみの場合1~160 文字)	3.3円 (税込み)	100 円
71~134 文字 (半角英数字のみの場合161~306 文字)	6.6円 (税込み)	-
135~201 文字 (半角英数字のみの場合307~459 文字)	9.9円 (税込み)	-
202~268 文字 (半角英数字のみの場合460~612 文字)	13.2円 (税込み)	-
269~335 文字 (半角英数字のみの場合613~765 文字)	16.5円 (税込み)	-
336~402 文字 (半角英数字のみの場合766~918 文字)	19.8円 (税込み)	-
403~469 文字 (半角英数字のみの場合919~1071 文字)	23.1円 (税込み)	-
470~536 文字 (半角英数字のみの場合1072~1224 文字)	26.4円 (税込み)	-
537~603 文字 (半角英数字のみの場合1225~1377 文字)	29.7円 (税込み)	-
604~670 文字 (半角英数字のみの場合1378~1530 文字)	33円 (税込み)	-

※1 海外への送信時は、消費税相当額は加算されません。

【Dプラン】

項目	料金額	
送信文字数	国内への送信	海外への送信※1
1~70 文字 (半角英数字のみの場合1~160 文字)	3.3円 (税込み)	50 円
71~134 文字 (半角英数字のみの場合161~306 文字)	6.6円 (税込み)	100 円
135~201 文字 (半角英数字のみの場合307~459 文字)	9.9円 (税込み)	150 円
202~268 文字 (半角英数字のみの場合460~612 文字)	13.2円 (税込み)	200 円
269~335 文字 (半角英数字のみの場合613~765 文字)	16.5円 (税込み)	250 円
336~402 文字 (半角英数字のみの場合766~918 文字)	19.8円 (税込み)	300 円
403~469 文字 (半角英数字のみの場合919~1071 文字)	23.1円 (税込み)	350 円
470~536 文字 (半角英数字のみの場合1072~1224 文字)	26.4円 (税込み)	400 円
537~603 文字 (半角英数字のみの場合1225~1377 文字)	29.7円 (税込み)	450 円
604~670 文字 (半角英数字のみの場合1378~1530 文字)	33円 (税込み)	500 円

※1 海外への送信時は、消費税相当額は加算されません。

※ 国内外への送信が可能です。受信は国内のみ可能です。

② SMS送信料 (海外からの送信)

項目	料金額
海外からの送信	1 通あたり100円 (消費税相当額は加算されません)

③ 2SMS受信料

項目	料金額
受信料	無料

※Dプランは国内でのみ受信可能です。

2-7 ユニバーサルサービス料およびブロードバンドユニバーサルサービス料

項目	料金額 (月額)
ユニバーサルサービス料 ※1 ※2	一般社団法人電気通信事業者協会ホームページで公開された番号単価に準じた額 ※3
ブロードバンドユニバーサルサービス料※4	ユニバーサルサービス支援機関が算定し総務大臣が告示する額に準じた額 ※5

※1 ユニバーサルサービス料およびブロードバンドユニバーサルサービス料は、回線ごとに発生します。

※2 Dプランの利用開始月のユニバーサルサービス料は無料となります。

※3 ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービス支援機関が6ヵ月毎に算定し、一般社団法人電気通信事業者協会ホームページ (<http://www.tca.or.jp/universalservice/>) で公開された番号単価に準じます。最新のユニバーサルサービス料は、ちゅピCOMモバイルの請求額の内訳にて明記します。

※4 ブロードバンドユニバーサルサービス料は、電気通信事業法上のブロードバンドを提供する回線を対象とし、回線ごとに発生します。Dプラン データライト0GB/音声+データライトおよびAプラン データライト (V) /音声+データライト (V) は対象外となります。

※5 ブロードバンドユニバーサルサービス料の金額は、国が定める制度に基づき算定されるため、将来変更される場合があります。最新のブロードバンドユニバーサルサービス料は、ちゅピCOMモバイルの請求額の内訳にて明記します。

2-8 電話リレーサービス料

① 適用

電話リレーサービス料の適用については、第53条の2 (電話リレーサービス料の支払義務) の規定によるほか、次のとおりとします。

電話リレーサービス料の適用	ア モバイル卸契約者は、料金月の末日において締結されている回線卸契約について、2 (料金額) に定める電話リレーサービス料の支払いを要します。ただし、その料金月の末日にその回線卸契約の解除があったときは、この限りではありません。 イ 電話リレーサービス料については、日割りは行いません。
---------------	--

② 料金額

区分	料金額 (月額)
電話リレーサービス料	電話リレーサービス制度について定めた当社のホームページに規定する「電話リレーサービス料」の額

(注) 電話リレーサービス制度について定めた当社のホームページは、次のとおりです。

<https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/telephonerelay/>

別記

1 サービス提供区域

ちゅピCOMモバイルのサービス提供区域は、特定携帯電話事業者が定める区域とします。

2 提供局

株式会社ちゅピCOM

3 端末設備および自営電気通信設備が適合すべき技術基準等

技術基準等
端末設備等規則 (昭和60年郵政省令第31号)

4 新聞社などの基準

区分	基準
新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、または論議することを目的として、あまねく発売されること。 2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。

放送事業者	放送法（昭和25年法律第132号）第2条に定める基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者および一般放送事業者（有線電気通信設備を用いて放送を行う者は、ラジオ放送のみを行う者を除き、自主放送を行う者に限る。）
通信社	新聞社または放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、または放送事業者が放送するためのニュースまたは情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

5 ちゅピCOMモバイルの利用における禁止行為

加入者は、ちゅピCOMモバイルを利用するにあたり、以下の行為を行ってはならないものとしします。

- (1) 他人の著作権、商標権等の知的財産権、財産権、プライバシーまたは肖像権その他権利を侵害する行為
- (2) 他人を誹謗中傷し、または名誉、信用を毀損する行為
- (3) 他人への詐欺または脅迫行為
- (4) 他人に不利益を与える行為
- (5) 無差別または大量に受信者の意思に反してメール等を送信する行為
- (6) 本人の同意を得ることなく、第三者が嫌悪感を抱くメール等を送信する行為
- (7) わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待にあたる画像、文書等を送信または掲載する行為
- (8) 法を逸脱した、または、逸脱するおそれのある営業行為（無限連鎖講の開設、運営、もしくはこれを勧誘する行為、または悪質な連鎖販売取引など）
- (9) 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段（いわゆるフィッシングおよびこれに類する手段を含みます。）により第三者の個人情報を取得する行為
- (10) 不特定多数の者に対し、商業的宣伝もしくは勧誘の電子メールを送信する行為
- (11) 不正アクセス行為または不正アクセス行為を助長する行為、および第三者になりすましてちゅピCOMモバイルを利用し、当社の電気通信設備に権限なくアクセスを試みる行為（偽装するためにメールヘッダーなどの部分に細工を行う行為を含みます。）
- (12) 有害なコンピュータプログラム等を送信しまたは第三者が受信可能な状態のまま放置する行為
- (13) 他人の設備、当社の業務の運営または第三者によるちゅピCOMモバイルの利用に支障を与える行為
- (14) 法令に違反する行為または公序良俗に反する行為（暴力、売春、残虐、冒涇的な行為・発言等）
- (15) 他の加入者の統計的な平均利用を著しく上回る大量の通信量を継続して発生させ、当社または第三者のネットワークに過大な負荷を与える行為
- (16) その他当社が不適切と判断した行為

6 契約者暗証番号

- (1) ちゅピCOMモバイルを利用するときは、加入契約に係る加入者を識別するための暗証番号を設定します。
- (2) 加入者は設定した暗証番号について、善良な管理者の注意を持って管理していただきます。
- (3) 加入者以外の者が暗証番号を使用した場合にも、その加入者が使用したものとみなして取り扱います。

7 緊急通報に係る情報通知

ちゅピCOMモバイルでは緊急通報に係る情報通知が行われます。

- (1) 特定携帯電話事業者は、契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）から電気通信番号規則第12条に規定する電気通信番号を用いて行う通話（以下、この条において「緊急通報通話」といいます。）が行われる場合、その端末設備がその機能によりGPS衛星から受信した信号等の情報を取得します。
- (2) 当社または特定携帯電話事業者は、契約者回線からの緊急通報通話（その発信に先立ち、184をダイヤルして行うものを除きます。）については、前条の規定によらず、下表の規定により、その契約者回線に係る情報を、下表に規定する相手先に通知します。ただし、下表の2欄に定める情報については、その緊急通報通話の相手となる警察機関、海上保安機関または消防機関において、当社または特定携帯電話事業者が通知する情報を受信するための電気通信設備を具備している場合に限り、通知するものとしします。

通知する情報	通知する事業者	通知する相手先
1. 発信を行った契約者回線に係る電話番号	当社	その緊急通報通話の着信のあった契約者回線等
2. その契約者回線に接続された移動無線装置の所在する位置に関する情報（その移動無線装置が接続されている無線基地局設備に係る情報または前項により特定携帯電話事業者がその契約者回線から取得した情報に基づき、特定携帯電話事業者が計算した緯度及び経度の情報をいいます。）およびその契約者回線に係る電話番号	特定携帯電話事業者	その緊急通報通話の着信のあった警察機関、海上保安機関または消防機関

- (3) 当社または特定携帯電話事業者は、電話番号または移動無線装置の所在する位置に関する情報をその通話の相手先に通知し、または通知しないことに伴い発生する損害については、第62条（責任の制限）の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

附 則

（実施期日）

この約款は、2026年2月1日から実施します。

第1条（契約約款の適用等）

株式会社ちゅピCOM（以下「当社」といいます。）は、別表の端末機器、その付属品およびその他の商品（いずれも当社が指定するものに限るものとし、以下あわせて「商品」といいます。）の販売にあたり、この販売契約約款（以下「本約款」といいます。）を定めます。

- 2 当社は、商品の購入者（以下「購入者」といいます。）と商品の販売に係る契約（以下「販売契約」といいます。）を締結します。
- 3 当社は、1つの商品ごとに1つの販売契約を購入者と締結します。
- 4 当社は本約款を変更することがあります。この場合、販売契約の契約条件は、変更後の本約款によるものとしします。

第2条（販売契約の申し込みをすることができる条件）

当社のちゅピCOMモバイル契約約款（以下「ちゅピCOMモバイル約款」といいます。）に定めるサービス（以下「ちゅピCOMモバイルサービス」といいます。）に係る契約を締結している者（以下「ちゅピCOMモバイル加入者」といいます。）が別表に定める商品を当社から購入する場合に限り、販売契約の申し込みを行うことができます。

- 2 当社が提供する放送サービスまたはインターネット接続サービスにご加入で口座振替またはクレジットカードでお支払いの場合のみ、割賦販売にて申し込みいただけます。
- 3 前号にかかわらず当社が特に認めた場合に、本約款に定める契約の締結を行います。

第3条（契約の申し込み方法および承諾等）

購入者が、販売契約の申し込みをするときは、当社所定の申込書（以下「本申込書」といいます。）を当社に提出していただきます。

- 2 前項の場合において、購入者は、当社が本申込書の記載内容を確認するための書類を提示していただきます。
- 3 当社は、次の場合には販売契約の申し込みを承諾しないことがあります。
 - (1) その申し込みをした者が賦払金（商品の分割払いを選択した場合の毎月の支払金額をいい、以下同じとします。）または一括払い金の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
 - (2) その申し込みを承諾することにより、その申し込みをした者に係る販売契約の総数がちゅピCOMモバイル約款に定める基準を超えるととき。
 - (3) その申し込みをした者がちゅピCOMモバイルサービスに関する料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
 - (4) 当社の業務遂行上支障があるとき。
 - (5) その他当社が不適当と判断したとき。

第4条（契約申し込みの撤回）

購入者は、当該商品を受け取った日から起算して8日を経過するまでの間、書面によりその申し込みの撤回または当該契約の解除を行うことができます。

- 2 前項の規定による申し込みの撤回等は、同項の書面を発送したときにその効力を生じます。
- 3 第1項の規定に基づき、購入者がその申し込みの撤回または当該契約の解除を行った場合、購入者は当該商品を直ちに当社が指定する方法により返却する義務を負うものとしします。
- 4 前項の規定により当該商品の当社への返却がなされない場合、購入者はその損害等を賠償する責任を負うものとしします。

第5条（契約の成立時点）

販売契約は、購入者が当該商品を受け取った日、もしくは当該商品を受け取る予定日をもって成立するものとしします。ただし、当該商品を受け取る予定日を契約の成立の日とする場合は、当社の責に帰さない事由により予定日を過ぎても当該商品を受け取る事ができなかった場合に限りします。

第6条（所有権の移転）

商品は、販売契約成立時に当社から購入者に引渡されるものとし、商品の所有権が当社から購入者に移転するものとしします。

- 2 商品の所有権の移転前においては、購入者は、当該商品を担保に供し、譲渡し、または転売することができないものとしします。

第7条（賦払金または一括払い金の支払い方法）

購入者は、賦払金または一括払い金を、本申込書記載の支払期日（以下「支払期日」といいます。）までに、以下に定める支払方法その他支払いに関する条件に従い、当社に支払うものとしします。

- (1) 料金および手続きに関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関などにおいて支払っていただきます。
- (2) 料金および手続きに関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- (3) 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (4) 当社は、購入者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。
- (5) 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金および手続きに関する費用を減免することがあります。
- (6) 当社は、前号の規定により料金などの減免を行ったときは、当社が指定する方法により、そのことを周知します。

第8条（債務の履行の継続）

購入者は、販売契約に基づく債務の完済までに、購入者のちゅピCOMモバイルサービスの契約者回線（携帯電話端末の購入に係る販売契約の申し込みについては、その携帯電話機を主として接続する契約者回線（以下「ちゅピCOMモバイル回線」といいます。））において、ちゅピCOMモバイル約款に

定めるサービスの利用の一時休止があった場合であっても、その原因の如何にかかわらず、本申込書記載の支払方法により当該債務の履行を継続するものとします。

- 当社は、購入者が指定ちゅピCOMモバイル回線に係る指定サービスの利用を一時休止した場合であっても販売契約に基づく債務の支払いを怠ったときは、当該指定ちゅピCOMモバイル回線に係る契約を解除することができるものとし、購入者は、当社に対し、このことについてあらかじめ承諾していただきます。
- 当社は、前項に定める解除を行うときは、あらかじめ当該購入者にそのことを通知します。

第9条 (届出事項の変更)

購入者は当社に届け出た名前、住所、連絡先等の変更をした場合は、速やかに当社に通知するものとします。

- 購入者は、前項の通知がないために、当社（第17条の規定により債権譲渡を行った場合には、その譲渡先を含みます。以下本項において同じとします。）からの通知または送付書類等が延着または不到達となった場合には、通常到達すべき時に到達したものと当社がみなすことに同意いただくものとします。

第10条 (契約上の地位の譲渡)

購入者は、ちゅピCOM モバイル約款に定める地位の継承があった場合で、購入した端末（別表に定める端末に限り。）を第三者に譲渡する場合、販売契約の契約上の地位（賦払金または一括払い金の支払債務に係るものを含みます。）が当該第三者（以下この条において「譲受人」といいます。）に譲渡されることになることを承諾し、かつそのことを譲受人に説明して承諾させる義務を負うものとします。

ただし、当社は、次の各号のいずれかの場合には、ちゅピCOMモバイル回線に係る利用権および販売契約の契約上の地位の譲渡を承諾しないことがあります。

- 譲受人が賦払金または一括払い金の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。その譲渡を承諾することにより、譲受人に係る販売契約等の総数が当社が定める基準を超えるとき。
- 譲受人が当社と締結しているちゅピCOMモバイルサービスに関する料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
- 法令に違反することとなるとき。
- 当社の業務遂行上支障があるとき。
- その他当社が不適当と判断したとき。

第11条 (期限の利益の喪失)

購入者が次のいずれかの事由に該当したときは、当然に販売契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

- 賦払金の支払いを遅滞し、当社（第17条の規定により債権譲渡を行った場合には、譲渡先となる者）から20日以上の相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
- 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったときまたは一般の支払いを停止したとき。
- 差押、仮差押、保全差押、仮処分の申し立てまたは滞納処分を受けたとき。
- 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申し立てを受けたときまたは自らこれらの申し立てをしたとき。
- その売買契約が購入者にとって商行為（業務提携誘引販売個人契約に係るものを除きます。）となる場合で購入者が賦払金の支払いを1回でも遅滞したとき。
- 購入者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により販売契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
 - 販売契約上の義務に違反し、その違反が販売契約の重大な違反となるとき。
 - 購入者の信用状態が著しく悪化したとき。

第12条 (延滞処理)

加入者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払い期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第13条 (見本、カタログ等と提供内容の相違による契約の解除等)

購入者は、見本、カタログ等による申し込みにより引渡された商品が見本、カタログ等と相違していることが明らかになった場合、速やかに当社が指定する方法で当社に商品の交換を申し出るか、または販売契約を解除することができます。この場合において、購入者は、販売契約を解除したときは速やかに書面によりその申し込みを行うものとします。

第14条 (端末の保証について)

- 商品の保証はメーカーが定める「メーカー保証」にて提供いたします。
- 保証の内容は端末に同梱されている保証書の内容に準じます。
- 故障が発生した場合は、購入者にて直接メーカーにご連絡していただきます。

第15条 (加入者個人情報の取り扱い)

当社は、本サービスを提供するために必要な加入者個人情報を適法かつ公正な手段により収集し適正に取り扱うものとします。

- 個人情報保護管理者
株式会社ちゅピCOM 経営企画本部 本部長
- 当社は収集し知り得た加入者に関する名前もしくは名称、電話番号、住所もしくは設置場所、請求書の送付先、クレジットカード情報等、およびその他当社が別に定める加入者に関する個人情報を、次に掲げる目的で取り扱います。
 - サービスの提供を開始・継続・または終了（電話対応、施工、顧客管理、課

金計算、料金請求、障害調査・復旧等の業務に必要な場合を含みます。）するために利用する場合

- 当社が提供するサービス（放送サービス、インターネット接続サービスおよびそれぞれの追加サービス等を含みます。）の加入促進を目的とした営業活動で利用する場合
- 新サービスの取り組み、顧客満足、解約理由の調査、分析を行う場合
- 加入者から個人情報の取り扱いに関して、新たに同意を求めるため利用する場合
- 当社は、法令で定める場合等を除き、当該加入者の同意なく個人情報を第三者に提供することはありません。ただし、前項第2項の遂行に必要な個人情報を、契約に応じサービス会社に書面郵送により提供します。
- 当社は、前2項に記載した利用目的の達成のために必要な範囲で、機器設置工事等の業務委託を行う場合があります。
- ご記入は任意ですが、必須項目にご記入いただけない場合は、該当サービスに加入することができなくなる場合がございます。
- 当社は、個人情報の漏えいなどがないように内部規定を設け、適切な安全対策を講じ、保管・管理に努めます。
- 当社が取得したお客さまのクレジット情報は契約期間中保存いたします。
- お客さまがご自身の個人情報について、利用目的の通知、開示・訂正・追加・削除、利用停止・消去、第三者への提供の停止を希望される場合は、速やかに対応いたしますので、下記宛てにご連絡ください。
(お問い合わせ窓口)
〒730-0854 広島市中区土橋町7番1号
株式会社ちゅピCOM 経営企画本部 本部長
電話 082-296-5551 FAX 082-296-5565
E-mail privacy@chupicom.co.jp

第16条 (苦情処理)

当社は、購入者個人情報の取り扱いに関する苦情は、適切かつ迅速な処理に努めます。

第17条 (国内法への準拠)

この約款は日本国の国内法に準拠するものとし、販売契約により生じる一切の紛争等については広島地方裁判所を管轄裁判所とします。

第18条 (反社会的勢力の排除)

購入者は、購入者が、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- 暴力団
- 暴力団員および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- 暴力団準構成員
- 暴力団関係企業
- 総会屋等
- 社会運動等標ぼうゴロ
- 特殊知能暴力集団等
- 前各号の共生者
- その他前各号に準ずる者
- 購入者は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為
- 次の各号のいずれかに該当し、販売契約を締結すること、または販売契約を継続することが不適切であると当社が認める場合、当社は、何らの責任を負うことなく、購入者との販売契約について、解除等（販売契約の申し込みを承諾しないことまたは催告なしに販売契約を解除することをいいます。）を行うことができるものとします。
 - 購入者が第1項各号のいずれかに該当することが判明したとき
 - 購入者が第2項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明したとき
 - 購入者が第1項または第2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき
 - 前3号に関する必要な調査等に応じないときまたは当該調査に対して虚偽の回答をしたとき
- 前項の規定の適用により、販売契約が解除された場合、購入者は、販売契約に基づく債務について、期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
- 前2項の規定の適用により、当社に損害等（損失、損害または費用をいいます。以下本条において同じとします。）が生じた場合、購入者は、その損害等を賠償する責任を負っていただきます。

附則

(実施時期)
この約款は、2022年7月1日から実施します。

テクニカル&リモートサポート利用規約

第1章 総則

第1条（テクニカル&リモートサポートサービス）

株式会社ちゅピCOM（以下「当社」といいます）と当社の契約事業者である株式会社アイテム（以下「アイテム」といいます）はテクニカル&リモートサポートサービス利用規約（以下「本規約」といいます）を定め、これによりテクニカル&リモートサポートサービス（以下「本サービス」といいます）を提供します。

第2条（本規約の変更）

当社は、本規約（別紙を含みます）を、本契約者の承諾を得ることなく変更することがあります。この場合には、本サービスの提供条件は、変更後の規約によります。

第3条（用語の定義）

本規約（別紙を含みます）においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
本契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
本契約者	当社と本契約を締結している者
利用者	本契約者が登録する本サービスの提供を受ける者
携帯端末	通信機能を備えた携帯機器
リモートソフト	利用者の利用する携帯端末等にインストールし、利用者の承諾に基づき当社オペレータがその携帯端末を遠隔操作することを可能とする機能を有したソフトウェア
リモートサポート	リモートソフトがあらかじめインストールされた利用者の携帯端末を、利用者の要請に基づき当社オペレータがその携帯端末を遠隔操作して課題解決等を行うサービス
本サービス取扱所	本サービスに関する業務を行う当社の事務所

第2章 本サービスの提供

第4条（本サービスの提供範囲）

- 本サービスは、別紙1（提供時間）に定める提供時間において利用できます。
- 本サービスは、別紙2（サービス内容）に定める利用者からのお問合せに、当社の可能な範囲で対応するものとします。

第5条（本サービスの提供条件）

- 当社は、以下の各号に定める条件をすべて満たす場合にのみ、本サービスを利用者に提供します。
- 当社が本サービスを提供する時点で、設定作業などに必要なIDおよびパスワードなどの設定情報並びにドライバソフトウェアまたはアプリケーションソフトウェアなどが用意されていること。
 - 本サービスの対象機器などおよび設定作業などに必要なソフトウェアなどが、日本国内において市販または配布されたものであり、かつそのマニュアルおよび設定ソフトウェアなどが日本語により記述されたものであること。
 - 当社が本サービスを提供する時点で、利用者が、その本サービス対象の機器などの正規のライセンスおよびプロダクトIDを保有していること。
 - 当社が本サービスを提供するのに必要な当社または他の事業者が提供するドライバソフトウェアまたはアプリケーションソフトウェアなどのソフトウェアライセンスに同意し、MVNOコンタクトセンター・テクニカル&リモートサポートの対象機器などへのインストールを承諾すること。

第6条（提供区域）

本サービスの提供区域は、日本国内外の音声通話が利用可能な区域において日本語により提供します。

第3章 契約

第7条（契約の単位）

当社は、一のちゅピCOMモバイル契約につき、一の本契約を締結するものとします。

第8条（契約申し込みの方法）

本サービスの申し込みをするときは、本規約の内容を承諾した上で、申込書に掲げる事項を当社所定の手続きに従って契約事務を行う本サービス取扱所に申し出ていただくものとします。

第9条（契約申し込みの承諾）

- 当社は、契約の申し込みがあったときは、受け付けた順序に従って審査し承諾します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。
- 当社は、前項にかかわらず、次の場合には、契約の申し込みを承諾しないことがあります。
 - 本サービスを提供することが著しく困難なとき。
 - 本契約者が本サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
 - 申し込みの際に虚偽の事項を申告したとき。
 - その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第10条（本サービスの利用開始日）

当社は、前条に基づき当社が承諾した日を本サービスの利用開始日（以下「利

用開始日」といいます。）とし、利用開始日から本サービスを提供します。

第11条（契約内容の変更）

- 本契約者は、第8条による申込書記入内容の変更を請求することができます。
- 前項の請求の方法およびその承諾については、第9条（契約申し込みの承諾）に準じて取り扱います。

第12条（権利譲渡の禁止）

本サービスを受ける権利は、譲渡することはできません。

第13条（本契約者の地位の承継）

- 相続または法人の合併もしくは分割により本契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併後存続する法人、合併もしくは分割により設立された法人もしくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて本サービス取扱所に届け出ていただくものとします。
- 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- 当社は、前項による代表者の届け出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
- 前3項にかかわらず、本契約者の地位の承継において第1項の届出がないときは、当社は、その本サービスに係る地位の承継の届け出をもって、本契約者の地位の承継があったものとみなします。

第14条（本契約者の氏名などの変更の届け出）

- 本契約者および利用者は、その商号、氏名、所在地、または請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに本サービス取扱所に届け出ていただきます。
- 前項による変更があったにもかかわらず本サービス取扱所に届け出がないときは、当社に届け出を受けている商号、氏名、所在地または請求書の送付先への郵送などの通知をもって、当社からの通知を行ったものとみなします。
- 第1項による届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

第4章 料金

第15条（料金）

当社が提供する本サービスの料金は、別紙3（料金表）に定めるところによります。

第16条（利用料金の支払義務）

- 本契約者は、【各種料金について】に定める月額利用料金（以下「利用料金」といいます。以下この条において同じとします。）の支払いを要します。なお、利用料金などは、利用開始日の属する月から発生するものとします。
- 本契約が月の途中で終了した場合であっても、利用料金などは日割りしないものとします。なお、利用開始日の属する月と、本サービス契約が終了した日の属する月が同一の月の場合、本契約者は、1ヵ月分の利用料金などの支払いを要します。
- 当社は、本規約などで別段の規定がある場合を除き、受領した請求金額について返金しないものとします。

第17条（割増金）

本契約者は、料金の支払いを不法または不当に免れた場合は、その免れた額の他、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

第18条（延滞利息）

本契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第19条（端数処理）

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第20条（料金などの支払）

- 本契約者は、料金について、当社が定める期日までに、当社が指定する本サービス取扱所または金融機関などにおいて支払っていただきます。
- 本契約者は、料金について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- 第16条（利用料金の支払義務）により【各種料金について】に定める料金の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額とします。

第5章 禁止行為

第21条（著作権など）

- 本サービスにおいて当社およびアイテムが本契約者および利用者に提供する一切の物品（本規約、各種ソフトウェア、取扱マニュアル、ホームページ、メールマガジンなどを含みます。）に関する著作権および特許権、商標権、並びにノウハウ等の一切の知的財産権は、当社およびアイテムもしくは本製品を製作する上で必要となるソフトウェアの使用を当社およびアイテムに対して許可する者に帰属するものとします。
- 本契約者および利用者は、前項の提供物を以下のとおり取り扱っていただきます

- す。
- I 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
 - II 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルを行わないこと。
 - III 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定などしないこと。

第6章 利用中止など

第22条（利用中止）

- 1 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。
 - I 当社の電気通信設備および委託会社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。
 - II 自然災害、テロ行為、その他の非常事態が発生したとき。
 - III 当社が設置する電気通信設備またはリモートソフトの障害、その他やむを得ない事由が生じたとき。
 - IV その他当社が本サービスの運用を中止することが望ましいと判断したとき。
- 2 当社は、前項の規約により本サービスの利用を中止するときは、当社が指定するホームページなどにより、その旨周知を行います。
ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第23条（利用停止）

- 1 当社は、本契約者および利用者が次のいずれかに該当するときは、6ヵ月以内で当社が定める期間、本サービスの利用を停止することがあります。
 - I 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - II 本契約者が当社と契約を締結しているまたは締結していた他のサービスなどに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - III 当社またはアイテムの名誉もしくは信用を毀損したとき。
 - IV 第21条（著作権など）の規約に違反したとき。
 - V 本契約者および利用者が過度に頻繁にお問合せを実施または本サービスの提供に係る時間を故意に延伸し当社またはアイテムの業務の遂行に支障を及ぼしたと、当社が判断したとき。
 - VI 本規約に反する行為であって、本サービスまたは他のサービスなどに関する当社またはアイテムの業務の遂行または当社の電気通信設備に支障を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為をしたとき。
 - VII 当社またはアイテムに損害を与えたとき。
- 2 当社は、前項の規約により本サービスの利用停止をするときは、当社からあらかじめその理由、利用停止をする日および期間を本契約者に通知します。
ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第24条（本サービス提供の終了）

- 1 当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。
- 2 前項の規約により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴いその本契約を解除する場合は、当社が指定するホームページなどによりその旨周知を行います。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を本契約者に通知します。
ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第25条（本契約者が行う契約解除）

本契約者は、本契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ本サービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

第26条（当社が行う契約解除）

- 当社は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ本契約者に通知した後、本契約を解除することがあります。
- I 第23条（利用停止）の規約により本サービスの利用を停止された本契約者および利用者が、なおその事実を解消しないとき。ただし、当社は、第23条（利用停止）第1項のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務に著しい支障を及ぼすと判断したときは、本サービスの利用停止をしないで本契約を解除できるものとします。
 - II 第24条（本サービス提供の終了）第1項に定めるとき。
 - III 本契約者または利用者が次に定める事由のいずれかが発生したとき。
 - (1) 支払停止状態に陥った場合、その他財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合。
 - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合。
 - (3) 差し押さえ、仮差し押さえ、仮処分、競売、租税滞納処分の申し立てを受けた場合。
 - (4) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の申立を受け、または自ら申し立てをした場合。
 - (5) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者に該当することが判明したとき。
 - (6) 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行ったとき。

第7章 損害賠償

第27条（免責事項）

- 1 当社またはアイテムは、利用者からのお問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。

- 2 当社またはアイテムは、本サービスの提供をもって、利用者の問題・課題などの特定、解決方法の策定、解決または解決方法の説明を保証するものではありません。
- 3 本サービスは、メーカー、ソフトウェアハウスおよびサービス提供事業者が提供する正規サポートを代行するサービスではありません。お問合せの内容によっては、お問合せの対象となる機器、ソフトウェア、サービスをそれぞれ提供するメーカー、ソフトウェアハウス、サービス提供事業者のホームページを紹介することや、それぞれに対して利用者自身で直接お問合せすることを依頼するに留まる場合があります。
- 4 当社またはアイテムは、オペレータの説明に基づいて利用者が実施した作業、本サービスについて保証するものではありません。
- 5 当社またはアイテムは、オペレータの説明に基づいて利用者が実施した作業、本サービスの実施に伴い生じる利用者に支払義務が発生する通信料金などの債務、並びに利用者の被害について、一切の責任を負いません。
- 6 利用者が本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、利用者は、自己の責任でこれを解決し、当社またはアイテムにいかなる責任も負担させないものとします。
- 7 当社またはアイテムは、第22条（利用中止）、第23条（利用停止）、第24条（本サービス提供の終了）の規約により本サービスの利用中止、利用停止、利用の制限並びに本サービス提供の終了に伴い生じる本契約者および利用者の被害について、一切責任を負いません。
- 8 サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害など、不測の事態を原因として発生した被害については、本規約の規約外の事故であることから、本サービスの提供が困難な不可抗力とみなし、当社またはアイテムは一切責任を負いません。（サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家または社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。）
- 9 当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは専用電話番号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを本契約者に通知します。
- 10 当社またはアイテムは、オペレータの説明に基づいて利用者が実施した作業、リモートサポートの実施に伴い生じる利用者および本契約者の被害について、当社の故意または重大過失がある場合を除き、責任を負いません。

第8章 個人情報の取り扱い

第28条（個人情報の取り扱い）

- 1 本契約者および利用者は、本サービスの提供に不可欠な個人情報についてアイテムから請求があったときは、当社がその本契約者および利用者の氏名および住所等を、アイテムに通知する場合があることについて、同意していただきます。
- 2 本契約者および利用者は、当社が、本サービスの提供のため、本サービスの提供の過程において本契約者および利用者の個人情報を知り得しまう場合があることについて、同意していただきます。
- 3 当社およびアイテムは、前項により本契約者から知り得た個人情報については、当社およびアイテムが別に定める「個人情報保護方針」に基づきとり扱うものとします。
- 4 当社およびアイテムは、本サービスの提供および本サービスに付随するサービスを向上のために個人情報を利用する。本契約者および利用者は上記利用目的に同意していただきます。

第9章 雑則

第29条（利用に係る本契約者および利用者の義務）

- 1 利用者は、本サービスの利用を要請するにあたり、次の各号に定める条件を満たしていただきます。ただし、利用者が次の条件を満たしている場合であっても、利用者のご利用状況によっては本サービスが提供できない場合があります。
 - I 利用者自身による本サービスの利用の要請であること。
 - II リモートサポートの提供を受ける場合、利用者の携帯端末などが使用可能な状態となっていること。
 - III リモートサポートの提供を受ける場合、利用者の携帯端末に予めリモートソフトがインストールされていること。
 - IV リモートサポートの提供を受ける場合、利用者は当社が発行する電子証明書を受領を承諾し、オペレータの遠隔操作を承諾すること。
 - V リモートサポートの提供を受ける場合、利用者のセキュリティソフトなどがオペレータと、リモートソフトがインストールされた本サービスの提供を受ける利用者の携帯端末の間の通信を遮断しないこと。
 - VI 利用者が必要に応じてオペレータの指示に基づき操作を実施すること。
- 2 前項の規定の他、利用者は次のことを守っていただきます。
 - I 当社およびアイテム、または第三者の財産権（知的財産権を含みます。）、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害しないこと。
 - II 本サービスを違法な目的で利用しないこと。
 - III 本サービスによりアクセス可能な当社または第三者の情報を改ざん、消去する行為をしないこと。
 - IV 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと。
 - V 意図的に有害なコンピュータプログラムなどを送信しないこと。
 - VI 当社およびアイテムの設備に無権限でアクセスし、またはその利用もしくは運営に支障を与える行為をしないこと。
 - VII 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと。
 - VIII 本サービスおよびその他当社およびアイテムの事業の運営に支障をきたすおそれのある行為をしないこと。
 - IX 法令、本規約もしくは公序良俗に反する行為、当社およびアイテムもしくは第三者の信用を毀損する行為、または当社およびアイテムもしくは第三

第1章 総則

第1条（端末延長保証）

株式会社ちゅビコム（以下「当社」といいます）と当社の契約事業者である株式会社アイテム（以下「アイテム」といいます）は、端末延長保証利用規約（以下「本規約」といいます）を定め、これにより端末延長保証（以下「本サービス」といいます）を提供します。

第2条（本規約の変更）

当社は、本規約を本契約者の承諾を得ることなく変更することがあります。この場合には、本サービスの提供条件は、変更後の規約によります。

第3条（用語の定義）

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使います。

用語	用語の意味
本契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
本契約者	当社と本契約を締結している者
利用者	本契約者が登録する本サービスの提供を受ける者
携帯端末	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟が推奨または事業者が推奨する通信機能を備えた携帯機器
旧携帯端末	修理の申し出に係る本サービスの対象とする携帯端末で、修理の提供対象となる事故のあった携帯端末
代替携帯端末	利用者に修理済携帯端末を提供するまでの間、当社が利用者に貸与する携帯端末
修理済携帯端末	旧携帯端末をメーカー修理した携帯端末（以下「修理済携帯端末」といいます）
メーカー保証	本サービスの対象となる携帯端末の製造者が行なう保証
SIMカード	Subscriber Identity Module Cardの略で電話番号を特定するための固有のID番号が記録されたICカード
本サービス取扱所	本サービスに関する業務を行う当社の事務所

第2章 契約

第4条（契約の単位）

当社は、本契約者につき一の本契約を締結します。

第5条（契約申込の方法）

本サービスの申込をするときは、本規約の内容を承諾した上で、申込書に掲げる事項を当社所定の手続きに従って、契約事務を行う本サービス取扱所に申し出ていただいただきます。

第6条（契約申込の承諾）

- 当社は、契約の申込があったときは、審査し承諾します。
- 当社は、前項にかかわらず、次の場合には、契約の申込を承諾しないことがあります。
 - ① 本サービスを提供することが著しく困難なとき。
 - ② 本契約者が本サービスの料金その他の債務の支払を怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
 - ③ 申込の際に虚偽の申告をしたとき。
 - ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号。以下「暴対法」といいます）第2条第2号に規定する暴力団をいい、以下同じとします）、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいいます）、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係団体および企業、総会屋、社会運動および政治活動標榜団体、特殊知能暴力団等、その他公共の福祉に反する活動を行う団体およびその行為者でありこれらに準ずる者およびこれらの者と密接なかわりを有する者（以下総称して「反社会的勢力等」といいます）であったとき。
 - ⑤ 利用者の利用用途や態様により、当社の名誉または信用を著しく害するおそれがあるとき。
 - ⑥ その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第7条（本サービスの開始日）

当社は、本サービスの契約が成立した日を本サービスの利用開始日（以下「利用開始日」といいます）とし、利用開始日から本サービスを利用者に提供します。

第8条（契約内容の変更）

- 本契約者は、第5条（契約申込の方法）による申込書記入内容の変更を請求することができます。
- 前項の請求の方法およびその承諾については、第6条（契約申込の承諾）に準じて取り扱います。

第9条（本契約者の地位の承継）

- 相続により本契約者の地位の承継があったときは、相続人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出なければなりません。なお、当社は、前記の届け出がなされたときでも本契約者の地位の承継を認めない場合があります。
- 前項の場合において、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、届け出ていただきます。なお、代表者を変更したときも同様とします。
- 当社は、前項による代表者の届け出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
- 前各項にかかわらず、本契約者の地位の承継において第1項の届け出がないときは、当社は、本サービスにかかわる地位の承継の届け出がされた時点で、本契約者の地位の承継があったものとみなします。
- 当社は、本契約者の地位を承継した者が反社会的勢力等である場合は、あらかじめ通知することなく本契約を解除する場合があります。

第10条（本契約者および利用者の氏名等の変更）

- 本契約者および利用者は、その氏名、住所または請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに本サービス取扱所に届け出ていただきます。
- 前項による変更があったにもかかわらず、本サービス取扱所に届け出がないときは、当社に届け出を受けている氏名、住所または請求書の送付先への郵送等の通知をもって、当社からの通知を行ったものとみなします。
- 第1項による届け出があったときは、当社は、その届け出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

第3章 料金

第11条（料金の支払い義務）

- 当社が提供する本サービスの料金（以下「利用料」といいます）は、【各種料

者に不利益を与える行為をしないこと。

- 本サービスの専用受付番号の適正な管理に努めること。
 - その他前各号に該当する恐れのある行為またはこれに類する行為を行わないこと。
- 3 本契約者および利用者は、前項の規定に違反して当社およびアイテムの設備等をき損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事などに必要な費用を支払っていただきます。

第30条（設備等の準備）

本契約者および利用者は、自己の責任において、本サービスを利用するために必要な携帯端末、通信機器など、その他の設備を保持し管理するものとします。

第31条（法令に定める事項）

本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第32条（準拠法）

本規約の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとします。

第33条（紛争の解決）

- 本規約の条項または本規約に定めのない事項について紛議などが生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。
- 本契約者および利用者は、本契約に関して訴訟の必要が生じた場合、当社およびアイテムが定める裁判所を第一審の裁判所とすることに合意するものとします。

附則（実施期日）

- 本規約は、2026年4月1日から実施します。

【別紙1（提供時間）】

当社は、専用受付番号にて9:00～21:00（年中無休）の間、本サービスを提供します。

【別紙2（サービス内容）】

- サービス内容

対象：Android 4.4以降の搭載端末

サービス内容		
技術問合せ	端末の取扱い/操作に関する 問合せ対応	Gmailなどのメール設定支援
		APN設定支援
		各種アプリケーションのインストール 支援
		WiFi接続支援
		端末基本操作支援
		SIMセットアップ支援
セキュリティ 問合せ (注1)	スマートフォンセキュリティに 関する問合せ対応	インストール支援
		基本機能操作支援
		①ウイルス検査
		②Webセキュリティ
		③紛失・盗難対策
		④アプリ管理
保証に関する 問合せ (注2)	保証の内容に関する問合せ対応	保証内容
		保証期間
		免責
	保証の手配に関する問合せ	保証手配の受付
		保証の手配

（注1）：セキュリティサービスのご契約がある場合

（注2）：延長保証サービスのご契約がある場合

【別紙3（リモートソフトが取得する情報）】

当社は、本契約者の承諾を得て、当社が本サービスをより効果的に提供する上で有用な情報として、以下に定めるリモートソフトがインストールされた本契約者の携帯端末、通信機器などの情報を取得します。なお、本契約者が承諾しない場合であっても、本サービスの利用には何ら制限はありません。当社は、本契約者から取得した以下の情報については、本規約第29条（個人情報の取扱）に従って取り扱います。

- オペレーションシステムの種類、バージョン
- クライアント証明書ID
- マシン名
- MACアドレス
- ハードディスクドライブのボリュームシリアル番号
- ハードディスクドライブの空き容量
- デフォルトブラウザの種類、バージョン
- デフォルトメールソフトの種類、バージョン
- CPU種類、動作周波数
- メモリ容量
- ルータの機種、ログインアカウントおよびログインパスワードなど

- 金について】に定めるところによります。
- 2 前項の利用料は、利用開始日の属する月から発生します。
- 3 第1項の利用料は、日割りしません。また、本契約者が本契約を解約した場合であっても、既に支払済の利用料の返金はしません。

第12条（支払方法）

- 1 本契約者は、利用料について、当社が定める期日までに、当社が指定する本サービス取扱所または金融機関等において支払っていただきます。
- 2 本契約者は、利用料について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

第13条（端数処理）

当社は、利用料その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第14条（延滞利息）

本契約者は、利用料その他の債務（延滞利息を除きます）について、支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までまでの日数について、年14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第15条（割増金）

本契約者は、利用料その他の債務の支払を不法または不当に免れた場合は、その免れた額の他、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

第4章 本サービスの提供

第16条（本サービスの提供範囲）

- 1 本サービスは、第18条（サービス内容）に定めるサービスを利用者に提供します。
- 2 本サービスの対象とする携帯端末は一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟が推奨または事業者が推奨する「携帯端末本体」（以下「携帯端末」といいます）に限ります。
- 3 本サービスの提供開始日は、利用開始日からとします。
- 4 SIMカードは本サービスの対象外とします。

第17条（本サービスの提供条件）

- 当社は、以下の各号に定める条件を全て満たす場合にのみ、本サービスを利用者に提供します。
- ① 本契約者が利用者に携帯端末を提供すると同時に本サービス提供の申込み手続きがおこなわれること。
- ② 携帯端末にSIMカードが挿入されている場合、SIMカードが取り外されていること。
- ③ 改造（分解改造・部品の交換・塗装等）が施されている携帯端末は、改造部位を純正品に戻すこと。
- ④ 当社は携帯端末に含まれるデータ（アドレス帳、データフォルダ、メール等）に関する一切の責任を負わないこと。
- ⑤ 本サービスの提供に伴い、機械部品および外装ケース等は利用者に返却しないこと。

第18条（サービス内容）

- 1 本サービスは第19条（修理済携帯端末の提供対象となる事故）に定める携帯端末の故障、全損または一部破損が生じた場合、利用者からの携帯端末の修理の申し出（以下「携帯端末の修理の申し出」といいます）により修理済携帯端末の提供を行います。また、修理済携帯端末が提供されるまでの期間、代替携帯端末を利用者に貸与します。
- 2 携帯端末の修理の申し出を受けた場合、申し出の内容を精査し、本サービスによる携帯端末の修理の対象と判断した場合は特段の理由がない限り、申し出後2日を日毎に代替携帯端末1台と旧携帯端末を返送するためのパッケージ一式を利用者の登録した住所（日本国内の住所に限り）に当社が別に定める方法によりに送付します。なお、利用者の登録した住所、携帯端末の修理の申し出を受け付けた時刻等によっては、2日での送付ができない場合があります。
- 3 利用者は、当社が送付した代替携帯端末を受領したときは、第26条（旧携帯端末の送付）の定めに従い当社指定先に旧携帯端末を送付します。
- 4 修理済携帯端末の提供準備ができ次第、修理済携帯端末と代替携帯端末を返送するためのパッケージ一式を利用者の登録した住所（日本国内の住所に限り）に当社が別に定める方法によりに送付します。
- 5 利用者は、当社が送付した修理済携帯端末を受領したときは、第27条（代替携帯端末の返送）の定めに従い当社指定先に代替携帯端末を返送します。
- 6 利用者は、修理済携帯端末が第31条（旧携帯端末の再生利用）に基づき利用者または他の利用者が利用した本サービスの携帯端末を新製品の出荷時と同等の状態に初期化したものである場合があることを承諾します。
- 7 本サービスは原則として修理済携帯端末の提供を行います。修理部品不足等の事由により修理が困難であると当社が判断した場合は、別途当社が指定する同等機種を修理済携帯端末として提供する場合があります。
- 8 本条第1項に基づき当社が提供する修理済携帯端末のOSのバージョンは旧携帯端末のバージョンと異なる場合があります。
- 9 本条第1項に基づき当社が提供する修理済携帯端末は、電池パックのほかは原則として付属品その他の製品は含まれません。ただし、本条第7項に基づき当社が提供する修理済携帯端末が別途当社が指定する同等機種となる場合は、当該機種の付属品各1個も併せて送付します。
- 10 不在または届け出られた住所の誤り等により、当社が別に定める期間を経過しても代替携帯端末の再配達完了しなかった場合は、携帯端末の修理の申し出は取り消されたものとみなします。

第19条（修理済携帯端末の提供対象となる事故）

- 1 本サービスの対象とする携帯端末の自然故障（取扱説明書等の注意書きに従った正常な使用状態のもとで発生した故障）。
- 2 偶発的な事故による本サービスの対象とする携帯端末の水濡れ、全損または一部の破損。

第20条（修理済携帯端末の提供対象とならないケース）

- 1 携帯端末の修理の申し出事由が、本サービスの対象とする携帯端末の紛失や盗難によるものであるとき。
- 2 携帯端末の修理の申し出が第33条（禁止事項）に定める禁止事項のいずれかに該当するとき。
- 3 過去に本規約への違反があり、携帯端末の修理の申し出時においてなお当該違反が是正されていないとき。
- 4 過去に同一名義の携帯端末の修理の申し出内容に虚偽申告があったと当社が判断したとき。
- 5 携帯端末の修理の申し出時において、支払期限を経過してもなお支払頂いていない利用料および負担金があるとき。
- 6 携帯端末の修理の申し出事由が、本サービスの対象とする携帯端末の傷、汚れ、塗装の剝離等の外見上の損害で携帯端末の機能に影響が生じていないものであるとき。
- 7 携帯端末の修理の申し出事由が本サービスの対象とする携帯端末の消耗、変質、変色等による損害（電池パックの消耗を含む）であるとき。

- 8 本サービスの対象とする携帯端末が加工、改造（第17条（本サービスの提供条件）第1項第3号により改造部位を純正品に戻したものを除きます）、解析（ソフトウェアの改造、解析（ルート化等を含む）、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルを含む）されたもの、または当社が指定する正規の修理拠点以外で修理されたものであるとき。
- 9 携帯端末の修理の申し出事由が本サービスの対象とする携帯端末の誤使用により生じたものであるとき。
- 10 携帯端末の修理の申し出事由が付属品の自然故障、水濡れ、その他偶発的な事故による全損または一部の破損の場合。
- 11 携帯端末の修理の申し出事由が本サービスの対象とする携帯端末または外部メモリ媒体に保存されていた画像データ・電話帳データ・電子メールデータ・音源データ・ICカード内のデータ、その他一切の電子データの消去による損害であるとき。
- 12 携帯端末の修理の申し出事由がコンピュータウイルスまたはマルウェアによる障害に起因するものであるとき。
- 13 携帯端末の修理の申し出事由が利用者の故意または重大な過失により発生したものであるとき。
- 14 携帯端末の修理の申し出事由が地震、噴火、津波、洪水等の天災により発生したものであるとき。
- 15 携帯端末の修理の申し出事由が戦争、暴動またはテロにより発生したものであるとき。
- 16 携帯端末の修理の申し出事由が差押え等の国または地方公共団体による公権力の行使により発生したものであるとき。
- 17 携帯端末の修理の申し出事由が核燃料物質、放射能汚染により発生したものであるとき。

第21条（メーカー保証の優先）

故障時期および内容がメーカー保証の対象となる場合、本サービスの利用に対してメーカー保証が優先します。従って、本サービスの期間中であっても、利用者にメーカー保証による対応をお願いすることがあります。

第22条（修理済携帯端末の修理の申し出の方法）

第19条（修理済携帯端末の提供対象となる事故）に定める事故が発生し、携帯端末の修理の申し出を希望する場合は、当社が別に定める方法に従い携帯端末の修理の申し出が必要です。当社は、携帯端末の修理の申し出に対し、利用者本人からの申し出であることを確認します。

第23条（修理済携帯端末の利用回数および負担金）

- 1 利用者への本サービス開始日を起算日として、1年間に2回までまで利用可能です。携帯端末の修理の申し出時において、過去1年間に既に2回、修理済携帯端末の提供を受けている場合は、1年を経過するまでまで修理済携帯端末の提供はできません。
- 2 利用者が、修理済携帯端末の提供を受ける場合、本契約者は、【各種料金について】に定める月額利用料金および負担金を支払っていただきます。なお、当社は、お支払いいただいた負担金をいかなる事由であっても返金に応じかねます。
- 3 利用者からの携帯端末の修理の申し出が、本サービスの対象とする携帯端末の提供日から1年以内になされたものであって、携帯端末の修理の申し出事由が第19条（修理済携帯端末の提供対象となる事故）第1項に規定するものである場合は、前項の規定にかかわらず、無償で修理済携帯端末を提供します。

第24条（修理済携帯端末の保証期間）

利用者は第18条（サービス内容）に基づき当社が利用者に送付した修理済携帯端末、電池パックまたは付属品について、受領した時点で破損、自然故障その他不具合を発見した場合は、修理済携帯端末受領後14日以内にその旨を当社が別に定める連絡先に申し出るものとし、当社の指示に従い当該不具合の発見された修理済携帯端末、電池パックまたは付属品を当社に返送していただきます。当社は特段の事由がある場合を除き、利用者に対し修理済携帯端末と同一機種の携帯端末、電池パックまたは付属品を別途、送付することにより、無料交換いたします。本条に基づき修理済携帯端末受領後14日以内に利用者より申し出のなかった不具合または自然故障については、後日、利用者からの申告があった場合でも、前条第3項に基づく無償での修理済携帯端末の提供である場合を除き、無料交換の対象外とします。なお、本条に基づく修理済携帯端末等の無料交換は、前条第1項に定める修理済携帯端末の利用回数には算入されません。

第25条（旧携帯端末の所有権の移転）

第18条（サービス内容）第7項に基づき、本サービスで提供する携帯端末が別途当社が指定する同等機種となる場合は旧携帯端末の所有権は、当社が送付した同等機種を利用者が受領した時点で、当社に移転されます。

第26条（旧携帯端末の送付）

- 1 利用者は、第18条（サービス内容）に基づき当社が送付した代替携帯端末を受領したときは、携帯端末の修理の申し出事由が携帯端末の修理の申し出の時点において旧携帯端末の送付が困難であると当社が認めた場合を除き、受領後14日以内に、旧携帯端末を当社が定める方法により当社指定先に送付していただきます（SIMカード等、外部メモリ媒体および付属品その他の製品を除いた状態で送付していただきます）。
- 2 万一、利用者が当社の指定する物品等以外のものを送付した場合、当社は、利用者が当該送付した物品等にかかる所有権その他一切の権利を放棄されたものとみなし、当該物品等を当社が適当と判断する方法により廃棄、処分等することができ、利用者はこれに異議を唱えないものとします。当社は利用者に対し、当該物品等および当該物品等に含まれる情報等の取り扱いおよび返送について責任を負いかねます。

第27条（代替携帯端末の返送）

- 1 利用者は、第18条（サービス内容）に基づき当社が送付した修理済携帯端末を受領したときは、受領後14日以内に、代替携帯端末を当社が定める方法により当社指定先に送付します（SIMカード等、外部メモリ媒体および付属品その他の製品を除いた状態で送付します）。
- 2 万一、利用者が当社の指定する物品等以外のものを送付した場合、当社は、利用者が当該送付した物品等にかかる所有権その他一切の権利を放棄されたものとみなし、当該物品等を当社が適当と判断する方法により廃棄、処分等することができ、利用者はこれに異議を唱えないものとします。当社は利用者に対し、当該物品等および当該物品等に含まれる情報等の取り扱いおよび返送について責任を負いかねます。
- 3 当社指定先に送付された代替携帯端末に故障、全損または一部破損が確認された場合、第23条（修理済携帯端末の利用回数および負担金）に基づく本サービスの利用が発生し、本サービスの利用回数を1回加算します。また、本契約者は、【各種料金について】に定める負担金を支払っていただきます。なお、当社は、お支払いいただいた負担金をいかなる事由であっても返金に応じかねます。

第28条（旧携帯端末内部のデータの消去）

旧携帯端末の送付時には、旧携帯端末内に記録された一切のデータ（※）を利用者において事前に全て消去していただきます。利用者を送付した旧携帯端末にデータが保存されていた場合であっても、当該データに起因する損害について当社は一切の責任を負いかねます。また、旧携帯端末内に記録されていたデータの修理済携帯端末への移行は、利用者自身の責任で実施していただきます。※発信履歴・電話帳データ・電子メールデータ・画像データ・音源データ、その他一切のデータを含みます（ただし、携帯端末の出荷時点で記録されているもの等、利用者において消去できないデータを除きます）。

第29条（送料）

本サービスに伴う送料は、原則として当社の負担とします。ただし、本契約者または利用者が旧携帯端末、代替携帯端末または当社が指定する書類を当社が定める方法以外の方法により送付する場合は、当該送付にかかる送料は本契約者に負担していただきます。

第30条（違約金）

利用者が以下の各号のいずれかに該当した場合、本契約者は、別途当社が指定する期日までに、当社が別に定める方法により、旧携帯端末の新品の端末代金相当額を当社に支払っていただきます。なお、当社は、本契約者が支払った違約金について、いかなる事由であっても返金に応じかねます。

- ① 第26条（旧携帯端末の送付）第1項の定め違反し、旧携帯端末を送付期限内に当社に送付しなかった場合
- ② 携帯端末の修理の申し出の後に旧携帯端末を返送しなかった場合
- ③ 第27条（代替携帯端末の返送）第1項の定め違反し当社が送付した代替携帯端末を当社の指定した期日までに当社に返送しなかった場合
- ④ 第33条（禁止事項）の定め違反して携帯端末の修理の申し出をした場合

第31条（旧携帯端末の再生利用）

利用者は、本サービスに基づき利用者から送付された旧携帯端末は、当社が指定する修理業者において故障部分を修理などし、筐体を交換して新製品の出荷時と同様の状態に初期化した上で、本サービスにおける修理済携帯端末として当社から利用者または他の利用者に提供することについて承諾していただきます。

第32条（携帯端末の修理の申し出の取り消し）

第22条（携帯端末の修理の申し出の方法）に基づき携帯端末の修理の申し出をおこなった場合であっても、正当な理由があると当社が認めるときは、当社が送付した代替携帯端末等の梱包が開封されていない場合でかつ携帯端末の修理の申し出後8日以内にお申し出頂いた場合に限り、利用者は携帯端末の修理の申し出を取り消すことができます。この場合利用者は、当社が別途指定する期間内に当社が第18条（サービス内容）に基づき送付した代替携帯端末、電池パックまたは付属品を当社に返送していただきます。

第33条（禁止事項）

利用者は、本サービスを利用するにあたり、以下の行為を行わないものとします。

- ① 本サービスにおける携帯端末の修理の申し出時、その他本サービスの利用にあたり、虚偽の届け出または申告を行うこと。
- ② 他者になりすまして本サービスを利用する行為。
- ③ 本サービスを不正の目的をもって利用する行為。
- ④ 犯罪行為もしくは犯罪行為に結びつく行為、またはそのおそれのある行為。
- ⑤ 上記各号の他、法令、公序良俗、本規約または規定等に違反する行為、またはそのおそれのある行為。

第34条（お客さま情報の確認）

当社は、携帯端末の修理の申し出の受付時に必要と判断した場合、各種確認書類（本人確認書類など）の写しの提出を利用者に求める場合があります。

第5章 本サービス提供の終了など

第35条（本サービス提供の終了）

- 1 当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。
- 2 前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴いその本契約を解除する場合は、当社が指定するホームページなどにより速やかにその旨周知を行います。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を本契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第36条（本契約者が行う契約解除）

本契約者は、本契約を解除しようとするときは、解除の1ヵ月前までに本サービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

第37条（当社が行う契約解除）

当社は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ本契約者に通知した後、本契約を解除することがあります。

- ① 利用料その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- ② 本契約者が当社と契約を締結しているまたは締結していた他のサービスなどに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- ③ 当社の名誉または信用を毀損したとき。
- ④ 当社に損害を与えたとき。
- ⑤ 第35条（本サービス提供の終了）第1項に定めるとき。
- ⑥ 本契約者または利用者に次に定める事由のいずれかが発生したとき。
 - (1) 支払停止状態に陥った場合、その他財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合。
 - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合。
 - (3) 差し押さえ、仮差し押さえ、仮処分、競売、租税滞納処分の申し立てを受けた場合。
 - (4) 破産または民事再生手続開始の申し立てを受け、または自ら申し立てをした場合。
 - (5) 反社会的勢力などに該当することが判明したとき。
 - (6) 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行ったとき。

第38条（権利義務譲渡の禁止）

本契約者および利用者は、本契約に基づく権利または義務を第三者に譲渡しないことにつき承諾していただきます。

第6章 損害賠償

第39条（損害賠償）

本サービスの提供にあたり、当社の責に帰すべき事由により本契約者または利用者が損害を被った場合、当社は利用料相当額を上限として当該損害を賠償します。

第7章 個人情報の取り扱い

第40条（個人情報の取り扱い）

- 1 本契約者および利用者は、本サービスの提供に不可欠な個人情報について、アイテムから請求があった場合は、当社が本契約者および利用者の氏名およびメールアドレスなどをアイテムに通知する場合があることについて同意していただきます。
- 2 本契約者および利用者は、当社が本サービスの提供のために、本サービス提供

の過程において本契約者および利用者の個人情報を取得する場合があることについて同意していただきます。

- 3 当社およびアイテムは、前項により本契約者および利用者から知り得た個人情報については、当社およびアイテムが別に定める「個人情報保護方針」に基づき取り扱いします。
- 4 本契約者および利用者は、当社およびアイテムが本サービスの提供のために、本サービスに付随するサービスを向上させるため本契約者および利用者の個人情報を利用することについて、同意していただきます。

第8章 雑則

第41条（法令またはガイドラインなどに定める事項）

本契約者および利用者は、本サービスの提供または利用にあたり、法令またはガイドラインなどに定めがある事項については、その定めに従っていただきます。

第42条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項またはその一部が消費者契約法その他の法令などにより無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定および一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有します。

第43条（準拠法）

本契約の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠します。

第44条（紛争の解決）

- 1 本規約の条項または本規約に定めのない事項について紛議などが生じた場合、本契約者、利用者および当社は、誠意をもって協議します。
- 2 本契約者、利用者および当社は、本規約の条項または本規約に定めのない事項について訴訟の必要が生じたときは、訴訟に応じて広島地方裁判所または広島簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則（実施期日）

本規約は、2026年4月1日から適用します。

別紙1（負担金）

- 1. 負担金（連盟推奨端末）
 - ① プラスワン・マーケティング freetel priori2
プラスワン・マーケティング freetel priori3
ASUS ZenFone 3 Max
ASUS ZenFone 4 Max
VAIO VAIO Phone A
ASUS ZenFone Live (L1) ZA550KL
1回目：3,000円 2回目以降：5,000円
 - ② ASUS ZenFone 5
ASUS ZenFone 2 Laser
ASUS ZenFone 3
ASUS ZenFone 3 Laser
ASUS ZenFone 4 Selfie
ASUS ZenFone 5 (ZE620KL)
ASUS ZenPad 10 Z300CL
ASUS ZenPad 8 Z380KL
ZTE Blade Vec 4G
ZTE Blade V6
Huawei P8lite
Huawei P10lite
Huawei P20lite
Huawei nova lite2
SHARP SH-M01
SHARP SH-M04
SHARP AQUOS sense lite (SH-M05)
SHARP SH-N01
SHARP AQUOS sense2 SH-M08
SHARP AQUOS sense3 SH-M12
富士通 ARROWS M01
富士通 ARROWS M02
富士通 ARROWS M03
富士通 ARROWS M04
富士通 ARROWS M05
VAIO VAIO Phone
富士ソフトFS020W
1回目：5,000円 2回目以降：10,000円

別紙2（違約金）

- 1. 違約金
 - ① プラスワン・マーケティング freetel priori2
プラスワン・マーケティング freetel priori3
ZTE Blade V6
Huawei Ascend G620S
違約金：10,000円
 - ② 富士ソフトFS020W
NEC Aterm MR05LN
ASUS ZenFone 2 Laser (ZE500KL)
ASUS ZenFone 3 Laser
ASUS ZenPad 8 Z380KL
ASUS MeMO Pad 7 ME572CL
Huawei P8lite
ZTE Blade Vec 4G
違約金：15,000円
 - ③ SHARP AQUOS sense2 SH-M08
富士通 ARROWS M02
富士通 ARROWS M03
富士通 ARROWS M04
ASUS ZenPad 10 Z300CL
Huawei MediaPad T2 7.0 Pro
SHARP SH-M01
違約金：20,000円
 - ④ ASUS ZenFone 2 Laser (ZE601KL)
違約金：25,000円
 - ⑤ SHARP SH-M01
違約金：30,000円

※上記以外の端末については、メーカー販売価格の7割相当額を限度として請求します（不課税）

第1章 総則

第1条（セキュリティサービス）

株式会社ちゅピCOM（以下「当社」といいます）と当社の契約事業者である株式会社アイテム（以下「アイテム」といいます）はセキュリティサービス利用規約（以下「本規約」といいます）を定め、ソースネクスト株式会社（以下「ソースネクスト」といいます）が提供するスマートフォンセキュリティ（以下「本サービス」といいます）を提供します。

第2条（本約款の変更）

当社は、本規約を、本契約者の承諾を得ることなく変更することがあります。この場合には、本サービスの提供条件は、変更後の規約によります。

第3条（用語の定義）

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
本契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
本契約者	当社と本契約を締結している者
利用者	本契約者が登録する本サービスの提供を受ける者
本製品	当社が販売権及び公衆送信権（送信可能化権を含む。以下同じ。）を有するスマートフォンセキュリティのアプリケーションソフトウェア（付属するフォント、テンプレート、素材、データ、文書、画像、音等のコンテンツを含む。）の利用権をいう。本製品は、一定期間に限り利用権が付与される「期間課金型ソフトウェア」を前提とする
シリアルコード	本製品を手入または利用するために必要なID及び／またはパスワード等のデータ
本サービス取扱所	本サービスに関する業務を行う当社の事務所

第2章 本サービスの提供

第4条（本サービスの提供方法）

- 当社は所定の方法により利用者に対し、本製品のダウンロード用URLとともに、シリアルコードを交付する。
- 本製品の使用権は、前項に従って利用者へ本製品のダウンロード用URLおよびシリアルコードが交付された時点で利用者に移転するものとする。
- 利用者は本製品のダウンロードまたはインストールする前にソースネクストに対して、本製品の使用許諾条件書に同意するものとする。

第3章 契約

第5条（契約の単位）

当社は、一のちゅピCOMモバイル契約につき、一の本契約を締結するものとします。

第6条（契約申し込みの方法）

本サービスの申し込みををするときは、本規約の内容を承諾した上で、申込書に掲げる事項を当社所定の手続きに従って契約事務を行う本サービス取扱所に申し出ていただくものとします。

第7条（契約申し込みの承諾）

- 当社は、契約の申し込みがあったときは、受け付けた順序に従って審査し承諾します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。
- 当社は、前項にかかわらず、次の場合には、契約の申し込みを承諾しないことがあります。
 - 本サービスを提供することが著しく困難なとき。
 - 本契約者が本サービスの料金その他の債務の支払に現に怠り、または怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
 - 申し込みの際に虚偽の事項を申告したとき。
 - その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第8条（本サービスの利用開始日）

当社は、前条に基づき当社が承諾した日を本サービスの利用開始日（以下「利用開始日」といいます。）とし、利用開始日から本サービスを提供します。

第9条（契約内容の変更）

- 本契約者は、第6条による申込書記入内容の変更を請求することができます。
- 前項の請求の方法及びその承諾については、第7条（契約申し込みの承諾）に準じて取り扱います。

第10条（権利譲渡の禁止）

本サービスを受ける権利は、譲渡することはできません。

第11条（本契約者の地位の承継）

- 相続または法人の合併もしくは分割により本契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併後存続する法人、合併もしくは分割により設立された法人もしくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて本サービス取扱所に届け出ていただくものとします。
- 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- 当社は、前項による代表者の届け出があるまでの間、その地位を承継した者の

うちの1人を代表者として取り扱います。

- 前3項にかかわらず、本契約者の地位の承継において第1項の届け出がないときは、当社は、その本サービスに係る地位の承継の届け出をもって、本契約者の地位の承継があったものとみなします。

第12条（本契約者の氏名などの変更の届け出）

- 本契約者および利用者は、その商号、氏名、所在地、または請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに本サービス取扱所に届け出ていただきます。
- 前項による変更があったにもかかわらず本サービス取扱所に届け出がないときは、当社に届け出を受けている商号、氏名、所在地または請求書の送付先への郵送などの通知をもって、当社からの通知を行ったものとみなします。
- 第1項による届け出があったときは、当社は、その届け出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

第4章 料金

第13条（料金）

当社が提供する本サービスの料金は、【各種料金について】に定めるところによります。

第14条（利用料金の支払い義務）

- 本契約者は、【各種料金について】に定める月額利用料金（以下「利用料など」といいます。以下この条において同じとします。）の支払を要します。なお、利用料などは、利用開始日の属する月から発生するものとします。
- 本契約が月の途中で終了した場合であっても、利用料などは日割りしないものとします。なお、利用開始日の属する月と、本サービス契約が終了した日の属する月が同一の月の場合、本契約者は、1ヶ月分の利用料などの支払いを要します。
- 当社は、本規約などで別段の規定がある場合を除き、受領した請求金額について返金しないものとします。

第15条（割増金）

本契約者は、料金の支払いを不法または不当に免れた場合は、その免れた額その他、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

第16条（延滞利息）

本契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第17条（端数処理）

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第18条（料金などの支払い）

- 本契約者は、料金について、当社が定める期日までに、当社が指定する本サービス取扱所または金融機関などにおいて支払っていただきます。
- 本契約者は、料金について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- 第14条（利用料金の支払義務）により【各種料金について】に定める料金の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額とします。

第5章 本サービス提供の終了など

第19条（本サービス提供の終了）

- 当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。
 - 前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴いその本契約を解除する場合は、当社が指定するホームページなどによりその旨周知を行います。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を本契約者に通知します。
- ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第20条（本契約者が行う契約解除）

本契約者は、本契約を解除しようとするときは、解除の1カ月前までに本サービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

第21条（当社が行う契約解除）

- 当社は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ本契約者に通知した後、本契約を解除することがあります。
- 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - 本契約者が当社と契約を締結しているまたは締結していた他のサービスなどに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - 当社の名誉もしくは信用を毀損したとき。
 - 当社に損害を与えたとき。
 - 第21条（本サービス提供の終了）第1項に定めるとき。
 - 本契約者に次に定める事由のいずれかが発生したとき。
 - 支払停止状態に陥った場合、その他財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合。
 - 手形交換所の取引停止処分を受けた場合。

- (3) 差し押さえ、仮差し押さえ、仮処分、競売、租税滞納処分の申し立てを受けた場合。
- (4) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の申し立てを受け、または自ら申し立てをした場合。
- (5) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者に該当することが判明したとき。
- (6) 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行ったとき。

第6章 個人情報の取り扱い

第22条（個人情報の取り扱い）

- 1 本契約者および利用者は、本サービスの提供に不可欠な個人情報についてアイテムから請求があったときは、当社がその本契約者および利用者の氏名及び住所等を、アイテムに通知する場合があることについて、同意していただきます。
- 2 本契約者および利用者は、当社が、本サービスの提供のため、本サービスの提供の過程において本契約者および利用者の個人情報を知り得てしまう場合があることについて、同意していただきます。
- 3 当社およびアイテムは、前項により本契約者から知り得た個人情報については、当社およびアイテムが別に定める「個人情報保護方針」に基づき取り扱うものとします。
- 4 当社およびアイテムは、本サービスの提供および本サービスに付随するサービス向上のために個人情報を利用する。本契約者および利用者は上記利用目的に同意していただきます。

第7章 損害賠償

第23条（損害賠償）

本サービスの提供にあたり、当社の責に帰すべき事由により利用者が損害を被った場合、当社は、月額料相当額を上限として、当該損害を賠償するものとします。

第8章 雑則

第24条（法令に定める事項）

本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによりします。

第25条（準拠法）

本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第26条（紛争の解決）

- 1 本規約の条項または本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。
- 2 本契約者及び利用者は、本契約に関して訴訟の必要が生じた場合、当社およびアイテムが定める裁判所を第一審の裁判所とすることに合意するものとします。

附則（実施期日）

- 1 本規約は、2026年4月1日から実施します。

第1章 総則

第1条（i-フィルター for マルチデバイス）

株式会社ちゅピCOM（以下「当社」といいます）と当社の契約事業者である株式会社アイテム（以下「アイテム」といいます）はi-フィルター for マルチデバイス規約規約（以下「本規約」といいます）を定め、デジタルアーツ株式会社（以下「デジタルアーツ」といいます）が提供するi-フィルター for マルチデバイス（以下「本サービス」といいます）を提供します。

第2条（本約款の変更）

当社は、本規約（別紙を含みます。）を、本契約者の承諾を得ることなく変更することがあります。この場合には、本サービスの提供条件は、変更後の規約によりします。

第3条（用語の定義）

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
本契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
本契約者	当社と本契約を締結している者
利用者	本契約者が登録する本サービスの提供を受ける者
本製品	当社が販売権および公衆送信権(送信可能化権を含む。以下同じ。)を有する別紙1記載のアプリケーションソフトウェア（付属するフォント、テンプレート、素材、データ、文書、画像、音等のコンテンツを含む。）の利用権をいう。本製品は、一定期間に限り利用権が付与される「期間課金型ソフトウェア」を前提とする
シリアルコード	本製品を入手または利用するために必要なIDおよび／またはパスワードなどのデータ
本サービス取扱所	本サービスに関する業務を行う当社の事務所

第2章 本サービスの提供

第4条（本サービスの提供方法）

- 1 当社は所定の方法により利用者に対し、本製品のダウンロード用URLとともに、シリアルコードを交付する。
- 2 本製品の使用権は、前項に従って利用者に本製品のダウンロード用URLおよびシリアルコードが交付された時点で利用者に移転するものとする。
- 3 利用者は本製品のダウンロードまたはインストールする前にデジタルアーツに対して、本製品の使用許諾条件書に同意するものとする。

第3章 契約

第5条（契約の単位）

当社は、一のちゅピCOMモバイル契約につき、一の本契約を締結するものとします。

第6条（契約申込みの方法）

本サービスの申込みをするときは、本規約の内容を承諾した上で、申込書に掲げる事項を当社所定の手続きに従って契約事務を行う本サービス取扱所に申し出ていただくものとします。

第7条（契約申込みの承諾）

- 1 当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って審査し承諾します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。
- 2 当社は、前項にかかわらず、次の場合には、契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - I 本サービスを提供することが著しく困難なとき。
 - II 本契約者が本サービスの料金その他の債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
 - III 申込みの際に虚偽の事項を申告したとき。
 - IV その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第8条（本サービスの利用開始日）

当社は、前条に基づき当社が承諾した日を本サービスの利用開始日（以下「利用開始日」といいます。）とし、利用開始日から本サービスを提供します。

第9条（契約内容の変更）

- 1 本契約者は、第6条による申込書記入内容の変更を請求することができます。
- 2 前項の請求の方法およびその承諾については、第7条（契約申し込みの承諾）に準じて取り扱います。

第10条（権利譲渡の禁止）

本サービスを受ける権利は、譲渡することはできません。

第11条（本契約者の地位の承継）

- 1 相続または法人の合併もしくは分割により本契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併後存続する法人、合併もしくは分割により設立された法人もしくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて本サービス取扱所に届け出ていただくものとします。
- 2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- 3 当社は、前項による代表者の届け出があるまでの間、その地位を承継した者の

- うちの1人を代表者として取り扱います。
- 4 前3項にかかわらず、本契約者の地位の承継において第1項の届け出がないときは、当社は、その本サービスに係る地位の承継の届け出をもって、本契約者の地位の承継があったものとみなします。

第12条（本契約者の氏名などの変更の届け出）

- 1 本契約者および利用者は、その商号、氏名、所在地、または請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに本サービス取扱所に届け出ていただきます。
- 2 前項による変更があったにもかかわらず本サービス取扱所に届け出がないときは、当社に届け出を受けている商号、氏名、所在地または請求書の送付先への郵送等の通知をもって、当社からの通知を行ったものとみなします。
- 3 第1項による届け出があったときは、当社は、その届け出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

第4章 料金

第13条（料金）

当社が提供する本サービスの料金は、【各種料金について】に定めるところによります。

第14条（利用料金の支払義務）

- 1 本契約者は、【各種料金について】に定める月額利用料金（以下「利用料など」といいます。以下この条において同じとします。）の支払いを要します。なお、利用料等は、利用開始日の属する月から発生するものとします。
- 2 本契約が月の途中で終了した場合であっても、利用料などは日割りしないものとし、なお、利用開始日の属する月と、本サービス契約が終了した日の属する月が同一の月の場合、本契約者は、1ヶ月分の利用料などの支払いを要します。
- 3 当社は、本規約等で別段の規定がある場合を除き、受領した請求金額について返金しないものとします。

第15条（割増金）

本契約者は、料金の支払を不法または不当に免れた場合は、その免れた額の他、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

第16条（延滞利息）

本契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第17条（端数処理）

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第18条（料金などの支払い）

- 1 本契約者は、料金について、当社が定める期日までに、当社が指定する本サービス取扱所または金融機関等において支払っていただきます。
- 2 本契約者は、料金について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- 3 第14条（利用料金の支払義務）により【各種料金について】に定める料金の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額とします。

第5章 本サービス提供の終了等

第19条（本サービス提供の終了）

- 1 当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。
- 2 前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴いその本契約を解除する場合は、当社が指定するホームページ等によりその旨周知を行います。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を本契約者に通知します。
- ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第20条（本契約者が行う契約解除）

本契約者は、本契約を解除しようとするときは、解除の1ヵ月前までに本サービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

第21条（当社が行う契約解除）

- 当社は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ本契約者に通知した後、本契約を解除することがあります。
- Ⅰ 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- Ⅱ 本契約者が当社と契約を締結しているまたは締結していた他のサービスなどに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- Ⅲ 当社の名誉もしくは信用を毀損したとき。
- Ⅳ 当社に損害を与えたとき。
- Ⅴ 第19条（本サービス提供の終了）第1項に定めるとき。
- Ⅵ 本契約者に次に定める事由のいずれかが発生したとき。
- (1) 支払停止状態に陥った場合、その他財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合。
- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合。

- (3) 差し押さえ、仮差し押さえ、仮処分、競売、租税滞納処分の申し立てを受けた場合。
- (4) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の申立を受け、または自ら申し立てをした場合。
- (5) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者に該当することが判明したとき。
- (6) 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行ったとき。

第6章 個人情報の取り扱い

第22条（個人情報の取り扱い）

- 1 本契約者および利用者は、本サービスの提供に不可欠な個人情報についてアイテムから請求があったときは、当社がその本契約者および利用者の氏名および住所等を、アイテムに通知する場合があることについて、同意していただきます。
- 2 本契約者および利用者は、当社が、本サービスの提供のため、本サービスの提供の過程において本契約者および利用者の個人情報を知り得てしまう場合があることについて、同意していただきます。
- 3 当社およびアイテムは、前項により本契約者から知り得た個人情報については、当社およびアイテムが別に定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとします。
- 4 当社およびアイテムは、本サービスの提供および本サービスに付随するサービス向上のために個人情報を利用する。本契約者および利用者は上記利用目的に同意していただきます。

第7章 損害賠償

第23条（損害賠償）

本サービスの提供にあたり、当社の責に帰すべき事由により利用者が損害を被った場合、当社は、月額料相当額を上限として、当該損害を賠償するものとします。

第8章 雑則

第24条（法令に定める事項）

本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第25条（準拠法）

本規約の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠するものとします。

第26条（紛争の解決）

- 1 本規約の条項または本規約に定めのない事項について紛議などが生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。
- 2 本契約者および利用者は、本契約に関して訴訟の必要が生じた場合、当社およびアイテムが定める裁判所を第一審の裁判所とすることに合意するものとします。

附則（実施期日）

- 1 本規約は、2026年4月1日から実施します。

営業活動および広告表示に関する取り組みについて

1. 営業活動における自主基準に関する取り組み

日本ケーブルテレビ連盟制定「ケーブルテレビ事業の営業活動における消費者保護に関する自主基準およびガイドライン」に基づき、以下の事項を徹底します。

- (1) 営業時には、まず営業員の氏名、所属ケーブルテレビ局をお客さまに明示し、営業することをおことわりします。
- (2) 地デジ視聴方法、料金等について過不足ないご説明をいたします。
- (3) ご高齢の方には特に配慮いたします。
- (4) その他、契約時には、重要事項の説明を十分にいたします。

※日本ケーブルテレビ連盟のホームページからダウンロードできます。

https://www.catv-jcta.jp/u/pdf/3404/3673/consumer_guideline

2. 広告表示における自主基準に関する取り組み

日本ケーブルテレビ連盟制定「ケーブルテレビ事業の広告表示に関する自主基準およびガイドライン」に基づき、以下の事項を徹底します。

- (1) 正確でわかりやすい表示に努めます。特に料金プラン名称、チャンネルラインナップ、料金、工事等についてお客さまに誤解を生じることのないよう明確かつ適正に表示します。
- (2) サービス内容や料金等について、虚偽・誇大な表現をせず、誤認されないように努めます。
- (3) 無料または割引のキャンペーンの広告は、対象期間、料金適用条件等を解りやすく表示し、将来の料金等と比較する場合には、十分に根拠のある料金を適用します。

※日本ケーブルテレビ連盟のホームページからダウンロードできます。

https://www.catv-jcta.jp/u/pdf/3404/3673/advertising_guideline

料金および各種費用やサービス内容について、改善等のため予告なく変更する場合があります。

表記の金額はすべて税込みです。

記載内容は、2026年4月1日現在の情報です。

ちゅピCOMサービス、ご契約に関するお問い合わせは、ちゅピCOMお客さまセンターまで



0800-555-2525

9:30～18:00
年中無休

<https://www.chupicom.jp>

株式会社ちゅピCOM 〒730-0854 広島市中区土橋町7番1号 登録番号〈電気通信事業者〉: 中第38号

「ちゅピCOMサービス重要説明事項」記載の一部変更につきまして

株式会社ちゅピCOM

この度、本書の記載を以下の通り変更いたします。

■変更箇所

ちゅピCOM重要説明事項 P.82～P.85

【ちゅピCOMモバイル加入契約約款】

変更前	変更後																																
料金表(別紙) 1. 適用 1-1 ちゅピCOMモバイルの品目 (中略) ③ DプランのSIM機能区分 <table> <tr> <th>品目</th><th>内容</th></tr> <tr> <td>データSIM</td><td> (中略) - 基本データ容量は割り当てを行った月の翌月末まで有効となります。 - SMS機能の利用を希望される方は、別途SMSオプションにお申し込みください。 </td></tr> </table>	品目	内容	データSIM	(中略) - 基本データ容量は割り当てを行った月の翌月末まで有効となります。 - SMS機能の利用を希望される方は、別途SMSオプションにお申し込みください。	料金表(別紙) 1. 適用 1-1 ちゅピCOMモバイルの品目 (中略) ③ DプランのSIM機能区分 <table> <tr> <th>品目</th><th>内容</th></tr> <tr> <td>データSIM</td><td> (中略) 基本データ容量は割り当てを行った月の翌月末まで有効となります。 </td></tr> </table>	品目	内容	データSIM	(中略) 基本データ容量は割り当てを行った月の翌月末まで有効となります。																								
品目	内容																																
データSIM	(中略) - 基本データ容量は割り当てを行った月の翌月末まで有効となります。 - SMS機能の利用を希望される方は、別途SMSオプションにお申し込みください。																																
品目	内容																																
データSIM	(中略) 基本データ容量は割り当てを行った月の翌月末まで有効となります。																																
2-4 オプション機能 (中略) ① オプション機能概要 【Aプラン】 <table> <tr> <th>機能名</th><th>内容</th></tr> <tr> <td>(中略)</td><td>(中略)</td></tr> <tr> <td>国際電話</td><td> 日本国内から海外へ電話をすることができます。 <備考> 1.国際電話は初期状態で有効で、無効にはできません。 </td></tr> </table> 【Dプラン】 <table> <tr> <th>機能名</th><th>内容</th></tr> <tr> <td>(中略)</td><td>(中略)</td></tr> <tr> <td>追加クーポン</td><td> 1カ月に利用できる通信料を追加することができます。 <備考> 1.毎月の追加クーポン利用数の上限はありません。 2.100MB単位で購入できます。 3.追加クーポンの有効期限は購入月の3カ月後の月末までとなります。 4.追加クーポンは有効期限が短いクーポンから消化されます。 </td></tr> <tr> <td>SMSオプション</td><td>・SMS機能を提供します</td></tr> <tr> <td>(中略)</td><td>(中略)</td></tr> <tr> <td>国際電</td><td>日本国内から海外へ電話をす</td></tr> </table>	機能名	内容	(中略)	(中略)	国際電話	日本国内から海外へ電話をすることができます。 <備考> 1.国際電話は初期状態で有効で、無効にはできません。	機能名	内容	(中略)	(中略)	追加クーポン	1カ月に利用できる通信料を追加することができます。 <備考> 1.毎月の追加クーポン利用数の上限はありません。 2.100MB単位で購入できます。 3.追加クーポンの有効期限は購入月の3カ月後の月末までとなります。 4.追加クーポンは有効期限が短いクーポンから消化されます。	SMSオプション	・SMS機能を提供します	(中略)	(中略)	国際電	日本国内から海外へ電話をす	2-4 オプション機能 (中略) ① オプション機能概要 【Aプラン】 <table> <tr> <th>機能名</th><th>内容</th></tr> <tr> <td>(中略)</td><td>(中略)</td></tr> <tr> <td>国際電話</td><td> 日本国内から海外へ電話をすることができます。 <備考> 1.国際電話は初期状態で有効で、無効にはできません。 </td></tr> <tr> <td>JAPANローミング™機能</td><td> 当社のJAPANローミング™提供条件書に定めるJAPANローミングをいいます。 <備考> 1.当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限り提供します。 2.この機能に関する提供条件については、JAPANローミング™提供条件書その他当社が別に定めるところによります。 </td></tr> </table> 【Dプラン】 <table> <tr> <th>機能名</th><th>内容</th></tr> <tr> <td>(中略)</td><td>(中略)</td></tr> <tr> <td>追加クーポン</td><td> 1カ月に利用できる通信料を追加することができます。 <備考> 1.毎月の追加クーポン利用数の上限はありません。 </td></tr> </table>	機能名	内容	(中略)	(中略)	国際電話	日本国内から海外へ電話をすることができます。 <備考> 1.国際電話は初期状態で有効で、無効にはできません。	JAPANローミング™機能	当社のJAPANローミング™提供条件書に定めるJAPANローミングをいいます。 <備考> 1.当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限り提供します。 2.この機能に関する提供条件については、JAPANローミング™提供条件書その他当社が別に定めるところによります。	機能名	内容	(中略)	(中略)	追加クーポン	1カ月に利用できる通信料を追加することができます。 <備考> 1.毎月の追加クーポン利用数の上限はありません。
機能名	内容																																
(中略)	(中略)																																
国際電話	日本国内から海外へ電話をすることができます。 <備考> 1.国際電話は初期状態で有効で、無効にはできません。																																
機能名	内容																																
(中略)	(中略)																																
追加クーポン	1カ月に利用できる通信料を追加することができます。 <備考> 1.毎月の追加クーポン利用数の上限はありません。 2.100MB単位で購入できます。 3.追加クーポンの有効期限は購入月の3カ月後の月末までとなります。 4.追加クーポンは有効期限が短いクーポンから消化されます。																																
SMSオプション	・SMS機能を提供します																																
(中略)	(中略)																																
国際電	日本国内から海外へ電話をす																																
機能名	内容																																
(中略)	(中略)																																
国際電話	日本国内から海外へ電話をすることができます。 <備考> 1.国際電話は初期状態で有効で、無効にはできません。																																
JAPANローミング™機能	当社のJAPANローミング™提供条件書に定めるJAPANローミングをいいます。 <備考> 1.当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限り提供します。 2.この機能に関する提供条件については、JAPANローミング™提供条件書その他当社が別に定めるところによります。																																
機能名	内容																																
(中略)	(中略)																																
追加クーポン	1カ月に利用できる通信料を追加することができます。 <備考> 1.毎月の追加クーポン利用数の上限はありません。																																

話	ることができます。 ＜備考＞ 1.国際電話の利用制限目安額は20,000円/月となります。金額の変更はできません。 2.仕様上、1 の目安額を超過してもただちに利用制限されない場合があります。その際の減免対応は行いません。 3.国際電話は初期状態で有効で、無効にはできません。	
(中略)		
② プラン別の利用可能なオプション機能		
【Aプラン】		
機能名	データSIM	音声+データSIM
(中略)	(中略)	(中略)
国際電話	×	●(標準機能)
【Dプラン】		
機能名	データSIM	音声+データSIM
24 時間通話定額オプション※	×	○(付加機能)
(中略)	(中略)	(中略)
追加クーポン	○(付加機能)	○(付加機能)
SMSオプション	○(付加機能)	●(標準機能)
※ ちゅピCOMモバイル(N)のみの提供となります。		
③ 付加機能利用料		
項目	料金額	
(中略)	(中略)	
通話定額オプション	913 円(税込み)/月	
SMSオプション※1	143 円(税込み)/月	
(中略)	(中略)	
割込通話※2	220 円/月	
※1 Dプランのみ料金がかかります。		
※2 Dプランのみの提供となります。		

	2.100MB単位で購入できます。 3.追加クーポンの有効期限は購入月の3カ月後の月末までとなります。 4.追加クーポンは有効期限が短いクーポンから消化されます。	
(中略)	(中略)	
国際電話	日本国内から海外へ電話をすることができます。 ＜備考＞ 1.国際電話の利用制限目安額は20,000円/月となります。金額の変更はできません。 2.仕様上、1 の目安額を超過してもただちに利用制限されない場合があります。その際の減免対応は行いません。 3.国際電話は初期状態で有効で、無効にはできません。	
JAPAN ローミング™機能	当社の JAPAN ローミング™提供条件書に定める JAPAN ローミング™をいいます。 ＜備考＞ 1.当社が別に定める移動無線装置を利用しているものだけに提供します。 2.この機能に関する提供条件については、JAPAN ローミング™提供条件書その他当社が別に定めるところによります。	
(中略)		
② プラン別の利用可能なオプション機能		
機能名	データSIM	音声+データSIM
(中略)	(中略)	(中略)
国際電話	×	●(標準機能)
JAPAN ローミング™機能	●(標準機能)	●(標準機能)
(中略)		
【Dプラン】		
機能名	データSIM	音声+データSIM
(中略)	(中略)	(中略)
24 時間通話定額オプション※	×	○(付加機能)

	(中略)	(中略)	(中略)	
	追加クーポン	○ (付加機能)	○ (付加機能)	
	留守番電話	×	○ (付加機能)	
	(中略)	(中略)	(中略)	
	国際電話	×	● (標準機能)	
	JAPAN ロ ーミング™ 機能	×	● (標準機能)	
	※ ちゅピCOMモバイル(N)のみの提供となります。			
	③ 付加機能利用料			
	項目	料金額		
	(中略)	(中略)		
	通話定額オプション	913 円(税込み)/月		
	(中略)	(中略)		
	割込通話※	220 円/月		
※ Dプランのみの提供となります。				
別記 (中略) 7 緊急通報に係る情報通知 ちゅピCOMモバイルでは緊急通報に係る情報通知が行われます。 (1) 特定携帯電話事業者は、契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）から電気通信番号規則第12条に規定する電気通信番号を用いて行う通話（以下、この条において「緊急通報通話」といいます。）が行われる場合、その端末設備がその機能によりGPS衛星から受信した信号等の情報を取得します。 (2) 当社または特定携帯電話事業者は、契約者回線からの緊急通報通話（その発信に先立ち、184 をダイヤルして行うものを除きます。）については、前条の規定によらず、下表の規定により、その契約者回線に係る情報を、下表に規定する相手先に通知します。ただし、下表の2欄に定める情報については、その緊急通報通話の相手となる警察機関、海上保安機関または消防機関において、当社または特定携帯電話事業者が通知する情報を受信するための電気通信設備を具備している場合に限り、通知するものとします。	別記 (中略) 7 緊急通報に係る情報通知 ちゅピCOMモバイルでは緊急通報に係る情報通知が行われます。 (1) 特定携帯電話事業者は、契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）から電気通信番号規則第12条に規定する電気通信番号を用いて行う通話（以下、この条において「緊急通報通話」といいます。）が行われる場合、その端末設備がその機能によりGPS衛星から受信した信号等の情報を取得します。 (2) 当社または特定携帯電話事業者は、契約者回線からの緊急通報通話（その発信に先立ち、184 をダイヤルして行うものを除きます。）については、前条の規定によらず、下表の規定により、その契約者回線に係る情報を、下表に規定する相手先に通知します。ただし、下表の2欄に定める情報については、その緊急通報通話の相手となる警察機関、海上保安機関または消防機関において、当社または特定携帯電話事業者が通知する情報を受信するための電気通信設備を具備している場合に限り、通知するものとします。			
通知する情報	通知する事業者	通知する相手先	通知する情報	通知する相手先
			1. 発信を行った契	その緊急通報通話

1.発信を行った契約者回線に係る電話番号	当社	その緊急通報通話の着信のあった契約者回線等	約者回線に係る電話番号	の着信のあった契約者回線等
2.その契約者回線に接続された移動無線装置の所在する位置に関する情報(その移動無線装置が接続されている無線基地局設備に係る情報または前項により特定携帯電話事業者がその契約者回線から取得した情報に基づき、特定携帯電話事業者が計算した緯度および経度の情報をいいます。)およびその契約者回線に係る電話番号	特定携帯電話業者	その緊急通報通話の着信のあった警察機関、海上保安機関または消防機関	2.その契約者回線に接続された移動無線装置の所在する位置に関する情報(その移動無線装置が接続されている無線基地局設備に係る情報または前項により特定携帯電話事業者がその契約者回線から取得した情報に基づき、特定携帯電話事業者が計算した緯度および経度の情報をいいます。)およびその契約者回線に係る電話番号	その緊急通報通話の着信のあった警察機関、海上保安機関または消防機関
(3) 前項の規定に関わらず、JAPANローミング™機能を用いた緊急通報通話について、下表の規定により、その契約者回線に係る情報を、他の携帯電話事業者を通じて下表に規定する相手先に通知することがあります。ただし、下表の2欄に定める情報については、その緊急通報通話の相手となる警察機関、海上保安機関または消防機関において、通知する情報を受信するための電気通信設備を具備している場合に限り、通知するものとします。				
			通知する情報	通知する相手先
			1.発信を行った契約者回線に係る電話番号または端末設備から送出されるIMSI(国際移動電話加入者識別番号)	その緊急通報通話の着信のあった契約者回線等
			2.その契約者回線に接続された移動無線装置の所在する位置に関する情報(その移動無線装置が接続されている基地局設備に係る情報または前項に	その緊急通報通話の着信のあった警察機関、海上保安機関または消防機関
(3) 当社または特定携帯電話事業者は、電話番号または移動無線装置の所在する位置に関する情報をその通話の相手先に通知し、または通知しないことに伴い発生する損害については、第62条(責任の制限)の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。				

	より<u>特定携帯電話事業者がその契約者回線から取得した情報に基づき、特定携帯電話事業者が計算した緯度および経度の情報をいいます。)</u>および<u>その契約者回線に係る電話番号または端末設備から送出されるIMS I(国際移動電話加入者識別番号)</u>	
	(4) <u>JAPANローミング™機能を用いた緊急通報通話について、その発信に先立ち184または186をダイヤルした場合、通話ができない場合があります。</u> (5) <u>JAPANローミング™機能を用いた緊急通報通話について、その発信に先立ち184をダイヤルした通話その他契約者が電話番号をその通話の着信のあった契約者回線等へ通知しない取り扱いを求めた通話であっても、第3項に基づく通知を行うことがあります。</u> (6) <u>当社、特定携帯電話事業者または他の携帯電話事業者は、電話番号または移動無線装置の所在する位置に関する情報をその通話の相手先に通知し、または通知しないことに伴い発生する損害については、第 61 条(責任の制限)の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。</u>	
附 則 (実施期日) この約款は、2026 年 2 月 1 日から実施します。	附 則 (実施期日) この約款は、2026 年 4 月 1 日から実施します。	

「ちゅピCOMサービス重要説明事項」記載の一部変更につきまして

株式会社ちゅピCOM

この度、本書の記載を以下の通り変更いたします。

■変更箇所

ちゅピCOMサービス重要説明事項 P.26

【電話サービスに関する事項】

変更前			変更後		
⑪-3. 通話料			⑪-3. 通話料		
種別		通話料(税込み)	種別		通話料(税込み)
(中略)		(中略)	(中略)		(中略)
特別番号への 通話	時報(117)	8.8 円/3 分	特別番号への 通話	時報(117)	8.8 円/3 分
	番号案内 ^注 5(104)	220 円/案内		番号案内 ^注 5(104)	440 円/案内

ちゅピCOMサービス重要説明事項 P.38

【ちゅピCOMモバイル(N)基本利用料】

変更前			変更後		
	データ SIM	音声+ データ SIM		データ SIM	音声+ データ SIM
1GB		1,089 円	1GB		1,089 円
5GB		1,639 円	5GB		1,639 円
10GB		2,189 円	30GB		3,069 円
20GB		2,739 円	50GB		4,609 円

ちゅピCOMサービス重要説明事項 P.82

【ちゅピCOMモバイル加入契約約款】

変更前			変更後		
2-3 ちゅピCOMモバイル(N)特約 (中略)			2-3 ちゅピCOMモバイル(N)特約 (中略)		
②基本利用料			②基本利用料		
コース名	基本 データ 容量	料金額	コース名	基本 データ 容量	料金額
Dプラン			Dプラン		
ちゅピCOM モバイル(N) 1GB	1GB	1,089 円 (税込 み)/月	ちゅピCOM モバイル(N) 1GB	1GB	1,089 円 (税込 み)/月
ちゅピCOM モバイル(N) 5GB	5GB	1,639 円 (税込 み)/月	ちゅピCOM モバイル(N) 5GB	5GB	1,639 円 (税込 み)/月
ちゅピCOM モバイル(N) 10G B	10GB	2,189 円 (税込 み)/月	ちゅピCOM モバイル(N) 10G B	10GB	2,189 円 (税込 み)/月
ちゅピCOM モバイル(N) 20G B	20GB	2,739 円 (税込 み)/月	ちゅピCOM モバイル(N) 20G B	20GB	2,739 円 (税込 み)/月
			ちゅピCOM モバイル(N) 30G	30GB	3,069 円 (税込

	<table><tr><td><u>B</u></td><td></td><td><u>み)/月</u></td></tr><tr><td><u>ちゅピCOM</u></td><td></td><td><u>4,609 円</u></td></tr><tr><td><u>モバイル(N) 50G</u></td><td><u>50GB</u></td><td><u>(税込</u></td></tr><tr><td><u>B</u></td><td></td><td><u>み)/月</u></td></tr></table>	<u>B</u>		<u>み)/月</u>	<u>ちゅピCOM</u>		<u>4,609 円</u>	<u>モバイル(N) 50G</u>	<u>50GB</u>	<u>(税込</u>	<u>B</u>		<u>み)/月</u>
<u>B</u>		<u>み)/月</u>											
<u>ちゅピCOM</u>		<u>4,609 円</u>											
<u>モバイル(N) 50G</u>	<u>50GB</u>	<u>(税込</u>											
<u>B</u>		<u>み)/月</u>											
附 則 (実施期日) この約款は、2026 年 4 月 1 日から実施します。	附 則 (実施期日) この約款は、2026 年 <u>8 月 1 日</u> から実施します。												